

平成 2 4 年度

業務実績報告書

日本司法支援センター

— 目 次 —

I	はじめに	1
II	日本司法支援センターの概要	2
1	業務の内容	2
(1)	本来業務（総合法律支援法第30条第1項）	2
ア	情報提供業務（第1号）	2
イ	民事法律扶助業務（第2号）	2
ウ	国選弁護等関連業務（第3号）	2
エ	司法過疎対策業務（第4号）	2
オ	犯罪被害者支援業務（第5号）	2
(2)	受託業務（総合法律支援法第30条第2項）	2
(3)	東日本大震災法律援助事業（震災特例法第3条第1項）	2
2	法人の組織	3
3	法人の沿革	4
4	根拠法	4
5	主務大臣	4
6	資本金	4
7	役員の状況	4
8	職員の状況	4
III	中期目標・中期計画・年度計画	4
1	日本司法支援センターの中期目標・中期計画	4
(1)	総合法律支援の充実のための措置に関する事項	4
(2)	業務運営の効率化に関する事項	5
(3)	提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	5
2	平成24年度日本司法支援センター年度計画	6
(1)	総合法律支援の充実のための措置に関する事項	6
(2)	業務運営の効率化に関する事項	7
(3)	提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	7
IV	平成24年度の事業概要	8
1	総括	8
(1)	業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行	8
(2)	地方協議会の開催	8
(3)	常勤弁護士の確保	8
(4)	内部統制の構築・運用に関する点検	9

2	各業務	9
(1)	情報提供業務	9
ア	コールセンターにおける情報提供	9
イ	地方事務所における情報提供	9
ウ	ホームページによる情報提供	9
エ	関係機関との連携・協力関係強化	9
オ	東日本大震災に対する対応	10
(2)	民事法律扶助業務・震災法律援助業務	10
ア	援助申込状況及び援助決定件数等状況	10
イ	契約弁護士・司法書士数	10
ウ	立替金等の状況	11
(3)	国選弁護等関連業務	11
ア	受理件数	11
イ	国選弁護人契約の締結	11
(4)	司法過疎対策	12
(5)	犯罪被害者支援業務等	12
ア	犯罪被害者支援業務	12
イ	国選被害者参加弁護士関連業務	12
(6)	受託業務	13
ア	中国残留孤児援護基金委託援助業務	13
(ア)	業務内容	13
(イ)	件数	13
イ	日本弁護士連合会委託援助業務	13
(ア)	業務内容	13
(イ)	件数	13
V	平成 24 年度における業務実績	14
1	総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置	14
(1)	業務運営の基本的姿勢等	14
①	業務運営の基本的姿勢	14
ア	利用者の立場に立った業務運営	14
1	組織運営理念の周知徹底	14
2	待遇水準の向上等	14
3	東日本大震災に係る被災者支援の取組	15
1	開催状況	16
2	会議の概要	16
1	高齢者・障害者等への周知	18

2	出張法律相談体制の整備	18
イ	利用者の意見、苦情等への適切な対応	19
1	利用者からの苦情等の取扱い	20
2	契約弁護士への「利用者の声」の伝達	20
3	「接遇リーダー」養成研修の実施	20
ウ	効率的で効果的な業務運営	20
1	組織運営理念の周知徹底	20
2	業務改善の推奨（業務改善事例の把握と紹介）	21
②	支援センターの存在及びその業務の内容についての周知	21
1	広報計画の策定	21
2	効果測定	22
3	効率的で効果的な広報の実施	22
4	マスコミへの積極的な情報発信	22
5	関係機関・団体と連携した広報と周知技術の向上	23
6	認知度調査の実施	23
(2)	組織の基盤整備等	24
①	一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保等	24
ア	一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保	24
1	契約弁護士・契約司法書士の確保	24
2	常勤弁護士の配置等	25
1	説明会等の実施	25
2	契約弁護士の確保	26
1	被害者参加弁護士確保の取組	26
2	契約弁護士の確保	26
1	就職説明会・採用案内の周知等	27
2	選択型実務修習、エクスターンシップ	27
イ	法律サービスの提供に係る体制の整備	28
1	司法過疎地域事務所の設置	28
2	常勤弁護士の巡回による司法サービスの提供	28
ウ	常勤弁護士の採用	29
1	募集活動の推進	29
2	総合評価に基づく人材の確保	29
エ	常勤弁護士の待遇	30
②	職員の質の向上等	30
1	採用について	30
2	人事配置について	31
1	一般職員に対する研修	32
2	常勤弁護士に対する研修	32

③ 内部統制・ガバナンスの強化等	33
1 理事長のリーダーシップ	34
2 ガバナンス推進委員会の活動	34
3 本部決定事項等の伝達	35
1 監査室の態勢等	35
2 会計監査人監査（注1）の実施（連携強化）	35
3 監事監査（注2）の実施	36
4 内部監査（注3）の実施	36
5 会計監査人、監事及び監査室の連携	36
1 内部統制の構築・運用に関する点検（ガバナンス推進委員会）	37
2 全国地方事務所長会議等における取組	38
3 職員研修の実施	38
1 契約弁護士に対する規則等の周知	38
2 職員研修等の実施	39
(3) 外部機関等との関係	39
① 地方協議会の開催等	39
1 地方協議会開催状況	39
2 アンケートの実施	40
3 先進事例の紹介	40
② 関係機関との連携強化	40
1 中央レベルでの連携に関する取組状況	41
2 地方事務所における連携に関する取組状況	41
3 新たに創設される関係機関・団体との連携に関する取組状況	41
1 被害者支援連絡協議会への参加	42
2 DV防止法第9条連絡協議会への参加	42
3 関係機関との連携	42
2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	43
(1) 総括	43
① 一般管理費等	43
1 一般管理費の効率化減	43
2 事業費の効率化減	44
3 各種契約手続における経費の節減	45
② 組織の見直し	45
1 事件数等に応じた適切な配置と採用	45
2 真に必要な職員数の検証	46
(2) 情報提供・犯罪被害者支援	47
① コールセンターの利用促進	47
1 コールセンター及び地方事務所の役割の明確化と周知	47

2	コールセンターへの内線転送	48
3	コールセンターの効率的・効果的な運営	48
②	コールセンターの設置場所等	48
1	コールセンターの安定的・効率的運用と利用者サービスの質の維持	48
2	運営コストの削減についての検討内容	49
(3)	民事法律扶助・国選弁護士等確保	49
①	民事法律扶助業務の事務手続の効率化	49
1	書面審査の活用	49
2	審査方法の合理化	49
②	国選弁護士業務の効率化	50
1	不服申立ての事務手続の変更	51
2	一括契約弁護士数の増加	51
3	関係機関との協議	51
(4)	司法過疎対策	51
3	提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	52
(1)	情報提供	52
①	利用者のニーズの把握と業務への反映等	52
ア	客観的評価の実施	52
1	客観的評価の概要	52
2	評価内容のフィードバック	53
イ	関係機関情報の充実	53
1	関係機関との情報交換	54
2	関係機関情報の充実・共有化	54
ウ	アンケート調査の実施	54
1	ホームページにおけるアンケート（評価値 3.2）	54
2	コールセンターにおけるアンケート（評価値 4.6）	54
3	地方事務所におけるアンケート（評価値 4.4）	54
エ	オペレーター等の質の向上	55
1	研修計画の策定	55
2	研修の実施	55
②	提供する情報の内容及びその提供方法	56
1	FAQの追加更新	56
2	東日本大震災相談実例Q&Aのホームページへの掲載及び更新	56
3	情報提供の環境整備	56
4	多言語通訳サービスの試行	56
③	最適な情報の迅速な提供	58
1	ワンストップ相談	58

2	関係機関情報等の充実・周知	59
3	事故情報データベースへの参画	59
④	法教育に資する情報の提供等	59
1	法教育普及の基盤整備	59
2	法教育の実施	59
(2)	民事法律扶助	60
①	利用者のニーズの把握と業務への反映等	60
1	書類作成援助・簡易援助の申込者に対する取組	60
2	震災法律援助の利用者に対する取組	60
1	代理援助(家事事件)における取組	61
2	法律相談援助における取組	61
3	震災法律援助等における取組	62
②	サービスの質の向上	62
1	審査の合理化等	63
2	援助申込みから受任者・受託者の選任までの期間短縮	63
1	契約弁護士・契約司法書士への適時適切な周知	63
2	契約弁護士・契約司法書士が提供するサービスの質の向上に関する取組	64
1	地方事務所における取組	65
2	専門分野に精通した契約弁護士・契約司法書士の確保	65
(3)	国選弁護人等確保	66
①	迅速かつ確実な選任態勢の確保	66
1	関係機関との協議	66
2	十分な知識や経験を有する契約弁護士の選任	66
②	通知時間の短縮	67
1	目標設定	67
2	達成度合い	67
③	契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組	67
1	国選弁護契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組	67
2	犯罪被害者支援に係わる弁護士のサービスの質の向上に資する取組	68
(4)	司法過疎対策を含む常勤弁護士に関する業務	69
①	体制整備	69
②	サービスの質の向上	69
1	研修の実施	69
2	日本弁護士連合会との協議	70
(5)	犯罪被害者支援	70
①	利用者のニーズの把握と業務への反映	70
1	意見の聴取	70

2	被害者等からの意見	71
3	その他の取組	71
②	提供するサービスの質の向上	72
1	効率性と犯罪被害者等の心情に配慮した情報提供	72
2	被害者支援に精通した職員態勢	73
1	犯罪被害者への支援の充実	75
2	専門相談の推進	75
3	その他の取組	75
4	民事法律扶助事業の利用状況	76
4	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	76
(1)	総括	76
(2)	民事法律扶助	76
1	立替金債権等の管理・回収計画の策定及び同計画に沿った回収の実施	77
2	償還の見込みがない立替金債権等の償却処理及び債権管理コストの削減	78
①	債権管理の新基幹システムの採用・活用	79
②	コンビニエンスストアを利用した償還方法の整備	80
③	償還率の高い地方事務所の取組の分析及び全国一律の督促指針の実施	80
④	集中的な督促体制の整備	80
⑤	援助開始時における被援助者への償還の意識付け強化	82
⑥	被援助者の状況を踏まえた継続的な償還の促進	82
⑦	債権回収の状況に応じた督促方法の検討・実施	82
(3)	司法過疎対策	83
①	有償受任等による自己収入	83
②	財政的支援の獲得	83
(4)	委託援助業務	84
1	日本弁護士連合会委託援助業務	84
2	中国残留孤児援護基金委託援助業務	85
3	委託業務に関わる広報	85
(5)	財務内容の公表	85
(6)	予算、収支計画及び資金計画	85
5	短期借入金の限度額	85
6	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	85
7	剰余金の使途	86
8	その他法務省令で定める業務運営に関する事項	86

I はじめに

平成24年度は、日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の第2期中期目標の期間（平成22年4月1日から平成26年3月31日まで）における3年度目である。

支援センターは、総合法律支援を担う組織として平成18年4月10日に設立され、同年10月2日から業務を開始した。情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務、司法過疎対策業務及び犯罪被害者支援業務の主要5業務と受託事業について、第1期中期目標期間中においては、世界的な経済不況の下での情報提供業務の増大や法律相談援助、代理援助件数の増大、被疑者国選弁護制度の対象事件範囲の大幅な拡大、裁判員裁判の円滑な実施の確保等に対応してきた。

平成24年度は、第2期中期目標期間における3年度目として、これまでの取組を踏まえ、「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」を目指し、組織体制の整備、業務の改善等により適切な業務の推進を図ることとした。

このような状況の中で、我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の被災者がその被害の回復を求めるため弁護士・司法書士等に依頼をしようと考へても、既存の民事法律扶助制度の下では資力要件等の制約があり、それが弁護士・司法書士等へのアクセスの大きな障害となっているとの指摘がなされ、平成24年3月23日に「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（以下「震災特例法」という。）が成立し、同法施行の日から3年間にわたって「東日本大震災法律援助事業」が支援センターの新たな事業とされた。

これを受けて平成24年4月1日の同法施行に向け、組織一丸となって、業務方法書の変更等の所要の準備を終え、同月16日には震災法律援助業務に関する説明会を開催して地方事務所職員・審査委員に制度・業務上のポイントの迅速な情報提供を行うなど、業務が滞りなく開始・運営され、被災者が利用しやすい態勢の整備に努めたところである。

このほか、東日本大震災の被害が甚大であった宮城県、岩手県及び福島県については、地方事務所の相談窓口が各1か所に限られていたほか、法的支援に地理的な限界があったことなどから、これらの県内に合計7か所の被災地出張所を設置する計画を立て、平成23年度に、宮城県内に3か所（南三陸町、山元町及び東松島市）、岩手県内に1か所（大槌町）を、平成24年度には、福島県内に2か所（二本松市及び広野町）、岩手県内に1か所（大船渡市）をそれぞれ設置し、目標を達成した。

現在も、震災からの復旧復興に当たって様々な場面で法的な問題の解決が求められているため、関係機関・団体との連携の下、今後も被災者支援に全力で取り組むこととしている。

本報告書は、このような平成24年度の取組について、年度計画に即して業務実績を報告するものである。

II 日本司法支援センターの概要

1 業務の内容

総合法律支援法等に基づき、主に次のような業務を行う。

(1) 本来業務（総合法律支援法第30条第1項）

ア 情報提供業務（第1号）

利用者からの問合せに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体等の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する業務。

イ 民事法律扶助業務（第2号）

経済的に困りの方が法的トラブルに遭ったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、必要な場合、民事裁判等手続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（代理援助、書類作成援助）業務。

ウ 国選弁護等関連業務（第3号）

(ア) 国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名並びに裁判所への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

(イ) 国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

エ 司法過疎対策業務（第4号）

身近に法律家がない、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のため、支援センターに勤務する弁護士が常駐する「地域事務所」を設置し、法律サービス全般の提供等を行う業務。

オ 犯罪被害者支援業務（第5号）

犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供するとともに、犯罪被害者支援を行っている機関・団体と連携しての適切な相談窓口の紹介や取次ぎを行い、必要に応じて、犯罪被害者等の支援に精通している弁護士を紹介する業務。

(2) 受託業務（総合法律支援法第30条第2項）

支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。

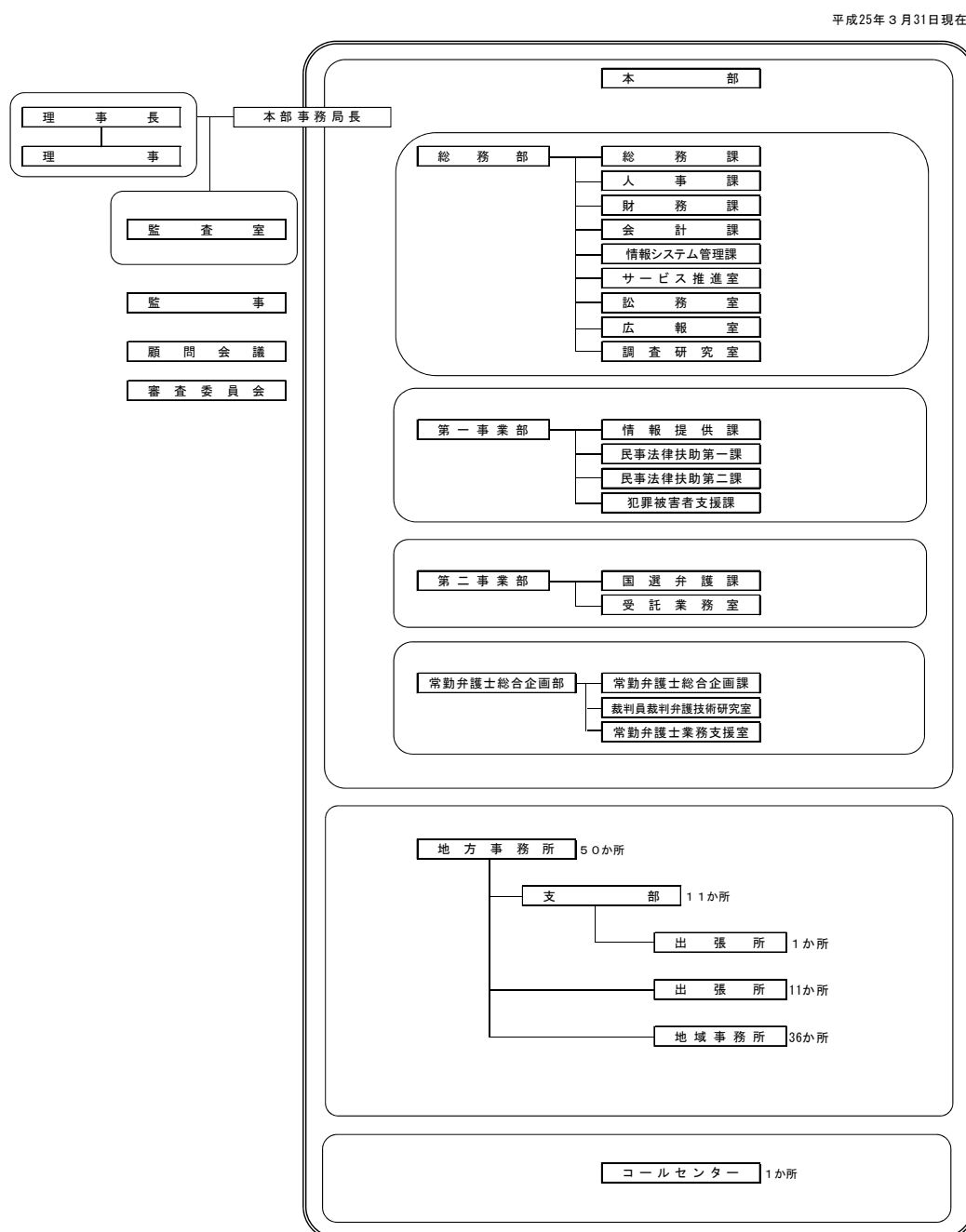
(3) 東日本大震災法律援助事業（震災特例法第3条第1項）

東日本大震災について災害救助法が適用された市町村（東京都を除く。）に平成23年3月11日時点で住所等を有していた方を対象に、資力の状況にかかわらず、無料で法律相談を行い（震災法律相談援助）、震災に起因する紛争について、裁判外紛争解決手続を含む従来の民事法律扶助より幅広い範囲の法的手

続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（震災代理援助、震災書類作成援助）業務。

2 法人の組織

本部及び地方事務所等の組織図は、下図のとおりである（平成25年3月31日現在）。



なお、全国の事務所所在地は、資料1のとおりである。

【資料1】日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧

3 法人の沿革

平成18年4月10日 支援センター設立

同年10月2日 支援センター業務開始

なお、支援センターの平成25年3月31日までの沿革については、資料2のとおりである。

【資料2】日本司法支援センターのあゆみ（～平成25年3月31日）

4 根拠法

総合法律支援法（平成16年6月2日公布、法律第74号）

5 主務大臣

法務大臣

6 資本金

3億5,100万円（政府全額出資）

7 役員の状況

理事長 梶谷 剛（平成23年4月10日就任）

理事 田中 晴雄（平成25年4月10日就任）

同 菅野 富邇子（平成22年4月10日再任）

同 廣瀬 健二（ ” ” ）

同 安岡 崇志（平成23年4月10日就任）

監事 藤原 藤一（平成22年4月10日就任）

同 山下 泰子（平成24年9月3日就任）

8 職員の状況

平成25年3月31日現在、常勤職員数は942名（常勤弁護士を含む。）である。

III 中期目標・中期計画・年度計画

1 日本司法支援センターの中期目標・中期計画

支援センターは、平成22年2月、法務大臣から指示された平成26年3月31日までの間に支援センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を受け、中期計画を作成し、認可された。

中期計画の概要は以下のとおりである。

(1) 総合法律支援の充実のための措置に関する事項

○ 外部有識者から構成される顧問会議を各事業年度に1回以上開催すること。

○ 支援センターの業務を周知するための方策について工夫・検討し、出張法

律相談を充実させるなど必要な情報やサービスの提供を容易に受けられるような業務運営を推進すること。

- 広報計画を各年度策定し、同計画に基づき広報活動に取り組み、広報活動に要した費用と効果について、アンケート調査結果等を事後分析して、その結果を翌年度の広報計画に反映すること。
- テレビ広告、ホームページ等の広報効果の高い媒体を活用して事業等に関する情報を効果的に提供し、認知度を毎年度上昇させること。
- 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、一般契約弁護士等による巡回相談又は常勤弁護士による常駐若しくは巡回を行うこと。
- 国選弁護事件及び国選付添事件の受け手となる弁護士が少ない地域について、常勤弁護士を常駐又は巡回させること。
- 被害者参加人のための国選弁護制度の担い手となる弁護士の確保態勢を全国的に均質なものとするため、弁護士会と連携協力して、契約弁護士を確保すること。
- 日本弁護士連合会等とも連携協力しながら、実質的な「弁護士ゼロワン地域」において司法過疎対策を図ること。
- 利用者及び関係機関等の意見を聴取し、地域の実情に応じた業務運営を行うこと。

(2) 業務運営の効率化に関する事項

- 総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえて真に必要な職員数を検証して職員の採用を行うこと。
- 関係機関・団体、利用者に対して、コールセンター及び地方事務所で行っている情報提供の種類、内容等について、ホームページや広報等を通じて周知を図ること。
- 民事法律扶助・国選弁護等関連業務の効率化を図ること。
- 司法過疎対策につき、支援センターの補完性と業務の効率性の観点をも踏まえること。

(3) 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 情報提供窓口業務について第三者による客観的評価を行い、より質の高い窓口対応・サービスを目指すこと。
- 情報提供業務に関し、ホームページを利用した利用者のアンケート調査を行い、満足度5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得ること。
- 新たな法制度に速やかに対応し、社会情勢の変化に柔軟かつ速やかに対応するため、FAQの追加・更新を行い、利用者には有用な情報提供ができるデータベースの構築を進めること。
- 民事法律扶助において、援助審査の方法を合理化することなどにより援助申込みから受任者・受託者の選任までの期間を短縮すること。

- 国選弁護士確保について、各地方事務所単位で、関係機関との間で、各事業年度に1回以上の定期的な協議の場を設定すること。
- 司法過疎地域において、適切な法律サービスを提供するため、司法過疎地域に近接する地への常勤弁護士の重点配置等の工夫に努めること。
- 地方事務所に犯罪被害者支援に精通している職員を配置すること。また、職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施すること。
- 犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で各事業年度に1回以上設けること。

2 平成24年度日本司法支援センター年度計画

支援センターは、中期計画に基づき、平成24年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を定め、平成24年3月26日、法務大臣に届け出た。

年度計画の概要は以下のとおりである。

(1) 総合法律支援の充実のための措置に関する事項

- 利用者の立場から幅広い意見を聴取するため、外部有識者から構成される顧問会議を平成24年度内に2回以上開催すること。
- 高齢者・障害者等への周知に関しては、既に作成している高齢者向け・知的障害者向けパンフレットの改善及び新たに視覚障害者向けパンフレットを作成すること。また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員連絡協議会等との連携を強化し、業務説明会などを開催すること。
- 広報計画を策定して広報活動に取り組み、広報活動に要した費用と効果について、アンケート調査結果等を事後分析して、その結果を翌年度の広報計画に反映すること。
- 認知度調査を実施し、平成24年度に実施した広報効果を適切に検証すること。また、支援センターが、より多くの国民に利用されるよう、業務内容等について効果的な広報活動を通じて周知し、認知度を上昇させること。
- 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、一般契約弁護士等による巡回又は常勤弁護士の常駐若しくは巡回を行うこと。また、常勤弁護士を採用し、国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域に常駐若しくは巡回させること。

なお、常勤弁護士については、実務経験年数が10年未満の者の任期を3年、実務経験年数が10年以上の者の任期を2年とし、それぞれ2回まで更新可能とすることを基本としつつ、最初の任期を1年として、司法修習修了直後の者等から、常勤弁護士を採用すること。

- 常勤弁護士確保のため、日本弁護士連合会、司法研修所等の関係機関の協力を得て、常勤弁護士の業務内容、採用情報などについて、司法修習生等に対する説明を行うこと。また、経験豊富な中堅弁護士の確保に向けて、日本弁護士連合会ホームページを活用するなどして広く応募を促すこと。

- 実質的な「弁護士ゼロワン地域」等に、人口・事件数等を考慮し、地域事務所を設置し、常勤弁護士を常駐させること。
 - 効率的で効果的な事務を遂行する観点から、能力主義に基づく的確な職員の採用及び人事配置を行い、職員の資質向上や人材育成、関係機関とのより密接な連携関係の構築を図るため、関係機関との人事交流を図り、利用者への良質なサービスを安定的に提供するため、職員の実務能力や専門性を向上させる体系的な研修を実施すること。
 - 人材育成の観点から、職場内研修(OJT)、集合研修及び自己啓発が相互補完的に機能するような研修体系の見直し等を図ること。
 - 理事長の指示が支援センターの業務運営に的確に反映されるよう、理事長の決定事項については、速やかに組織内に伝達すること。支援センターの抱える課題等を協議するため、全国地方事務所長会議等を定期に開催すること。また、ガバナンスの強化と内部統制の構築・運用状況の点検のための委員会を組織し、業務・組織体制の点検と必要な改善策の検討等を行うこと。
 - 各地方事務所において、地方協議会や研修会・打合せ等を通じて、関係機関との連携強化に努めること。
- (2) 業務運営の効率化に関する事項
- 総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえて真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行うこと。
 - 利用者にとって適切な窓口を選択することを可能とするため、コールセンター及び地方事務所の情報提供の種類や業務内容等について、ホームページや広報等を通じて周知を図ること。
 - 民事法律扶助・国選弁護等関連業務の効率化を図ること。
 - 司法過疎対策につき、地域事務所設置後においても、当該地域の司法過疎状態の状況把握を行い、所要の検討を行うこと。
- (3) 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- コールセンター及び各地方事務所情報提供窓口での対応に関する第三者による客観的評価を平成24年度中にそれぞれ1回以上実施し、その結果を業務内容等にフィードバックすることにより、窓口対応の向上を目指すこと。
 - 情報提供業務について、通年のホームページにおけるアンケート調査等を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得ること。
 - 新たな法制度や社会情勢に対応した法制度を紹介するFAQの追加・更新などデータベースの一層の拡充を図るとともに、定期的に内容の見直し・更新作業を行い、最新かつ正確なデータの維持に努めること。
 - 民事法律扶助業務について、援助審査の方法を合理化することなどにより援助申込みから受任者・受託者の選任までの期間を平成23年度と比較して短縮させること。
 - 司法過疎地域事務所を設置していない司法過疎地域において、適切な法律

サービスを提供するため、必要に応じて、このような司法過疎地域に近接する地への常勤弁護士の重点配置等の工夫に努めること。

- 犯罪被害者の心情に配慮した迅速適切な情報提供に努めること。
- 犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で平成24年度に1回以上設けること。

【資料3】日本司法支援センターの中期目標・中期計画・年度計画

IV 平成24年度の事業概要

1 総括

(1) 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行

第2期中期目標期間中に認知度を高め、支援センターの利用を促進するため、広報活動を戦略的に実施した。

また、利用者の立場に立った業務遂行のため、接遇リーダー育成に向けた研修を実施するとともに、法テラスへ来所することが困難な高齢者・障害者を対象とした出張法律相談を行った。

広報関係については、V 1 (1)②「支援センターの存在及びその業務の内容についての周知」(21頁)の項を参照のこと。

(2) 地方協議会の開催

支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、多数の関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、当該地域の実情に応じた業務運営を行うため、全国の地方事務所等において、内容に工夫を加えながら地方協議会を開催した。

地方協議会関係については、V 1 (3)①「地方協議会の開催等」(39頁)の項を参照のこと。

(3) 常勤弁護士の確保

常勤弁護士とは、支援センターとの間で、綜合法律支援法第30条に規定する支援センターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、支援センターに常時勤務する契約(勤務契約)をしている弁護士(常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程(平成18年規程第22号)第1条)である。

平成25年3月31日現在で、常勤弁護士は合計233名となり、合計86か所(全国43か所の地方事務所、7か所の支部、36か所の地域事務所)に配置した。

なお、人数については資料4、配置先については資料5のとおりである。

常勤弁護士の確保については、V 1 (2)ウ「常勤弁護士の採用」(29頁)の項を参照のこと。

【資料4】常勤弁護士の採用実績一覧

【資料5】常勤弁護士配置先一覧(平成25年3月31日現在)

(4) 内部統制の構築・運用に関する点検

業務・組織体制の構築とその運用状況や規程・事務連絡等に基づく業務の実施状況、コンプライアンス体制の構築とその運用状況について、点検を行うとともに改善策を検討するため、平成24年3月にガバナンス推進委員会を設置し、平成24年度に、①全組織を対象とした業務・組織の点検の実施、②コンプライアンス・マニュアルの作成を行い、全職員に周知した。

コンプライアンスについては、V 1 (2)③「内部統制・ガバナンスの強化等」(33頁)の項を参照のこと。

【資料6】法テラス運営理念

2 各業務

(1) 情報提供業務

ア コールセンターにおける情報提供

平成22年12月、仙台に設置したコールセンターは、平成23年4月から本格的な自主運営を開始する予定であったが、同年3月に発生した東日本大震災により被害を受けたことから、本部内の臨時コールセンターと並行稼働し、同年7月に単独稼働した。

平成24年度の間合せ件数は、327,759件で、前年度に比べて11,575件減少した。

平成18年度からの情報提供業務における間合せ件数の推移は、資料7及び資料8のとおりである。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料8】平成24年度情報提供件数の推移

イ 地方事務所における情報提供

地方事務所における情報提供の件数は、全国合計で210,432件で、前年度と比べ11,469件増加した。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料8】平成24年度情報提供件数の推移

ウ ホームページによる情報提供

通常の情報提供に加え、東日本大震災に対する情報提供として、関係機関と連携をとって、ホームページに相談窓口情報一覧を掲示し、随時更新したほか、法テラス・東日本大震災相談実例Q&Aについても、掲示、更新を行った。

エ 関係機関との連携・協力関係強化

地方事務所において社会福祉協議会・地域包括支援センター等の関係機関との連携・協力関係強化を引き続き実施するとともに、コールセンターにおいても、公害等調整委員会、住宅リフォーム・紛争処理センター、違法有害情報相談センター等の関係機関の協力を得て当該機関の業務説明を実施し、協力関係を強化した。

情報提供業務については、V 1 (3)②「関係機関との連携強化」(40頁)、V 2 (2)「情報提供・犯罪被害者支援」(47頁)、V 3 (1)「情報提供」(52頁)の各項を参照のこと。

オ 東日本大震災に対する対応

被災地に設置した被災地出張所において、消費者庁・国民生活センターと協力し、各種専門家によるワンストップの相談会を実施した。

平成23年11月からは、震災法テラスダイヤル(フリーダイヤル)を設置し、平成24年度も継続して被災者からの問合せに応じた。

(2) 民事法律扶助業務・震災法律援助業務

ア 援助申込状況及び援助決定件数等状況

平成24年度における民事法律扶助業務及び震災法律援助業務の実績は、法律相談援助実施件数が314,535件、代理援助開始決定件数は107,718件、書類作成援助開始決定件数は5,449件であった。民事法律扶助に限ると法律相談援助件数(271,554件)は前年度実績(280,389件)と比べ減少したが、震災法律相談援助を加えると前年度比112.2%であり、大きく増加したといえる。また、代理援助開始決定件数は民事法律扶助(105,019件)だけで前年度実績(103,751件)を上回った。

平成24年4月1日に業務を開始した震災法律援助については、震災法律相談援助42,981件のうち、83.0%が宮城・福島・岩手の被災三県における相談であった。また、震災代理援助(2,699件)では裁判外紛争解決手続に係る事件が多く、全体の82.1%を占めている。

なお、民事法律扶助業務及び震災法律援助の代理援助事件及び書類作成援助事件の事件別内訳は、資料13、資料14、資料15及び資料16のとおりである。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料9】【民事法律扶助】援助申込状況

【資料10】【震災法律援助】援助申込状況

【資料11】【民事法律扶助】援助決定件数等状況

【資料12】【震災法律援助】援助決定件数等状況

【資料13】【民事法律扶助】代理援助事件の事件別内訳

【資料14】【震災法律援助】代理援助事件の事件別内訳

【資料15】【民事法律扶助】書類作成援助事件の事件別内訳

【資料16】【震災法律援助】書類作成援助事件の事件別内訳

イ 契約弁護士・司法書士数

民事法律扶助の担い手となる契約弁護士・契約司法書士の確保に努めた結果、平成24年度末時点における契約弁護士数(受任予定者契約)は17,863名(前年度比1,293名増)、契約司法書士数(受託予定者契約)は6,355名(同290名増)となり、いずれも前年度より増加した。

また、震災法律援助業務を行うことができるよう、弁護士2,387名、司法

書士1,017名と震災法律援助契約を締結した。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料17】契約弁護士数

【資料18】契約司法書士数

ウ 立替金等の状況

平成24年度の代理援助に係る立替金合計（常勤弁護士により援助が提供された場合の代理援助負担金を含む。）は151億436万円、書類作成援助に係る立替金合計（前同）は5億1,159万円、法律相談援助に係る費用は、15億641万円であり、平成24年度中の償還金は、99億8,236万円であった。

平成23年度同様、生活保護受給者の償還猶予、免除を原則としたこともあり、償還免除は44億9,951万円となり、前年に比して、15億975万円増えた。

民事法律扶助業務及び震災法律援助業務については、V 1 (2)①ア「一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保」（24頁）、V 2 (3)①「民事法律扶助業務の事務手続の効率化」（49頁）、V 3 (2)「民事法律扶助」（60頁）、V 4 (2)「民事法律扶助」（77頁）の各項を参照のこと。

【資料53】立替金残高表

【資料54】法律相談費

【資料55】代理援助立替金実績

【資料56】書類作成援助立替金実績

(3) 国選弁護等関連業務

ア 受理件数

平成24年度の被疑者国選弁護事件受理件数は73,664件（前年度比0.6%増）、被告人国選弁護事件受理件数は63,695件（同5.5%減）であった。

国選付添事件の受理件数は419件（同10.7%減）であった。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料19】国選付添事件受理件数

【資料30】国選弁護事件受理件数（被疑者）

【資料31】国選弁護事件受理件数（被告人）

イ 国選弁護人契約の締結

被疑者国選等に的確に対応するため、国選弁護人契約弁護士の拡大に努め、平成24年4月2日時点で21,259名であったが、平成25年4月1日時点で22,550名となり、1,291名増加した。また、国選付添人契約弁護士は、平成24年4月2日時点で7,701名であったが、平成25年4月1日時点で8,703名となり、1,002名増加した。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料20】国選弁護人契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）

【資料21】国選付添人契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）

国選弁護等関連業務については、V 1 (2)①ア「一般契約弁護士・司法書

士・常勤弁護士の確保」(24頁)、V 2 (3)②「国選弁護業務の効率化」(51頁)、V 3 (3)「国選弁護人等確保」(66頁)の各項を参照のこと。

(4) 司法過疎対策

平成24年度末において、司法過疎対策として設置した地域事務所（以下「司法過疎地域事務所」という。）の数は32か所（前年度比1か所増）であり、司法過疎地域事務所に勤務する常勤弁護士の数は、51名（同1人減）となった。

司法過疎対策業務については、V 1 (2)①ア「一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保」(24頁)、V 2 (4)「司法過疎対策」(51頁)、V 3 (4)「司法過疎対策を含む常勤弁護士に関する業務」(69頁)、V 4 (3)「司法過疎対策」(83頁)の各項を参照のこと。

(5) 犯罪被害者支援業務等

ア 犯罪被害者支援業務

コールセンターに、犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714（なくことないよ）」を設け、犯罪被害者支援の知識・経験を有する担当者が犯罪被害者等に二次的被害を与えないよう、心情に配慮しながら情報提供を行っている。平成24年度の間合せ件数は、合計11,048件で、前年度に比べて1,268件増加した。

また、全国の地方事務所において、電話による情報提供のほか、担当者との直接面談による情報提供、さらには、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（以下「精通弁護士」という。）の紹介業務を行った。「犯罪被害・刑事手続等」に関する問合せは、全国で15,582件であり、前年度に比べ2,486件増加した。また、精通弁護士の紹介は1,013件であり、前年度に比べ136件の増加となっている。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料22】犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数の推移(平成22年度～平成24年度)

【資料23】犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問合せ内容

【資料24】地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介状況

【資料42】地方事務所における問合せ件数の推移(平成22年4月～平成25年3月)

イ 国選被害者参加弁護士関連業務

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は3,335名（平成25年4月1日現在）で前年度に比べ321名増加した。

また、平成24年度における被害者参加人からの選定請求件数は302件（前年度比20件増）であった。

犯罪被害者支援業務については、V 1 (2)①ア「一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保」(24頁)、V 1 (3)②「関係機関との連携強化」(40頁)、

V 2 (2) 「情報提供・犯罪被害者支援」(47頁)、V 3 (5) 「犯罪被害者支援」(70頁)の各項を参照のこと。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料36】被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

【資料51】被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況(平成25年3月末現在)

(6) 受託業務

現在、受託業務としては、平成19年4月1日から開始された公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による「中国残留孤児援護基金委託援助業務」と、同年10月1日から開始された日本弁護士連合会からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」の2種類を行っている。

各業務の内容等は、以下のとおりである。

ア 中国残留孤児援護基金委託援助業務

(ア) 業務内容

我が国に永住帰国した中国残留邦人等は、我が国における生活の安定等のために戸籍訂正手続その他戸籍に関する手続が必要となる。具体的には国籍確認訴訟の提起や戸籍に関する審判申立等が行われることとなる。ところ、支援センターは、このうち、身元判明者への弁護士による法的援助につき受託している。

(イ) 件数

平成24年度における中国残留孤児基金援助の事業計画上の予定件数は5件であるところ、申込件数は5件であった。

【資料25】平成24年度委託援助事業統計表(申込総受理件数)

イ 日本弁護士連合会委託援助業務

(ア) 業務内容

業務内容は、①刑事被疑者弁護援助、②少年保護事件付添援助、③犯罪被害者法律援助、④難民認定に関する法律援助、⑤外国人に対する法律援助、⑥子どもに対する法律援助、⑦精神障害者に対する法律援助、⑧心神喪失者等医療観察法法律援助、⑨高齢者・障害者・ホームレス等に対する法律援助の9つにわたるが、いずれも活動をした弁護士の報酬や費用等を援助するものである。

(イ) 件数

日本弁護士連合会委託援助業務の申込総件数は23,160件(前年度比3,334件増)、事業計画上の予定件数は22,896件(同2,676件増)であった。

受託業務については、V 4 (4) 「委託援助業務」(84頁)の項を参照のこと。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料25】平成24年度委託援助事業統計表(申込総受理件数)

V 平成24年度における業務実績

1 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務運営の基本的姿勢等

① 業務運営の基本的姿勢

ア 利用者の立場に立った業務運営

年度計画内容

- ア 支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障がい者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に常に心がける姿勢を基本とする。
- イ 東日本大震災の被災者に対しては、被災者のニーズに応え、震災に起因する様々な法的トラブルに適切に対応する。

独立行政法人の枠組みで設置された支援センターは、理事長のリーダーシップの下、高齢者、障害者に対する配慮を含め、利用者の立場に立った親切・丁寧なサービスを迅速に提供することが求められている。

平成24年度は次の取組を行った。

1 組織運営理念の周知徹底

平成22年度に制定した「法テラス運営理念」の下、役職員が常日頃からコスト意識を持って効率的で効果的な業務運営を実現するため、全国の事務所において、上記組織運営理念を記載したポスターの掲示を継続して基本姿勢の意識啓発・行動促進を図ったほか、引き続き、カードサイズに印刷した運営理念を携帯させるなど、基本姿勢の意識高揚が図られるよう取り組んだ。

また、上記組織運営理念については、全国地方事務所長会議を始めとした本部主催の会議において、その説明の機会を設けるとともに、職員研修において、上記組織運営理念の講義をカリキュラムの中に組み入れて基本姿勢の意識啓発・行動促進がより一層図られるよう取り組んだ。

【資料6】法テラス運営理念

2 接遇水準の向上等

平成24年9月に地方事務所職員を対象として、接遇に関する知識及び技能を習得させて接遇能力の向上を図るとともに職場ごとに他の職員の接遇指導を行う「接遇リーダー」を育成することを目的とした接遇研修を2回に分けて実施した。上記研修では、それぞれ2日間にわたるカリキュラムの中で外部の専門家による講義を実施し、接遇及びクレーム対応の基本的知識を習得させるなど、利用者の立場に立った懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応の意識付けを行った。

また、高齢者・障害者に対する接遇方法の習得を目的とした外部の専門研修を受講した本部に置かれたサービス推進室の職員が、自ら講師となって、地方事務所職員を対象とした上記接遇研修の中で、車椅子利用者への対応についての実演講義を行った。

3 東日本大震災に係る被災者支援の取組

東日本大震災の影響を受けて、法的支援が必要な被災者に対し、以下の取組を行った。

(1) 情報提供業務

① 平成23年度に引き続き、震災からの復旧又は復興に向けての法的問題を抱える方に対して、震災法テラスダイヤル（フリーダイヤル）による問合せに応じた。

② 平成23年度に引き続き、東日本大震災相談事例Q&Aをホームページに掲載し、新たな情報に対応するため内容の変更、追加を行った。

(2) 震災法律援助業務・民事法律扶助業務

① 震災法律援助業務

震災特例法が平成24年4月1日に施行され、支援センターが震災法律援助業務を行うこととされた。これを受け、速やかに関係規程・マニュアル・書式を整備し、同月16日には震災法律援助業務に関する説明会を開催して地方事務所職員・審査委員に制度・業務上のポイントの迅速な情報提供を行うなど、業務が滞りなく開始・運営され、被災者が利用しやすい態勢の整備に努めた。

② 民事法律扶助業務

平成23年度に引き続き、被災者を対象とした自己破産事件予納金（管財人報酬等）立替えなどの特例措置を実施した。

③ 巡回・出張相談

平成23年度に引き続き、巡回・出張相談を活用した仮設住宅等での法律相談を実施した。

(3) 出張所の設置

① 東日本大震災の被害が甚大であった宮城県、岩手県及び福島県については、地方事務所の相談窓口が各1か所に限られていたほか、法的支援に地理的な限界があったことなどから、これらの県内に合計7か所の被災地出張所を設置する計画を立て、平成23年度に、宮城県内に3か所（南三陸町、山元町及び東松島市）、岩手県内に1か所（大槌町）を、平成24年度には、福島県内に2か所（二本松市及び広野町）、岩手県内に1か所（大船渡市）をそれぞれ設置し、目標であった7か所の被災地出張所の設置を完了させた。

福島県の広野町に設置した福島地方事務所ふたば出張所において

は、弁護士が同出張所にいなくても法律相談が受けられるよう、テレビ電話を利用した法律相談ができる態勢を整備した。

- ② 弁護士等による法律相談（業務時間内は弁護士が常駐）及び各種専門家による「よろず相談」を実施し、被災者の多様な法的ニーズにワンストップで対応した。
- ③ 機動的な相談の実施のため、車両内での相談が可能な移動相談車両を配備して、同車両で仮設住宅等を訪問して相談活動を行った。

年度計画内容

- ウ 利用者の立場からの幅広い意見を聴取し、今後の業務運営に活かすため、外部有識者から構成される顧問会議を平成24年度内に2回以上開催する。

1 開催状況

平成24年度は新たに多様な人材を顧問に招き、平成24年10月22日に第9回顧問会議を、平成25年3月5日に第10回顧問会議をそれぞれ開催し、「平成24年度内に2回以上開催する」という年度計画を達成した。

2 会議の概要

(1) 第9回顧問会議

東日本大震災に対する取組などを報告するとともに、支援センターの活動について広く市民の理解を得るための方策について意見を聴取した。

東日本大震災に対する取組については、既に設置していた5か所の被災地出張所の活動として、弁護士等による法律相談と各種専門家による相談を同時に行って被災者にワンストップサービスを提供する取組、同出張所等の相談場所まで外出することが難しい被災者には、移動相談車両を活用して直接被災者の居所まで出向いてのアウトリーチ型の相談を実施し、又は仮設住宅で臨時相談会を開催する取組について報告を行った。

支援センターの活動について市民の理解を得るための方策として、①支援センターの認知度の向上について「アウトリーチ、御用聞きをすることが最大の広報活動である。利用者の体験が口コミで広がって認知度が向上する。」、②法テラスが提供するサービスの質の向上について「弁護士にはきちんと苦情を伝えないと、サービスの向上も限定的になってしまう。」などの意見を聴取した。

(2) 第10回顧問会議

新たに被災地出張所2か所を設置（福島県の広野町、岩手県の大船渡市）することについて報告するとともに、司法と福祉との連携によって

総合法律支援をより一層充実させる方法として、司法ソーシャルワーク、成年後見関係及び厚生労働省等との関係強化について意見を聴取した。

新たに設置する上記2か所の被災地出張所については、各出張所の概要、設置地域の実状及び各出張所の活動内容、マスコミ等の反応に関する報告を行った。

司法と福祉との連携によって総合法律支援をより一層充実させる方法として、①司法ソーシャルワークについて「法テラスの常勤弁護士と福祉関係者及び医療関係者との連携が重要である。」、②成年後見関係について「新潟県佐渡市での常勤弁護士による成年後見人不足解消のための取組方法を参考に今後の成年後見制度へ対応する必要がある。」、③厚生労働省等との関係強化について「これまで主に地方の機関・団体との関係強化を図ってきたが、今後の取組として中央の機関である厚生労働省等との関係強化の取組が重要である。」などの意見を聴取した。
(注) 顧問会議のメンバーは、次のとおりである（五十音順、敬称略）。

石井卓爾	東京商工会議所副会頭
片山善博	慶応義塾大学教授
金平輝子	元日本司法支援センター理事長
高木 剛	財団法人国際労働財団理事長
滝鼻卓雄	株式会社読売新聞東京本社相談役・前代表取締役社長
竹下守夫	一橋大学名誉教授
津島雄二	弁護士
夏樹静子	作家
坂東真理子	昭和女子大学学長

年度計画内容

エ 高齢者・障がい者等への周知に関しては、すでに作成している高齢者向けパンフレット、知的障がい者向けパンフレットについて、関係団体等の意見を踏まえて引き続き改善を図るとともに、視覚障がい者向けパンフレットを作成する。また、各地方事務所において調停協会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員連絡協議会等との連携を強化し、業務説明会の開催などを行なう。

引き続き支援センター事務所へのアクセスが困難な方を対象とした巡回・出張法律相談を充実させるため、関係機関・団体と連携協力しつつ、必要に応じて説明会や協議会を実施するなどとともに、東日本大震災の被災者にとってより利用しやすいスキームの策定に努める。

また、出張・巡回法律相談に対応することが可能な契約弁護士・司法書士を確保する。

1 高齢者・障害者等への周知

(1) パンフレット等を活用した業務説明

各地方事務所において地域の調停協会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員連絡協議会等にパンフレット等を送付し、説明会、意見交換会の開催等と呼び掛けることにより、37地方事務所においてパンフレット等を活用した業務説明を実施した。

(2) 視覚障害者向けの点字パンフレットの作成・配布

平成24年度は新たに視覚障害者向けの点字パンフレットを作成し、全国地方事務所に備え置くとともに、国立国会図書館、全国の点字図書館等(日本点字図書館、社会福祉法人日本盲人会連合、日本ライトハウス情報文化センター等89施設)に配布して利用を図ったほか、さいたま家庭裁判所からの要望を受け、同家庭裁判所にも配布した。

(3) 関係機関・団体との連携協力

各地方事務所において、社会福祉協議会支部と意見交換会等を実施した。

本部職員及び地域事務所職員が、和歌山県及び大阪府の各地域生活定着支援センターを訪問して、高齢者・障害者に対する法的支援の在り方について具体的なモデルを示しながら連携協力を依頼するなどした。

本部において、社会福祉協議会との連携が可能となるよう厚生労働省と打合せを実施した。

関係機関へ配布している支援センターの広報誌において、「高齢者が笑顔で暮らせる社会に向けて」を特集し周知を図った。

静岡地方事務所において、精神に問題を抱えた方が適切な法律相談を受けられるよう、静岡県と共催で、精神保健福祉士専門職が同席することによりメンタルヘルスにも配慮した法律相談会(9回、46件)を実施したほか、精神保健福祉士専門職の方に対し、現場で直面する法的問題を解決するための手段として関係機関、法律専門家につなぐ方法についての研修会(3回、192名参加)を実施した。

2 出張法律相談体制の整備

(1) 出張法律相談の充実

関係機関との連携を構築する中で高齢者及び障害者等の自ら相談場所に赴くことが困難な方を対象とした出張法律相談の周知に努め、49地方事務所において1,790件(うち震災法律相談56件)の出張法律相談を実施し充実に努めた。なお、常勤弁護士による出張法律相談は1,790件のうち396件であった。

平成24年度の民事法律扶助業務に関する職員研修において、地方自治体等と連携するなど効果的な出張法律相談を実施している地方事務所から取組内容を発表させるなど、知識・ノウハウの共有を図った。

(2) 支援センターの事務所へのアクセスが困難な方を対象とした巡回法律相談の実施

地方自治体等の公共施設や地元の病院等を巡回することにより、24地方事務所において2,629件（うち震災法律相談1,635件）の巡回法律相談を実施し、支援センターの地方事務所、支部、出張所へのアクセスが困難な相談者が法律相談援助を容易に受けられるよう努めた。なお、常勤弁護士による巡回法律相談は2,696件のうち203件であった。

被災者に対する巡回法律相談は、昨年度に引き続き、弁護士会・司法書士会等関係機関と連携して被災地への巡回相談を積極的に実施し、被災者の喫緊の法的ニーズに応えるとともに、その掘り起こしにつながる活動を行った。

(3) 相談窓口の充実

これまで大阪地方事務所において、高齢者・障害者に関する専門相談を行っていたが、平成24年度から東京地方事務所においても専門相談を開始した。

その他の地方事務所においても、契約弁護士・契約司法書士の取扱分野を考慮の上で高齢者・障害者の対応に精通した契約弁護士・契約司法書士による相談予約を入れるなど、高齢者・障害者に配慮した法律相談を実施した。

(4) 契約弁護士・契約司法書士の確保

高齢者及び障害者等の自ら相談場所へ赴くことが困難な方を対象とする出張法律相談に対応することが可能な契約弁護士・契約司法書士を確保するため、平成24年度の実績が増加している地方事務所の取組（例えば、弁護士等を対象とした説明会や広報の手法等）を他の地方事務所へ情報提供することなどに取り組んだ結果、平成24年度末の時点で契約弁護士が17,863名（平成23年度末から1,293名増）、契約司法書士が6,355名（平成23年度末から290名増）となった。

また、平成24年4月1日に震災特例法が施行され、支援センターが震災法律援助業務を行うこととされたことから、同月16日に震災法律援助業務に関する説明会を実施するなどして、弁護士・司法書士が同業務の取扱いができるよう震災法律援助契約の締結を促したことにより、弁護士2,387名、司法書士1,017名と震災法律援助契約を締結し、被災者が利用しやすい態勢を整備した。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料17】契約弁護士数

【資料18】契約司法書士数

イ 利用者の意見、苦情等への適切な対応

年度計画内容

支援センターが提供するサービスに関する利用者からの意見、苦情等について、支援センターの業務運営の参考にするため、苦情を正確、迅速に把握し、業務改善につながるような方策について検討を行う。

1 利用者からの苦情等の取扱い

利用者からの苦情や意見を「利用者から寄せられた声」として取りまとめ、毎月本部の執行部会に報告するとともに、全国の職員が閲覧できる業務態勢を継続した。寄せられた苦情等に関して、苦情等の件数の推移、苦情等の内容（例えば、職員の応対に対するもの、契約弁護士等に対するものなど）を分析するとともに、改善を要すると考えられる事案について、支援センターとして求められる対応をまとめ、これを教材として、職員研修の際に説明した。

2 契約弁護士への「利用者の声」の伝達

苦情等の「利用者の声」について、その対象となっている一般契約弁護士に伝達するスキームを全国で導入するよう準備を進め、全国地方事務所長会議や全国地方事務所事務局長会議での検討を経て取扱要領を作成し、平成24年8月に事務連絡として全国地方事務所に発出した。現在、各地方事務所において、単位弁護士会と協議しながら、順次実施しており、平成25年5月時点において、実施中の地方事務所は18か所である。

3 「接遇リーダー」養成研修の実施

平成24年9月に上記「接遇リーダー」養成のための接遇研修を実施し、全国地方事務所職員等計75名を参加させ、ロールプレイングやディスカッションなどにより参加職員の接遇スキルの向上を図るとともに、研修内容を地方事務所に持ち帰った参加職員から、他の職員に伝達させて地方事務所における接遇スキルの向上を図った。

ウ 効率的で効果的な業務運営

年度計画内容

国費の支出の適正及び国費を投入して行う事業の意義・効果についての国民の関心が高まっていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金の投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努めることを基本姿勢とする。

1 組織運営理念の周知徹底

全国の事務所内で「法テラス運営理念」の掲示を継続するなど、役職員

の基本姿勢の意識高揚が図られるよう取り組んだ。また、研修においては、業務に必要な知識の習得を目的とした講義や身近な課題に対するグループ討議を行ったほか、研修全体を通じて、我が国の財政状況を踏まえた上での業務の充実化について論じさせるなどすることにより、支援センター職員としてコスト意識を持って業務に当たる必要性を認識させた。

2 業務改善の推奨（業務改善事例の把握と紹介）

効率的で効果的な業務運営を実現するための取組として、地方協議会において関係機関・団体等から出された意見等に基づいて具体化した、地方事務所の業務改善の実施状況を本部に報告させ、把握するとともに地方事務所から報告を受けた業務改善事例のうち、先進的で効果的な取組事例を全国地方事務所長会議及び全国地方事務所事務局長会議において紹介し、各地方事務所における業務運営の改善が更に推進されるよう努めた。

② 支援センターの存在及びその業務の内容についての周知

年度計画内容

ア 効率性の観点を踏まえつつ効果的な広報を実施するため、基本方針、実施媒体等を盛り込んだ広報計画を各年度策定し、同計画に基づき広報活動に取り組む。

また、当該広報活動に要した費用と効果について、アンケート調査結果等を参考にするなどして事後に分析し、その結果を翌年度の広報計画に反映させる。

イ 広報経費に関する予算状況を踏まえ、ホームページをより効果的に活用するなど、情報発信の手法について研究し、多様な手法を用いることによって、より費用対効果の高い広報を実現する。

ウ 様々な機会を通じて、本部・地方事務所において、平成23年度を上回る回数の記者説明会（プレスリリース）を実施するとともに、発信した情報が記事として取り上げられるよう、全国の広報担当職員の技術研修を行うなどしてプレスリリースの質を高めるための方策を講じる。

また、被災地での取組みや法教育シンポジウムが、テレビ・新聞等で大きく取り上げられた経験を活かし、マスコミに取り上げられるような取組みを行う。

エ 多重債務問題への取組みを継続するとともに家事問題等への取組みに向けて、関係機関・団体と連携した周知活動をより効果的に実施する。そのため、広報活動に関する全国実務担当者会議・研修を開催し、連携ノウハウの共有及び担当職員における周知技術の向上を図る。

オ 認知度調査を実施し、平成24年度に実施した広報の効果を適切に検証する。また、支援センターが、より多くの国民に利用され、頼りにされる存在となるよう、業務内容等について上記方法を通じて周知し、認知度を上昇させる。

1 広報計画の策定

本部において基本的な広報計画を策定し、これを踏まえて地方事務所が

管轄地域における広報計画を作成するという一連のプロセスを通じて、例えば、法テラスの日における広報において本部のマスメディア広告とタイミングを合わせて地方事務所が地域的な広報活動を実施するなど、本部・地方事務所の広報活動を可能な限り連動させることによって、個々の広報活動の効果を最大化するように努めた。

2 効果測定

支援センターの認知度調査のほか、情報提供業務・民事法律扶助業務の利用者に対する認知経路アンケートの結果などを基に、潜在的な法的ニーズの掘り起こしや各業務の利用促進のために、どのような広報手段の広報効果が高く、費用対効果の点から有効であるかについての分析を行った。その分析の結果、認知度の向上にはテレビ広報、情報提供（コールセンター）利用件数にはホームページ広報が有効であることが明らかになった。また、民事法律扶助の利用件数については、地方自治体等の関係機関への周知が有効であることが確認された。

本分析を基に平成25年度に向けて、ホームページを利用した広報活動及び関係機関への周知活動を中心とした広報活動計画の策定を行った。

3 効率的で効果的な広報の実施

コールセンター利用者の認知経路の調査においては、ホームページが高い割合を占めていることから、トップページをリニューアルするなどしてホームページの充実を図るとともに、インターネット・リスティング広告（Yahoo!Japan等の検索サイトで、「多重債務」など法的トラブルに関連するキーワードを入力して検索すると、検索結果画面に支援センターの広告が表示されるもの。）を実施した。

マスメディア広告以外にも、一般社団法人日本民営鉄道協会を通じて、全国約60か所の鉄道会社の駅施設等に約4,200枚のポスターを無料掲出したほか、公益社団法人日本バス協会を通じて、全国の路線バス車内へのポスター無料掲出等を依頼するなど、費用を抑えつつも効果的な広報活動の実施に努めた。

新たな広報手段として、Twitter(ツイッター)による広報をすべく準備を進めた（平成25年4月1日開始）。

4 マスコミへの積極的な情報発信

本部において、支援センターの取組や関係機関と連携した施策などについてのプレスリリースを平成23年度と同じく14回にわたり行ったほか、記者懇談会を行うなど報道機関との接点を作り、新聞・テレビ等で法テラスが報道される機会を増加させることに努めた。

また、41か所の地方事務所においては、地方の報道機関に対し、本部のプレスリリースに合わせて情報を提供したほか、「一斉無料法律相談会」などの地方事務所独自の取組についてプレスリリースを行った。

【資料26】平成24年度プレスリリース実施一覧

5 関係機関・団体と連携した広報と周知技術の向上

(1) 関係機関・団体との連携

① 内閣官房内閣広報室

東日本大震災の被災者支援情報等について、被災3県（宮城県、岩手県及び福島県）のスーパー、コンビニ等で掲示する「ニュースレター」平成24年5月30日発刊号に、震災特例法に関わる支援センターの支援策を掲載した。

② 福島県庁

福島県で実施している避難者へのダイレクトメールに、震災特例法及び支援センターを周知するチラシを同封した。

③ 内閣府政府広報室

平成24年6月及び9月に被災3県に放送している政府広報枠のテレビ及びラジオ番組において、震災特例法に関わる支援センターの被災者支援策について放映された。また、同年9月17日から同月23日の間「YOMIURI ONLINE」のトップページ上へテキスト広告を掲載した。

④ 民生委員

民生委員向けパンフレットを作成し、各地方事務所を通じて広報を実施した。

⑤ 公益財団法人日本調停協会連合会

調停委員向けに民事法律扶助制度を解説したパンフレットを用いた広報を実施した。

⑥ 最高裁判所事務総局

家事事件における民事法律扶助制度の利用促進のため、全国の家庭裁判所の窓口にパンフレットを備え置き、ポスターを掲出した。

(2) 周知技術の向上

各地方事務所の広報担当職員を集め、広報マインド（職員一人一人が広報担当であるという意識を持つこと）の育成、情報の共有を図ることを目的とした広報担当実務者研修を実施することにより、各地方事務所の広報スキルの向上を図った。

6 認知度調査の実施

平成24年12月に実施した認知度調査では、認知度（支援センターを知っている割合）が42.4%と前年度に比べ0.3%の微増となった。

認知経路としては、以前に実施していたテレビCMの割合が高い（29.6%）ものの、役所など行政機関の広報誌の割合も上昇している。

【資料27】広報活動関連資料

(2) 組織の基盤整備等

① 一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保等

ア 一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保

年度計画内容

ア 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の確保態勢を全国的に均質なものとするため、引き続き弁護士会・司法書士会と連携協力し、新規登録時期に合わせた説明会や研修会、取り組むべきテーマごとの協議会を開催するなどして、契約弁護士・司法書士を確保する。また、弁護士・司法書士が少ない地域について、一般契約弁護士等による巡回又は常勤弁護士の常駐若しくは巡回を行う。

1 契約弁護士・契約司法書士の確保

民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士を確保するため、全国の地方事務所から各単位弁護士会及び単位司法書士会へ基本契約締結に向けての働き掛けを積極的に行い、平成25年2月に講習会「民事法律扶助ってなあに～活用のノウハウ～」を日本弁護士連合会と共催するとともに、同講習会へ講師を派遣し、民事法律扶助業務及び震災法律援助業務の周知及びそれらの利用促進に努めた。このような取組の結果、平成23年度末と比較して民事法律援助についての契約弁護士が1,293名、契約司法書士が290名増加し、震災法律援助については、新たに弁護士2,387名、司法書士1,017名と契約を締結した。

平成24年度の実績が増加している地方事務所の取組（例えば、弁護士等を対象とした説明会や広報の手法等）を他の地方事務所に情報提供するなど、引き続き契約弁護士・契約司法書士の確保に取り組んだ。

一般契約弁護士による巡回法律相談については、松江地方裁判所西郷支部（4回）、熊本地方裁判所天草支部（2回）、那覇地方裁判所名護支部（2回）管轄内等の弁護士が少ない地域で実施した。

また、震災特例法の施行に当たっては、平成24年4月16日に震災法律援助業務に関する説明会を開催するなど、地方事務所との迅速な情報共有に努めるとともに、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等の関係機関との密接な連携・協力により、業務内容の周知や震災法律援助契約弁護士・震災法律援助契約司法書士の確保について理解を得た上で、全国に避難している被災者に対応すべく、震災法律援助契約弁護士は全ての地方事務所で複数名を確保し、震災法律援助契約司法書士は49地方事務所で確保するなど、新規事業である震災法律援助業務の円滑な実施に力を注いだ。

【資料9】 【民事法律扶助】 援助申込状況

【資料10】 【震災法律援助】 援助申込状況

【資料11】 【民事法律扶助】 援助決定件数等状況

【資料12】 【震災法律援助】 援助決定件数等状況

【資料17】 契約弁護士数

【資料18】 契約司法書士数

【資料28】 最近5年間の援助決定件数の推移

2 常勤弁護士の配置等

これまで常勤弁護士の必要な地域に順次新たな常勤弁護士の配置又は増員を行っており、平成24年度末までに常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は、合計86か所となり、各事務所に1名ないし8名の常勤弁護士を常駐させた。同年度に常勤弁護士を新たに配置した地方事務所は3か所、地域事務所は1か所であり、増員配置をした地方事務所は8か所、地域事務所は3か所であり、合計15か所に常勤弁護士を新たに配置又は増員した。そのうち、北海道の八雲地域事務所については、平成24年度に新設した地域事務所である。

なお、常勤弁護士の配置人数も、平成23年度の220名から平成24年度は233名と13名増員した。

民事法律扶助の担い手となる弁護士が特に少ない地域である旭川地方裁判所稚内支部、名寄支部、留萌支部及び紋別支部については、上記各地方裁判所支部に近接する旭川地方事務所に配置した常勤弁護士が合計4回にわたり巡回して民事法律扶助事件等を取り扱った。なお、平成24年度における常勤弁護士の出張・巡回法律相談は599件であった。

【資料5】 常勤弁護士配置先一覧（平成25年3月31日現在）

【資料29】 常勤弁護士の司法過疎地域への巡回状況一覧

年度計画内容

イ 各地において、弁護士会の協力を得て引き続き、国選弁護人及び付添人契約に関する説明会の実施や説明資料の配布等を行い、契約内容の周知及び契約弁護士の確保に努める。また、常勤弁護士を採用し、国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域に常駐若しくは巡回させる。

1 説明会等の実施

(1) 説明会の開催・説明資料の配布

各地方事務所において、弁護士会主催又は支援センター主催（弁護士会との共催を含む。）の説明会を開催するとともに、研修を実施し、また、独自の広報用資料を配布するなどして、国選弁護関連業務及び国選付添関連業務の内容並びに支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について説明を行った。

(2) 解説書の配布

各地方事務所において、弁護士会の協力を得て、全国の一般契約弁護士になろうとする弁護士に対して「国選弁護業務の解説」及び「国選付添業務の解説」を配布した。

2 契約弁護士の確保

国選弁護人契約弁護士の契約数は、平成24年4月1日時点の21,259名から平成25年4月1日時点の22,250名(991名増)に増加しており、後者は、全国の弁護士の66.9%に相当するものである。

国選付添人契約弁護士の契約数は、平成24年4月1日時点の7,701名から平成25年4月1日時点の8,703名(1,002名増)に増加している。

【資料20】 国選弁護人契約弁護士数の推移(含 常勤弁護士)

【資料21】 国選付添人契約弁護士数の推移(含 常勤弁護士)

年度計画内容

ウ 被害者参加人のための国選弁護制度の担い手となる弁護士の確保態勢を全国的に均質なものとするため、引き続き弁護士会と連携協力し、被害者参加弁護士契約に関する説明会の実施や説明資料の配布等を行い、契約内容の周知及び契約弁護士の確保に努める。

1 被害者参加弁護士確保の取組

(1) 本部における取組

日本弁護士連合会との協議の場で被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況の説明、被害者参加弁護士契約締結に向けての要請等を行った。

(2) 地方事務所における取組

各地方事務所において、以下の方法により、被害者国選弁護関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について説明等を行った。

① 弁護士会の協力を得て、弁護士会主催の説明会・研修会等へ参加し、説明を行った。

② 地方事務所主催の説明会を開催した。

③ 地方事務所・弁護士会共催による説明会や被害者参加契約弁護士等との意見交換会を行った。

2 契約弁護士の確保

上記1の各取組の結果、平成24年4月1日現在で3,014名であった被害者参加契約弁護士は、平成25年4月1日現在で3,335名(321名増)となった。性被害・性暴力の被害者の多くは女性であり、女性の弁護士を希望されることが多いところ、全ての地方事務所で女性の被害者参加契約弁護士

の登録を確保した。

【資料36】 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

年度計画内容

エ 常勤弁護士の確保のために、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所等の関係機関・団体の協力を得て、常勤弁護士の業務内容や魅力、採用情報等について、司法修習生、弁護士、司法試験合格者、法科大学院生等に対する説明を行い、応募を促すとともに、経験豊富な中堅弁護士の確保に向けて、日本弁護士連合会ホームページを活用するなどして広く応募を促す。

1 就職説明会・採用案内の周知等

常勤弁護士の確保のために、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所等の関係機関の協力を得て、司法修習生、司法試験合格者、法科大学院生等に対して、新たに改定した「スタッフ弁護士」採用案内等を配布し、常勤弁護士の業務内容や魅力、採用情報等に関する説明会を11回にわたり実施した。

日本弁護士連合会が開設・運用している就職採用フェイスブックにも就職情報を掲載した。

日本弁護士連合会の会員専用サイトの求人案内欄に常勤弁護士募集の広告を常時掲載した上、会員向けに毎月2回発信されているメールマガジンの求人案内欄にも同広告のURLを常時掲載してアクセスを促すなどし、転職を検討している既登録の弁護士に焦点を絞り、経験豊富な中堅弁護士の確保に向けた経費のかからない効率的な情報提供を継続して行った。

この結果、14名の法曹経験者を含む63名を新たに採用した。なお、複数の採用期において常勤弁護士の更新時期が重なったことから、退職者数が前年度の36名から50名と大幅に増えたが、退職者数を見込んで積極的に採用活動を行ったことにより13名の純増となった。

【資料4】 常勤弁護士の採用実績一覧

【資料32】 常勤弁護士就職説明会等実施状況

2 選択型実務修習、エクスターンシップ

常勤弁護士の業務を直接体験してもらうことによりその業務の意義・魅力をより理解してもらうべく、司法研修所の選択型実務修習企画に参加し、合計34か所にわたる法律事務所に司法修習生を受け入れたほか、より早い段階から常勤弁護士への関心を促すべく、全国の法科大学院のエクスターンシップ実習生の受入れも積極的に行い、各地の法律事務所において、全国15の法科大学院の学生を合計33回にわたり受け入れた。

【資料33】 平成24年度司法研修所選択型実務修習受入状況

【資料34】平成24年度法科大学院エクスターンシップ実習受入状況 イ 法律サービスの提供に係る体制の整備

年度計画内容

地方裁判所支部（以下「地裁支部」という。）管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域を優先とし、加えて、地裁支部管轄単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、当該地裁支部管内の人口・事件数等を考慮しつつ、地域事務所を設置し、常勤弁護士を常駐させる。

前述の地域に隣接する地方事務所等に配置する常勤弁護士を巡回させることにより、同地域において、法律サービスを提供するための具体的な方策を企画・立案し、実施する。

1 司法過疎地域事務所の設置

司法過疎対策として、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士による司法サービスの提供者がより少ない地域の解消に優先的に取り組む必要があることから、司法過疎地域事務所は、（i）地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、（ii）当該地方裁判所支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地方裁判所支部が存在しない地域を優先とし、加えて、（iii）地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、（iv）当該地方裁判所支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地方裁判所支部が存在しない地域において、（v）当該地方裁判所支部管内の人口、民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等地域関係機関の支援体制等を考慮して設置することとした。

平成24年度末までに常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は合計86か所で、そのうち司法過疎地域事務所は32か所であり、同年度には司法過疎地域事務所として北海道の八雲地域事務所を開設した。

【資料5】常勤弁護士配置先一覧（平成25年3月31日現在）

2 常勤弁護士の巡回による司法サービスの提供

旭川地方裁判所稚内支部、名寄支部、留萌支部及び紋別支部は、上記（i）及び（ii）の基準に適合する司法過疎地域であったことから、常勤弁護士が巡回して司法サービスを提供することとし、上記各地方裁判所支部に近

接する旭川地方事務所に配置した常勤弁護士が平成24年度は合計4回にわたり巡回を行い、民事法律扶助事件国選弁護事件等を取り扱った。

【資料29】常勤弁護士の司法過疎地域への巡回状況一覧

ウ 常勤弁護士の採用

年度計画内容

常勤弁護士の業務内容、採用情報などについて、司法修習生、司法試験合格者、法科大学院生及び既登録弁護士等に対する説明を積極的に行い、総合法律支援への取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保に努める。

上記1(2)①ア「一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保」(24頁)に記載のとおり。

1 募集活動の推進

平成24年度は、司法修習生や法科大学院生、司法試験合格者等を対象として、新たに改定した「常勤弁護士」採用案内のパンフレットや募集要項等を配布するとともに、11回にわたり、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用情報等に関する説明会を実施した。

日本弁護士連合会が開設して運用している就職採用フェイスブックにも就職情報を掲載した。

日本弁護士連合会の会員専用サイトの求人案内欄に常勤弁護士募集の広告を常時掲載した上、会員向けに毎月2回発信されているメールマガジンの求人案内欄にも同広告のURLを常時掲載してアクセスを促すなど、転職を検討している既登録の弁護士に焦点を絞り、経験豊富な中堅弁護士の確保に向けた経費のかからない効率的な情報提供を継続して行ったことから、平成24年度は採用者63名中14名の法曹経験者を採用することができた。

【資料4】常勤弁護士の採用実績一覧

【資料32】常勤弁護士就職説明会等実施状況

【資料33】平成24年度司法研修所選択型実務修習受入状況

【資料34】平成24年度法科大学院エクスターンシップ実習受入状況

2 総合評価に基づく人材の確保

常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターの職員としてのみならず弁護士としての素養を見極め、総合法律支援に意欲的に取り組み、国民の期待に応えることのできる人材を確保するという観点から、各応募者について日本弁護士連合会から弁護士としての基本的能力を含めた常勤弁護士としての適性に関する意見を徴した上、採用面接を実施し、他者とのコミュニケーション能力等を含めた総合的な能力・適性・意欲の高さなどを

審査し採用を行った。

エ 常勤弁護士の待遇

年度計画内容

常勤弁護士については、実務経験年数が10年未満の者の任期を3年、実務経験年数が10年以上の者の任期を2年とし、それぞれ2回まで更新可能とすることを基本としつつ、最初の任期を1年として、司法修習終了直後の者等から常勤弁護士を採用する。

平成23年度と同様、常勤弁護士については、実務経験年数が10年未満の者の任期を3年、実務経験年数が10年以上の者の任期を2年とし、それぞれ2回まで更新可能としている。

なお、司法修習生から採用した常勤弁護士については、3回まで任期の更新を可能とし、当初の任期は1年として、養成事務所において常勤弁護士としての基本的な素養を身に付けさせるために必要な指導、教育を行い、最初の任期の更新後、法律事務所に赴任させることとしている。

報酬については、実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考としている。

② 職員の質の向上等

年度計画内容

① 効率的で効果的な事務を遂行する観点から、能力主義に基づく的確な職員の採用及び人事配置を行う。

1 採用について

職員の採用に当たっては、多肢択一式問題、論文問題及び面接により、実務能力及び支援センターへの適性を判断し、幅広い知識と利用者のニーズを的確に察知できる人材の確保に努めている。面接の実施に際しては、理事、局部長、課長、課長補佐及び係長を面接員とし、採用対象者に応じて、面接回数及び面接員の構成を決定している。

有期契約職員から常勤職員への登用に際しては、上記と同様の試験内容に加え、当該有期契約職員の所属する職場の管理者による評価も採用決定の資料としている。

平成24年度は、厚生労働大臣が定めた「青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針」に、新卒採用に当たって少なくとも卒業後3年間は応募できるようにすることが追加されたことを受け、これらを対象とした一般公募試験と、司法試験受験資格を喪失した法科大

学院修了者を対象とした一般公募試験を実施し、合計485名の選考を行った結果、10名を採用した。

有期契約職員から常勤職員への登用については、特に有能な有期契約職員の活用を図るため、申込みのあった41名を対象に常勤職員への登用試験を実施した結果、15名を常勤職員として登用することとした。

2 人事配置について

人事異動計画の策定に当たっては、勤務評定による評価、管理者の適性に関する意見及び職員の意向等を考慮の上、各地方事務所の事件数を勘案し、組織の強化及びサービスの質の向上を図るための適正配置に努めている。

組織の活性化を図るため、広範にわたる人事異動計画を策定し、平成25年4月1日付けで120名を異動させた。また、昇格試験受験申込みのあった1級から4級の者196名に対し、各級に求められる能力・適性を測ることができる内容の筆記試験及び面接試験を実施した結果、合格者118名につき昇格を決定した。

年度計画内容

② 職員の資質向上や人材育成を図るため、国、独立行政法人、民間企業等を含む広範な関係機関・団体との人事交流を図る。

関係機関との更に緊密な連携関係の構築と職員のスキルアップ等のために人事交流の充実を図る。

組織の中核を担う職員として幅広く活躍することが期待される者に対し、国等の他組織における業務を経験させることにより、職員のスキルアップ及び組織の充実強化を図ることを目的として、法務省との間で勤務研修を実施し、職員1名を出向させ人事交流を行った。

年度計画内容

③ 利用者への良質なサービスを安定的に提供するため、職員の実務能力や専門性を向上させる体系的な研修を、費用等を考慮して効率的にかつ計画的に実施するとともに、効果的な研修となるよう研修内容の充実に努める。

人材育成の観点から、職場内教育（OJT）、集合研修及び自己啓発が相互補完的に機能するような研修体系の見直し等を図る。

また、常勤弁護士に対して支援センター本部主催の研修を体系的に実施するとともに、各ブロック単位の研修を充実させる。

1 一般職員に対する研修

職員の資質及び能力の向上を図るため、職責に応じた研修を実施している。具体的には、採用から2年間を「基礎形成期間」、その後の2年間を「ブラッシュアップ期間」とし、経験年数に応じたカリキュラムを組み、それぞれの期間に新規採用者研修、ブラッシュアップ研修を実施している。管理職に対しては、事務局長登用時にマネジメント基礎研修を実施している。

各職員の担当する業務を適正かつ円滑に行うため、実務能力の向上を目的とした実務研修を実施している。実務研修の実施に際しては、職場における指導的立場の職員を研修員とし、研修効果のフィードバックを義務付けることにより、経費節約と効率化に努めている。

人事課主催の研修体系は職場内教育（OJT）、集合研修及び自己啓発が相互補完的に機能するよう組み立てており、平成24年度は合計4回の研修を実施し、延べ15日間に延べ98名の職員が受講した。内容については、全研修で「法テラス運営理念」の講義を行い、組織としての基本理念を各個人に浸透させるとともに、研修後のレポートを研修員に課すことで、研修の効果をより高めた。また、専門性の向上のため、総務、情報提供、民事法律扶助、国選弁護、犯罪被害者支援及び法律事務の各業務に従事する職員を対象とし、延べ17日間に延べ446名の研修を実施した。

人事院主催の課長級及び課長補佐級の研修に各1名・延べ7日間職員を参加させたほか、東京都の実施する課長級及び係長級の職員研修に各2名・延べ6日間職員を参加させた。

2 常勤弁護士に対する研修

(1) 実務研修

支援センターの各法律事務所に配置した常勤弁護士に対しては、常勤弁護士が日頃の実務を通して学ぶ必要があると実感しているテーマを提出させ、そのテーマに関する知識・技術を身に付けることができる内容の本部主催の研修を実施した。

また、全国を7つのブロックに分け、各地で勤務する常勤弁護士がより細やかなニーズに的確に対応するための研修をそれぞれ企画・実施させ、各地の実情を反映した少人数制のきめ細やかな研修（ブロック別研修）を行い、常勤弁護士間の技術・経験の共有を図るとともに、全体的な能力・技量の向上を図った。

特に常勤弁護士の担うべき重要な役割の一つである裁判員裁判については、最高裁判所の協力も得て、実際の裁判員法廷を使用し、参加者全員が複数回模擬尋問を行うなど、効果の高い実践型の研修を実施した。

司法修習修了直後に採用した新人常勤弁護士に対しては、1年間で常勤弁護士としての基本的な素養を身に付けることができるよう、通年の

研修スケジュールによる継続的な研修を実施した。

また、各法律事務所に法律相談に訪れる相談者が心理的問題、性格的問題、精神疾患を抱えていると思われる場合に、常勤弁護士がより専門的で多角的な視野を持ち適切な弁護方針を立てることができるようにすることを目的としたパーソナリティ障害対応研修を実施した。

【資料37】常勤弁護士・内定者に対する本部実務研修実施状況

(2) 裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室

裁判員裁判弁護技術研究室において、常勤弁護士が取り扱っている裁判員裁判事件について個別具体的な指導・助言を行い、常勤弁護士の弁護技術の向上を図った。

常勤弁護士業務支援室では、常勤弁護士が取り扱っている民事・家事・一般刑事事件等について個別具体的な指導・助言を行い、かつ、新人常勤弁護士に対しては受任事件の起案の添削指導を行うなどして、常勤弁護士の業務遂行能力の向上を図った。

さらに、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室の全面的な協力の下、常勤弁護士に対する研修の内容を見直し、より充実した研修の実施に努めた。

(3) 法律事務所事務職員研修

法律事務所事務職員を対象にした実践的な業務研修を実施するに当たり、事前に日常業務において疑問に感じている事項についてアンケートを行い、疑問事項に即した講義を行うとともに、参考例として各法律事務所が独自で作成している業務処理マニュアルを紹介し、常勤弁護士の日常業務の効率化を図った。

(4) 常勤弁護士支援メーリングリストの活用

支援センター及び常勤弁護士が、今後の重点課題と認識している地方自治体や福祉機関が抱える潜在的な法的ニーズを把握し連携の促進を図るため、常勤弁護士を地方自治体（伊豆市）や社会福祉法人（長崎県・社会福祉法人南高愛隣会、滋賀県・社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団）に派遣し外部研修を受けさせた。

③ 内部統制・ガバナンスの強化等

年度計画内容

- ① 理事長の指示が支援センターの業務運営に的確に反映されるよう、次のとおり組織運営を行う。
 - ア 執行部会議を定期的で開催し、決定事項については速やかに組織内に伝達する。
 - イ 本部方針を地方事務所に適切に周知するとともに、支援センターの抱える課題等を協議するため、全国地方事務所長会議・事務局長会議、ブロック別協議

会を開催する。

ウ ガバナンスの強化と内部統制の構築・運用状況の点検のための委員会を組織し、業務・組織体制の点検と必要な改善策の検討及びコンプライアンス体制の構築・点検と必要な改善策の検討を行う。

1 理事長のリーダーシップ

理事長は、支援センターの抱える課題について、随時、役職員にメッセージを送り、あるいは全国地方事務所長会議、ブロック会議等の本部会議において、支援センターの任務の達成のための努力を呼び掛けている。

理事長がリーダーシップを適切に発揮できるよう、理事は、総務・民事・刑事等の業務を分担して関係各課・室と日常的に協議を行うなど、理事長を補佐して各業務を分担掌理している。また、理事長が主催する執行部会が定期的で開催され、全理事、監事（月初のみ）、幹部職員（局部長）が出席し、活発な議論の中で、理事長の提案する方針への知恵出しが行われている。

2 ガバナンス推進委員会の活動

業務・組織体制の構築とその運用状況や規程・事務連絡等に基づく業務の実施状況、コンプライアンス体制の構築とその運用状況について、点検を行うとともに改善策を検討するため、平成24年3月にガバナンス推進委員会を設置し、平成24年度は、①全組織を対象とした業務・組織の点検を実施したほか、②コンプライアンス・マニュアルの作成を行い、全職員に周知した。

業務・組織の点検においては、全センター（注）レベルでの点検として概況、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリングの各項目について、本部の所管課に回答を求め、平成25年度の重点課題として、民事法律扶助における規程・事務連絡等の点検・整備と地域間格差の是正、常勤弁護士制度に係る規程・事務連絡等の点検・整備、情報セキュリティ基準の点検、超過勤務の点検を行い、改善策を検討している。

業務・組織点検の結果は、内部監査、監事監査及び監査法人の監査により報告された事柄と対照させ、その内容を確認した。

業務・組織の点検の結果明らかとなった課題については、コンプライアンス体制の強化を図るため、平成25年度以降の業務運営に反映させていくことを予定している。

なお、ガバナンス推進委員会は、常勤理事を委員長とし、組織業務小委員会及びコンプライアンス委員会を下部組織として擁する委員会である。

（注）全センターとは、本部、全地方事務所・支部・出張所、全法律事務所、コールセンターのことである。

3 本部決定事項等の伝達

- (1) 理事長の招集により執行部会を毎月2回以上（合計24回）開催し、会議開催後に決定事項等の議事の要旨を取りまとめ、本部役職員を始め地方事務所職員に対し伝達しており、理事長の決定事項及び支援センターの課題等が速やかに職員に周知されるよう努めた。
- (2) 全国地方事務所長会議及び全国地方事務所事務局長会議を各1回、ブロック別協議会をブロックごとに1回ずつ、計8回開催した。また、国選弁護業務について全国地方事務所長会議及び副所長会議を、民事法律扶助業務について全国地方事務所副所長会議を各1回ずつ開催した。本部会議においては、支援センターが抱える課題について、地方事務所の実情を把握するとともに、本部と地方事務所とが問題意識を共有することにより、会議出席者からかつ達な意見を集約することができた。

年度計画内容

- ② 会計監査人による監査の指摘を踏まえ、監事監査及び内部監査の際にその改善状況を点検するとともに、情報共有の場を設けるなど、会計監査人監査との連携強化を図る。監事監査、内部監査及び情報セキュリティ監査とも、基本的には平成23年度と同程度の規模とすることとし、監事監査は本部ほか6地方事務所を予定する。

内部監査は本部ほか43地方事務所・地域事務所を予定する。情報セキュリティ監査は6地方事務所を実施する。

1 監査室の態勢等

監査室の態勢としては、平成22年度は室長と係員（非常勤職員）の専任職員2名態勢であったところ、平成23年度には3名（室長、主任、非常勤係員）として強化を図り、さらに、平成24年度には4名（室長、室長代行、常勤係員、非常勤係員）として一層の強化を図った。

平成24年度に実施した43事務所中38事務所においては、監査室員の監査員が主体となる方式で監査を実施し、業務部門から独立した部門である監査室の職員が監査を実施することにより、内部監査の独立性を強化した。

平成24年度も、平成23年度に引き続き、職員が内部監査に関する外部研修へ参加し、監査能力の向上を図った。

2 会計監査人監査（注1）の実施（連携強化）

平成24年度における会計監査人監査は、平成24年11月に行われた会計監査人と理事長等とのディスカッションを通じ、会計監査人と理事長等がそれぞれの意思の疎通を図ることにより、法人の組織の整備・運用及び会計事項等に関して問題意識の共有を図った。会計監査人が監査における指摘事項等を踏まえて策定した重点監査項目や監査計画を監事及び監査室へ

事前に報告して、計17事務所に対する監査を実施した。

前期末や期中における会計監査人による監査指摘事項は、本部において取りまとめを行い、内容を整理し、対応策を検討後、地方事務所等へ改善を求め、後日、改善状況の報告を受けた。その改善状況については、監事及び監査室へ報告した。

監事監査及び内部監査では、以前の各監査における指摘事項のほか、会計監査人による指摘事項についても改善状況を確認した。

(注1) 会計監査人監査は、主務大臣の承認を受けることを前提として、支援センターの財政状態及び運営状況等、財務運営の状況が、全ての重要な点において、財務諸表等に適正に開示されているかどうか検証することを目的としている。

3 監事監査(注2)の実施

本部、コールセンター及び5か所の地方事務所について、実地監査を実施した。監査結果は理事長に報告するとともに、それぞれの事務所に通知した。

(注2) 監事監査は、支援センターの業務の適正かつ効率的、効果的な運営を図ること及び会計経理の適正を確保することを目的としている。

4 内部監査(注3)の実施

実地監査の実施回数としては、地方事務所・地域事務所の内部監査について、平成22年度及び平成23年度では計36事務所で実施したが、平成24年度は43事務所を対象を増加させた。このほか、6か所の地方事務所について情報セキュリティ監査を実施した。これらの監査結果は理事長に報告するとともに、それぞれの事務所に通知し、改善を要する事項については改善を求めた。

(注3) 内部監査は、総合法律支援法(平成16年法律第74号)第14条の目的の達成を目指し、業務運営の実情を調査し、その効果的かつ効率的な執行を図るとともに、予算執行及び会計経理の適正を期することを目的としている。

5 会計監査人、監事及び監査室の連携

会計監査人の監査方針と監査結果については、監事に説明する機会を設けている。また、会計監査人監査において確認された検討を要する事項については、監査室において取りまとめ、監事監査及び内部監査の往査の際に、その対応状況につき点検を実施している。

監事に対しては、内部監査の往査結果を順次報告し、それを監事監査の際の基礎資料としている。監事と監査室の間では2か月に1回程度の頻度で打合せを行い、監査方針、往査の対象、重点項目の設定などについて、意見交換を行っている。

平成24年度監査実施事務所等一覧

	監事監査	内部監査	情報セキュリティ監査
本部	全課室、コールセンター	財務課、会計課、国選弁護士課、民事法律扶助第一課・二課、常勤弁護士総合企画課、犯罪被害者支援課、情報提供課	
地方事務所（本所）	札幌地方事務所、宮城地方事務所、新潟地方事務所、三重地方事務所、兵庫地方事務所	旭川地方事務所、釧路地方事務所、函館地方事務所、青森地方事務所、岩手地方事務所、秋田地方事務所、福島地方事務所、茨城地方事務所、千葉地方事務所、神奈川地方事務所、山梨地方事務所、富山地方事務所、福井地方事務所、石川地方事務所、愛知地方事務所、岐阜地方事務所、大阪地方事務所、奈良地方事務所、島根地方事務所、鳥取地方事務所、高知地方事務所、愛媛地方事務所、熊本地方事務所、大分地方事務所	群馬地方事務所、長野地方事務所、大阪地方事務所、広島地方事務所、福岡地方事務所、鹿児島地方事務所
地方事務所（支部）		千葉地方事務所松戸支部、東京地方事務所多摩支部、埼玉地方事務所川越支部、静岡地方事務所沼津支部、愛知地方事務所三河支部	
地方事務所（出張所）		東京地方事務所新宿出張所・池袋出張所・上野出張所、大阪地方事務所堺出張所	
地域事務所		江差地域事務所、むつ地域事務所、会津若松地域事務所、魚津地域事務所、中津川地域事務所、可児地域事務所、南和地域事務所、安芸地域事務所、雲仙地域事務所、高森地域事務所	
実地監査を行った本部及び地方事務所等の数	本部全課・室 コールセンター 地方事務所 本所 5	本部 課・室 8 地方事務所 本所 24 支部 5 出張所 4 地域事務所 10	地方事務所 6

年度計画内容

③ 本部・地方事務所における内部統制の構築・運用に関する包括的な点検のために、監査項目の再検討を行い、内部監査において活用するとともに、監査対象となっていない地方事務所・地域事務所においても自己点検のためにも活用することを呼び掛ける。コンプライアンスに関する意識向上のために、会議において役職員にその重要性を訴えるなどの施策を実施する。

情報セキュリティ監査結果を反映した内容の職員研修を実施し、情報セキュリティ意識のレベル向上を図る。

1 内部統制の構築・運用に関する点検（ガバナンス推進委員会）

(1) ガバナンス推進委員会において、業務・組織体制の構築とその運用状況を点検し、評価した。点検は、「全センター」、「本部課・室」、「地方事務所」及び「法律事務所」に区分した上、点検項目を個別に設定し、点検対象部門による自己点検内容を、同委員会において確認していく手法で実施した。

(2) コンプライアンスに関する意識向上のため、ガバナンス推進委員会に

において「コンプライアンス・マニュアル」を作成した。その作成に当たっては、全国の役職員から意見を求め、コンプライアンスの重要性を訴える内容を盛り込んだ。

(3) ガバナンス推進委員会では、ニュースレター「ガバナンスレポート」を全国の役職員に向けて10回にわたり発行した。その内容についても、同委員会の活動をタイムリーに紹介するとともに、内部統制の解説を盛り込み、また、報道されたコンプライアンス上の問題事例などもトピックとして掲載し、内部統制に関する問題意識の共有を図り、必要な情報の伝達・周知に積極的に取り組んだ。

(4) 地方事務所の内部監査では、地方事務所での全業務を網羅した監査項目に加え、ガバナンス推進委員会が実施した概況調査の内容についても確認を行った。本部の内部監査では、ガバナンス推進委員会の業務・組織の点検状況を参考に監査項目を作成の上、監査を実施し、内部統制の構築とその運用について点検を行った。

2 全国地方事務所長会議等における取組

全国地方事務所長会議等において、コンプライアンスの徹底を呼び掛けた。

3 職員研修の実施

総務部門(総務・人事・会計・情報システム)に関する業務は、対象とする領域が広範囲にわたり、専門性が高いものも多く含まれるが、担当する職員の実務経験により理解度に差が見られるなどの問題がある。

このような状況から、法令・規程に則った適切かつ効率的な事務処理を確保するため、総務部門の業務のうち、専門性の高い税務処理、情報公開、労務管理、情報セキュリティ関連規程及び情報システムの利用上の留意事項等に関する実務的な研修(67名参加)を平成24年9月24日、25日の2日間にわたり実施した。

年度計画内容

④ 契約弁護士に対して関連する規則等を周知徹底し、過誤事案が判明した場合には、事案に応じて適切な対応をすることにより、コンプライアンスの一層の推進を図る。

1 契約弁護士に対する規則等の周知

平成23年度までに被疑者国選弁護事件の接見回数に関わる過大請求問題への対応をほぼ終えたところであるが、この問題の発覚により平成21年に導入した接見資料の制度については、周知徹底がされ、報酬請求に当たって漏れなく添付されるようになっている。

このほか、契約弁護士が国選弁護等関連業務の背後にある諸規程を理解

していることが過誤事案の防止に重要であると考えられることから、各地方事務所において、一般契約弁護士になろうとする弁護士に対し、「国選弁護業務の解説」及び「国選付添業務の解説」を配布するとともに、ホームページで紹介するなどの方法により、一般契約弁護士に対して規程等の周知を図った。さらに、本部において、報酬基準の骨格をなす考え方を説明した一般契約弁護士向けの文書（国選弁護報酬はどのように算定されているか）を作成し、日本弁護士連合会の機関誌「自由と正義」に寄稿した（平成25年4月号に掲載）。

2 職員研修等の実施

報酬基準は毎年改訂を繰り返して複雑化しており、過誤を生じる危険があることから、本年度も前年度までと同様、業務に関する各種知識を習得させることで過誤・不祥事案を防止することを目的として、平成24年12月4日、5日の2日間にわたり、各地方事務所・支部の報酬算定担当職員を対象とする研修を実施した。同研修においては、報酬算定業務に必要な各種規程について解説するとともに、報酬算定について過誤を招きやすい算定項目を盛り込んだ報酬算定演習を実施した。

そのほか、平成24年7月12日、13日に、各地方事務所・支部において職員を指導する立場にある事務局長を集めた会議を実施し、その際、報酬基準の骨格をなす考え方を説明した文書（「報酬算定業務の基礎—はじめて報酬算定を行う皆様へ」）を配布するとともに、日常の業務の中で職員に対し事務処理に当たっての考え方を指導することの重要性を徹底した。

(3) 外部機関等との関係

① 地方協議会の開催等

年度計画内容

- ① 全国の地方事務所において、各地の実情を踏まえ、開催する地方協議会の議題、参加者、開催時期、開催回数等を適宜工夫し、支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、参加者に対するアンケート調査等を実施するなどして、利用者及び関係機関・団体の意見を聴取し、業務運営上の参考とすることにより、当該地域の実情に応じた業務運営を行う。
- また、全国地方事務所の取組状況について、会議等の場で意見交換を行なうなどして、参考となる開催事例を全国に普及する。

1 地方協議会開催状況

平成24年度は、全国の地方事務所において、合計104回（平成23年度：92回）の地方協議会を開催した。各地方事務所においては、地区別に地方協議会を開催する方法や、多重債務問題、家庭問題、法教育等のテーマごとに開催する方法など、地方の実情に応じた工夫を施して開催し、関係機

関・団体との一層の連携強化を図った。

【資料38】平成24年度地方協議会開催一覧

2 アンケートの実施

関係機関・団体に対し、あらかじめアンケート調査を実施して支援センターに対する問題提起、疑問点等の意見・提案を聞いた上で、地方協議会の際に、寄せられた意見等について詳細を聴取するとともに、その意見等を業務に反映させるなどして、関係機関・団体との相互理解を深めるなど、更なる連携の強化を図った。

【資料39】平成24年度地方協議会参考事例一覧

【資料40】平成24年度地方協議会を踏まえての業務見直し事例一覧

3 先進事例の紹介

地方協議会を通じてより一層地域の実情に応じた業務運営ができるよう、全国地方事務所長会議及び全国地方事務所事務局長会議において、地方協議会で作された意見等に基づく具体的改善例として、民事法律扶助制度における審査において、弁護士向けの提出書類チェックシートを作成するなどして審査期間の短縮に努めたという改善事例等の報告を行った。

年度計画内容

- ② 本部又は地方事務所において、利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とするための地方協議会その他の会議等を開催する場合には、支援センターの業務運営の公正・中立性、利用者の立場に立った業務遂行及び関係機関・団体との連携協力関係の確保の観点から、その人選を行う。

地方協議会を開催するに当たっては、各地方事務所において、議題や開催方法等に応じて、参加してもらう関係機関・団体を検討した上で出席依頼を行い、利用者その他の関係者の意見がより適切に反映されるよう工夫した。平成24年度においては、例えば、東日本大震災による問題について、「震災法律援助」、「原発損害賠償に関する取組」及び「法テラス被災地出張所について」をテーマに掲げ、地元自治体、弁護士会、司法書士会のほか、原子力損害賠償支援機構等に出席を依頼するなど、利用者の立場に立った業務遂行及び関係機関・団体との連携協力関係の確保の観点から、参加者の人選を行った。

② 関係機関との連携強化

年度計画内容

- ① 内閣官房・法務省と連携し、総合法律支援関係省庁等連絡会議等を年1回開催し、中央レベルでの連携・協力関係の維持・充実に努める。
- ② 各地方事務所において、地方協議会や研修会・打合せ等を通じて連携の充実に努

める。

③ 社会情勢等に伴い新たに創設される関係機関・団体、また、関係機関・団体において新たに創設される制度に関する情報収集に努め、支援センターの業務についての理解を得て、連携・協力関係の構築に努める。

コールセンターにおいても、関係機関の担当者による業務説明会を実施して連携の強化を図る。

1 中央レベルでの連携に関する取組状況

法務省と連携し内閣官房が主催する総合法律支援関係省庁等連絡会議（9月、17府省庁等が参加（1庁欠席））に参加し、関係機関において支援センターの業務内容について理解を得てもらおうとともに、連携強化を依頼した。

2 地方事務所における連携に関する取組状況

全国の各地方事務所・支部において、地方協議会や相互研修会、打合せ会を開催（2,059回）し、関係機関・団体との連携の充実に努めた。

3 新たに創設される関係機関・団体との連携に関する取組状況

- (1) 被災者支援として、消費者庁、独立行政法人国民生活センターが行っている被災地への専門家派遣事業と連携し、支援センター被災地出張所において各種専門家によるワンストップ相談会を実施した（平成23年度：南三陸町、山元町、東松島市、大槌町、平成24年度：二本松市）。
- (2) 一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会との連携を強化し、同運営委員会のコールセンターの情報を支援センターのホームページに掲載するなどの取組を行った。
- (3) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構と調整を行った上で、東日本大震災相談事例Q&Aに同支援機構に関するものを追加し、支援センターのホームページに掲載した。
- (4) 静岡地方事務所においては、静岡県と共催で、精神に問題を抱えた方が適切な法律相談を受けられるよう、精神保健福祉士専門職が同席することによりメンタルヘルスにも配慮した法律相談会（9回、46件）を実施したほか、精神保健福祉専門家の方に対し現場で直面する法的問題を解決するための手段として、関係機関、法律専門家につなぐ方法についての研修会（3回、延べ192名参加）を実施した。
- (5) 浪江町（福島県双葉郡）と事業協定を締結し、原子力賠償請求等を行う同町民であって西日本に避難している者に対して個別相談等を受け入れる態勢を整えた。
- (6) 岩手県と事業協定を締結し、平成25年度に東日本大震災の被災者に対する各種専門家の相談を実施する態勢を整えた。

年度計画内容

- ④ 地方事務所ごとに、被害者支援連絡協議会に設置されている分科会や犯罪被害者支援に関する協議会等に参画し、意見交換をするなどして、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図る。

1 被害者支援連絡協議会への参加

各地方事務所において、各都道府県警察等が事務局となっている「被害者支援連絡協議会」及びその分科会に全地方事務所が参加し、日本弁護士連合会委託援助、被害者参加人のための国選弁護制度、民事法律扶助制度の各制度の利用について説明し、支援センターの提供できる被害者支援制度について総合的な理解を深めることに努め、また、支援センターの犯罪被害者支援業務実績を報告し、かつ、他の機関・団体における取組状況等について情報交換を行った。このような活動によって、各関係機関・団体が行っている犯罪被害者支援業務に関する相互理解を深め、連携の維持・強化を図った。

2 DV防止法第9条連絡協議会への参加

各地方事務所において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第9条の趣旨に基づき設置された連絡協議会に参加し、ドメスティックバイオレンス（以下「DV」という。）対策に取り組む関連団体との更なる連携を図った（平成24年度は44地方事務所が参加した。）。

3 関係機関との連携

各地方事務所においては、「犯罪被害者週間」（11/25～12/1）に、関係機関と共に啓発・広報活動を行った。具体的には、街頭で啓発用グッズやリーフレット、チラシの配布を行い、また、イベント会場にブースを設置してポスター、パネルの展示などを行った。

本部においては、以下のような活動を行った。

- (1) 支援センターの広報誌「ほうてらす」（2012年夏号）の記事からパネルを作成し、「犯罪被害者週間」の中央大会でそのパネルを展示した。
- (2) 内閣府が主催する国民の集いの中央大会や、長野県、岡山県の大会に協力・後援した。
- (3) 内閣府が発行している「共同参画（2012年12月号）」に犯罪被害者支援業務担当職員研修の内容を掲載し、支援センターの犯罪被害者支援業務について周知を行った。
- (4) 法務省保護局の犯罪被害者支援担当保護観察官の研修において、法テラスの犯罪被害者支援業務について講義を行った。
- (5) 内閣府男女共同参画局と連携して、被災地における女性の悩み・暴力（集中）相談事業の一つとして、宮城県の南三陸町に設置した南三陸出張所において、「女性の悩みごと相談」を実施した。
- (6) 厚生労働省の補助事業である社会的包摂相談事業「よりそいホットライ

ン」と連携し、相互に窓口を紹介するようにした。

【資料22】 犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数の推移(平成22年度～平成25年度)

【資料23】 犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問合せ内容

【資料24】 地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介状況

【資料41】 犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手続」の問合せに対する紹介先

【資料42】 地方事務所における問合せ件数の推移(平成22年4月～平成25年3月)

【資料43】 地方事務所に対応した問合せ内容

2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 総括

① 一般管理費等

年度計画内容

① 人件費については、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持により、経費の合理化・効率化を図る。

業務内容に応じ、柔軟な雇用形態を活用して常勤職員及びパートタイム・フルタイムの非常勤職員の配置を行い、給与体系についても、国の制度に準じた内容の給与規程を維持している。給与規程については、平成24年の国家公務員給与法改正を踏まえた支援センターの改正規程を維持している。

なお、国家公務員との給与水準の比較指標（ラスパイレス）は、81.6ポイントとなっている。

年度計画内容

② 業務運営の効率化により、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、以下の削減を行う。

一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）を、前年度比3パーセント削減し、事業費（民事法律扶助事業経費（立替金債権管理事務処理費を除く。）を除く。）を、前年度比1パーセント削減する。

1 一般管理費の効率化減

平成24年度の人件費及び公租公課を除く一般管理費（2,108,521千円）のうち、新規追加・拡充分（122,245千円）を除いた額は1,986,276千円で

ある。これは、前年度の人件費及び公租公課を除く一般管理費（2,295,217千円）と比べ、対前年度▲308,941千円の削減となった（▲13.5%減）。その結果、人件費及び公租公課を除く一般管理費について、前年度比3%（68,857千円）を上回る削減額を達成した。

経費削減の主な内容としては、広報活動に係る経費について、平成24年度では広報活動の在り方を見直し、費用のかかるテレビ広告の代替としてプレスリリース等を利用することにより、66,055千円を削減した。また、複写機等のリースについて、平成24年度では更なる一括調達を実施したことにより、45,444千円（平成23年度55,306千円）に削減した（削減額9,862千円）。

2 事業費の効率化減

平成24年度の立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く事業費（706,845千円）のうち、新規追加・拡充分（13,976千円）を除いた額は、692,869千円である。これは、前年度の立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く事業費（1,292,735千円）と比べ、対前年度▲599,866千円の削減となった（▲46.4%減）。その結果、立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く事業費について、前年度比1%（12,927千円）を上回る削減額を達成した。

経費削減の主な内容としては、ネットワーク回線使用料及びシステム保守料について、平成24年度では契約方式の見直しを実施したことにより、163,486千円（平成23年度175,430千円）に削減した（削減額11,944千円）。

なお、削減額が599,866千円（▲46.4%減）と大きくなっているのは、平成23年度において情報提供等システム（現行システムから次世代システム）の入替えを行うに当たり、現行・次世代システムを並行稼働していたことから、同年度実績には次世代システム関連経費484,163千円が組み込まれていたことによるものである。そのため、効率化により減額した額は、上記削減額（599,866千円）から次世代システム関連経費（484,163千円）を差し引いたもの（115,703千円）となることから、これによっても対前年度比1%（12,927千円）を上回る削減額を達成している。

年度計画内容

- ③ 各種契約手続については、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法によることとする。これら競争的手法によるに際し、すべての案件、特に一者応札・一者応募になっている案件について、公告期間の十分な確保、公告方法の検討及び仕様書の検討など、一層の競争性の確保に努めるものとする。また、いわゆる少額随契による場合においても、見積り合わせ方式（複数の業者から見積書を徴する競争的手法）によることとする。これらの取組によって、経費の節減を図る。

3 各種契約手続における経費の節減

物品の購入、事務所・宿舍の賃借、工事の請負その他の契約を行うに当たり、目的が特定の者でなければ納入できないような性質上やむを得ないもの又は少額随意契約に該当するものを除いて、一般競争入札又は総合評価方式等の競争的手法を活用して契約を行った。

これらに加え、競争的手法を活用するにおいて、競争性が十分確保されるよう、一者応札となった契約を精査し、応募者を増やす方策としてホームページで公表している「一者応札・応募に係る改善方策について」に従い、入札参加が見込まれる業者に対して積極的に入札情報のPRを行うとともに、入札に関する情報として、公告文に加えて入札説明書及び仕様書等をホームページに掲示する措置を講じた。

さらに、少額随意契約の場合においても、複数の業者から見積りを徴収し、最も低額な価格で契約しているほか、性質随意契約の場合であっても、契約内容を十分に精査して、見積書を複数回求めるなどの工夫を行うことにより、経費の削減を図った。

なお、支援センターにおける平成24年度の契約の状況については、業務実績報告書別紙4のとおりである。

② 組織の見直し

年度計画内容

- ① 職員数について、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務量に応じた適切なものとする。具体的な職員の採用及び配置については、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、民事法律扶助事件及び国選対象事件の事件数等の業務量実態に見合った適正なものとする。とりわけ、職員を新たに採用する場合には、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。

1 事件数等に応じた適切な配置と採用

利用者へのサービスの質を低下させないよう配慮しつつ、事件数等の業務量実態を考慮して真に必要な職員数を配置するよう努めた（平成24年度当初増員できた5人について、繁忙事務所である東京、埼玉、大阪、兵庫、福岡に配置した。）。

平成24年度においても、東日本大震災の被災者支援対応のために被災地出張所を、福島県内に2か所（二本松市及び広野町）、岩手県内に1か所（大船渡市）開設し、被災者支援業務の遂行に必要な任期付職員を採用して配置した。

2 真に必要な職員数の検証

真に必要な職員数の検証のためには、合理的な事務処理方法の確立が不可欠であるところ、事務処理の合理化・標準化に資するものとして、昨年度に引き続き、平成25年度当初120名（平成24年度当初104名）の広範な人事異動を行ったほか、実務トレーニー制度（他の地方事務所において一定期間業務に従事させ、自己の所属する地方事務所の業務処理方法の改善に役立てるため研修を行う制度）を実施し、延べ16日・6名をこれに参加させ、他の地方事務所の効率的な業務の仕方等を経験することにより各地方事務所の業務の合理化を図る環境を整備した。

年度計画内容

- ② 常勤弁護士の配置の検討に当たり、民事法律扶助事件及び国選弁護関連事件等の受任の確実性、地域の関係機関等との連携協力関係の確保・強化の必要性等を検討する。

常勤弁護士の配置の検討に当たり、民事法律扶助事件及び国選弁護事件等の受任の確実性を踏まえ、各地方事務所の事件数、弁護士数及び常勤弁護士への配点状況等に関する最新の情報を収集した上で、日本弁護士連合会との協議を重ねるなどして、配置の必要性について検討した結果、平成24年度は合計15か所に常勤弁護士を新たに配置又は増員（常勤弁護士を新たに配置した地方事務所は3か所、地域事務所は1か所、増員配置をした地方事務所は8か所、地域事務所は3か所。）し、民事法律扶助事件及び国選弁護事件等の担い手を拡充した。

地域の関係機関との連携協力関係の確保・強化については、連携に関するマニュアル等を作成して常勤弁護士に配布したり、地域の関係機関との連携に関する講義を研修に組み入れるなど、常勤弁護士が積極的に連携に取り組むことができるようサポート体制を充実させた。

支援センター及び常勤弁護士が今後の重点課題と認識している福祉分野に潜在する法的ニーズを把握し、福祉分野の関係機関との連携の促進を図るため、常勤弁護士を地方自治体や社会福祉法人などに派遣し、外部研修を受けさせた。

【資料5】常勤弁護士配置先一覧（平成25年3月31日現在）

年度計画内容

- ③ 支部・出張所については、より効果的・効率的な業務運営に資するよう、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組にも配慮しつつ、業務量、対応する地方事務所の体制、費用対効果等を総合的に考慮して、引き続き、必要な見直しを行う。

東日本大震災の被害が甚大であった宮城県、岩手県及び福島県については、地方事務所の相談窓口が各1か所に限られていたほか、法的支援に地理的な限界があったことなどから、平成23年度から被災地出張所の設置を進め、平成23年度に、宮城県内に3か所（南三陸町、山元町、東松島市）、岩手県内に1か所（大槌町）を、平成24年度には、福島県内に2か所（二本松市、広野町）、岩手県内に1か所（大船渡市）をそれぞれ設置し、被災者の法的支援の一層の充実を図った。

このほか、愛知地方事務所三河支部においては、これまで別々の場所にあった同支部と法テラス三河法律事務所について、愛知県岡崎市の協力により従前の合計賃借料を低減させた上で、同支部が入居する岡崎市役所庁舎に同法律事務所を移転させた。

(2) 情報提供・犯罪被害者支援

① コールセンターの利用促進

年度計画内容

- ① 利用者にとって適切な窓口を選択することを可能とするため、コールセンター及び地方事務所の情報提供の種類や業務内容等について、ホームページや広報、関係機関との打合せ等の際に周知を図る。
- ② 引き続き地方事務所からコールセンターへの電話転送を行い、情報提供業務の効率的対応を図る。

1 コールセンター及び地方事務所の役割の明確化と周知

- (1) ホームページやパンフレット、関係機関との各種会議等において、電話による問合せはコールセンターを案内することを原則とし、最初から民事法律扶助を希望する利用者や面談による情報提供（参考資料等を利用して情報提供を行う必要がある場合）を希望する利用者については、地方事務所へ案内する取扱いについての説明を継続して実施した。
- (2) ホームページの掲載、政府広報、東日本大震災の被災地の新聞への折り込みチラシの配布、被災地の新聞の法律コラム欄への掲載等の広報により、東日本大震災に関する法制度の紹介や相談窓口についての情報提供については、震災法テラスダイヤル（フリーダイヤル）を案内した。
- (3) 平成25年1月7日、コールセンターの利用件数が200万件を突破したことに伴い、プレスリリースを実施して広報に努めるとともに、同年2月27日に仙台市内において報告会を実施し、地元のテレビで報道された。
- (4) 以上の結果、貸金業法の改正に伴う多重債務事件の減少といった要因があったにもかかわらず、情報提供件数は、平成23年度の538,297件から平成24年度は538,191件と、前年度と同程度の件数を維持するとともに

に、全体に占めるコールセンターでの対応件数の割合は60.9%と、6割を超える割合を維持した。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

2 コールセンターへの内線転送

平成23年度に引き続き内線転送を促進した結果、内線転送件数は、平成23年度の13,962件から平成24年度は14,156件へと増加した。

3 コールセンターの効率的・効果的な運営

(1) コールセンターにおいて資力要件を確認し、地方事務所へ転送する運用を開始した。

(2) サービスの質の向上を図るため、オペレーターの長期雇用を前提とした研修体制と研修ノウハウ等が蓄積できる体制を整備したほか、オペレーターに対する関係機関の担当者を講師とした業務説明を積極的に実施した。

(3) コールセンターの受電傾向を分析し、平日昼間の出勤者を多くし、夜間及び土曜日の出勤者を少なくするなど、コールセンターの受電率を維持しつつ、業務運営の効率化を図った。

(4) コールセンターを自主運営することによるメリットとして、(1)に記載したコールセンターにおける資力要件の確認や内線転送の実施など、新規業務に対して柔軟な対応が可能となった。

【資料8】平成24年度情報提供件数の推移

【資料44】平成24年度における相談分野の概要(問合せ上位20位)

【資料45】平成24年度における関係機関紹介状況

② コールセンターの設置場所等

年度計画内容

① コールセンターの運用に当たっては、利用者へのサービスレベルの維持向上を図りつつ、安定的かつ効率的運用に努める。

② コールセンターの運用に当たっては、支援センターの他の業務との連携や利用者のニーズに対応するため、コールセンターにおける民事法律扶助に関する資力要件の確認の実施に向けた取組を行うなどして、支援センターの業務全体の効率化も視野に業務運営の経費削減に努める。

1 コールセンターの安定的・効率的運用と利用者サービスの質の維持

(1) コールセンターの自主運営により、以下のとおり、サービスの質を向上させ、維持している。

① 従来は、入札により、コールセンターを運営する業者を選定していたが、自主運営に切り替えることより、受託業者の変更によるサービスの質の低下を防止することができた。

- ② オペレーターを長期的に雇用することが可能となった結果、継続的な研修によりオペレーターの質を向上させることが可能となった。
- ③ サービスの質を向上させるためのノウハウの蓄積が可能となった。
- ④ 契約の変更等の手続を経ずに新たな形態によるサービスの提供を柔軟に行うことが可能となった。平成23年度においては、フリーダイヤルによる被災者に対する情報提供（震災法テラスダイヤル）を実現し、平成24年度においては、コールセンターでの民事法律扶助業務に関する資力要件の確認サービスを開始した。

(2) コールセンターでは、曜日・時間帯ごとの入電傾向を把握し、件数予測に基づいてオペレーターの配置人員を決定することで、繁忙期に放棄呼（着電があったが応答できずに利用者が電話を切ってしまう状況）を発生させないように努めるとともに、余剰人員が生じることを防止した。

2 運営コストの削減についての検討内容

支援センターの他の業務との連携を進めるため、コールセンターにおいて、オペレーターが民事法律扶助業務に関する概要説明を行い、利用者のニーズに応じて積極的に全国の地方事務所に電話を転送して、法律相談援助の予約につなげる運用を行ってきたが、平成24年度は更に業務全体の効率化を図るため、法律相談援助を希望する利用者については、コールセンターにおいて資力要件を確認し、地方事務所に転送する運用を開始した。

(3) 民事法律扶助・国選弁護人等確保

① 民事法律扶助業務の事務手続の効率化

年度計画内容

事務手続の効率化を図るため、平成23年度に行った事務手続洗い出しの結果を基に、最も合理的かつ効率的な標準事務について具体的な検討を進める。また、援助開始決定時における書面審査の活用及び援助申込者からの提出書類の合理化等、審査の適正を確保しつつ、援助審査方法の合理化を図る。

1 書面審査の活用

事務手続の効率化を図るため、援助開始決定時における書面審査の活用を推進し、平成24年度も前年度に引き続き、全ての地方事務所で書面審査を行った。

2 審査方法の合理化

(1) 単独審査の推進

審査委員の人数について、事案に応じて合理化を図り、平成24年度も前年度に引き続き、同時廃止決定が見込まれる破産事件、公示送達による離婚事件、敗訴その他の理由により報酬金決定を伴わない終結事件等の審査については、審査委員1名による単独審査を推進し、審査付議件

数が少ないため、別に単独審査の機会を設けることや事件の選別作業を行うことがかえって事務負担となる小規模地方事務所等を除き、34か所の地方事務所で実施した。

(2) 専門審査委員制度の拡充

民事法律扶助の援助審査実務に精通した審査委員が集中的に審査の事前準備を行うことで、事前に的確な照会や争点整理が行われ、これに伴い審査1回当たりの処理件数が増えることによって、援助申込みから援助開始決定までに要する期間の短縮化が図られ、さらには、より精緻な判断に基づく決定が可能となることで、利用者からの苦情申出等を減少させ、これらにかかる事務負担の発生を防ぐことが可能になることから、平成20年度から地方扶助専門審査委員制度を導入している。同制度は、平成20年度は5事務所、平成21年度は17事務所、平成22年度は18事務所、平成23年度は31事務所、平成24年度は34事務所が本制度を実施しており、段階的に拡充している。

(3) 援助申込者からの提出書類の合理化等

援助申込者からの提出書類については、審査の適正を確保しつつ、合理化を図るべく検討を継続した。特に民事法律扶助制度の利用促進・拡充を図るとともに、法的ニーズが増えている家事事件について、より利用しやすい制度を目指して具体的かつ実効性のある対応策・改善策を検討するためのワーキングチーム（民事法律扶助制度の利用促進ワーキングチーム）等を設置し、各地方事務所が家事事件について被援助者に対し提出を求めている書類の実態調査を行い、提出書類の統一化・合理化の必要性について地方事務所との意識共有を図った。

東日本大震災の被災者に対する援助については、震災特例法成立後はこれに対応する業務運営細則や審査要領を別途作成するなど、審査の効率化に努めた。

なお、平成24年度民事法律扶助業務に関する職員研修において、各地方事務所における援助開始決定までの事務手続に関する調査等を行い、更に合理化が見込まれる点について協議を行ったところ、研修員からは「有意義であった。」、「今後の実務に反映させたい。」等の感想が寄せられた。

② 国選弁護業務の効率化

年度計画内容

① 国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てに関する再算定について、見直しによる事務手続の簡素化・合理化の進展状況を引き続き注視しつつ、更なる見直しの必要性・相当性について検討する。

② 国選弁護人契約における一括契約について、弁護士に対する説明会や説明資

料等を利用して周知を行い、契約数の増加に努める。

- ③ 一括契約に基づく算定の対象となり得る複数の即決申立被告事件の配点方法等の実務運用について、裁判所等関係機関との間で協議を行う。

1 不服申立ての事務手続の変更

報酬算定に対する不服申立てについて、「判断が容易であり、理事長の判断が明らかに必要でない」場合には地方事務所限りで処理できる制度を導入して3年目に入った。平成24年度においては、合計350件の不服申立てのうち62件(約17.7%)について地方事務所限りで処理がされている。

【資料46】平成24年度不服申立件数一覧表

2 一括契約弁護士数の増加

全ての地方事務所において、一括契約の解説が記載された国選弁護業務の解説書である「国選弁護関連業務の解説」を、弁護士会の協力を得て、全国の一般契約弁護士になろうとする弁護士に配布し、一括契約の増加に努めた。

その結果、支援センターとの間で一括国選弁護人契約を締結している弁護士数は、平成24年4月1日時点では7,300名であったところ、平成25年4月1日時点では7,992名と増加した。

3 関係機関との協議

各地方事務所において、必要に応じて、対応する裁判所、弁護士会等と協議し、一括契約に関する事件の配点方法について確認した。

(4) 司法過疎対策

年度計画内容

上記 I 2(1)②の地域において、当該地裁支部管内の人口・事件数、単位弁護士会、地方自治体等による支援体制等を総合勘案し、必要な地に地域事務所を設置することとする。

地域事務所の設置後においても、当該地域の司法過疎状態の状況把握を行い、所要の検討を行う。

司法過疎対策として、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士によるサービスの提供者がより少ない地域の解消に優先的に取り組む必要があることから、司法過疎地域事務所は、(i) 地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、(ii) 当該地方裁判所支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地方裁判所支部が存在しない地域を優先とし、加えて、(iii) 地方裁判所支部単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、(iv) 当該地方裁判所支部から公共

交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地方裁判所支部が存在しない地域において、(v) 当該地方裁判所支部管内の人口・民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等地域関連機関の支援体制等を考慮して設置し、常勤弁護士を常駐させることとしている。

平成24年度は新たに司法過疎地域事務所として、北海道の八雲地域事務所を設置した。

平成24年度までに設置した32か所の司法過疎地域事務所について、当該地域の最新の事件数、実働弁護士数、契約弁護士数等の情報を収集し、各地域事務所の存続の必要性を検討した。その結果、32か所のうち23か所については、司法過疎地域事務所を廃止した場合、その地域の法律サービスの提供体制に重大な問題が生じるため、廃止は不相当と判断した。また、残りの9か所についても、既存の事務所を廃止した場合、実働の契約弁護士数が極めて少なくなる上、いずれも当該地域を管轄する地方裁判所本庁から距離が遠く、その管内の弁護士の応援を得るのが困難であって、司法過疎地域事務所を廃止した場合の弊害が大きいことから、存続させる必要があると判断した。

【資料5】常勤弁護士配置先一覧（平成25年3月31日現在）

3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 情報提供

① 利用者のニーズの把握と業務への反映等

ア 客観的評価の実施

年度計画内容

情報提供窓口の質の向上を図るため、コールセンター及び各地方事務所情報提供窓口での対応に関する第三者による客観的評価を平成24年度中にそれぞれ1回以上実施し、業務内容や電話対応等にフィードバックして、業務改善を図ることにより、窓口対応の向上を図る。

1 客観的評価の概要

コールセンターについては、平成24年10月から12月にかけて、平成23年度に実施したものと同様の音声ログ調査（貸金問題・男女問題）各15本（計30本）及びいわゆるミステリーコール（電話対応状況覆面調査）2事例（貸金問題・男女問題）各5本（計10本）を実施し、評価を行った。

地方事務所等については、上記期間中に全ての地方事務所・支部61か所に対する同事例のミステリーコール各1本（計2本）、総合計122本を実施し、評価を行った。

対応については、①基本対応に関する事項（オープニングトーク、保留

回数等)、②話し方・聴き方に関する事項(相づち、クッション言葉等)、③説明に関する事項(専門用語の置き換え、復唱確認等)、④問題解決に関する事項(選択肢の提供等)及び⑤顧客満足に関する事項(不安の排除等)の5分野29項目についてそれぞれ評価を行ったところ、その平均達成率は約68%であった。

また、対応に関する評価に加え、新たに当該事例において必要かつ正確な法制度・関係機関情報の提供がされているかとの観点から、20項目の評価を行ったところ、その平均達成率は55%であった。

2 評価内容のフィードバック

(1) コールセンターにおける評価内容のフィードバック

コールセンターでは定期的に管理スタッフによるモニタリングや個別指導を実施し、対応レベルの向上に努めているところであるが、今回の調査結果を踏まえ、コールセンター長に対して評価結果を伝えるとともに、そのフィードバックとして、指摘された点を踏まえたオペレーターへの個別指導等を実施した。

(2) 地方事務所における評価内容のフィードバック

上記調査結果を踏まえ、対応のトークスクリプトを改定し、このトークスクリプトを徹底させて、対応の標準化及び質の向上を図る目的で、全国の地方事務所・支部の窓口対応専門職員を対象とした研修を2回(平成25年1月及び2月)実施し、78名の同職員及び一部の常勤職員(7名)が受講した。同研修では、客観的評価実施の際に採取した音声ログを活用して、地方事務所における対応の現状及び特に改善すべき点を明確にしたカリキュラムを策定して指導し、実践的なロールプレイングを行うことにより、対応の質の向上を図った。

また、全国の地方事務所・支部に対し、特に改善が必要な項目等を示した評価結果を伝えるとともに、客観的評価実施の際に採取したログのうち、高評価であったもの及び低評価であったもの合計22本を選定して送付し、各地方事務所等において、これを素材とした対応改善等を図る勉強会等を企画するよう連絡した結果、44か所の地方事務所・支部にて研修を実施した。

イ 関係機関情報の充実

年度計画内容

関係機関・団体との相互理解を深めるため、関係機関・団体との協議会や研修会等を開催又は積極的に参加する。
関係機関情報について、全国どこからでも一定水準以上の関係機関情報の提供を行うため、地域の事情に即した情報の収集・登録を行い、関係機関情報の充実・共有化を図る。

1 関係機関との情報交換

地方事務所等において、地方協議会を開催するなどして、情報提供業務等、支援センターの業務に関わる具体例の解決方法を説明し、関係機関に支援センターとの連携の具体的なイメージを持ってもらうとともに、支援センターに多く寄せられる多重債務問題、家事問題、消費者問題等について、分野別の連携の構築・強化の方策等について意見交換を行った。

2 関係機関情報の充実・共有化

- (1) 関係機関情報については、地方事務所を中心に、関係機関のデータベースの更新作業（利用のない窓口の登録の抹消等）を行うとともに、新たに連携した関係機関の窓口を加え、24,500件余の登録を行っており、昨年度より関係機関登録件数が増加した。
- (2) 東日本大震災関連については、平成23年度に引き続き、ホームページ上の東日本大震災関連情報として、関係機関と連携を取って相談窓口一覧を掲載し、随時更新して利用者の利便性の向上を図った。

ウ アンケート調査の実施

年度計画内容

通年のホームページにおけるアンケート調査や期間を設定したコールセンター及び地方事務所での情報提供利用者に対するアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得る。

1 ホームページにおけるアンケート（評価値 3.2）

地方事務所やコールセンター、メールによる情報提供の利用者が、情報提供を受けた際の職員対応、情報提供内容の的確性、支援センターをどのように知り、どのように利用したのかについて、ホームページ上でのウェブによる利用者アンケートを行っている。平成24年度も継続して実施し、メールによる利用者に対しては、有効回答率の向上を目指して返信文にアンケートへの協力を依頼する文言を掲載した。

2 コールセンターにおけるアンケート（評価値 4.6）

コールセンターについては、平成25年1月24日から同年2月23日までの間（調査対象総件数25,928件中724件回答、有効回答率2.8%。）、電話によるコールセンター利用直後に、オペレーターの対応についての満足度調査を実施し、5段階評価で4.6の満足度を得た。

3 地方事務所におけるアンケート（評価値 4.4）

地方事務所については、平成24年9月3日から同年11月30日までの間（総面談件数4,722件中1,624件回答、有効回答率34.4%。）、面談による情報提供を受けた利用者に、職員がアンケート用紙を渡して協力を依頼す

る方式で実施し、5段階評価で4.4の満足度の評価を得た。

【資料47】利用者満足度調査

エ オペレーター等の質の向上

年度計画内容

アンケート調査結果や評価結果をオペレーター等の研修内容に反映し、ケーススタディー等を内容とするオペレーター等の研修計画を策定・実施する。その上で、利用者の立場に立った対応能力の向上を図る。

1 研修計画の策定

平成23年度に引き続き、コールセンターについては、これまで外部の専門講師による研修を受講していないオペレーターに対する対応研修を、また、オペレーターを指導するスーパーバイザー及びスーパーバイザーを管理する立場の管理スタッフに管理的業務遂行のために必要な外部の専門研修の受講をそれぞれ計画した。

2 研修の実施

アンケート調査や第三者による評価結果を踏まえ、以下のとおりオペレーター等の質の向上に努めた。

(1) コールセンターオペレーター等について

ア 上記計画に基づき、問合せ対応だけではなく、利用者が「相談してよかった。」と思えるような「聴き方」「話し方」のスキル向上、ステップアップを目的に、ペアワーク、グループワーク、ロールプレイングを行って信頼される対応の確立を図った。

イ スーパーバイザー及び管理スタッフに、専門家を対象とした外部の専門研修を受講させ、オペレーターの指導育成、マネジメント、リーダーシップスキル等、コールセンターの自主運営に必要な不可欠なスキルの習得を図った。

(2) 地方事務所の窓口対応専門職員について

全地方事務所・支部の窓口対応専門職員の出勤日数、職務経歴、過去の研修の受講状況等を勘案の上、本部において対象職員を選定して、研修を2回（平成25年1月、2月）にわたり実施し、延べ78名の窓口対応専門職員が参加した。

研修カリキュラムは、客観的評価の結果に基づき、特に改善が必要な事項を明確にするとともに、採取した音声ログを活用して対応の現状を共有し、改善・標準化を図ることを主目的に策定した。具体的には、トークスクリプトの徹底、ロールプレイング等の対応講義及びこれらが身に付いているか等の確認のため、対応の事例実践（相続、労働問題）を実施した。また、総合法律支援における情報提供業務の目的や意義等について共通認識を持つための講義も行い、意識の啓蒙を図った。さらに、

正確な法制度情報の提供をするため、直近に制定・改正された法制度（家事事件手続法、労働契約法）に関する講義を実施した。

各地方事務所・支部においては、客観的評価結果を基に、それぞれの事務所において改善すべき点等の研修や各種法制度又は関係機関の窓口に関する勉強会等を延べ204回にわたり実施した。

② 提供する情報の内容及びその提供方法

年度計画内容

- ① 新規に関係を構築した関係機関情報、新たな法制度や社会情勢に対応した法制度を紹介するFAQの追加・更新などデータベースの一層の拡充を図るとともに、定期的に内容を見直し・更新作業を行い、最新かつ正確なデータの維持に努める。震災に関する情報についても、逐次更新追加を行う。

1 FAQの追加更新

業務開始以降コールセンターに寄せられた問合せを分析するとともに、オペレーターが業務上必要と感じる案件のFAQ化にも努め、データベース上のFAQの随時更新・増加を図った。また、ホームページで公開している、よく利用されるFAQ750問を更新した。

平成24年度におけるFAQ更新件数は以下のとおり。

FAQ更新件数： 301件（うち震災関連31件）

FAQ新規投入件数： 214件（うち震災関連76件）

FAQ総件数： 4,205件（うち震災関連593件）

2 東日本大震災相談事例Q&Aのホームページへの掲載及び更新

平成23年度に引き続き、Q&Aをホームページに掲載し、広く市民が利用できるよう配慮したほか、新たな情報にも対応するため内容の更新（24問）及び追加（75問）を行った。

3 情報提供の環境整備

コールセンター内に設置している震災法テラスダイヤル（フリーダイヤル）において、東日本大震災の被災者及び被災関係者からの問合せに応じた（問合せ件数2,981件）。

4 多言語通訳サービスの試行

地方事務所において、日本在住外国人からの問合せに対し、専門業者に委託し、電話による多言語通訳サービスについて試行を引き続き行った。

年度計画内容

- ② 利用者へのサービス向上のため、法律専門家等の情報提供業務への関与を継続し、オペレーター等へのアドバイス対応やFAQ、震災Q&Aの充実、メール対応等の情報提供業務の正確性の確保と内容の充実を図る。

- 1 情報提供の正確性を確保し併せて質の向上を図るため、関係機関等の協力を得て、法律専門家を以下のとおり配置した。
 - (1) メール対応及びFAQ更新・追加、震災FAQ・Q&A作成・更新・追加等のため、本部に専門員として弁護士・司法書士を配置した。
 - (2) 仙台弁護士会の協力を得て、コールセンターに弁護士の非常勤専門員（リーガルアドバイザー）を配置した。
- 2 平成23年度に引き続き、平成24年度も東日本大震災の被災者支援のため、新たに被災地出張所3か所を設置した上、消費者庁、独立行政法人国民生活センターが行っている被災地への専門家派遣事業と連携し、各種専門家によるワンストップ相談会を実施した（平成23年度 宮城県の南三陸町、山元町、東松島市、岩手県の大槌町 平成24年度 福島県の二本松市）。

年度計画内容

- ③ 各士業によるワンストップ相談会や震災フリーダイヤルを継続して実施するほか、外線転送の試行を踏まえて、これを拡大・充実することを検討し、利用者の利便性の向上を図る。

- 1 東日本大震災の被災者を支援するため、消費者庁、独立行政法人国民生活センターが行っている被災地への専門家派遣事業と連携し、支援センター被災地出張所において、弁護士以外の士業によるワンストップ相談会を実施した（平成23年度：宮城県の南三陸町、山元町、東松島市、岩手県の大槌町、平成24年度：福島県の二本松市）。
- 2 平成23年度に引き続き、コールセンター内に設置した震災法テラスダイヤル（フリーダイヤル）において、被災者及び被災関係者からの問合せに応じた。
- 3 利用者からの電話を関係機関へ転送して相談予約を取ることができるようにするなどの外線転送の試行を実施した。

年度計画内容

- ④ 従来実施しているパソコンのメールに加えて、携帯電話からのメールによる問い合わせへの対応について検討する。

携帯電話からのメールによる問合せについて検討した結果、提供した情報が表示される画面が小さいことから、利用者がそこから必要な情報を読み取ることが困難であるという結論に達した。今後は、携帯電話に代わるものとして、現在普及が著しいスマートフォン等の多様な情報端末による

情報提供サービスの実施を検討することとした。

年度計画内容

- ⑤ ホームページやリーフレット等の内容の充実に努め、積極的な情報発信を行う。引き続き、IT技術を駆使した情報提供サービスについて情報収集に努め、その実現可能性について検討する。

- 1 弁護士会等と共催で行った震災電話相談の結果に基づき、東日本大震災相談事例Q&A集を作成し、被災地域の市町村を通じて住民・職員等に配布したほか、平成23年度に引き続き、東日本大震災相談事例Q&Aのホームページへの掲載及び新たな情報に対応するため内容の更新、追加を行った。
 - 2 東日本大震災関連については、平成23年度に引き続き、ホームページ上の東日本大震災関連情報として、関係機関と連携を取って相談窓口一覧を掲載し、随時更新して利用者の利便性の向上を図った。
 - 3 平成23年度に引き続き、コールセンター内に設置した震災法テラスダイヤル（フリーダイヤル）において、被災者及び被災関係者からの問合せに応じた。
 - 4 福島県の広野町に設置した福島地方事務所ふたば出張所においては、同出張所に弁護士が常駐していなくても法律相談を受けることができるよう、テレビ電話を利用した法律相談ができる態勢を整備した。
 - 5 Twitter(ツイッター)については、平成25年4月からの開始に向け、関係省庁からの情報収集に努め、投稿設備の準備や広報素材の収集を行った。
- ③ 最適な情報の迅速な提供

年度計画内容

- ① 消費者庁・国民生活センターと連携して被災地における土業によるワンストップ相談を実施する。
- ② ホームページ上の関係機関情報やFAQの充実に努めるとともに、関係機関情報の積極的な利用の促進を図る。

1 ワンストップ相談

東日本大震災の被災者を支援するため、消費者庁、独立行政法人国民生活センターが行っている被災地への専門家派遣事業と連携し、支援センター被災地出張所において各種専門家によるワンストップ相談会を実施した（平成23年度：宮城県の南三陸町、山元町、東松島市、岩手県の大槌町、平成24年度：福島県の二本松市）。

2 関係機関情報等の充実・周知

- (1) 平成23年度に作成した冊子「東日本大震災相談実例Q&A集」の内容を、相談分野ごとにQ&A形式でホームページに掲載し、被災者及び被災関係者等が広く見ることができるよう公開するとともに、新たな情報に対応するため内容の更新及び追加を行った。
- (2) 東日本大震災関連について、ホームページ上の震災関連情報として、関係機関と連携を取って相談窓口一覧を掲載し、随時更新して利用者の利便性の向上を図った。

3 事故情報データベースへの参画

コールセンターにおいて事故情報を聴取し、消費者庁が進める事故情報データベースに対して情報提供を行った（6件）。

④ 法教育に資する情報の提供等

年度計画内容

関係機関との連携・協力のもと、全国3か所以上において法教育シンポジウムを開催し、法教育の普及・発展のための取組を継続する。

法教育に関する情報提供を行うための準備作業として、各事務所における法教育の実施状況や実施内容・方法等に関する情報を収集・整理し、組織内での情報共有を行う。

1 法教育普及の基盤整備

法教育への理解を高め、地域における法教育の実践を促進することを目的として、平成24年10月に京都、12月に岐阜で法教育シンポジウムを開催するとともに、平成25年度の札幌での開催に向けた準備を行った。同シンポジウムでは、最高裁、法務省、文部科学省、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、各地の弁護士会、司法書士会及び教育委員会等の関係機関の協力の下、法教育関係者を始め多数の人々の参加を得た。また、シンポジウム実施後には、地元新聞社の協力を得てシンポジウムの内容を社告に掲載することで、広く市民への周知を図った。

【資料49】法教育シンポジウムリーフレット

2 法教育の実施

平成23年度に引き続き、市民講座における講演、学校における出前授業の実施及び支援センターの業務内容の説明等の法教育活動を実施した。

実施件数は、1,603件であり、内訳は市民講座における講演等が228件、学校における出前授業等が88件、支援センターの業務内容説明等が1,287件であった。

(2) 民事法律扶助

① 利用者のニーズの把握と業務への反映等

年度計画内容

- ① 事案の内容、申込者本人の能力及び資力等を十分に考慮することなどにより、援助申込者にとって最適な援助を提供するための環境整備に努めるとともに、平成23年3月に発生した東日本大震災の被災者の法的ニーズに対応した柔軟な援助を提供するための環境整備に努める。

1 書類作成援助・簡易援助の申込者に対する取組

書類作成援助や簡易援助の実施を検討すべき事案については、引き続きその旨を積極的に地方事務所に伝え、受任予定者、受託予定者に検討を促した。

また、書類作成援助や簡易援助がふさわしい事件のモデルケース作成については、書類作成援助の実績件数が減少していることから、前提として書類作成援助・簡易援助の現状と在り方を改めて確認・検討する必要があると考え、地方事務所に対し、利用者のニーズや件数増加のための取組状況に関する調査を行った。

2 震災法律援助の利用者に対する取組

震災特例法施行後は、関連規程・マニュアル・書式を速やかに整備し、平成24年4月16日に震災法律援助業務に関する説明会を開催するなど、地方事務所への迅速な情報提供に努めた。

また、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等の関係機関と密接な連携・協力を行うなどし、震災法律援助業務の内容の周知や震災法律援助契約弁護士・震災法律援助契約司法書士の確保について理解を深め、震災法律援助業務の円滑な実施に力を注いだ。

その結果、震災法律相談援助では、被災地の実情や被災者のニーズに応じた迅速かつ適切な法律相談援助を42,981件行った。さらに、代理援助等の申込みに当たって求める提出資料等についても、被災者に過度の負担とならないよう必要最低限の書類とし、追完も認めるなど適切な運用に努め、2,699件の代理援助を実施した。

【資料10】 【震災法律援助】 援助申込状況

【資料14】 【震災法律援助】 震災代理援助事件の事件別内訳

年度計画内容

- ② 平成20年度に実施した「法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査」の結果及び同23年3月に提出された答申書とともに東日本大震災の被災者の状況を踏まえ、ニーズを反映した事業の在り方について検討・立案する。

1 代理援助(家事事件)における取組

平成20年度に実施した「法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査」の結果を踏まえ、現状では代理援助の利用件数がいまだ少ないと考え、より利用が促進されるような制度改善に向けて、代理援助における代表的事案の収集や日本弁護士連合会等の関係機関との意見交換を実施した。

家事事件については、利用者のニーズが高まっていることが援助件数の増加からも判断できることから、中・長期にわたり計画的に充実・強化に取り組むべき分野であると捉え、平成24年度においては、民事法律扶助制度の利用促進ワーキングチームを設置し、DVによる離婚等家事事件における法的ニーズの調査、各地方事務所における業務の実態調査、業務改善策の検討を行い、民事法律扶助制度を利用者に周知するためのパンフレットや契約弁護士・契約司法書士向けのガイドの原稿作成等を行った。

2 法律相談援助における取組

「法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査」の結果、法律トラブルがあっても法律相談を受けなかった理由として、「自分で解決したいから」、「何をしても無駄だと思うから」、「時間がかかりそうだから」といった心情的な面を重視した回答が、「費用がかかりそうだから」といった価値的な面を重視した回答よりも上位となっており、特に壮年層・高齢層ではその割合が高いことから、専門分野に精通した弁護士による専門法律相談を推進することも、潜在的な法的ニーズをすくい上げるためには効果的であると考え、平成23年度に引き続き、専門法律相談の実施を推進した。

民事法律扶助業務においては、本取組を含む様々な取組により利用者のニーズの掘り起こしに努めており、その結果、民事法律扶助と震災法律援助の合計件数は314,535件（対平成23年度比34,146件増）となった。

専門分野についての法律相談援助については、東京地方事務所が、従前から多重債務、労働問題、DV、医療過誤、消費者問題、外国人の専門相談を実施しているほか、平成24年度から高齢者・障害者の専門相談を開始した。その他の地方事務所でも、規模の大きな地方事務所では、労働問題を始めとした専門相談を行っており、専門相談を行っていない地方事務所でも、各契約弁護士・契約司法書士の取扱分野を契約時のアンケート調査等により把握していることから、相談の予約時に相談担当者の取扱分野を考慮するなどの工夫も行っている。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

3 震災法律援助等における取組

東日本大震災被災者の法的ニーズへの対応については、平成23年度の民事法律扶助制度の中での援助を踏まえ、上記のとおり、震災特例法施行後は、関連規程・マニュアル・書式等を速やかに整備し、平成24年4月16日に震災法律援助業務に関する説明会を開催するなど、地方事務所への迅速な情報提供に努めるとともに、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等関係機関との密接な連携・協力により、業務内容の周知や震災契約弁護士・震災契約司法書士の確保について理解を得るなど、震災法律援助業務の円滑な実施に力を注いだ結果、震災法律相談援助では、法律相談援助を42,981件行った。

代理援助等の申込みに当たって求める提出資料等については、被災者に過度の負担とならないよう提出書類を必要最低限とし、追完も認めるなど適切な運用に努めた。

平成24年度に新たに3か所の被災地出張所（福島県の二本松市、広野町、岩手県の大船渡市）を開設したほか、平成24年5月には宮城県の東松島市に開設していた東松島出張所の相談担当者の人数を増やすなど、被災者の法的ニーズを反映した事業を行うとともに、福島県の広野町に新たに開設したふたば出張所においては、テレビ電話を利用した相談制度を導入し、被災者が利用しやすい環境整備に努め、2,699件の代理援助を実施した。

さらに、東日本大震災の被災者の法的ニーズの実態を明らかにし、被災地における法律相談の仕組みやサービスの改善を図ることを目的として、平成24年11月16日から12月2日にわたり宮城県の仙台市、女川町、南三陸町、福島県の相馬市、二本松市（同県の浪江町からの避難者が対象）の5地区にある仮設住宅居住者に対してアンケートによるニーズ調査を実施した。

【資料10】 【震災法律援助】 援助申込状況

【資料14】 【震災法律援助】 震災代理援助事件の事件別内訳

② サービスの質の向上

年度計画内容

- ① 迅速な援助を提供して援助申込者の負担を軽減するという観点から、審査の適正を確保しつつ、援助開始決定時における書面審査の活用及び援助申込者からの提出書類の合理化等、援助審査方法の合理化を図るとともに、審査以外についても標準的な事務処理方法を地方事務所に提示することで事務全般の効率化を図るなどにより、援助申込みから受任者・受託者の選任までの期間を平成23年度と比較して短縮させるよう努める。

1 審査の合理化等

援助開始決定時に支援センター事務所まで来訪しなくても援助審査が可能な書面審査の活用を推進し、平成24年度も前年度に引き続き、全ての地方事務所が書面審査を行い、援助申込者の負担軽減を図った。

援助申込者からの提出書類については、審査の適正を確保しつつ、援助申込者の負担を軽減すべく検討を継続した。

また、原子力損害賠償請求事件を含む東日本大震災の被災者を被援助者とする援助については、平成23年度に作成した審査要領に基づき、援助要件の判断や立替え決定を迅速かつ適切に行うよう努めた。

2 援助申込みから受任者・受託者の選任までの期間短縮

援助申込みから援助開始決定までの平均所要日数が2週間以内の事務所は、平成24年度は50地方事務所のうち46地方事務所であり、平成23年度の47地方事務所と比べ1地方事務所の減少となったが、代理援助開始決定件数が平成23年度から3,967件増加した状況で、ほぼ全ての地方事務所が引き続き2週間以内で処理を行うことができた。また、宮城地方事務所では、平成24年度は平均約7日間であり、平成23年度の平均約14日間と比べ約7日間短縮し、長野地方事務所では、平成24年度は平均約15日間であり、平成23年度の平均約21日間と比べ約6日間短縮した。

このように書面審査や単独審査などの活用により、審査の適正を確保しつつ、処理の迅速化を進めている。

年度計画内容

- ② 関係機関・団体と連携協力して、法制度の変更、利用者からの意見等、契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上に資する情報の収集に努め、適時適切に契約弁護士・司法書士に周知する。

1 契約弁護士・契約司法書士への適時適切な周知

新たな制度、利用者からの意見等については、適時適切に契約弁護士・契約司法書士に周知している。平成24年度に民事法律扶助業務運営細則を改正した際には、本部でチラシを作成することにより、全国一律・迅速に契約弁護士・契約司法書士に周知し、併せて地方事務所職員の負担を軽減した。

説明会等としては、平成24年4月1日に震災特例法が施行されたことを受けて、5か所の地方事務所において「震災法律援助事業」についての説明を行った。それ以外では、例えば、福岡地方事務所北九州支部では、民事法律扶助業務の概要、審査回付と必要書類についての説明及びDV案件や保全事件等の個別事件における注意事項について

での説明を行っており、その他の地方事務所でも、独自に工夫したり、あるいは、弁護士会又は司法書士会の主催する説明会に参加・共催する等により、契約弁護士・契約司法書士を対象とする説明会を実施した。対象者が少ないため説明会を実施することがかえって非効率的である等の理由から説明会を実施できなかった地方事務所においても、契約弁護士・契約司法書士に対し個別に文書を発出する等により新たな制度の周知や事件を担当するに当たっての注意事項の徹底等に努めた。

本部においては、日本弁護士連合会や日本司法書士会連合会との協議の機会を継続的に設け、契約弁護士・契約司法書士が提供するサービスの質の向上に資する情報収集に努めるとともに、適時適切に契約弁護士・契約司法書士に対して周知を図るなどし、民事法律扶助により提供されるサービスの質の向上に努めた。

また、震災特例法の施行に当たっては、平成24年4月16日に震災法律援助業務に関する説明会を開催するなど、地方事務所との迅速な情報共有に努めるとともに、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等関係機関との密接な連携・協力により、業務内容の周知や契約弁護士・契約司法書士の確保について理解を得て、震災法律援助業務の円滑な実施に力を注いだ。

2 契約弁護士・契約司法書士が提供するサービスの質の向上に関する取組

平成25年2月に日本弁護士連合会主催の講習会（「民事法律扶助ってなかに～活用のノウハウ～」全国25弁護士会及び16支部の計41か所にてテレビ会議実施）を共催するとともに、講師を派遣して民事法律扶助制度の概要について説明し、契約弁護士の制度理解の向上に努めるなど、サービスの質の向上を図る取組を行った。

契約弁護士・契約司法書士及び当該弁護士・司法書士事務所の職員が民事法律扶助制度をより熟知することで、更にサービスの質の向上を図ることが期待できることから、各地方事務所が実施する新規登録弁護士、法律事務所職員に対する研修についての実態調査を行った。

民事法律扶助制度の利用促進ワーキングチームでは、実際に制度を利用する契約弁護士・契約司法書士が家事事件のポイントを一目で把握でき、適時適切なサービスを利用者に提供できるようにA3判1枚のガイド案を作成し、関係機関に意見照会を行った。

東日本大震災の被災者支援に当たっては、東日本大震災の被災地特有の法的ニーズに対応するため、原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続や個人債務者の私的整理に関するガイドラインの申出といった新しい制度に関する支援について、日本弁護士連合会・日本司法書士会連

合会等と密に連携し、震災法律援助契約弁護士・震災法律援助契約司法書士が被災地の実情や被災者のニーズに応じた迅速かつ適切な法律相談等のサービスを提供できるよう知識・ノウハウの共有に努めた。

【資料50】 契約弁護士・司法書士への研修実施状況

年度計画内容

- ③ 弁護士会・司法書士会と連携・協力し、労働・DV・犯罪被害者・多重債務等の専門分野に精通した契約弁護士・司法書士を確保し、一定規模以上の地方事務所では専門相談の実施・拡充に努める。

1 地方事務所における取組

東京地方事務所において、多重債務、労働問題、DV、医療過誤、消費者問題、外国人、高齢者・障害者の専門相談、大阪地方事務所において、労働問題、外国人、高齢者・障害者、生活保護の専門相談を実施しているほか、平成24年度から、東京地方事務所新宿出張所においてはインターネット等に関する法律相談を、兵庫地方事務所では生活保護受給関係の専門相談を開始した。

弁護士・司法書士数が少ない地域では常設の専門相談の実施が困難であるが、契約時のアンケート調査等で把握した各契約弁護士・契約司法書士の取扱分野を相談予約時に考慮するほか、DV案件等で相談者の身体に危険が及ぶような緊急対応を要する場合などについてはその対応のできる相談登録弁護士の法律事務所を紹介して緊急に法律相談援助を実施するなどの工夫を行い、適切な受任者・受託者の選任に努めた。

2 専門分野に精通した契約弁護士・契約司法書士の確保

平成24年度は、長崎地方事務所において、いわゆる家族法に絡む税務、遺産分割、労働法等に関する専門分野の説明会を行った。その他の地方事務所では、弁護士会・司法書士会が主催する講習会等への参加を呼び掛けるなどして、契約弁護士・契約司法書士が専門分野を広げられるよう努めた。

また、東日本大震災の被災地特有の法的ニーズに対応するため、原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続や個人債務者の私的整理に関するガイドラインの申出といった新しい制度に関わる支援に関し、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会等と密に情報交換を行うとともに、随時、支援センター内や契約弁護士・契約司法書士との間でこれらの制度に関する知識・ノウハウの共有に努めた。

さらに、東日本大震災の被災者を支援するため設置した被災地出張所では、弁護士・司法書士による無料法律相談（移動相談車両で行う巡回相

談を含む。) 、各種専門家による無料相談を実施しているほか、宮城県内の被災地出張所では仙台弁護士会主催の震災ADRが併設され、平成24年2月16日からは、宮城県の南三陸町に設置された南三陸出張所において、内閣府男女共同参画局との連携により女性の悩みごと相談を実施し、東日本大震災の被災者が短期間に様々な問題を相談できる場を提供するなど、法的ニーズの掘り起しに努めた。

(3) 国選弁護人等確保

① 迅速かつ確実な選任態勢の確保

年度計画内容

地方事務所ごとに、国選弁護人及び国選付添人の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定態勢に関する、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を平成24年度に1回以上設ける。

裁判員裁判に関し、十分な知識や経験を有する国選弁護人を選任するための態勢や、その知識や経験を多くの弁護士が共有し得るような選任の運用につき、地方事務所ごとに裁判所及び弁護士会と協議して、各地の実情に応じた適切な在り方を検討し、その実現に努める。

1 関係機関との協議

支部を含む全ての地方事務所において1回以上関係機関との協議を行い、同協議の場において、国選弁護人及び国選付添人の選任態勢について協議した。

2 十分な知識や経験を有する契約弁護士の選任

上記協議の場において、特に裁判員裁判に関し、十分な知識や経験を有する契約弁護士が国選弁護人に選任されるとともに、その知識や経験を多くの契約弁護士が共有できるようにするため、国選弁護人を複数選任するときは裁判員裁判経験者と非経験者を組み合わせるなどの工夫や、裁判員裁判用名簿を作成し、当該名簿登載者に研修を義務付けること等についても協議した。さらに、18か所の地方事務所が各弁護士会との間で、被疑者国選弁護人が一定の日時までには被疑者の接見に行かなかったときは通知をすることについて協議した。

上記の結果、複数選任時の裁判員候補者名簿を作成したり、被疑者国選弁護人が一定の日時までには被疑者の接見に行かなかったときは通知をするという運用が複数の地方事務所・支部でなされるに至った。

【資料51】被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況(平成25年3月末現在)

② 通知時間の短縮

年度計画内容

地方事務所ごとに、事業年度の当初において、裁判所からの国選弁護士等候補指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間（被疑者国選弁護事件については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内等）を設定し、事業年度末において、その達成度合いを検証する。

1 目標設定

支部を含む全ての地方事務所において、裁判所・弁護士会と協議の上、指名通知の目標時間を定めており、被疑者国選弁護事件については、全ての地方事務所において、休日も含め、原則として数時間以内、遅くとも24時間以内としている。被告人国選弁護事件については、多くの地方事務所で、原則24時間以内、遅くとも48時間以内としている。また、国選付添事件の指名通知の目標時間についても、裁判所・弁護士会と協議の上、支部を含む全ての地方事務所で原則数時間以内、遅くとも48時間以内としている。

2 達成度合い

国選付添事件では設定された目標時間内に指名通知がされ、被疑者国選弁護事件及び被告人国選弁護事件については、支部を含め、おおむね設定された目標時間内に指名通知が行われた。被疑者国選弁護事件については、ほとんどの事件が指名通知請求の当日に指名通知に至っており、業務時間外に指名通知請求があったなどの事情から当日中に指名通知に至らなかった事件も若干あるが、全事件の約99.4%について、指名通知請求から24時間以内に指名通知が行われた。

【資料52】平成24年度被疑者国選事件指名通知状況

③ 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組

年度計画内容

関係機関・団体と連携・協力して、制度の変更、裁判員裁判等に関する情報を収集した上、これを契約弁護士に適時適切に周知するため、各地において、弁護士会の協力を得て、説明会の実施や説明資料の配布等を行う。

弁護士会と連携・協力し、支援センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見等について情報交換等をする場を設けるとともに、支援センターの業務運営の参考とするなど、必要に応じて適切な対応を行う。

1 国選弁護契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組

(1) 説明会の実施等

支部を含めた全ての地方事務所において、年度計画に基づく説明会等を実施し、「国選弁護業務の解説」及び「国選付添業務の解説」を配布する等した。このうち支援センター主催の説明会を実施したものが20か所、弁護士会主催の説明会に参加する方法で実施したものが35か所であった。

(2) その他の取組

9か所の地方事務所・支部において、合計25回にわたり、各地の弁護士会と共催又は地方事務所が主催する形で、より直接的に弁護活動の質を向上させることを目的とした研修を実施した。研修の内容としては、裁判員裁判の経験者交流会や無罪事例の報告会等を始め、通訳事件の注意点に関する講義、法廷弁護技術研修等、より実践的な内容のものになっている。

平成24年8月9日、10日に支援センター本部と裁判所との共催により実施した常勤弁護士業務研修（法廷弁護技術研修）においては、一般契約弁護士の参加を認める形で研修を実施し、合計18名の一般契約弁護士の参加を得た。同研修には、主として裁判員裁判を想定した刑事弁護の法廷技術に係る演習や、現に裁判員裁判を担当している裁判官による講義を取り入れた。

2 犯罪被害者支援に係わる弁護士のサービスの質の向上に資する取組

(1) 説明会の実施等

各地方事務所において、弁護士会の協力を得て、弁護士会主催の説明会・研修会等への参加、地方事務所主催、地方事務所・弁護士会共催による説明会・意見交換会の実施等により、国選被害者参加弁護士関連業務の説明や被害者対応における留意点について講義等を行った。また、弁護士会との共催により、犯罪被害者の遺族による講演やロールプレイング等、被害者等の心情に配慮した対応についての研修を実施した。

(2) その他の取組

日本弁護士連合会との定期的な協議の場で、「犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（以下「精通弁護士」という。）」に対する苦情・意見について情報提供を行い、また、日本弁護士連合会が行っている被害者等の方へのアンケートなどを通じ、二次的被害防止に留意した被害者対応の重要性について更なる意見交換を進めた。

女性の被害者等の希望に対応できるように働き掛けを行い、全地方事務所で女性弁護士が登録している体制を整えた。

二次的被害防止に関するカリキュラム等を組み入れた本部主催の担当職員研修を実施し、東京近郊の常勤弁護士へ参加を呼び掛け、3名の常勤弁護士が講義の一部を受講した。

(4) 司法過疎対策を含む常勤弁護士に関する業務

① 体制整備

年度計画内容

司法過疎地域事務所を設置していない司法過疎地域において、適切な法律サービスを提供するため、必要に応じて、このような司法過疎地域に近接する地への常勤弁護士の重点配置等の工夫に努める。

民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件、有償事件等を機動的に受任する体制を整えるため、法律事務所に複数の常勤弁護士を配置するよう努める。

平成24年度までに常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は、合計86か所であり、そのうち同年度に合計15か所（常勤弁護士を新たに配置した地方事務所は3か所、地域事務所は1か所、増員配置をした地方事務所は8か所、地域事務所は3か所。）に常勤弁護士を新たに配置又は増員した。、それぞれ1ないし8名の常勤弁護士を常駐させており、常勤弁護士を複数名配置した法律事務所は合計56か所となった。

平成24年度には北海道の八雲地域事務所を新設し、平成24年度中に複数配置となった支援センター法律事務所は、奈良法律事務所、むつ法律事務所の2か所であった。

【資料5】常勤弁護士配置先一覧（平成25年3月31日現在）

② サービスの質の向上

年度計画内容

常勤弁護士において、関係機関等に常勤弁護士及び法テラスの業務内容の理解を求めて連携を図り、関係機関等が認知する法的トラブルを把握・対応していくとともに、担当事件の状況に応じ、事件処理後も関係機関に引き継ぐなどして、法的トラブルの総合的な解決を図る。

1 研修の実施

支援センター本部主催の常勤弁護士を対象とする研修において、常勤弁護士のOBを講師として招き、地域の福祉機関や行政機関等の関係機関といかに効果的に連携していくかをテーマとする実践型の講義を組み入れ、常勤弁護士独自の連携の具体的なノウハウを伝授するとともに、研修参加者間でグループ討議を実施するなどして、連携に関する各常勤弁護士の経験や知識及び各地域の特殊性とこれに対する対応策等の情報を常勤弁護士間で共有させ、関係機関との連携に対する意欲及びスキルを高めて、積極的に取り組んでいくよう促した。

また、各地にニーズが見込まれる公害紛争に対応するため、行政ADR

を活用した公害紛争処理について、総務省公害等調整委員会事務局審査官による講義を研修に組み入れるなどして、常勤弁護士の職域の拡大・積極的な事件受任を促した。

なお、法律相談のため、各法律事務所に訪れる相談者が心理的問題、性格的問題、精神疾患を抱えていると思われる場合に、常勤弁護士がより専門的で多角的な視野を持ち適切な弁護方針を立てることができるようにすることを目的としたパーソナリティ障害対応研修を実施するとともに、支援センター及び常勤弁護士が今後の重点課題と特に認識している福祉分野に潜在する法的ニーズを把握し、福祉分野の関係機関との連携の促進を図るため、常勤弁護士が地方自治体や社会福祉協議会などの外部研修を受講した。

2 日本弁護士連合会との協議

支援センター本部、地方事務所及び日本弁護士連合会が共同して、関係機関等との連携による紛争の総合的解決を専門的に実践し、これを継続的に観察してその効果等を検証した上、全国的に展開していくためのパイロット事務所の設置を実現すべく、平成23年8月、「地域連携パイロット事務所の設置に関する検討会」を新たに立ち上げ、司法ソーシャルワークのモデルケースとしてパイロット事務所における事業を進めた。そして、同事業を基に地方自治体や社会福祉の関係機関と協働した総合的な支援を通じて法的問題として処理すべきものがどの程度あるのか等について検証を行い、経済的・社会的に弱い立場にある方に対する総合的な支援を実施していくためのノウハウや効果を他の法律事務所等に還元することにより、常勤弁護士制度の社会的な存在意義を高めるよう努めた。

(5) 犯罪被害者支援

① 利用者のニーズの把握と業務への反映

年度計画内容
地方事務所ごとに、犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を、平成24年度に1回以上設ける。

1 意見の聴取

犯罪被害者支援業務に関する関係機関・団体等から意見・要望を聴き、今後の業務の在り方等の参考にするため、下記要領でアンケート調査を実施した。

実施期間：平成25年1月から同年3月まで

アンケート送付機関・団体数：1,861（弁護士会、地方検察庁、保護観察所、都道府県警察、都道府県庁福祉主管課、女性相談センター、児童相談所、精神保健福祉センター、民間支援団体等）

アンケート回収数：1,264

実施方法：各地方事務所からアンケート用紙を送付

聴取項目：

- 支援センターの犯罪被害者支援業務に関する周知状況
- 支援センターとの連携（紹介・取次ぎ等）状況
- 支援センター等に対する被害者等からの意見
- 各機関のセミナーやイベントの主催・共催状況
- その他意見・要望
 - ・ 支援センターの行う犯罪被害者支援業務は93%以上の関係機関・団体に周知されている。
 - ・ 支援センターの行う業務のうち、被害者参加人のための国選弁護士制度の認知度が50%程度である。被害者参加人旅費等の支給を法テラスが行うことが検討されているため更なる周知に努めたい。
 - ・ 連携（紹介・取次ぎ等）状況は、支援センターからの紹介数2,416名、関係機関・団体からの紹介数15,872名であった。

2 被害者等からの意見

意見の中に、DV被害者から、DV案件に理解のある弁護士の紹介を求めるものがあつた。DV案件は民事手続が行われることが多く、支援センターでは被害者等が経済的に困っている場合でも、被害直後から刑事手続、民事手続までの一連の法的手続等に関し弁護士の援助を提供することが可能であることから、精通弁護士紹介後、被害者等にとって最も必要な支援を受けることができるように、事件の進行と利用可能な制度について説明したリーフレット等を準備し、更なる周知に努めている。

また、同一弁護士による切れ目のない援助を提供するため、精通弁護士・被害者参加契約弁護士に対して、民事法律扶助契約や日本弁護士連合会委託援助契約の締結を働き掛けた。被害者参加契約弁護士のうち、精通弁護士・民事法律扶助・日本弁護士連合会委託援助の全てに契約している弁護士は45.8%であつた（平成25年4月1日現在）。

その他、DVの専門相談を実施し、女性弁護士の登録を増やすための働き掛けを行った。

3 その他の取組

平成23年3月に策定された第2次犯罪被害者等基本計画において、支援センターに関係がある主な課題として、①被害者参加人への旅費等の支給と被害者参加人のための国選弁護士制度における資力要件の緩和、②損害賠償請求訴訟等の準備及び追行の過程において、代理人である弁護士等がカウンセラー等を犯罪被害者等との打合せに同席させるための経費の公費負担が盛り込まれていることから、関係機関と協議を行っている。

② 提供するサービスの質の向上

年度計画内容

- ① 犯罪被害者に対する情報提供に関して、できる限り効率的な業務運営を行い、これまでの相談内容やそれへの対応状況、犯罪被害者の意見を踏まえて質の向上を図るよう努めるとともに、犯罪被害者の心情に十分に配慮した迅速適切な情報提供に努める。

1 効率性と犯罪被害者等の心情に配慮した情報提供

(1) 担当職員研修

本部が主催した平成24年度犯罪被害者支援業務担当職員研修においては、障害者虐待防止法が同年10月に施行されたことを受けて、障害者の権利擁護に熱心に取り組んでいる弁護士による講義、内閣府犯罪被害者等施策推進参事官による性犯罪等被害者に対するワンストップ支援センターの開設・運営の状況についての講義、警察庁犯罪被害者支援室の臨床心理士による犯罪被害者等の心理状態と二次的被害の防止及び支援者の二次受傷についての講義を実施した。また、業務開始から6年が経過し、事例の蓄積もある程度進んでいることから、少人数のグループごとに事例検討会を実施した。さらに、国選被害者参加制度の利用件数増加に伴い、報酬等の算定演習のほか、日常業務の留意点等について共通認識を確認した。当該研修の講義については講義レジュメ及び講義録を作成した上で、これを研修資料として公開して周知を図り、犯罪被害者支援業務に関する職員全体の質の向上及び提供するサービス（対応）の均質化を図った。

(2) 地方事務所の取組

各地方事務所において各関係機関が開催した研修に参加しており、その結果を本部に報告させ、その結果を取りまとめて全職員が閲覧できるよう掲示した。

また、各地方事務所において、関係機関から講師を招いて犯罪被害者支援に係る研修を実施した。

(3) 外部研修への派遣や研修の実施

各地方事務所において、関係機関が行う犯罪被害者支援員養成研修や講演会等に担当職員（窓口専門対応職員を含む。）が参加したほか、関係機関から講師を招いて犯罪被害者支援についての講義を受けるとともに、犯罪被害者支援制度の説明をするなどの内部職員研修を行い、犯罪被害者の心情に配慮した対応の質の向上を図った。

(4) オペレーターからの意見聴取

コールセンター犯罪被害者支援ダイヤルオペレーターへ意見聴取を

行い、オペレーターから要望のあった精通弁護士への取次ぎ後の地方事務所への対応について、情報共有を行った。

(5) オペレーターの研修と養成

犯罪被害者支援ダイヤルオペレーター研修において、DV、性犯罪・性暴力の被害者対応についての研修を実施した。また、精通弁護士が実際の受任事件の弁護活動について講義を実施し、事例に即したオペレーターの知識向上を図った。

一般ダイヤルのオペレーターの中で犯罪被害者対応に適性のある者に対して、犯罪被害者援助に関する研修を実施し、犯罪被害者支援ダイヤルの対応オペレーターの充実を図った。

2 被害者支援に精通した職員態勢

平成23年度に引き続き、犯罪被害者に対する情報提供のニーズが高い地方事務所を主な対象として、全国8か所の地方事務所（東京、神奈川、埼玉、千葉、京都、兵庫、愛知、札幌）に、民間犯罪被害者支援団体の電話相談等経験者や、警察出身者などを犯罪被害者支援担当の窓口対応専門職員として配置し、犯罪被害者等からの来所及び電話による問合せに対し、二次的被害を与えないよう心情に十分配慮した対応を行った。

上記以外の地方事務所及び上記地方事務所では犯罪被害者支援担当の窓口対応専門職員が配置されない曜日・時間帯については、犯罪被害者支援担当以外の職員（窓口対応専門職員を含む。）が犯罪被害者等からの問合せに対応しているが、これらの職員についても、犯罪被害者への二次的被害を防止するため、上記1(1)の本部研修の内容に即した研修等を行い、犯罪被害者の心情に十分配慮した適切な情報提供の態勢を整えた。

また、内閣府が作成した「民間被害者支援団体における支援員養成研修のためのDVD」を各地方事務所に配布し、地方事務所での研修の際に活用した。

年度計画内容

- ② 犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員以外で犯罪被害者に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、二次的被害の防止を始めとする犯罪被害者支援に関する研修を、平成24年度に1回以上実施する。

平成24年10月に障害者虐待防止法が施行され、各地で性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置が進められる中で、支援センターの犯罪被害者業務も関係機関との新たな連携構築が必要になったことから、関係機関との意見交換等を通じて、担当職員が犯罪被害者支援の意義や実情を学ぶことによって知見を広めた。また、犯罪被害者支援業務における二次的被害や二次受傷の防止等の留意点に関する認識の共有や事例検討会

を通じ、犯罪被害者支援に係るサービスの質を全国的に均質なものとするための情報共有等を目的とした職員研修を平成24年10月に実施した。この職員研修については、講義レジュメ及び講義録を作成した上で、これを研修資料として公開して周知し、地方事務所内での研修等に活用させた。地方事務所においても、関係機関から講師を招いて犯罪被害者支援に係る研修を実施した。

年度計画内容

- ③ 各地方事務所ごとに、弁護士会と連携・協力し、犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保するとともに、犯罪被害者に対し必要なサービス提供ができるよう、適切に紹介を行う。

犯罪被害者支援に精通している弁護士を紹介する態勢の整備と拡充を図るべく、各地方事務所において、精通弁護士の確保に取り組んできたところ、下記のとおり、精通弁護士名簿登載者数が増加した。また、精通弁護士紹介件数については減少傾向であったため、平成23年度から本部においてコールセンターから地方事務所への精通弁護士紹介の取次状況を分析し、コールセンターにフィードバックを行うとともに、地方事務所に対しても積極的に精通弁護士紹介を行うよう働き掛けた結果、精通弁護士紹介件数が増加し、業務開始以来、初めて1,000件を超えた。性犯罪・性暴力の被害者には女性が多く、女性弁護士による相談を希望することが多いことから、平成23年度に引き続き、全ての地方事務所で女性弁護士が登録している態勢を整えた。

〔精通弁護士の確保状況〕

平成24年4月1日現在 2,364人

平成25年4月1日現在 2,454人 (90名増加)

〔精通弁護士紹介実績〕

平成23年度 877件

平成24年度 1,013件

犯罪被害者支援に係るサービスの質の向上を図るために、支援センターに寄せられた精通弁護士に対する苦情・意見につき、当該事例の概要及び利用者からの弁護士に対する意見・要望を日本弁護士連合会に提供している。また、日本弁護士連合会との間で継続して実施している協議を受け、日本弁護士連合会において、被害者の意見を聞くためのアンケートを実施している。アンケートでは弁護士が付いて心強かったという意見が多かった。結果報告を受けて、今後も日本弁護士連合会との協議を実施する。

【資料35】 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移

【資料36】 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

年度計画内容

- ④ 経済的に余裕のない犯罪被害者が、民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度を確実に利用できるよう、適切かつ積極的な情報提供等を行う。

1 犯罪被害者への支援の充実

コールセンターにおいては、犯罪被害に係る相談者に民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度を説明するとともに、地方事務所に取り次ぐ際には、利用希望の情報を取次依頼書に記載するなど、統一した対応を行うよう配慮している。取次ぎを受けた地方事務所においては、精通弁護士が民事法律扶助の契約弁護士であるか否かを精通弁護士名簿等で確認し、被害者の経済状況に応じ、適切に弁護士に取り次ぐ態勢を整えている。さらに、精通弁護士・被害者参加契約弁護士の新規登録時や、既に登録・契約している弁護士に対しても、民事法律扶助契約や日本弁護士連合会委託援助契約の締結に向けた働き掛けを行っている。

これらの各援助制度に関する適切かつ積極的な情報提供及び各援助制度間の連携が円滑に図られるよう、職員向けに作成した犯罪被害者支援業務マニュアル、トークスクリプト、ポンチ絵を整備して、職員に対し各援助制度の連携について理解を深めさせることにより、対応の均質化を図っている。

併せて、できる限り平易な言葉を使用したFAQを整備し、全国の地方事務所から関係機関等を通じた相談者に対するリーフレットの配布依頼、関係機関等による協議会や「犯罪被害者週間」における各種啓発活動への参加等の取組を行い、上記各援助制度の周知を図った。ホームページ上においても、上記各制度の概要を掲載し、制度利用に必要な書類をダウンロードすることができるようにするなどの工夫をすることにより、情報入手・利用に関する利便性の向上を図っている。

2 専門相談の推進

犯罪被害者に関する専門相談としては、東京、埼玉、愛知地方事務所に加えて、平成24年度から新たに、兵庫、富山地方事務所においてDVに関する専門相談を実施している。

3 その他の取組

専門相談の実施が困難な地方事務所においても、契約時のアンケート調査等で把握している各契約弁護士・契約司法書士の取扱分野を考慮した法律相談援助を実施すべく、精通弁護士の紹介をしており、また、DV案件等で相談者の身体上の安全に危険が及ぶような緊急対応を要する場合などについては、その対応が可能な事務所相談登録弁護士の法律事務所を紹介して緊急に法律相談援助を実施するなどの工夫を行っている。

被害者支援団体や内閣府が地方自治体等の協力の下に設置を促進している民間団体である性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを日本弁護士連合会委託援助制度の指定相談場所とすることにより、経済的に余裕のない犯罪被害者が支援センターの提供する援助制度を利用することができるように連携を行っている。

4 民事法律扶助事業の利用状況

平成24年度の損害賠償命令申立件数は154件となり、平成23年度の同件数171件と比べ17件減少した。

4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(1) 総括

年度計画内容

広報活動と連携しながら、一般人からの寄附等の寄附金の受入れ等による自己収入の獲得に努めるとともに、刑事裁判の被疑者・被告人からのしよく罪寄附を受け入れる。

支援センターの寄附制度には、広く一般から募る「一般寄附」のほか、刑事裁判の被疑者・被告人から受け入れる「しよく罪寄附」があり、一般寄附については、主として一般から小口の寄附を募る「サポーターズクラブ」、保護観察対象者から受け入れる「更生寄附」、それ以外の「その他寄附」の3つの制度から構成されている。

これらの寄附への協力を呼び掛けるため、ホームページ上に案内コーナーを設けているほか、関係機関等に広く配布する広報誌（年4回発行）において寄附募集のアナウンスをするなどして、制度の周知を図った。

特に、刑事事件の被疑者・被告人から受け入れているしよく罪寄附については、支援センターの全ての契約弁護士に対して寄附制度の案内チラシを送付した。

（平成24年度実績）

しよく罪寄附	43,033千円
一般寄附	18,084千円
計	61,117千円

(2) 民事法律扶助

年度計画内容

立替金債権等の管理・回収計画等

これまでの実績を踏まえ、本部にて必須の項目事項を地方事務所に示した上で、地方事務所ごとの民事法律扶助業務に係る立替金債権等の管理・回収計画を策定

し、同債権等の管理・回収状況について検証した上、厳格に評価し、不断に必要な見直しを行うことにより、償還を要すべき者からの立替金債権等の回収に最大限努力して、償還額の増加を図る。その上で、事件の解決により財産的な利益を得られず、資力も回復していない生活保護受給者等に係る立替金債権等、償還の見込みがない立替金債権等については、償却も含めてその処理を検討し、当該債権等の特性に応じた運用を図ること、新しい機能である債権管理システムなどを活用することによる効率的な督促などにより、債権管理コストの削減を図る。

1 立替金債権等の管理・回収計画の策定及び同計画に沿った回収の実施

立替金債権等の管理・回収業務の重要性を踏まえ、平成24年4月から、本部内に同業務を専属的に所管する民事法律扶助第二課を設置し、管理体制を強化しつつ、平成23年度同様、本部において、初期滞納者に対する督促を実施するとともに、長期滞納者に対して計画的で網羅的な督促を行った。

また、本部において、これまでの実績から効果が高いと考えられる取組を盛り込んで、基本的かつ統一的な債権管理・回収計画の骨子を作成し、地方事務所に提示した。地方事務所においては、本部が示した債権管理・回収計画の骨子を踏まえた上で、実際に被援助者に対応している経験やノウハウ、地域の実情等を反映し、自動引落口座の登録を徹底する、償還開始前に被援助者に連絡する、受任者・受託者の協力を求めるなどの具体的な債権管理・回収計画を策定し、実施した。

さらに、本部において、償還状況に関するデータを提供するとともに、各地方事務所において回収実績が適時・適切に把握できるようシステムの設定を行い、地方事務所に活用を促した。地方事務所においては、債権管理・回収計画に基づく各施策の結果の目安としてこれらのデータを活用し、随時施策を追加するなどの計画の見直しを行った。

地方事務所の担当職員を対象にした業務研修においては、支援センターの予算の構造や債権管理・回収に関する情報を共有した上で、償還率の高い地方事務所における効果的な取組を紹介し、他の地方事務所における導入を促した。また、これまでの実績等を踏まえ、初期滞納者に対する早期督促による長期滞納債権化の抑制や、被援助者の滞納状況や生活状況等に応じた郵便督促、電話督促、所在調査、法的手続等の督促方法を連動させることの必要性・重要性等を説明し、共通認識として意識付けた。

平成24年度における新たな取組としては、コンビニエンスストアを利用した償還方法を整備して督促対象者を拡大したこと、長期滞納者の自宅を訪問して償還を促す取組を全国に拡大したこと、長期滞納者に対して裁判所を利用した支払督促を申し立てたこと、電話督促強化週間を設定して集中的に電話督促を行ったこと、被援助者に配布する「返済のしおり」の内

容を見直して償還への意識付けを強化したこと、などを挙げることができる。

こうした全組織的な取組を実施した結果として、平成24年度においては、初期滞納者に対する督促、長期滞納者に対する督促のそれぞれについて、回収効果を向上させるための事務手続、すなわち、全国の提携コンビニエンスストアで償還金の支払が可能な振込用紙付きのはがきの発送による督促（以下「コンビニ督促」という。）によって6億3,900万円、郵便督促によって1億100万円など回収が促進されたが、償還金額は99億8,236万円（前年度比3.6%減。震災法律援助分を含む。）にとどまった。

後述のとおり、前年度を上回る取組を行ったにもかかわらず、償還金額が減少した理由としては、生活保護受給中の被援助者の割合の増加、平成23年度新規援助件数の減少、とりわけ多重債務事件が減少したことによる同事件に係る償還金額の大幅な減少、景気の低迷による償還期間の長期化等が考えられる。

2 償還の見込みがない立替金債権等の償却処理及び債権管理コストの削減

平成23年度同様、被援助者が援助継続中に生活保護を受給している場合には、原則として援助終結まで立替金の償還を猶予するとともに、援助終結時に生活保護を受給しているなどの要件を満たす場合には、当該被援助者に対し、立替金の償還を免除することが可能である旨の周知徹底を図った。

郵便督促・自宅訪問等の取組の結果、所在不明が判明し、更に所在調査を行ったものの所在が確認できないと結論付けられる被援助者の立替金債権等については、償却も含めてその処理を検討するなどの対応をした。このように償還の見込みがない立替金債権等についての償却処理を行うことにより、債権管理における将来発生する見込みコストの削減を図った。

免除及びみなし消滅については、民事法律扶助第二課を新設したことにより本部内事務処理の専門化と地方事務所との連絡体制の充実強化を図ったこと、案件の内容や被援助者の状況に応じて事務処理の類型化を行ったこと、これらの取組によって本部と地方事務所双方の事務手続（申請、理事長承認、決定）の効率化・迅速化を図った結果、平成24年度の償還免除金額は44億9,951万円（前年度比50.5%増。震災法律援助分を含む。）、みなし消滅額は7,001万円（前年度比441.5%増。震災法律援助分は実績なし。）となり、債権残高の管理が進捗している。

また、ゆうちょ銀行口座からの自動引落しの登録を推進するとともに、システムの改修によって新たに付与された督促対象者の検索機能や償還予定表の作成機能等を活用することにより、督促業務に必要なコストの削減を図った。

なお、平成23年度同様、東日本大震災の被災者については特別の配慮が

求められたことから、震災法律援助の被援助者について、事件進行中の償還を猶予する運用を継続した。

【資料53】立替金残高表

【資料54】法律相談費

【資料55】代理援助立替金実績

【資料56】書類作成援助立替金実績

年度計画内容

効率的で効果的な回収方法の工夫等

償還を要すべき立替金債権について、長期滞納者に対するものも含め、地方事務所と連携しつつ、支援センター全体として効率的で効果的な回収を図るために、以下の取組について検討し、費用対効果の観点も踏まえ、実施可能なものから速やかに実施する。

- ① コンビニエンスストアを利用した償還方法を引き続き活用して、初期滞納の段階での回収の改善を図る。
- ② 償還率の高い地方事務所における取組や本部において実施した督促の方法を引き続き分析し、その長所を活かした全国一律の督促指針を立てて実施する。
- ③ 集中的に督促を行うための体制を引き続き整備する。
- ④ 援助開始時における償還制度の説明を引き続き徹底して被援助者の償還に向けた意識付けを強化する。
- ⑤ 電話による督促を引き続き実施することで、被援助者との連絡を密にして、その生活状況等に応じた償還月額の調整を行い、継続的な償還を図る。
- ⑥ 電話等による督促の実施により、債権回収の現状を常に把握し、現状に応じた督促方法を検討・実施する。

これらの取組により、平成23年度と比較して償還率を向上させるよう努めるほか、より適切かつ機動的な債権管理を実現する。

立替金債権の効果的な回収を目的として平成24年度に行った取組は、以下のとおりである。

① 債権管理の新基幹システムの採用・活用

平成24年度から債権管理システムが本格的に稼働したことにより、債権管理に関し、全国的な管理及び個別的な管理が実務に対応した方法で運用することができるようになった。すなわち、償還方法や生活状況等を踏まえた属性の付与、滞納ステージの設定、属性や滞納ステージに応じた督促対象者の検索、償還予定表の作成、督促履歴の管理等が可能となった。上記コンビニ督促はがきの発送条件変更も、債権管理システムの稼働により実現した取組である。

また、債権管理システムに記録されたデータを数値化して把握するため

の統計集計機能を活用することによって、援助開始年度別や被援助者の属性（年齢・性別等）に、償還実績、償還残高、免除実績等を把握することができるようになり、個別の債権の属性に応じた督促等の債権管理が可能となった。また、これらのデータを基に資料を作成し、地方事務所や関係機関等に償還状況等を説明することにより、立替金債権等の管理・回収への理解と協力を求めた。

地方事務所に対しては、操作マニュアルを作成して周知するとともに、職員研修において操作方法や機能を説明することによって、債権管理システムの積極的な活用を促した。

② コンビニエンスストアを利用した償還方法の整備

平成23年度同様、1か月滞納者から6か月連続滞納者までを対象として、コンビニ督促とともに、ゆうちょ銀行から償還金の初回引落としができずにコンビニ督促が行われた者に対する電話督促を継続的に実施した。

また、平成24年11月から、自動引落口座の登録がなくても督促対象とするなど、コンビニ督促のはがきを発送する条件を一部変更し、督促対象者を拡大した。

これらの方法により継続的な支払いを促すなどして、初期滞納者に対する早期督促に努めた結果、6億3,900万円（前年度比4.1%増）をコンビニ督促によって回収するとともに、初期滞納者に対する償還への意識付けの強化と長期滞納債権化の防止という効果を得ることができた。

③ 償還率の高い地方事務所の取組の分析及び全国一律の督促指針の実施

平成23年度同様、償還率の高い地方事務所の具体的な取組を分析して効果的な管理・回収方法を検討し、職員を対象とする業務研修の機会や事務連絡を活用して、被援助者の生活状況の適切な把握、受任者・受託者との協力体制の構築、督促状の工夫や法的手続の利用等を全国の地方事務所に紹介した。

また、滞納状況や生活状況等の個々の被援助者の状況に応じて、郵便督促、電話督促、所在調査、法的手続等の督促方法を連動させることの必要性や、初期滞納者に対する早期督促による長期滞納債権化抑制の重要性等の視点を盛り込んで作成した「立替金債権管理回収の手引き」を、全国一律の督促指針として活用した。

④ 集中的な督促体制の整備

初期滞納者に対する督促については、コンビニ督促の発送スケジュールに合わせて架電することにより、償還の意識付けを向上させることができることから、本部内に電話督促を担当する職員を配置し、集中的に電話督促を行った。

長期滞納者に対する督促については、償還意識が薄れていることが多いため、一定の類型化を図った上で継続的に管理する必要があることから、

平成23年度に引き続き、本部において集中的に督促を実施した。

具体的には、償還を行うべき状態にもかかわらず、6か月を超えて償還のない長期滞納者49,319名、立替残高54億7,400万円に対して、本部から一斉に郵便督促（被援助者に普通郵便で督促状を発送する方法）を行った結果、平成24年度末までに7,420名（15%）の償還が開始され、1億100万円（前年度比1%増）を回収した。

また、対象者のうち614件、5,121万円の立替金を免除した。

なお、郵便督促を行った長期滞納者については、10%（前年度比3%減）は転居先不明で督促状が返送された。これらの所在不明者については、引き続き所在調査等を実施し、転居先等を把握して督促に努めた。

さらに、督促状を送付する場合には、これまで期間限定で行っていたゆうちょ銀行の払込取扱票の同封を恒常化し、償還を促したところ、1,301件、1,056万円を払込取扱票によって回収することができた。

郵便督促を行っても償還のない長期滞納者のうち一定の要件を満たす者に対しては、平成23年度、東京近県の在住者のみを対象に自宅訪問を行ったが、平成24年度は居住地域にかかわらない全国的な取組に拡大し、本部主導により1,000件の自宅訪問を行い、償還意識の改善に努めた。この結果、平成24年度末までに、59件、51万円を回収するとともに、地方事務所との連絡再開210件、償還免除5件の効果があった。自宅訪問の結果、居住を確認することができた被援助者に対しては、今後郵便督促や法的手続等を行うことによって償還金の回収を図る予定である。

新たな取組としては、一定の長期滞納者を対象に支払督促の申立てを行った。具体的には、申立予定者に事前予告通知を行い、それにもかかわらず償還や地方事務所への連絡がなかった者を対象に、本部が申立書を作成して簡易裁判所に申立てを行い、異議申立てがあった場合等には地方事務所と連携して対応した。平成24年度においては、事前予告通知220件により9件、40万円を回収した。最終的に100件の申立てを行い、平成25年4月時点で、19件、149万円を回収し、償還免除6件の効果があった。

期間限定の取組として、前年度は12月のみに行った本部主導の銀行振込推進キャンペーンについては、6月と12月を強化月間として年2回実施し、銀行振込みにて償還を希望する者に対して、銀行振込の方法（又は払込取扱票による支払）を案内し、地方事務所と連携して入金確認を行った。この結果、払込取扱票による入金と併せて369件、533万円（前年度比167%増）を回収した。立替残高が少額になったことなどを理由としてコンビニ督促のはがきが発送されなくなった者等に対しては、手紙及び電話による督促を行って入金を促したところ、642件、650万円（前年度比13%増）を回収した。また、ゆうちょ銀行の自動引落登録を行っていない者に対し、自動引落利用申込書と払込取扱票を送付して償還を促したところ、255件、

147万円を回収することができた。さらに、年度当初は予定していなかったが、償還状況を踏まえた緊急企画として、11月と3月の一定期間を電話督促強化週間と位置付け、本部において集中的に電話督促を行った結果、4,645件の架電を行い、892件、644万円を回収した。

このように回収方法、入金手段や督促対象者の選定等に創意工夫を加えた結果、一定の効果を上げることができた。

⑤ 援助開始時における被援助者への償還の意識付け強化

償還の意義や償還方法等を記載した「返済のしおり」については、被援助者に対する償還の意識付けを強化するために内容を一部修正するとともに、地方事務所における償還月額等の記載や封入等の利便性を考慮して仕様を変更するなど、更なる活用を促して全ての地方事務所に配布した。地方事務所においては、援助開始時に「返済のしおり」を被援助者に交付するとともに、償還開始前に被援助者に個別に連絡するなどの対応をすることにより、償還制度の説明の徹底と償還の意識付けの強化を図った。

⑥ 被援助者の状況を踏まえた継続的な償還の促進

電話督促等によって被援助者との連絡を密にすることにより、約束どおりの償還が難しいことが判明した被援助者に対しては、償還月額の調整や猶予を行うなど、生活状況等に応じて継続的に償還することを促した。また、被援助者には、生活状況等に変更があった場合には地方事務所に連絡するよう繰り返して説明し、問合せがあったときは、丁寧に事情を聞きとった上で、電話督促を行った場合と同様に、継続的な償還を促した。初回滞納者に対しては、電話督促により早期に償還の意識付けを行い、長期滞納者に対しては、長期滞納期間に応じて、郵便督促、自宅訪問、支払督促の申立てを行うことによって償還の再開を促した。

これらの取組により、個々の被援助者の生活状況や償還状況を踏まえつつ、継続的な償還を図った。

⑦ 債権回収の状況に応じた督促方法の検討・実施

立替残高が償還月額以下の者と償還月額を超える者とに分けて督促を行うとともに、自動引落口座の登録の有無、コンビニ督促の発送の有無等、個々の滞納者の状況に応じて工夫した督促を行った。

具体的には、立替残高が償還月額以下の者については、督促状にゆうちょ銀行の払込取扱票を同封し、払込取扱票による支払や、ゆうちょ銀行の口座に入金するよう促すとともに、自動引落口座未登録の者については、自動払込利用申込書を同封して、ゆうちょ銀行口座の登録を促した。また、支払方法について、銀行振込みにより支払を希望する者については、6月と12月を強化月間として、地方事務所と連携しつつ、本部において振込口座を案内する施策を行った。さらに、立替残高が少額になるなどの理由によりコンビニ督促のはがきが発送されなくなっている者を対象にした督

促や、自動引落口座の登録のない者を対象にした自動払込利用申込書と払込取扱票の送付、長期滞納者を対象にした自宅訪問や支払督促申立てを実施した。

また、従来6か月を超えて自動引落に失敗した滞納者には送付していなかったコンビニ督促のはがきについては、毎月コンビニエンスストアで償還金を支払いたいという被援助者の要望に応え、はがきの発送条件を変更し、自動引落の有無にかかわらず、完済まで継続してコンビニエンスストアで支払うことができる環境を整備した。

以上の取組により、平成23年度と比較して償還率を向上させるよう努めた。

(3) 司法過疎対策

① 有償受任等による自己収入

年度計画内容

司法過疎地域に設置した事務所においては、民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等により自己収入を確保する。

常勤弁護士の限られた労力を、司法過疎地域の利用者のニーズに応じてバランスよく法律サービス提供に用いるため、民事法律扶助事件・国選弁護・付添事件・4号有償事件の配分についての目安を定めた上、地域の実情に応じて事件を受任することとした。

平成24年度末までに司法過疎対策として設置した32か所の地域事務所における受任事件数の内訳は、平均すると、受任事件全体の36%程度が4号有償事件（1,063件）、38%程度が民事法律扶助事件（1,126件）、26%程度が国選弁護・付添事件（746件）であるが、各々の地域事務所については、設置された各地域の法的ニーズに応じ、その内訳は様々であった。

なお、司法過疎地域事務所の有償事件受任事業収益は、平成24年度については337,945千円であり、平成23年度の379,994千円に比べて42,049千円（前年度比11%）減少した。

② 財政的支援の獲得

年度計画内容

地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（例えば、事務所の無償又は廉価な借料での貸与等）の獲得に努める。

平成24年度に新設した事務所のうち、東日本大震災の被災地に新設した福島地方事務所二本松出張所（二本松市）及びふたば出張所（広野町）、

岩手地方事務所気仙出張所（大船渡市）については、理事長、理事等が現地の自治体を訪問し、市長等と面会し、被災地出張所の業務が被災者の支援に役立つ公共性の高いものであることを説明したほか、複数回の現地における依頼、打合せを行った結果、その理解を得て、建物又は敷地の無償提供を受けた。

平成23年度から敷地の無償提供を受けている宮城地方事務所南三陸出張所（南三陸町）、山元出張所（山元町）及び東松島出張所（東松島市）並びに岩手地方事務所大槌出張所（大槌町）については、引き続き、敷地の無償提供を受けている。

このほか、愛知地方事務所三河支部においては、これまで同支部と法テラス三河法律事務所が別々の場所にあったため事務に非効率が生じていたところ、愛知県岡崎市の協力により従前より合計賃料額を低減させた上で、法テラス三河法律事務所を三河支部が入居する岡崎市役所庁舎に移転させ、両事務所を同一の事務所に統合した。

(4) 委託援助業務

年度計画内容

日本弁護士連合会及び公益財団法人中国残留孤児援護基金と連携し、各援助業務が全国でより多く利用されるよう、制度の広報を行うとともに、適切に援助決定を行う。

(1) 日本弁護士連合会委託援助業務

日本弁護士連合会からの委託を受け、総合法律支援法が規定する支援センターによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない者を対象として、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行う。

(2) 中国残留孤児援護基金委託援助業務

公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託を受け、身元が判明している中国残留邦人等が、戸籍に関する手続を行う場合に、弁護士による法的援助を提供する。

1 日本弁護士連合会委託援助業務

平成24年度の援助申込総受理件数は23,160件であり、平成23年度の19,826件と比較して3,334件増加した。平成21年5月以降、被疑者国選制度における対象範囲拡大の影響により刑事被疑者弁護援助が減少したが、平成23年度には6,961件受理、平成24年度は9,059件受理して、同年度においては、平成21年度の受理件数（7,165件）を1,894件、平成23年度の受理件数を2,098件上回った。その他の援助における平成24年度の受理件数は、少年保護事件付添援助及び高齢者・障害者・ホームレス等に対する法律援助が前年度とほぼ同程度である以外は、前年度と比較して3割

から5割程度増加した。

支援センターが業務を行うことにより、広く全国に同一のサービスを提供するという日弁連委託援助業務の目的は、着実に成果を上げてきている。

2 中国残留孤児援護基金委託援助業務

平成24年度は5件の援助申込みがあり、その全てについて援助開始した。5件の内訳は、いずれも就籍許可申立てである。

3 委託業務に関わる広報

支援センターの広報活動を通じて、両委託援助の内容を紹介し、制度の広報に努めた。

【資料25】平成23年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）

【資料57】平成24年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）

(5) 財務内容の公表

年度計画内容

財務内容について、一層の透明性を確保し、国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため、セグメント情報の充実その他事業報告書の明解な表示を工夫する等より分かりやすい形で情報開示を行なう。

事業報告書へ図表や経年比較を盛り込むことによって視覚的にも情報を読み取りやすくする工夫を行い、さらに、財務データと業務実績を関連付けた情報開示において、各業務における主な収入及び支出に関する経年比較を示すこと等により、より充実した開示を行った。

また、区分経理によるセグメント情報を、財務諸表、決算報告書及び事業報告書において開示しているが、新たに情報提供業務や民事法律扶助業務等業務別のセグメント情報を業務実績報告書に開示した。

【資料58】業務別セグメント情報

(6) 予算、収支計画及び資金計画

別紙1から別紙3のとおりである。

5 短期借入金の限度額

年度計画内容

短期借入金の限度額は、36億円とし、短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入に時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。

該当なし。

6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

年度計画内容

重要な財産の処分に関する計画の見込みはない。

該当なし。

7 剰余金の使途

年度計画内容

剰余金は、情報提供に関する業務の充実、制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実に充てる。

該当なし。

8 その他法務省令で定める業務運営に関する事項

年度計画内容

施設・設備、人事に関する計画

業務量に応じた施設・設備・人的体制の確保を図りつつ、組織の活性化を図るため、国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度などを活用しながら、能力主義に基づく的確な職員の採用及び人事配置に取り組む。

1 施設・設備に関する計画

職員の配置に合わせた備品整備を行うとともに、職員数又は業務量の増加に伴い事務所面積の増加又は書棚等の設備の増設が必要となる場合には、現地調査を行った上で、レイアウト変更又は書類保管方法の適正化を図るなど、効率的なスペースの活用方策について工夫を講じた。

これらの方策を講じても対応できない事務所又は耐震性等に疑義がある事務所について、移転の計画を策定するなど適切な整備を行った。

2 人事に関する計画

勤務評定及び勤務成績評価を実施し、人事配置等の資料として活用の上、人事異動計画を策定するとともに、職員の採用においても、十分な能力と適性の判断材料とするため、多肢択一式問題、論文問題及び面接による試験を実施し、利用者へのサービスの向上に資する人材という観点から選考を行った。面接の実施に際しては、局部長、課長、課長補佐及び係長を面接員とし、採用対象者に応じて、面接回数及び面接員の構成を決定している。

以上

平成24事業年度 決算報告書

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
前年度繰越金	-	3,659	3,659	(注1)
運営費交付金	16,402	16,147	△ 256	(注2)
受託収入	17,645	17,465	△ 180	(注3)
補助金等収入	149	65	△ 84	
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,636	10,853	△ 783	(注4)
事業外収入	72	130	58	
計	45,905	48,319	2,414	
支 出				
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	7,135	7,397	262	
うち人件費	4,963	4,825	△ 138	(注5)
物件費	2,172	2,571	400	(注6)
事業経費	21,125	17,914	△ 3,211	
うち民事法律扶助事業経費	20,307	17,200	△ 3,107	(注7)
その他事業経費	818	714	△ 104	(注8)
受託経費	15,445	15,405	△ 39	
うち国選弁護士確保事業経費	12,439	12,787	348	(注9)
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	3,005	2,618	△ 387	
うち人件費	2,500	2,085	△ 415	(注5)
物件費	506	533	27	
受託経費	2,200	2,060	△ 140	(注3)
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,099	1,959	△ 140	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	101	101	0	
うち人件費	83	83	0	
物件費	18	18	0	
計	45,905	42,776	△ 3,129	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分3,308百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

運営費交付金の予算額と決算額の差は、給与改定特例法に準じた給与削減額である。

(注3)

受託収入・経費の予算額は、平成24年度日弁連委託援助業務事業計画等に基づく金額を記載している。

(注4)

事業収入の予算額と決算額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注5)

人件費の予算額と決算額の差は、給与改定特例法に準じた給与削減政策により役職員給与の支出実績が少なかったことなどによる。

(注6)

物件費の予算額と決算額の差は、事務所新設等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注7)

民事法律扶助事業経費の予算額と決算額の差は、代理援助(東日本大震災法律援助事業による代理援助を含む。)の実績が少なかったことなどによる。

(注8)

その他事業経費の予算額と決算額の差は、コールセンター関係経費の支出が少なかったことなどによる。

(注9)

国選弁護士確保事業経費の予算額と決算額の差は、実績件数が予算において想定された件数を上回ったことにより国選弁護士報酬の支出実績が多かったことなどによる。

(注10)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成24事業年度 決算報告書

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
前年度繰越金	-	3,659	3,659	(注1)
運営費交付金	16,402	16,147	△ 256	(注2)
補助金等収入	149	65	△ 84	
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,636	10,853	△ 783	(注3)
事業外収入	72	130	58	
受託収入	2,200	2,060	△ 140	(注4)
計	30,460	32,913	2,453	
支 出				
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	7,135	7,397	262	
うち人件費	4,963	4,825	△ 138	(注5)
物件費	2,172	2,571	400	(注6)
事業経費	21,125	17,914	△ 3,211	
うち民事法律扶助事業経費	20,307	17,200	△ 3,107	(注7)
その他事業経費	818	714	△ 104	(注8)
受託経費	2,200	2,060	△ 140	(注4)
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,099	1,959	△ 140	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	101	101	0	
うち人件費	83	83	0	
物件費	18	18	0	
計	30,460	27,371	△ 3,089	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分3,308百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

運営費交付金の予算額と決算額の差は、給与改定特例法に準じた給与削減額である。

(注3)

事業収入の予算額と決算額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注4)

受託収入・経費の予算額は、平成24年度日弁連委託援助業務事業計画等に基づく金額を記載している。

(注5)

人件費の予算額と決算額の差は、給与改定特例法に準じた給与削減政策により役職員給与の支出実績が少なかったことなどによる。

(注6)

物件費の予算額と決算額の差は、事務所新設等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注7)

民事法律扶助事業経費の予算額と決算額の差は、代理援助(東日本大震災法律援助事業による代理援助を含む。)の実績が少なかったことなどによる。

(注8)

その他事業経費の予算額と決算額の差は、コールセンター関係経費の支出が少なかったことなどによる。

(注9)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成24事業年度 決算報告書

○国選弁護人確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
受託収入	15,445	15,405	△ 39	
計	15,445	15,405	△ 39	
支 出				
受託経費	15,445	15,405	△ 39	
うち国選弁護人確保事業経費	12,439	12,787	348	(注1)
国選弁護人確保業務に係る一般管理費	3,005	2,618	△ 387	
うち人件費	2,500	2,085	△ 415	(注2)
物件費	506	533	27	
計	15,445	15,405	△ 39	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

国選弁護人確保事業経費の予算額と決算額の差は、実績件数が予算において想定された件数を上回ったことにより国選弁護人報酬の支出実績が多かったことなどによる。

(注2)

人件費の予算額と決算額の差は、給与改定特例法に準じた給与削減政策により役職員給与の支出実績が少なかったことなどによる。

(注3)

国選弁護人確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	45,905	42,776	△ 3,129	
経常費用	45,905	42,776	△ 3,129	
事業経費	21,125	17,914	△ 3,211	
うち民事法律扶助事業経費	20,307	17,200	△ 3,107	(注1)
その他事業経費	818	714	△ 104	(注2)
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	7,135	7,397	262	
うち人件費	4,963	4,825	△ 138	(注3)
物件費	2,172	2,571	400	(注4)
受託経費	15,445	15,405	△ 39	
うち国選弁護士確保事業経費	12,439	12,787	348	(注5)
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	3,005	2,618	△ 387	
うち人件費	2,500	2,085	△ 415	(注3)
物件費	506	533	27	
受託経費	2,200	2,060	△ 140	(注6)
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,099	1,959	△ 140	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	101	101	0	
うち人件費	83	83	0	
物件費	18	18	0	
減価償却費	-	-	-	
財務費用	-	-	-	
臨時損失	-	-	-	
収益の部	45,905	48,319	2,414	
前年度繰越金	0	3,659	3,659	(注7)
運営費交付金	16,402	16,147	△ 256	(注8)
受託収入	17,645	17,465	△ 180	(注6)
補助金等収入	149	65	△ 84	
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,636	10,853	△ 783	(注9)
事業外収入	72	130	58	
純利益	0	5,542	5,542	(注10)
目的積立金取崩	-	-	-	
総利益	0	5,542	5,542	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

民事法律扶助事業経費の計画額と実績額の差は、代理援助(東日本大震災法律援助事業による代理援助を含む。)の実績が少なかったことなどによる。

(注2)

その他事業経費の計画額と実績額の差は、コールセンター関係経費の支出が少なかったことなどによる。

(注3)

人件費の計画額と実績額の差は、給与改定特例法に準じた給与削減政策により役員給与の支出実績が少なかったことなどによる。

(注4)

物件費の計画額と実績額の差は、事務所新設等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注5)

国選弁護士確保事業経費の計画額と実績額の差は、実績件数が予算において想定された件数を上回ったことにより国選弁護士報酬の支出実績が多かったことなどによる。

(注6)

受託経費・収入の計画額は、平成24年度日弁連委託援助業務事業計画等に基づく金額を記載している。

(注7)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分3,308百万円及び政府出資金351百万円である。

(注8)

運営費交付金の計画額と実績額の差は、給与改定特例法に準じた給与削減額である。

(注9)

事業収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注10)

純利益は、収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、政府出資金(351百万円)を含んでいる。また、以下(注11)記載の事情により損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

(注11)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成24事業年度 収支計画

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	30,460	27,371	△ 3,089	
経常費用	30,460	27,371	△ 3,089	
事業経費	21,125	17,914	△ 3,211	
うち民事法律扶助事業経費	20,307	17,200	△ 3,107	(注1)
その他事業経費	818	714	△ 104	(注2)
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	7,135	7,397	262	
うち人件費	4,963	4,825	△ 138	(注3)
物件費	2,172	2,571	400	(注4)
受託経費	2,200	2,060	△ 140	(注5)
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,099	1,959	△ 140	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	101	101	0	
うち人件費	83	83	0	
物件費	18	18	0	
収益の部	30,460	32,913	2,453	
前年度繰越金	-	3,659	3,659	(注6)
運営費交付金	16,402	16,147	△ 256	(注7)
受託収入	2,200	2,060	△ 140	(注5)
補助金等収入	149	65	△ 84	
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,636	10,853	△ 783	(注8)
事業外収入	72	130	58	
純利益	0	5,542	5,542	(注9)
目的積立金取崩	-	-	-	
総利益	0	5,542	5,542	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

民事法律扶助事業経費の計画額と実績額の差は、代理援助(東日本大震災法律援助事業による代理援助を含む。)の実績が少なかったことなどによる。

(注2)

その他事業経費の計画額と実績額の差は、コールセンター関係経費の支出が少なかったことなどによる。

(注3)

人件費の計画額と実績額の差は、給与改定特例法に準じた給与削減政策により役職員給与の支出実績が少なかったことなどによる。

(注4)

物件費の計画額と実績額の差は、事務所新設等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注5)

受託経費・収入の計画額は、平成24年度日弁連委託援助業務事業計画等に基づく金額を記載している。

(注6)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分3,308百万円及び政府出資金351百万円である。

(注7)

運営費交付金の計画額と実績額の差は、給与改定特例法に準じた給与削減額である。

(注8)

事業収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注9)

収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、政府出資金(351百万円)を含んでいる。また、以下(注10)記載の事情により損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

(注10)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成24事業年度 収支計画

○国選弁護人確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	15,445	15,405	△ 39	
受託経費	15,445	15,405	△ 39	
うち国選弁護人確保事業経費	12,439	12,787	348	(注1)
国選弁護人確保業務に係る一般管理費	3,005	2,618	△ 387	
うち人件費	2,500	2,085	△ 415	(注2)
物件費	506	533	27	
収益の部	15,445	15,405	△ 39	
受託収入	15,445	15,405	△ 39	
純利益	0	0	0	
目的積立金取崩	-	-	-	
総利益	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

国選弁護人確保事業経費の計画額と実績額の差は、実績件数が予算において想定された件数を上回ったことにより国選弁護人報酬の支出実績が多かったことなどによる。

(注2)

人件費の計画額と実績額の差は、給与改定特例法に準じた給与削減政策により役職員給与の支出実績が少なかったことなどによる。

(注3)

国選弁護人確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成24事業年度 資金計画

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	45,905	42,776	△ 3,129	
経常費用	45,905	42,776	△ 3,129	
業務活動による支出	45,905	42,776	△ 3,129	(注1)
投資活動による支出	0	0	0	
財務活動による支出	0	0	0	
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	
資金収入	45,905	48,319	2,414	
前年度繰越金	-	3,659	3,659	(注2)
業務活動による収入	45,905	44,660	△ 1,245	
運営費交付金による収入	16,402	16,147	△ 256	(注3)
受託収入	17,645	17,465	△ 180	(注4)
その他の収入	11,858	11,048	△ 810	(注5)
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	
前期中期目標の期間よりの繰越	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

業務活動による支出の計画額と実績額の差は、民事法律扶助事業の代理援助(東日本大震災法律援助事業による代理援助を含む。)の実績が少なかったことなどによる。

(注2)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分3,308百万円及び政府出資金351百万円である。

(注3)

運営費交付金による収入の計画額と実績額の差は、給与改定特例法に準じた給与削減額である。

(注4)

受託収入の計画額は、平成24年度日弁連委託援助業務事業計画等に基づく金額を記載している。

(注5)

その他の収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注6)

国選弁護人確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成24事業年度 資金計画

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	30,460	27,371	△ 3,089	
経常費用	30,460	27,371	△ 3,089	
業務活動による支出	30,460	27,371	△ 3,089	(注1)
投資活動による支出	0	0	0	
財務活動による支出	0	0	0	
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	
資金収入	30,460	32,913	2,453	
前年度繰越金	0	3,659	3,659	(注2)
業務活動による収入	30,460	29,254	△ 1,206	
運営費交付金による収入	16,402	16,147	△ 256	(注3)
受託収入	2,200	2,060	△ 140	(注4)
その他の収入	11,858	11,048	△ 810	(注5)
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	
前期中期目標の期間よりの繰越	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

業務活動による支出の計画額と実績額の差は、民事法律扶助事業の代理援助(東日本大震災法律援助事業による代理援助を含む。)の実績が少なかったことなどによる。

(注2)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分3,308百万円及び政府出資金351百万円である。

(注3)

運営費交付金による収入の計画額と実績額の差は、給与改定特例法に準じた給与削減額である。

(注4)

受託収入の計画額は、平成24年度日弁連委託援助業務事業計画等に基づく金額を記載している。

(注5)

その他の収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注6)

国選弁護人確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成24事業年度 資金計画

○国選弁護人確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	15,445	15,405	△ 39	
経常費用	15,445	15,405	△ 39	
業務活動による支出	15,445	15,405	△ 39	
投資活動による支出	0	0	0	
財務活動による支出	0	0	0	
資金収入	15,445	15,405	△ 39	
業務活動による収入	15,445	15,405	△ 39	
受託収入	15,445	15,405	△ 39	
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注)

国選弁護人確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成24年度日本司法支援センター契約状況表

第1表

	件数		金額	
	件	%	円	%
競争性のある契約	48	29.6	422,706,743	57.1
うち一般競争入札	43	26.5	392,564,666	53.0
うち総合評価方式	3	1.9	22,533,000	3.1
うち企画競争	2	1.2	7,609,077	1.0
競争性のない随意契約	114	70.4	317,390,485	42.9
事務所・宿舎の賃貸借契約	87	53.7	151,015,921	20.4
会計監査人契約	1	0.6	22,260,000	3.0
官報公告契約	1	0.6	4,143,852	0.6
他との互換性がない契約	25	15.5	139,970,712	18.9
その他の契約	0	0.0	0	0.0
合計	162	100.0	740,097,228	100.0

(注)随意契約の主な内訳	随契に占める割合(%)	随契に占める割合(%)
事務所契約	2件	1.8
借上宿舎契約	85件	74.6
システム関係契約	20件	17.5
合計	107件	93.9

(参考)

平成23年度

	件数		金額	
	件	%	円	%
競争性のある契約	50	28.1	878,562,855	54.6
うち一般競争入札	47	26.4	821,611,120	51.1
うち企画競争	3	1.7	56,951,735	3.5
競争性のない随意契約	128	71.9	728,229,131	45.4
事務所・宿舎の賃貸借契約	94	52.8	279,107,667	17.4
会計監査人契約	1	0.6	28,350,000	1.8
官報公告契約	1	0.6	4,123,656	0.3
他との互換性がない契約	28	15.7	366,836,564	22.8
その他の契約	4	2.2	49,811,244	3.1
合計	178	100.0	1,606,791,986	100.0

一般競争による契約一覧表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
1	平成24年度戸籍 附票及び住民票 の写しの取得代 行業務	H24.4.1	2,400,000	入札	3,384,000	70.92%	福岡県福岡市 博多区上呉服 町10-10 呉服町ビジネ スセンタービル 9階 株式会社シー・ ヴィ・シー	
2	平成24年度総合 メンタルヘルスケ ア等体制(EAP) 構築プログラムに 関する業務委託 契約	H24.4.1	1,459,500	入札	3,274,050	44.57%	東京都千代田 区一番町4-4 株式会社保健 同人社	
3	八雲地域事務所 什器・備品等購 入一式	H24.5.14	1,152,900	入札	1,729,350	66.66%	北海道函館市 鍛冶1丁目39 番11号 株式会社石田 文具	
4	常勤弁護士業務 に係る債権管理 コンサルタント業 務委託	H24.6.25	8,715,000	入札	8,776,950	99.29%	東京都中央区 八重洲1-6- 6 八重洲セン タービル4階 優成監査法人	
5	平成24年度定期 広報誌「ほうてら す」印刷・発送業 務一式	H24.7.2	8,787,324	入札	9,208,500	95.42%	熊本県熊本市 近見4-8-31 敷島印刷株式 会社	
6	自動体外式除細 動器(AED)パッド 及び本体の供 給一式	H24.7.6	3,291,750	入札	3,446,047	95.52%	東京都新宿区 西新宿3-20-2 東京オペラシ ティタワー8階 東京総合警備 保障株式会社	
7	日本司法支援セ ンター宮城・岩 手・福島新聞折 込広告出稿業務 一式	H24.7.12	3,780,000	入札	4,378,500	86.33%	東京都中央区 銀座7丁目16 番12号 株式会社朝日 広告社	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
8	日本司法支援センター「新聞折込広告用チラシ」の印刷・発送業務一式	H24.7.19	1,909,183	入札	2,469,600	77.30%	東京都豊島区東池袋5-44-15 東信東池袋ビル株式会社サンエー印刷	
9	日本司法支援センター防災用品購入一式	H24.7.23	11,644,500	入札	11,733,631	99.24%	東京都中央区銀座3丁目4番12号株式会社文祥堂	
10	日本司法支援センター臨時出張所(南三陸・山元・東松島・二本松)自動車運行管理業務請負契約一式	H24.8.10	12,709,918	入札	13,114,942	96.91%	東京都港区港南1丁目6-34 品川イースト4階 日本総合サービス株式会社	2年契約
11	日本司法支援センター臨時出張所(福島県二本松市)巡回相談用車輛(ワンボックス車)メンテナンス付リース契約	H24.8.21	2,784,600	入札	2,817,150	98.84%	東京都新宿区西新宿6丁目10-1 東京オートリース株式会社	3年契約
12	日本司法支援センター臨時出張所(福島県二本松市)事務所内装等工事一式	H24.8.24	14,700,000	入札	22,950,900	64.05%	福島県福島市腰浜町31-16 株式会社晃建設	
13	防犯盾(レニーガード)購入・発送一式	H24.9.4	1,781,766	入札	2,530,290	70.42%	東京都渋谷区初台1-47-1 サンエス技研株式会社	
14	日本司法支援センター臨時出張所(福島県二本松市)什器・備品等購入一式	H24.9.11	3,465,000	入札	3,984,190	86.96%	福島県福島市鎌田字御町23番地の6 進和ビジネス株式会社	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
15	東日本大震災被災者等への法的支援に関するニーズ調査委託業務一式	H24.9.24	4,985,400	入札	10,720,500	46.50%	東京都中央区 日本橋本町2-7-1 株式会社日本リサーチセンター	
16	日本司法支援センター広報グッズ製作・発送業務一式	H24.10.1	2,289,000	入札	3,108,000	73.64%	東京都千代田区飯田橋2丁目16-9 東亜販売株式会社	
17	日本司法支援センター本部自動車運行管理業務請負契約一式	H24.10.4	11,351,939	入札	14,704,200	77.20%	東京都中央区 日本橋富沢町5-4 株式会社トーケイ	3年契約
18	業務端末及びシステム機器等に係るデータ消去、搬送等に関する作業	H24.10.5	5,580,000	入札	35,081,263	15.91%	鎌倉市台1-1-6 日本通運株式会社藤沢支店	
19	日本司法支援センター本部用自動車メンテナンス付リース契約	H24.10.18	4,252,500	入札	5,068,350	83.90%	東京都港区芝3丁目22-8 オリックス自動車株式会社	5年契約
20	弁護士賠償責任保険契約一式	H24.10.25	1,412,550	入札	1,412,550	100.00%	東京都新宿区西新宿1丁目26-1 株式会社損害保険ジャパン	一社応札
21	東日本大震災被災者等への法的支援に関するニーズ調査(福島県相馬市)委託業務一式	H24.11.5	1,470,000	入札	1,517,250	96.88%	東京都中央区 日本橋本町2-7-1 株式会社日本リサーチセンター	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
22	日本司法支援センター鹿児島地方事務所間仕切り工事等一式	H24.11.5	4,935,000	入札	4,945,500	99.78%	鹿児島県鹿児島市上之園町9番地8 株式会社しんぷく	一社応札
23	法テラス白書 平成23年度版の作成・印刷・発送業務一式	H24.11.15	1,089,648	入札	1,500,765	72.60%	徳島県吉野川市鴨島町牛島3043 株式会社 坂東印刷	
24	日本司法支援センター法律事務所用PC端末等リース契約一式	H24.11.20	26,516,700	入札	27,764,100	95.50%	東京都文京区後楽1-7-27後楽鹿島ビル株式会社 富士通マーケティング 東京 東京都千代田区神田練堀町3 富士ソフトビル 東京 センチュリーリース株式会社	一社応札
25	長期滞納者に対する現地訪問に係る業務委託一式	H24.11.26	3,073,350	入札	4,756,500	64.61%	東京都中央区日本橋本町3-4-7 株式会社日本インヴェステイション	
26	日本司法支援センターの認知状況等調査(電話調査方式)業務委託一式	H24.11.30	1,595,000	入札	1,880,550	84.81%	東京都渋谷区渋谷3-12-18 日本トータルテレマーケティング株式会社	一社応札
27	日本司法支援センター点字パンフレットの作成・印刷・発送業務一式	H24.12.27	4,113,700	入札	4,609,920	89.24%	東京都新宿区天神町61番地 有限会社真美堂手塚箔押所	
28	Microsoft Office Professional Plus 1181ライセンス購入一式	H24.12.27	52,545,416	入札	57,788,955	90.93%	東京都港区六本木三丁目1番1号 富士ゼロックス株式会社	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
29	日本司法支援センター被災地臨時出張所(法テラス気仙(仮称)・法テラスふたば(仮称))設置業務及び建物賃貸借一式	H25.1.9	35,280,000	入札	38,058,300	92.69%	東京都港区六本木6丁目11番17号 郡リース株式会社	2年契約
30	日本司法支援センター民事法律扶助立替金に係る集金代行業務等委託一式	H25.1.28	81,662,700	入札	96,287,100	84.81%	東京都千代田区麴町5-2-1 株式会社オリエントコーポレーション	
31	日本司法支援センターデジタル複合機保守付リース契約一式	H25.1.30	30,367,860	入札	53,167,140	57.11%	東京都中央区日本橋本町1-5-4 コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社	5年契約
32	日本司法支援センター臨時出張所(岩手県大船渡市・福島県双葉郡広野町)巡回相談用車両(ワンボックス車)メンテナンス付リース契約一式	H25.2.5	3,328,920	入札	4,144,350	80.30%	東京都品川区大崎1丁目6番4号新大崎勸業ビルディング3階 東京オートリース株式会社	2年契約
33	日本司法支援センター臨時出張所(大槌・大船渡・広野)自動車運行管理業務委託契約一式	H25.2.12	11,618,950	入札	13,461,271	86.31%	東京都調布市調布ヶ丘3-6-3 大新東株式会社	
34	日本司法支援センター福島地方事務所ふたば出張所(法テラスふたば)什器・備品等購入一式	H25.2.21	2,266,320	入札	2,419,200	93.68%	福島県福島市鎌田字卸町23番地の6 進和ビジネス株式会社	
35	日本司法支援センター岩手地方事務所気仙出張所(法テラス気仙)什器・備品等購入一式	H25.2.21	2,511,600	入札	2,767,800	90.74%	岩手県盛岡市南大通2丁目3番20号 株式会社木津屋本店	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
36	日本司法支援センター本部8階 監事室移設及び 改装工事等一式	H25.2.27	1,176,000	入札	1,195,950	98.33%	東京都千代田 区神田淡路町 2丁目21番地1 5 株式会社東洋 ノーリツ	
37	セキュリティ対策 ソフトウェアの購 入一式	H25.3.1	6,963,022	入札	10,156,650	69%	東京都文京区 後楽1-7-27 株式会社富士 通マーケティング	
38	日本司法支援セ ンター 一般向け リーフレットほか7 種類の印刷業務 一式	H25.3.8	3,444,000	入札	4,515,000	76.30%	東京都千代田 区一ツ橋1-1 -1 敷島印刷株式 会社	
39	平成25年度社会 保険手続等業務 委託契約一式	H25.3.8	1,436,400	入札	1,614,585	88.96%	東京都千代田 区麴町4-2第 2麹町ビル5階 社会保険労務 士法人Active Innovation	
40	日本司法支援セ ンター本部事務 所労働者派遣業 務一式	H25.3.15	1,275,750	入札	1,463,962	87.14%	千葉県船橋市 本町七丁目11 番5号 テックビジネス サービス株式 会社	
41	平成25年度総合 メンタルヘルスケ ア等体制(EAP) 構築プログラムに 関する業務委託 契約一式	H25.3.22	1,312,500	入札	1,505,371	87.18%	東京都千代田 区一番町4番 地4 株式会社保健 同人社	
42	平成25年度産業 医業務委託委託 契約一式	H25.3.25	3,129,000	入札	3,654,000	85.63%	東京都渋谷区 松濤二丁目15 番1号 株式会社ドク タートラスト	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
43	戸籍附票又は住民票の写しの取得代行に係る業務委託契約一式	H25.3.29	3,000,000	入札	3,330,000	90.09%	東京都新宿区 西新宿7-21 -3 スリープロ株式会社	

総合評価による契約一覧表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
1	平成24年度法 教育シンポジウ ム運営業務一 式	H24.9.3	12,600,000	入札(総合 評価)	12,747,000	98.84%	-	-	東京都港区 東新橋1丁目 8-1 株式会社電 通	一社応札 不落随契
2	日本司法支援 センターサポー トダイヤル及び 地方事務所 における品質評 価業務委託	H24.9.27	2,058,000	入札(総合 評価)	2,460,150	83.65%	-	-	東京都港区 芝5丁目19- 4 芝ビル6階 株式会社マネ ジメントサポ ート	
3	日本司法支援 センター決算効 率化・充実化コ ンサルティング 業務委託一式	H24.11.30	7,875,000	入札(総合 評価)	8,086,050	97.38%	-	-	東京都新宿 区津久戸町1 番2号 有限責任あ ざさ監査法人	

企画競争による契約一覧表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
1	広報誌「ほうてらす」デザイン制作業務委託一式	H24.5.25	5,132,820	随意	5,132,820	100.00%	本件は、法テラス広報誌の作成業務を委託するものであるが、同業務の手法には様々な方法があるため、細部まで仕様を定めた上で価格による競争を図るよりも広くアイデアを募った方が得策との考えから、企画案を募集の上、審査を実施し、最適の企画を選定した。この選定された企画を実現できるのは、当該企画を提出した本契約の相手方以外に存在しないことから、その者を契約の相手方とした。	会計規程第18条第1項第1号	東京都千代田区有楽町1丁目2番14号 廣告社株式会社	
2	平成24年度職員昇格試験の試験問題作成及び採点業務委託一式	H24.9.20	2,476,257	随意	2,476,257	100.00%	本件は、法テラスの職員の昇格試験の問題作成及び採点業務を委託するものであるが、試験問題の内容、その実施方法及び採点処理には様々なものがあるため、当センターで細部まで仕様を定めた上で価格による競争を図るよりも広くアイデアを募った方が得策との考えから、企画案を募集の上、審査を実施し、最適の企画を選定した。この選定された企画を実現できるのは、当該企画を提出した本契約の相手方以外に存在しないことから、その者を契約の相手方とした。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区 港南2-12-27イケダヤ品川ビル3階 株式会社 ユーディー ジャパン	

随意契約一覧表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
1	高知地方事務所賃貸借契約(変更)	H24.5.1	5,026,597	随意	5,026,597	100.00%	当センターの業務を行うに当たり、当該物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第18条第1項第1号	高知県高知市朝倉戊375番地1 社会福祉法人 高知県社会福祉協議会	
2	愛知地方事務所三河支部及び同法律事務所賃貸借契約	H24.5.31	8,684,170	随意	8,684,170	100.00%	当センターの業務を行うに当たり、当該物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第18条第1項第1号	岡崎市十王町2丁目9番地 岡崎市	
3	山形地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.4.1	2,365,150	随意	2,365,150	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
4	兵庫地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.4.1	2,340,475	随意	2,340,475	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
5	香川地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.4.1	3,518,850	随意	3,518,850	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
6	函館地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.4.1	1,767,300	随意	1,767,300	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16番1号 大東建物管理株式会社	
7	佐賀地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.4.1	1,532,700	随意	1,532,700	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	佐賀県佐賀市嘉瀬町大字十五549番地 株式会社夢想	
8	山形地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.4.1	1,755,000	随意	1,755,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
9	函館地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.5.11	1,769,350	随意	1,769,350	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
10	埼玉地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H24.6.6	1,863,300	随意	1,863,300	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3丁目1-1 サンシャイン60 41階 株式会社ハウスメイトパートナーズ	
11	長崎地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H24.6.20	2,103,750	随意	2,103,750	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	長崎県佐世保市椎木町303番地4 有限会社佐世保ヤマカ	
12	青森地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H24.6.29	1,595,950	随意	1,595,950	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	青森県十和田市東十三番町1-1 株式会社大成地所	
13	長崎地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H24.7.15	1,963,500	随意	1,963,500	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	長崎県長崎市新大工町5番12号 株式会社ツル茶ん	
14	本部借上宿舎賃貸借契約	H24.7.18	1,048,560	随意	1,048,560	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6丁目5番1号 独立行政法人都市再生機構	
15	静岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H24.8.10	1,623,000	随意	1,623,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
16	茨城地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H24.8.14	2,284,000	随意	2,284,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
17	埼玉地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H24.9.1	1,485,000	随意	1,485,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
18	鹿児島地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H24.9.11	1,562,800	随意	1,562,800	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
19	熊本地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.9.25	1,322,925	随意	1,322,925	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
20	静岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.9.25	1,120,850	随意	1,120,850	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
21	仙台コールセンター借上宿舍賃貸借契約	H24.9.25	2,356,200	随意	2,356,200	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
22	東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.9.28	1,272,000	随意	1,272,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6丁目5番1号 独立行政法人都市再生機構	
23	東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.9.28	1,132,800	随意	1,132,800	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6丁目5番1号 独立行政法人都市再生機構	
24	徳島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.10.4	1,018,950	随意	1,018,950	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	徳島県徳島市末広1丁目5-48 里美燃料株式会社	
25	本部借上宿舍賃貸借契約	H24.11.14	1,813,250	随意	1,813,250	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
26	鹿児島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.11.27	1,758,250	随意	1,758,250	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
27	秋田地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.11.28	1,238,400	随意	1,238,400	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都杉並区上荻1丁目2-1 インテグラルタワー4B 株式会社三栄建築設計	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
28	静岡借上宿舎賃貸借契約	H24.11.28	1,200,000	随意	1,200,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	静岡県静岡市葵区大原1333 マルカズ佐藤製茶株式会社	
29	埼玉借上宿舎賃貸借契約	H24.11.28	1,857,225	随意	1,857,225	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3丁目1-1 サンシャイン60 41階 株式会社HMプランズ	
30	埼玉借上宿舎賃貸借契約	H24.11.30	1,322,725	随意	1,322,725	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3丁目1-1 サンシャイン60 41階 株式会社HMプランズ	
31	東京地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H24.12.1	1,130,100	随意	1,130,100	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため 公表しない	
32	福井地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H24.12.1	1,607,750	随意	1,607,750	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため 公表しない	
33	本部借上宿舎賃貸借契約	H24.12.1	1,813,250	随意	1,813,250	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため 公表しない	
34	東京地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H24.12.6	1,451,300	随意	1,451,300	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため 公表しない	
35	東京地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H24.12.11	1,842,050	随意	1,842,050	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区池袋本町1丁目24-10 株式会社オリンピア	
36	東京地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H24.12.11	1,803,200	随意	1,803,200	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建物管理株式会社	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
37	東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.11	1,611,000	随意	1,611,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建物管理株式会社	
38	広島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.11	1,248,350	随意	1,248,350	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	広島県広島市東区牛田本町1丁目1-21 山本設備工業株式会社	
39	鳥取地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.11	1,505,650	随意	1,505,650	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
40	山形地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.11	1,487,750	随意	1,487,750	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
41	東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.11	1,780,650	随意	1,780,650	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3丁目1-1 サンシャイン60 41階 株式会社ハウスメイトパートナーズ	
42	愛知地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.11	1,438,600	随意	1,438,600	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	愛知県岡崎市洞町字宮ノ腰5-6 株式会社永昌開発コンサルタント	
43	群馬地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.11	1,402,500	随意	1,402,500	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	群馬県前橋市大手町2丁目6-25 (代理人)株式会社ハウスマネジメント	
44	熊本地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.11	1,175,150	随意	1,175,150	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
45	岐阜地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.12	1,544,475	随意	1,544,475	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
46	静岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.20	1,534,650	随意	1,534,650	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
47	静岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.20	1,450,500	随意	1,450,500	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	静岡県沼津市吉田町22-12 有限会社せりざわ企画	
48	青森地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.20	1,478,600	随意	1,478,600	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
49	広島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.20	1,951,350	随意	1,951,350	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
50	千葉地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.20	2,034,375	随意	2,034,375	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都世田谷区上用賀6丁目9-15 A-102 トゥルーツタイムスリビング株式会社	
51	岡山地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.20	1,522,500	随意	1,522,500	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	岡山県岡山市北区京町1-25 有限会社クリエイティブハウス	
52	香川地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.20	2,118,650	随意	2,118,650	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
53	島根地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.20	1,258,200	随意	1,258,200	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
54	愛媛地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.20	1,803,000	随意	1,803,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	愛媛県宇和島市明倫町4丁目2-3 有限会社坂本水産	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
55	静岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.25	1,147,900	随意	1,147,900	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	静岡県浜松市東区原島39 株式会社ビルド21	
56	東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.14	1,480,750	随意	1,480,750	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建物管理株式会社	
57	奈良地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.20	1,695,000	随意	1,695,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	大阪府大阪市西区西本町1丁目10-22 株式会社セブンエステート	
58	東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.26	1,228,800	随意	1,228,800	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6丁目5番1号 独立行政法人都市再生機構	
59	神奈川県事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.27	1,010,400	随意	1,010,400	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6丁目5番1号 独立行政法人都市再生機構	
60	山口地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.27	1,450,500	随意	1,450,500	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
61	埼玉地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.28	1,265,250	随意	1,265,250	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建物管理株式会社	
62	高知地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.28	1,830,250	随意	1,830,250	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
63	香川地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.2.2	1,607,750	随意	1,607,750	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
64	青森地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.2.2	1,616,900	随意	1,616,900	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	新潟県佐渡市長木675 伊藤建設株式会社	
65	東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.2.28	1,623,600	随意	1,623,600	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6丁目5番1号 独立行政法人都市再生機構	
66	本部借上宿舍賃貸借契約	H25.3.1	1,813,250	随意	1,813,250	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
67	茨城地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.3.3	1,298,400	随意	1,298,400	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
68	石川地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.3.6	1,596,200	随意	1,596,200	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	石川県金沢市長土塀1丁目16-14 株式会社プリンスホームズ	
69	埼玉地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.3.7	1,582,720	随意	1,582,720	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
70	静岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.3.18	1,738,920	随意	1,738,920	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
71	兵庫地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.3.18	1,448,200	随意	1,448,200	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
72	茨城地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.3.19	1,346,400	随意	1,346,400	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
73	本部借上宿舍賃貸借契約	H25.3.19	2,218,000	随意	2,218,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
74	大阪地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.3.19	1,200,000	随意	1,200,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
75	兵庫地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.3.19	1,363,680	随意	1,363,680	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
76	大阪地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.3.25	1,868,490	随意	1,868,490	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	兵庫県神戸市東灘区魚崎中町4丁目6-4-1F 株式会社敬愛商会	
77	大阪地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.3.25	1,544,700	随意	1,544,700	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
78	愛知地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.3.25	1,469,864	随意	1,469,864	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	愛知県安城市住吉町字荒曾根152-3 株式会社ユニバーサル	
79	香川地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.3.25	1,290,000	随意	1,290,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
80	東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.3.28	2,441,250	随意	2,441,250	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3丁目1-1サンシャイン60 41階 株式会社ハウスメイトパートナーズ	
81	東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.3.28	2,088,475	随意	2,088,475	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3丁目1-1サンシャイン60 41階 株式会社ハウスメイトパートナーズ	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
82	滋賀地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.3.28	1,162,000	随意	1,162,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	大阪府大阪市中央区谷町2丁目2-30 株式会社エス・ハート	
83	宮城地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.3.28	1,314,160	随意	1,314,160	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	宮城県仙台市泉区七北田字東裏183 有限会社佐勘興業	
84	宮城地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.3.28	1,314,160	随意	1,314,160	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	宮城県仙台市泉区七北田字東裏183 有限会社佐勘興業	
85	本部借上宿舍賃貸借契約	H25.3.29	1,909,800	随意	1,909,800	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6丁目5番1号 独立行政法人都市再生機構	
86	東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.3.29	1,731,125	随意	1,731,125	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建物管理株式会社	
87	青森地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.3.30	1,622,400	随意	1,622,400	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建物管理株式会社	
88	平成24事業年度日本司法支援センター会計監査業務契約	H24.11.1	22,260,000	随意	29,235,150	76.14%	法務大臣が選任するため(総合法律支援法第48条において準用する独立行政法人通則法第40条)	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区芝浦四丁目13番23号 MS芝浦ビル 有限責任監査法人トーマツ	候補者名簿の作成に当たり、公募を実施した。
89	平成23事業年度財務諸表に関する公告	H24.10.25	4,143,852	随意	4,143,852	100.00%	本件を実施できるものは同社以外には存在しないため	会計規程第18条第1項第1号	東京都千代田区神田錦町1-2 東京官書普及株式会社	
90	NHK放送受信料	H24.4.1	1,712,960	随意	1,712,960	100.00%	本件契約は放送法により定められたものであり、同法に基づき日本放送協会に受信料を支払うものである。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿2-6-1新宿住友ビル38F NHK新宿営業センター	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条文	相手方住所氏名	備考
91	八雲地域事務所新設に係るB工事	H24.5.1	3,069,150	随意	3,069,150	100.00%	ビル内の改修を行うに当たり、ビル管理指定業者による施行をせざるを得なかったため。	会計規程第18条第1項第1条	北海道二海郡八雲町東雲町24番45号 株式会社加納工務店	
92	日本司法支援センター鹿兒島地方事務所アーバンスクエアビル6階入居工事(電気・空調・消防)一式	H24.11.5	2,730,000	随意	2,772,000	98.48%	ビルオーナー指定業者のため	会計規程第18条第1項第1号	福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目11-16 新栄不動産ビジネス株式会社九州支店	
93	被害者国選弁護関連業務管理システム追加開発	H24.4.9	2,268,000	随意	2,268,000	100.00%	当該システムを開発した業者のみ追加開発ができるため	会計規程第18条第1項第1号	東京都台東区花川戸2-17-8 ハン六ビル6階 株式会社インターアーク	
94	人事・給与・勤怠システム追加機能開発作業一式に係る業務委託契約	H24.4.13	8,076,705	随意	8,076,705	100.00%	当システムの開発は富士通マーケティング株式会社によって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在せず、本件作業についても同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都文京区後楽1-7-27 株式会社富士通マーケティング	
95	業務管理ファイルサーバーデータ移行作業	H24.5.28	1,134,000	随意	1,134,000	100.00%	移行元及び移行先のファイルサーバーの保守について、SCSK株式会社がやっていることから、両システムに精通し確実に本業務を行うことができる者は同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3丁目2番20号 豊洲フロントSCSK株式会社	
96	業務管理システムに係るアプリケーション保守作業委託契約	H24.5.29	5,769,456	随意	5,769,456	100.00%	当システムの開発は富士通株式会社によって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在せず、本件作業についても同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1丁目32番2号 富士通株式会社	
97	法テラス債権管理システムの供給及び構築並びに保守業務委託(変更)	H24.5.29	1,332,408	随意	1,332,408	100.00%	当システムの開発は富士通株式会社によって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在せず、本件作業についても同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1丁目32番2号 富士通株式会社	契約金額 変更前 115,518,986 円 変更後 116,851,394 円
98	法テラス業務管理システムに係る追加改修作業等委託契約	H24.6.22	5,051,508	随意	5,051,508	100.00%	業務管理システムを構築した業者以外には対応することができないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター 富士通株式会社	
99	債権管理システムの供給及び構築並びに保守業務委託契約の変更契約	H24.6.27	2,871,792	随意	2,871,792	100.00%	債権管理システムを構築した業者以外には対応することができないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター 富士通株式会社	契約金額 変更前 116,851,392 円 変更後 119,723,184 円

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条文	相手方住所氏名	備考
100	業務管理システムに係るアプリケーション保守業務委託契約の変更契約	H24.6.27	7,477,008	随意	7,477,008	100.00%	業務管理システムを構築した業者以外には対応することが出来ないため	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター 富士通株式会社	契約金額 変更前 5,769,456円 変更後 13,246,464円
101	債権管理システムへの督促履歴データ移行作業委託契約	H24.9.12	2,530,500	随意	2,632,476	96.13%	本件業務は債権管理システム及び業務管理システムを構築した業者以外には対応することが出来ないため	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター 富士通株式会社	
102	被害者国選弁護関連業務管理システム税率等変更改修	H24.9.21	2,110,500	随意	2,713,500	77.77%	当該システムを開発した業者のみ追加開発ができるため	会計規程第18条第1項第1号	東京都台東区花川戸2-17-8 ハン六ビル6階 株式会社インターアーク	
103	債権管理システムの供給及び構築並びに保守業務委託契約の変更契約	H24.9.24	4,165,392	随意	4,171,860	99.84%	本件業務は債権管理システムを構築した業者以外には対応することが出来ないため	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター 富士通株式会社	契約金額 変更前 119,723,184円 変更後 123,888,576円
104	業務管理システムに係るアプリケーション保守業務委託契約の変更契約	H24.9.25	7,386,456	随意	7,386,779	99.99%	本件業務は業務管理システムを構築した業者以外には対応することが出来ないため	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター 富士通株式会社	契約金額 変更前 13,246,464円 変更後 20,632,920円
105	業務管理システム復興特別所得税対応機能開発等委託契約	H24.11.1	8,725,332	随意	8,725,332	100.00%	当該システムを開発した業者のみ追加開発ができるため	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1丁目5-2 汐留シティセンター 富士通株式会社	
106	法テラスコールセンターにおける資力要件確認実施等のための情報提供システム改修業務委託契約	H24.12.13	14,096,197	随意	14,350,875	98.23%	情報提供システムを構築した業者以外には対応することが出来ないため	会計規程第18条第1項第1号	東京都文京区後楽1-7-27 後楽鹿島ビル 株式会社富士通マーケティング	
107	債権管理システムの供給及び構築並びに保守業務委託契約の変更契約	H24.12.25	2,574,264	随意	2,574,264	100.00%	本件業務は債権管理システムを構築した業者以外には対応することが出来ないため	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター 富士通株式会社	契約金額 変更前 123,888,576円 変更後 126,462,840円
108	業務管理システムに係るアプリケーション保守業務委託契約の変更契約	H24.12.25	4,113,648	随意	4,113,648	100.00%	本件業務は業務管理システムを構築した業者以外には対応することが出来ないため	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター 富士通株式会社	契約金額 変更前 20,632,920円 変更後 24,746,568円

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
109	コンビニ督促対象12ヶ月拡張対応、資金管理インターフェース改修作業委託契約	H25.1.25	3,699,696	随意	3,699,696	100.00%	本件業務は業務管理システム、債権管理システムを構築した業者以外には対応することが出来ないため	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター 富士通株式会社	
110	財務会計システム改修作業委託契約	H25.1.25	2,604,000	随意	2,604,000	100.00%	本件業務は財務会計システムを構築した業者以外には対応することが出来ないため	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区三田1-4-28 NECネクサソリューションズ株式会社	
111	インフラ共通基盤セキュリティ対策強化作業委託契約	H25.2.6	4,721,640	随意	4,721,640	100.00%	本件業務はインフラ共通基盤を構築した業者以外には対応することが出来ないため	会計規程第18条第1項第1号	東京都文京区後楽1-7-27 株式会社富士通マーケティング	
112	ホームページ運用支援業務委託契約	H24.11.1	10,829,700	随意	10,874,850	99.58%	当該システムを開発した業者のみ追加開発ができるため	会計規程第18条第1項第1号	東京都渋谷区恵比寿西1丁目16番6号 彼方株式会社	
113	判例秘書DVD貸借契約	H24.4.1	29,912,400	随意	29,912,400	100.00%	本件契約は常勤弁護士業務を行うため必須であり、当該業者以外に供給することができないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区南青山2-6-18 株式会社エル・アイ・シー	
114	複合機32台のデータ消去及び撤去請負契約	H25.2.13	1,008,000	随意	1,008,000	100.00%	本件業務は複合機を製造した業者以外には対応することが出来ないため	会計規程第18条第1項第1号	東京都中央区日本橋本町1丁目5番4号 コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社	

「平成24年度日本司法支援センター契約状況表」 附属説明書

1 契約件数及び金額の状況

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）における全ての契約のうち、いわゆる少額随意契約（注）が可能な金額を超える契約の件数と金額については、第1表「総表」記載のとおりであり、その概要は以下のとおりである。

（注）いわゆる少額随意契約が可能な金額については、国におけるそれと同じである（契約事務取扱細則（平成18年細則第2号）第23条）。

(1) 「競争性のある契約」について

競争性のある契約は48件で契約全体の29.6%、契約金額は約4億2,271万円であり、平成23年度と比較して、件数及び契約金額において全体に占める比率が高くなっている。

(2) 「競争性のない随意契約」について

競争性のない随意契約は114件で全体の70.4%、契約金額は約3億1,739万円であり、平成23年度と比較して、件数及び契約金額において全体に占める比率が低くなっている。

2 随意契約の内容等

(1) 事務所・宿舍の賃貸借契約

随意契約の件数の比率が高い要因としては、業務量の増加に伴う事務所の増床による賃貸借契約件数が2件、職員宿舍の賃貸借契約件数が85件で合計87件と多数に上り、契約全体（162件）の53.7%、競争性のない随意契約全体（114件）の76.3%を占めていることによる。

このような事務所等に係る建物の賃貸借契約については、国及び独立行政法人における随意契約の見直しにおいても、「その場所でないと行政目的が達し得ない等との理由から供給者が特定されるもの（税務署庁舎等の土地建物借料）」であり、競争性のない随意契約によることがやむを得ないと認められるものとして位置付けられている。この点、①支援センターの事務所についても、支援センターが国民に身近な司法の実現を目指して民事法律扶助業務、情報提供業務等を行う法人であることから、その目的を達成するためには、市民が利用しやすい環境にあり、かつ地域の業務量に見合う体制を整えるために相当な面積を確保する必要があること等から、自ずと物件は特定され、また、②職員宿舍の選定についても、職員の職務の能率的な遂行を確保するために当該事務所からの通勤の便等を考慮するとともに、貸与対象職員の職務の級等に応じて専有面積に制限を設けていることや、敷金・礼金のないUR都市機構が管理する物件又はこれに準じる条件の物件の中から候補物件を選定することとしていること等から、自ずと物件は

特定され、随意契約によることがやむを得ないものである。

なお、これら事務所や職員宿舎は、物件によって賃料が異なることから、契約に当たっては、①事務所の賃貸借については、複数の物件を選定し、その中から利用者の利便性、面積、賃料等を総合的に勘案し、また、②職員宿舎の賃貸借については、複数の物件を選定し、面積、賃料等を総合的に勘案するとともに、上記のとおり敷金や礼金の負担が生じない物件を極力選定している。

(2) 会計監査人契約及び官報公告契約

会計監査人契約は金額にして全体の約 3.0%、官報公告契約は金額にして全体の約 0.6%を占めており、これらの契約については、その性質上競争契約に馴染まず、随意契約とならざるを得なかったものである。

(3) 上記 1 掲記の諸類型以外の「競争性のない随意契約」に関する個別説明

上記 1 掲記の諸類型以外の「競争性のない随意契約」、すなわち、第 1 表「総表」の「競争性のない随意契約」中の「他との互換性がない契約」については、25 件で全体の 15.5%、契約金額にして約 1 億 4,000 万円で全体の 18.9%となっている。これらの契約案件について、随意契約とした理由は下記のとおりである。

① 第 3 表「随意契約一覧表」No. 90 の「NHK放送受信料」

これは、放送法第 6 4 条第 1 項に基づいて日本放送協会と契約したものであり、その性質上競争契約に馴染まず、随意契約とならざるを得なかったものである。

② 同表 No. 91 及び No. 92 の「事務所入居等工事」

これらは、事務所の新設又は移転に伴う内装工事であり、建物及び施設の維持管理上の必要性から、当該工事を施工する者が指定されていたため、随意契約とならざるを得なかったものである。

③ 同表 No. 93～No. 112 の「システム開発、保守、移行作業等業務委託」

これらは、支援センターの業務システムの開発及び保守を行っている業者以外の者に取り扱うことができないものであるため、随意契約とならざるを得なかったものである。

④ 同表 No. 113 の「判例秘書DVD賃貸借契約」

これは、支援センターの法律事務所に勤務する常勤弁護士が使用する判例検索ソフト「判例秘書」の賃貸借契約であり、当該ソフトウェアは製造元のほか同社の系列企業しか販売しておらず、同社の提供する価格以外で賃借を受けることはできないものであって、販売店間での競争もできないことから、随意契約とならざるを得なかったものである。

⑤ No. 114 の「複合機データ消去及び撤去請負契約」

これは、平成 24 年度にリース期間が満了した複合機 32 台をリース会社に返却するため、当該機器に保存されているデータの消去及び機器の撤去作業を行うものであるが、復元不能とする完全なデータの消去は、複合機を製造した業者以外には対応することができないこと、また、併せて撤去作業を委託するこ

とにより経費の節減が可能となるため、随意契約となったものである。

3 一般競争入札等における一者応札の改善について

平成 23 年度において、一般競争入札 47 件中一者応札は 10 件であったが、平成 24 年度においては、一般競争入札及び総合評価方式 47 件中 5 件と大幅に減少した。

一者応札となった原因は、支援センターにおいて一般競争入札により各種の調達を実施していることの周知不足にあると考えられるため、ホームページ等を活用して公告することに加え、入札への参加が予想される業者に対して積極的に入札情報の PR を行うなど、参入可能であることについて改めて周知を図ることにより、新規業者の開拓を進めている。また、入札参加者の拡大を図るため、ホームページに掲載する入札に係る情報として、公告文に加え、入札説明書、仕様書、契約書（案）及び入札に係る各種様式等も併せて掲示することにより、入札説明会への出席等をしなくても競争に参加できる措置を講じている。

なお、平成 22 年度において、支援センターのホームページに応募者を増やすための改善方法を公表し、競争性の確保に努めている。

4 契約に係る情報（予定価格及び落札率）の公表について

支援センターでは、契約事務取扱細則（平成 18 年細則第 2 号）第 25 条の規定に基づくいわゆる少額随意契約を除く随意契約については、ホームページにおいて、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表してきたところ、平成 21 年度からは、上記に加え、予定価格及び落札率を公表事項として追加するとともに、更に競争入札分についても同様に公表を開始し、平成 22 年度以降はこれらを毎月公表することにより、調達の適正化に努めている。

5 契約に関する規程類の整備について

契約に関する規程として、会計規程及び契約事務取扱細則を定めており、これら規程等の中で、契約を締結する場合は、原則として一般競争入札によることとし、例外的に指名競争あるいは随意契約によることができるものとしている。

なお、平成 22 年度において、複数年契約の適正な運用が図られるよう、複数年契約を締結する場合の契約の期間に関する規定を設けて運用している。

※ 会計規程（平成 18 年規程第 1 号）

（期間の定めのない契約及び複数年契約）

第 14 条 理事長は、電気、ガス若しくは水の供給を受け、又は電気通信役務の提供を受ける契約に限り、期間の定めのない契約を締結することができる。

2 理事長は、次の各号に掲げる契約に限り、契約期間が 1 年を超える契約を締結することができる。この場合において、契約の期間は、当該各号に定めるところによる。

(1) 不動産の賃貸借契約 3 年以内

- (2) 工具、器具、備品若しくはソフトウェアの賃貸借契約又はこれらの保守契約 7年以内
- (3) その他1年を超える契約期間とすることが合理的と認められる契約 3年以内

6 契約事務に係る執行体制について

契約に関しては、会計規程及び契約事務取扱細則に従って事務処理を行っている。具体的には、契約に当たり、一般競争入札によることを原則とし、事務担当者が一般競争入札手続に関する決裁を起案し、財務課内の決裁を経た上、金額に応じて総務部長以上の決裁を受けることとして、その適正性を担保している。また、性質的に随意契約とならざるを得ないもの又はいわゆる少額随意契約によるものについては、事務担当者において、必要性、妥当性及び相当性を判断した上、金額に応じて同様に決裁を受けるものとしている。

※ 文書決裁規程（平成18年規程第6号）別表に基づき、予定価格が50万円未満の契約は財務課長、50万円以上300万円未満のものは総務部長、300万円以上1,000万円未満のものは事務局長、1,000万円以上のものは理事長決裁となっている。

平成24年度

業務実績報告書
(資 料)

日本司法支援センター

【資料1】日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧

平成25年3月31日現在

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
本部	164-8721	中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8F	0503383-5333
裁判員裁判弁護技術研究室	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル6F	0503383-0062
常勤弁護士業務支援室	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル6F	0503383-0062
東京地方事務所	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル1~3F	0503383-5300
霞が関分室	100-0013	千代田区霞ヶ関1-1-3 弁護士会館3F	0503383-5330
新宿出張所	160-0021	新宿区歌舞伎町2-42-10 ハロワーク新宿歌舞伎町庁舎5F	0503381-2312
上野出張所	110-0005	台東区上野2-7-13 JTB・損保ジャパン上野共同ビル6F	0503383-5320
池袋出張所	170-0013	豊島区東池袋1-35-3 池袋センタービル6F	0503383-5321
多摩支部	190-0012	立川市曙町2-8-18 東京建物ファースト立川ビル5F	0503383-5327
多摩支部八王子出張所	192-0046	八王子市明神町4-7-14 八王子ONビル4F	0503383-5310
神奈川県地方事務所	231-0023	横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F	0503383-5360
川崎支部	210-0007	川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎ビル10F	0503383-5366
小田原支部	250-0012	小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5F	0503383-5370
埼玉地方事務所	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F	0503383-5375
川越支部	350-1123	川越市脇田本町10-10 KJビル3F	0503383-5377
熊谷地域事務所	360-0037	熊谷市筑波3-195 熊谷駅前ビル7F	0503383-5380
秩父地域事務所	368-0041	秩父市番場町11-1 サンウッド東和2F	0503383-0023
千葉地方事務所	260-0013	千葉市中央区中央4-5-1 Qiball(きぼーる)2F	0503383-5381
松戸支部	271-0092	松戸市松戸1879-1 松戸商工会議所会館3F	0503383-5388
茨城地方事務所	310-0062	水戸市大町3-4-36 大町ビル3F	0503383-5390
下妻地域事務所	304-0063	下妻市小野子町1-66 JA常総ひかり県西会館1F	0503383-5393
牛久地域事務所	300-1234	牛久市中央5-20-11 ヨンダビル4F	0503383-0511
栃木地方事務所	320-0033	宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2F	0503383-5395
群馬地方事務所	371-0022	前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ5F	0503383-5399
静岡地方事務所	420-0853	静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル2・11F	0503383-5400
沼津支部	410-0833	沼津市三園町1-11	0503383-5405
浜松支部	430-0929	浜松市中区中央1-2-1 イーステージ浜松オフィス4F	0503383-5410
下田地域事務所	415-0035	下田市東本郷1-1-10 パールビル3F	0503383-0024
山梨地方事務所	400-0032	甲府市中央1-12-37 IRIXビル1・2F	0503383-5411
長野地方事務所	380-0835	長野市新田町1485-1 長野市もんげんぶら座4F	0503383-5415
松本地域事務所	390-0873	長野県松本市丸の内8-3 丸の内ビル3階	0503383-5417
新潟地方事務所	951-8116	新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F	0503383-5420
佐渡地域事務所	952-1314	佐渡市河原田本町394 佐渡市役所佐和田行政サービスセンター2F	0503383-5422
大阪地方事務所	530-0047	大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F	0503383-5425
堺出張所	590-0075	堺市堺区南花田口町2-3-20 住友生命堺東ビル6F	0503383-5430
京都地方事務所	604-8005	京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427 京都朝日会館9F	0503383-5433
福知山地域事務所	620-0054	福知山市末広町1-1-1 中川ビル4F	0503383-0519
兵庫地方事務所	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワービル13F	0503383-5440
阪神支部	660-0052	尼崎市七松町1-2-1 フェスタ立花北館5F	0503383-5445
姫路支部	670-0947	姫路市北条1-408-5 光栄産業(株)第2ビル	0503383-5448
奈良地方事務所	630-8241	奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F	0503383-5450
南和地域事務所	638-0821	吉野郡大淀町下淵68-4 やすらぎビル4F	0503383-0025
滋賀地方事務所	520-0047	大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5F	0503383-5454
和歌山地方事務所	640-8152	和歌山市十番丁15 市川ビル2F	0503383-5457
愛知地方事務所	460-0008	名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティビル15F	0503383-5460
三河支部	444-8515	岡崎市十王町2-9 岡崎市役所西庁舎1F	0503383-5465
三重地方事務所	514-0033	津市丸之内34-5 津中央ビル	0503383-5470
岐阜地方事務所	500-8812	岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F	0503383-5471
可児地域事務所	509-0214	可児市広見5-152 サン・ノブルビレッジ・ヒロミ1F	0503383-0005
中津川地域事務所	508-0037	中津川市えびす町7-30 イシックス駅前ビル1F	0503383-0068
福井地方事務所	910-0004	福井市宝永4-3-1 三井生命福井ビル2F	0503383-5475
石川地方事務所	920-0911	金沢市橋場町1-8	0503383-5477
富山地方事務所	930-0076	富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F	0503383-5480
魚津地域事務所	937-0067	魚津市釈迦堂1-12-18 魚津商工会議所ビル5F	0503383-0030
広島地方事務所	730-0013	広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1・6F	0503383-5485
山口地方事務所	753-0072	山口市大手町9-11 山口県自治会館5F	0503383-5490

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
岡山地方事務所	700-0817	岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F	0503383-5491
鳥取地方事務所	680-0022	鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F	0503383-5495
倉吉地域事務所	682-0023	倉吉市山根572 サンク・ピエビル202号室	0503383-5497
鳥根地方事務所	690-0884	松江市南田町60	0503383-5500
浜田地域事務所	697-0022	浜田市浅井町1580 第二龍河ビル6F	0503383-0026
西郷地域事務所	685-0015	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24-9 NTT隠岐ビル1F	0503383-5326
福岡地方事務所	810-0004	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F	0503383-5501
北九州支部	802-0006	北九州市小倉北区魚町1-4-21 魚町センタービル5F	0503383-5506
佐賀地方事務所	840-0801	佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F	0503383-5510
長崎地方事務所	850-0875	長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F	0503383-5515
佐世保地域事務所	857-0806	佐世保市島瀬町4-19 バードハウジングビル402	0503383-5516
杵岐地域事務所	811-5135	杵岐市郷ノ浦町郷ノ浦174 吉田ビル3F	0503383-5517
五島地域事務所	853-0018	五島市池田町2-20	0503383-0516
対馬地域事務所	817-0013	対馬市厳原町中村606-3 おおたビル3F	0503383-0517
平戸地域事務所	859-5114	平戸市築地町510 森貸事務所1F	0503383-0468
雲仙地域事務所	854-0514	雲仙市小浜町北本町14番地 雲仙市小浜総合支所3F	0503383-5324
大分地方事務所	870-0045	大分市城崎町2-1-7	0503383-5520
熊本地方事務所	860-0844	熊本市中央区水道町1-23 加地ビル3F	0503383-5522
高森地域事務所	869-1602	阿蘇郡高森町大字高森1609-1 NTT西日本高森ビル1F	0503383-0469
鹿児島地方事務所	892-0828	鹿児島市金生町4番10号アーバンスクエア鹿児島ビル6階	0503383-5525
鹿屋地域事務所	893-0009	鹿屋市大手町14-22 南商ビル1F	0503383-5527
指宿地域事務所	891-0402	指宿市十町912-7	0503383-0027
奄美地域事務所	894-0006	奄美市名瀬小浜町4-28 AISビルA棟1F	0503383-0028
宮崎地方事務所	880-0803	宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3F	0503383-5530
延岡地域事務所	882-0043	延岡市祇園町1-2-7 UMK祇園ビル2F	0503383-0520
沖縄地方事務所	900-0023	那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇2・3F	0503383-5533
宮古島地域事務所	906-0012	宮古島市平良字西里1125 宮古合同庁舎1F	0503383-0201
宮城地方事務所	980-0811	仙台市青葉区一番町3-6-1 一番町平和ビル6F	0503383-5535
南三陸出張所	986-0725	本吉郡南三陸町志津川字沼田56番地	0503383-0210
山元出張所	989-2203	亶理郡山元町浅生原字日向13番地1	0503383-0213
東松島出張所	981-0503	東松島市矢本字大溜1-1	0503383-0009
福島地方事務所	960-8131	福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F	0503383-5540
会津若松地域事務所	965-0871	会津若松市栄町5-22 フジヤ会津ビル1F	0503383-0521
二本松出張所	964-0917	二本松市本町1-60-2 旧安達地方広域行政組合自治センター1F	0503381-3803
ふたば出張所	979-0407	双葉郡広野町広洋台1-1-89	0503381-3805
山形地方事務所	990-0042	山形市七日町2-7-10 NANABEANS8F	0503383-5544
岩手地方事務所	020-0022	盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F	0503383-5546
宮古地域事務所	027-0076	宮古市栄町3-35 キャトル宮古5F	0503383-0518
大槌出張所	028-1115	岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号	0503383-1350
気仙出張所	022-0003	大船渡市盛町字宇津野沢9番地5	0503383-1402
秋田地方事務所	010-0001	秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F	0503383-5550
青森地方事務所	030-0861	青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F	0503383-5552
八戸地域事務所	031-0086	八戸市大字八日町36 八戸第1ビル3F	0503383-0466
むつ地域事務所	035-0073	むつ市中央1-5-1	0503383-0067
札幌地方事務所	060-0061	札幌市中央区南1条西11-1 コンチネンタルビル8F	0503383-5555
函館地方事務所	040-0063	函館市若松町6-7 三井生命函館若松町ビル5F	0503383-5560
江差地域事務所	043-0034	檜山郡江差町字中歌町199-5	0503383-5563
八雲地域事務所	049-3106	二世郡八雲町富士見町21番地1	0503383-8366
旭川地方事務所	070-0033	旭川市3条通9-1704-1 住友生命旭川ビル6F	0503383-5566
釧路地方事務所	085-0847	釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F	0503383-5567
香川地方事務所	760-0023	高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F	0503383-5570
徳島地方事務所	770-0855	徳島市新蔵町1-31 徳島弁護士会館4F	0503383-5575
高知地方事務所	780-0870	高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F	0503383-5577
須崎地域事務所	785-0003	須崎市新町2-3-26	0503383-5579
安芸地域事務所	784-0004	安芸市本町3-11-22 2F	0503383-0029
中村地域事務所	787-0014	四万十市駅前町13-15 アメニティオフィスビル1F	0503383-0467
愛媛地方事務所	790-0001	松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル4F	0503383-5580

【資料2】日本司法支援センターのあゆみ（～平成25年3月31日）

平成11年7月	司法制度改革審議会を内閣に設置
平成13年6月	司法制度改革審議会最終意見書を内閣に提出
12月	司法制度改革推進本部を内閣に設置
平成14年3月	司法制度改革推進計画を閣議決定
平成16年6月	総合法律支援法公布
11月～12月	全国50か所に日本司法支援センター地方準備会発足
平成17年9月	法務大臣、理事長となるべき者として金平輝子を指名 日本司法支援センターロゴ・愛称「法テラス」発表
平成18年	
4月10日	日本司法支援センター設立（本部東京） 金平輝子理事長就任 理事長、役員・地方事務所長等を任命
4月28日	法務大臣、中期計画を認可
5月25日	法務大臣、業務方法書・法律事務取扱規程・国選弁護人の事務に関する契約約款を認可
10月2日	業務開始
12月14日	4月10日を「法テラスの日」とすることを決定
平成19年	
3月30日	総合法律支援法第30条第2項に規定する業務について、日本弁護士連合会、公益財団法人中国残留孤児援護基金との契約締結
10月30日	法務大臣、国選付添人の事務に関する契約約款を認可
平成20年	
4月10日	寺井一弘理事長就任 理事長、役員・地方事務所長等を任命
7月31日	法務大臣、国選弁護人の事務に関する契約約款の変更を認可（算定基準関連）
11月13日	法務大臣、国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款を認可、業務方法書・法律事務取扱規程・国選付添人の事務に関する契約約款の変更を認可
平成21年	
4月2日	法務大臣、法律事務取扱規程、国選弁護人の事務に関する契約約款、国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款の変更を認可
平成22年	
2月26日	法務大臣、国選弁護人の事務に関する契約約款・国選付添人の事務に関する契約約款・国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款・中期計画の変更を認可、第2期中期目標を指示
3月25日	法務大臣、業務方法書の変更を認可
3月30日	法務大臣、第2期中期計画を認可
平成23年	
3月7日	法務大臣、国選弁護人の事務に関する契約約款・国選付添人の事務に関する契約約款・国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款・業務方法書の変更を認可
4月10日	梶谷 剛理事長就任
9月21日	法務大臣、業務方法書の変更を認可
平成24年	
3月30日	法務大臣、業務方法書・法律事務取扱規程の変更を認可
12月21日	法務大臣、業務方法書の変更を認可
平成25年	
3月27日	法務大臣、業務方法書の変更を認可

【資料3】日本司法支援センターの中期目標・中期計画・年度計画(～平成25年3月31日)

中期目標	中期計画の各項目	年度計画(平成24年度)
2 総合法律支援の充実のための措置に関する事項	I 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置	I 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置
(1)業務運営の基本的姿勢等	1 業務運営の基本的姿勢等	1 業務運営の基本的姿勢等
①業務運営の基本的姿勢	(1) 業務運営の基本的姿勢	(1) 業務運営の基本的姿勢
1 ア 日本司法支援センター(以下「支援センター」という。)は、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために各種業務を行う法人であることにかんがみ、真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるよう、その業務運営においては、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、高齢者及び障害者等に対する特別の配慮を含め、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他利用者の立場に立った業務運営を常に心がける姿勢を基本とする。	① 利用者の立場に立った業務運営 ア 支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障害者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に常に心がける姿勢を基本とする。	① 利用者の立場に立った業務運営 ア 支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障がい者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に常に心がける姿勢を基本とする。 イ 東日本大震災の被災者に対しては、被災者のニーズに応え、震災に起因する様々な法的トラブルに適切に対応する。
2	イ 利用者の立場からの幅広い意見を聴取し、今後の業務運営に活かすため、外部有識者から構成される顧問会議を各事業年度に1回以上開催する。	ウ 利用者の立場からの幅広い意見を聴取し、今後の業務運営に活かすため、外部有識者から構成される顧問会議を平成24年度内に2回以上開催する。
3	ウ 高齢者及び障害者等の法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供を求めることに困難がある方に対しては、その置かれた環境に特別に配慮し、関係機関・団体との連携協力体制を確保しつつ、支援センターの業務を周知するための方策について工夫・検討するとともに、出張法律相談を充実させるなど高齢者及び障害者等が必要な情報やサービスの提供をより容易に受けられるような業務運営を推進する。	エ 高齢者・障がい者等への周知に関しては、すでに作成している高齢者向けパンフレット、知的障がい者向けパンフレットについて、関係団体等の意見を踏まえて引き続き改善を図るとともに、視覚障がい者向けパンフレットを作成する。また、各地方事務所において調停協会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員連絡協議会等との連携を強化し、業務説明会の開催などを行なう。 引き続き支援センター事務所へのアクセスが困難な方を対象とした巡回・出張法律相談を充実させるため、関係機関・団体と連携協力しつつ、必要に応じて説明会や協議会を実施するなどとともに、東日本大震災の被災者にとってより利用しやすいスキームの策定に努める。 また、出張・巡回法律相談に対応することが可能な契約弁護士・司法書士を確保する。
4	② 利用者の意見、苦情等への適切な対応 支援センターが提供するサービスに関する利用者からの意見、苦情等について、支援センターの業務運営の参考にするとともに、必要に応じて業務の改善等適切な対応を行う。	② 利用者の意見、苦情等への適切な対応 支援センターが提供するサービスに関する利用者からの意見、苦情等について、支援センターの業務運営の参考にするため、苦情を正確、迅速に把握し、業務改善につながるような方策について検討を行う。
5	③ 効率的で効果的な業務運営 国費の支出の適正及び国費を投入して行う事業の意義・効果についての国民の関心が高まっていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金の投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努めることを基本姿勢とする。	③ 効率的で効果的な業務運営 国費の支出の適正及び国費を投入して行う事業の意義・効果についての国民の関心が高まっていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金の投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努めることを基本姿勢とする。

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成24年度）
②支援センターの存在及びその業務の内容についての周知	(2)支援センターの存在及びその業務の内容についての周知	(2)支援センターの存在及びその業務の内容についての周知
<p>ア 支援センターがその役割を十分に果たすことができるよう、支援センターの存在及びその業務の内容について周知を図る。</p>	<p>① 効率性の観点を踏まえつつ効果的な広報を実施するため、基本方針、実施媒体等を盛り込んだ広報計画を各年度策定し、同計画に基づき広報活動に取り組む。また、当該広報活動に要した費用と効果について、アンケート調査結果等を参考にするなどして事後に分析し、その結果を翌年度の広報計画に反映させる。</p> <p>② 支援センターの利用経験がある者等の認知経路として上位を占めるテレビ広告、ホームページ等の広報効果の高い媒体を活用し、支援センターの事業等に関する情報を効果的に提供する。</p> <p>③ 記者説明会の機動的な開催や、省庁、地方公共団体等の関係機関・団体との連携を通じた周知活動に努める。</p>	<p>① 効率性の観点を踏まえつつ効果的な広報を実施するため、基本方針、実施媒体等を盛り込んだ広報計画を各年度策定し、同計画に基づき広報活動に取り組む。また、当該広報活動に要した費用と効果について、アンケート調査結果等を参考にするなどして事後に分析し、その結果を翌年度の広報計画に反映させる。</p> <p>② 広報経費に関する予算状況を踏まえ、ホームページをより効果的に活用するなど、情報発信の手法について研究し、多様な手法を用いることによって、より費用対効果の高い広報を実現する。</p> <p>③ 様々な機会を通じて、本部・地方事務所において、平成23年度を上回る回数の記者説明会（プレスリリース）を実施するとともに、発信した情報が記事として取り上げられるよう、全国の広報担当職員の技術研修を行うなどしてプレスリリースの質を高めるための方策を講じる。 また、被災地での取組みや法教育シンポジウムが、テレビ・新聞等で大きく取り上げられた経験を活かし、マスコミに取り上げられるような取組みを行う</p> <p>④ 多重債務問題への取組みを継続するとともに家事問題等への取組みに向けて、関係機関・団体と連携した周知活動をより効果的に実施する。そのため、広報活動に関する全国実務担当者会議・研修を開催し、連携ノウハウの共有及び担当職員における周知技術の向上を図る。</p>
<p>イ 広報に関しては、効率性の観点を踏まえつつ効果的に実施するものとする。広報効果とこれに要した費用について事後に分析し、その結果を後の広報戦略に反映させる。</p>	<p>④ 支援センターが、より多くの国民に利用され、頼りにされる存在となるよう、業務内容等について上記方法により周知し、認知度を毎年度上昇させる。</p>	<p>⑤ 認知度調査を実施し、平成24年度に実施した広報の効果を適切に検証する。また、支援センターが、より多くの国民に利用され、頼りにされる存在となるよう、業務内容等について上記方法を通じて周知し、認知度を上昇させる。</p>

6

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成24年度）
(2) 組織の基盤整備等	2 組織の基盤整備等	2 組織の基盤整備等
①一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保等	(1)一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保等	(1)一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保等
7 ア 総合法律支援の中核を担う支援センターの体制整備のため、民事法律扶助事件の受け手となる弁護士・司法書士が少ない地域、国選事件の受け手となる弁護士が少ない地域を含め、民事法律扶助事件の受任者の確保態勢、捜査・公判を通じ一貫した弁護人確保態勢等の全国的に均質な確保を図るべく、一般契約弁護士・司法書士の幅広い確保及び常勤弁護士の所要の数の確保に努める。	① 一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保 ア 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の確保態勢を全国的に均質なものとするため、弁護士会・司法書士会と連携協力し、必要に応じて説明会や協議会を実施するなどして、契約弁護士・司法書士を確保する。また、弁護士・司法書士が少ない地域について、一般契約弁護士等による巡回相談又は常勤弁護士による常駐若しくは巡回を行う。	① 一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保 ア 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の確保態勢を全国的に均質なものとするため、引き続き弁護士会・司法書士会と連携協力し、新規登録時期に合わせた説明会や研修会、取り組むべきテーマごとの協議会を開催するなどして、契約弁護士・司法書士を確保する。また、弁護士・司法書士が少ない地域について、一般契約弁護士等による巡回相談又は常勤弁護士の常駐若しくは巡回を行う。
8 イ 捜査及び公判又は少年審判を通じ一貫した弁護人及び付添人確保態勢を全国的に均質なものとするため、弁護士会とも連携協力し、捜査及び公判又は少年審判を通じ一貫して弁護活動及び付添活動を担う弁護士を確保する。また、国選弁護事件及び国選付添事件の受け手となる弁護士が少ない地域に、常勤弁護士による常駐又は巡回を行う。 ウ 被害者参加人のための国選弁護制度の担い手となる弁護士の確保態勢を全国的に均質なものとするため、弁護士会と連携協力して、契約弁護士を確保する。	イ 各地において、弁護士会の協力を得て引き続き、国選弁護人及び付添人契約に関する説明会の実施や説明資料の配布等を行い、契約内容の周知及び契約弁護士の確保に努める。また、常勤弁護士を採用し、国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域に常駐若しくは巡回させる。 ウ 被害者参加人のための国選弁護制度の担い手となる弁護士の確保態勢を全国的に均質なものとするため、引き続き弁護士会と連携協力し、被害者参加弁護士契約に関する説明会の実施や説明資料の配付等を行い、契約内容の周知及び契約弁護士の確保に努める。	イ 各地において、弁護士会の協力を得て引き続き、国選弁護人及び付添人契約に関する説明会の実施や説明資料の配布等を行い、契約内容の周知及び契約弁護士の確保に努める。また、常勤弁護士を採用し、国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域に常駐若しくは巡回させる。 ウ 被害者参加人のための国選弁護制度の担い手となる弁護士の確保態勢を全国的に均質なものとするため、引き続き弁護士会と連携協力し、被害者参加弁護士契約に関する説明会の実施や説明資料の配付等を行い、契約内容の周知及び契約弁護士の確保に努める。
9 エ 総合法律支援の中核を担う支援センターの体制整備のため、契約弁護士・司法書士の幅広い確保に加えて、所要の常勤弁護士の確保に努める。	エ 総合法律支援の中核を担う支援センターの体制整備のため、契約弁護士・司法書士の幅広い確保に加えて、所要の常勤弁護士の確保に努める。	エ 常勤弁護士の確保のために、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所等の関係機関・団体の協力を得て、常勤弁護士の業務内容や魅力、採用情報等について、司法修習生、弁護士、司法試験合格者、法科大学院生等に対する説明を行い、応募を促すとともに、経験豊富な中堅弁護士の確保に向けて、日本弁護士連合会ホームページを活用するなどして広く応募を促す。

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成24年度）
<p>イ 司法過疎対策として、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかいない地域を始め、人口、事件数、実働弁護士数、地域の交通の実情等を総合考慮して弁護士等に法律事務の取扱いを依頼することに困難のあると考えられる地域の解消に取り組むこととし、実働弁護士が多数いる地域との距離・交通の便、法律サービスの需要の程度等を考慮しつつ、日本弁護士連合会等とも連携協力しながら、必要な地域において、支援センターの常勤弁護士による法律サービスの提供体制の整備を図る。</p>	<p>② 法律サービスの提供に係る体制の整備</p> <p>ア 地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかいない地域のうち、当該地方裁判所支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地方裁判所支部が存在する地域を除外した「実質的ゼロワ地域」において、法律サービスの需要も考慮しつつ、弁護士会、地方公共団体その他関係機関とも連携協力しながら、支援センターの常勤弁護士による法律サービスの提供が可能な体制を整備する。</p> <p>イ 加えて、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、当該地方裁判所支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地方裁判所支部が存在しない地域において、法律サービスの需要も考慮しつつ、弁護士会、地方公共団体その他関係機関とも連携協力しながら、支援センターの常勤弁護士による法律サービスの提供が可能な体制を整備する。</p>	<p>② 法律サービスの提供に係る体制の整備</p> <p>地方裁判所支部（以下「地裁支部」という。）管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域を優先とし、加えて、地裁支部管轄単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、当該地裁支部管内の人口・事件数等を考慮しつつ、地域事務所を設置し、常勤弁護士を常駐させる。</p> <p>前述の地域に隣接する地方事務所等に配置する常勤弁護士を巡回させることにより、同地域において、法律サービスを提供するための具体的な方策を企画・立案し、実施する。</p>
<p>ウ 常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターが多様な分野にわたる業務を行うことを考慮し、幅広い人材の中から、例えば、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適切でき、総合法律支援への取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。</p> <p>エ 常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。</p>	<p>③ 常勤弁護士の採用</p> <p>常勤弁護士の採用に当たっては、適時的確な人員配置その他支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適切でき、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材等を含む、総合法律支援への取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。</p> <p>④ 常勤弁護士の待遇</p> <p>常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。</p>	<p>③ 常勤弁護士の採用</p> <p>常勤弁護士の業務内容、採用情報などについて、司法修習生、司法試験合格者、法科大学院生及び既登録弁護士等に対する説明を積極的に行い、総合法律支援への取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保に努める。</p> <p>④ 常勤弁護士の待遇</p> <p>常勤弁護士については、実務経験年数が10年未満の者の任期を3年、実務経験年数が10年以上の者の任期を2年とし、それぞれ2回まで更新可能とすることを基本としつつ、最初の任期を1年として、司法修習終了直後の者等から常勤弁護士を採用する。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成24年度）
②職員の質の向上等	(2)職員の質の向上等	(2)職員の質の向上等
<p>12</p> <p>ア 能力主義に基づく的確な職員の採用及び人事配置を行う。</p> <p>イ 人事交流等により、多様な経験を積むことができる人材育成の仕組みについて検討する。</p>	<p>① 効率的で効果的な事務を遂行する観点から、能力主義に基づく的確な職員の採用及び人事配置を行う。</p> <p>② 職員の資質向上や人材育成を図るため、国、独立行政法人、民間企業等を含む広範な関係機関・団体との人事交流を図る。</p>	<p>① 効率的で効果的な事務を遂行する観点から、能力主義に基づく的確な職員の採用及び人事配置を行う。</p> <p>② 職員の資質向上や人材育成を図るため、国、独立行政法人、民間企業等を含む広範な関係機関・団体との人事交流を図る。 関係機関との更に緊密な連携関係の構築と職員のスキルアップ等のために人事交流の充実を図る。</p>
<p>13</p> <p>ウ 常勤弁護士による裁判員裁判への適切な対応を可能とするための研修等、常勤弁護士を含む職員の専門性を向上させるとともに、効率的で効果的な業務遂行ができるようにするための研修の実施及び研修内容の充実に努める。他方で、研修を行うに当たっては、過去に行った研修の内容や効果、研修に要した費用等を考慮して、効率的で効果的な研修の実施を心がける。</p>	<p>③ 利用者への良質なサービスを安定的に提供するため、職員の実務能力や専門性を向上させる体系的な研修を、費用等を考慮して効率的にかつ計画的に実施するとともに、効果的な研修となるよう研修内容の充実に努める。 また、常勤弁護士に対する研修を体系的に実施し、裁判員裁判その他の事件への適切な対応が可能となるよう常勤弁護士の能力向上を図る。</p>	<p>③ 利用者への良質なサービスを安定的に提供するため、職員の実務能力や専門性を向上させる体系的な研修を、費用等を考慮して効率的にかつ計画的に実施するとともに、効果的な研修となるよう研修内容の充実に努める。 人材育成の観点から、職場内教育（OJT）、集合研修及び自己啓発が相互補完的に機能するような研修体系の見直し等を図る。 また、常勤弁護士に対して支援センター本部主催の研修を体系的に実施するとともに、各ブロック単位の研修を充実させる。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成24年度）
<p data-bbox="193 170 517 197">③内部統制・ガバナンスの強化等</p> <p data-bbox="167 846 193 869">14</p> <p data-bbox="220 203 517 421">ア 国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、支援センターの業務及び会計について、監事及び会計監査人による厳正な監査を受けるとともに、業務執行部門から独立した内部監査体制の整備、強化を図るよう努める。</p> <p data-bbox="220 1155 517 1397">イ 内部統制を強化するために必要な措置について検討し、実施する。また、支援センターが行う業務が、法令及び諸規程を遵守して行われる体制を確立するため、コンプライアンス体制の確立に向けた検討を進め、所要の施策を順次実施する。</p> <p data-bbox="167 1626 193 1648">15</p> <p data-bbox="220 1509 517 1608">ウ 業務に関する不祥事の発生を防止するために支援センターがとり得る対策を検討し、実施する。</p>	<p data-bbox="539 170 831 197">(3)内部統制・ガバナンスの強化等</p> <p data-bbox="539 203 965 371">① 国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、内部監査、会計監査人の監査及び監事監査の連携の在り方を検討するとともに、業務執行部門から独立した内部監査体制の整備・強化を図るなどして、監査の質・量について充実・強化を図る。</p> <p data-bbox="539 1155 965 1301">② 上記監査結果等を踏まえ、規程の整備等の内部統制を強化するために必要な措置について検討・実施するとともに、職員に対する研修を実施するなどして法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。</p> <p data-bbox="539 1509 965 1872">③ 平成20年10月に発覚した、国選弁護士業務に係る契約弁護士による報酬の不正請求事案を契機として、支援センターでは、接見回数3回以上の被疑者国選弁護士報酬請求があった事案全件について、調査を実施するとともに、同様の不祥事を防止するため、報酬請求の際に疎明資料の添付を必要とする措置を講じたところであるが、更なる対策を要する点及び採り得る対策を検討した上で、必要な対策を速やかに実施する。また、契約弁護士等に対して関連する規則等の周知を徹底し、二度と不適切な事案が発生しないよう万全の措置を講じ、コンプライアンスの一層の推進を図る。</p>	<p data-bbox="981 170 1412 197">(3)内部統制・ガバナンスの強化等</p> <p data-bbox="981 203 1412 282">① 理事長の指示が支援センターの業務運営に的確に反映されるよう、次のとおり組織運営を行う。</p> <p data-bbox="981 427 1412 506">ア 執行部会議を定期的で開催し、決定事項については速やかに組織内に伝達する。</p> <p data-bbox="981 539 1412 663">イ 本部方針を地方事務所に適切に周知するとともに、支援センターの抱える課題等を協議するため、全国地方事務所長会議・事務局長会議、ブロック別協議会を開催する。</p> <p data-bbox="981 685 1412 831">ウ ガバナンスの強化と内部統制の構築・運用状況の点検のための委員会を組織し、業務・組織体制の点検と必要な改善策の検討及びコンプライアンス体制の構築・点検と必要な改善策の検討を行う。</p> <p data-bbox="981 853 1412 1144">② 会計監査人による監査の指摘を踏まえ、監事監査及び内部監査の際にその改善状況を点検するとともに、情報共有の場を設けるなど、会計監査人監査との連携強化を図る。監事監査、内部監査及び情報セキュリティー監査とも、基本的には平成22年度と同程度の規模とする。 内部監査については、特にコンプライアンスに関する監査を強化するとともに、国選弁護報酬に関する監査方法を更に検討し、実施する。</p> <p data-bbox="981 1155 1412 1469">③ 本部・地方事務所における内部統制の構築・運用に関する包括的な点検のために、監査項目の再検討を行い、内部監査において活用するとともに、監査対象となっていない地方事務所・地域事務所においても自己点検のためにも活用することを呼び掛ける。コンプライアンスに関する意識向上のために、会議において役・職員にその重要性を訴えるなどの施策を実施する。 情報セキュリティー監査結果を反映した内容の職員研修を実施し、情報セキュリティー意識のレベル向上を図る。</p> <p data-bbox="981 1509 1412 1632">④ 契約弁護士に対して関連する規則等を周知徹底し、過誤事案が判明した場合には、事案に応じて適切な対応をすることにより、コンプライアンスの一層の推進を図る。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成24年度）
(3) 外部機関等との関係	3 外部機関等との関係	3 外部機関等との関係
① 地方協議会の開催等	(1) 地方協議会の開催等	(1) 地方協議会の開催等
16 ア 全国の地方事務所（地方裁判所本庁所在地に設置される事務所をいう。以下同じ。）単位で地方協議会を開催し、支援センターの業務に関する具体的情報の周知を図るとともに、利用者及び関係機関・団体の意見を聴取し、これを業務運営上の参考とするように努める。	① 全国の地方事務所において、各地の実情を踏まえ、開催する地方協議会の議題、参加者、開催時期、開催回数等を適宜工夫し、支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、参加者に対するアンケート調査等を実施するなどして、利用者及び関係機関・団体の意見を聴取し、業務運営上の参考とすることなどにより、関係機関・団体との一層の連携強化を図り、当該地域の実情に応じた業務運営を行う。	① 全国の地方事務所において、各地の実情を踏まえ、開催する地方協議会の議題、参加者、開催時期、開催回数等を適宜工夫し、支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、参加者に対するアンケート調査等を実施するなどして、利用者及び関係機関・団体の意見を聴取し、業務運営上の参考とすることにより、当該地域の実情に応じた業務運営を行う。 また、全国地方事務所の取組状況について、会議等の場で意見交換を行なうなどして、参考となる開催事例を全国に普及する。
17 イ 本部又は地方事務所において、支援センターの運営に関し、利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とするための地方協議会その他の会議等を開催する場合には、支援センターの業務運営の公正・中立性、利用者の立場に立った業務遂行及び関係機関・団体との連携協力関係の確保が重要であることを踏まえ、その人選を行う。	② 本部又は地方事務所において、利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とするための地方協議会その他の会議等を開催する場合には、支援センターの業務運営の公正・中立性、利用者の立場に立った業務遂行及び関係機関・団体との連携協力関係の確保の観点から、その人選を行う。	② 本部又は地方事務所において、利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とするための地方協議会その他の会議等を開催する場合には、支援センターの業務運営の公正・中立性、利用者の立場に立った業務遂行及び関係機関・団体との連携協力関係の確保の観点から、その人選を行う。
② 関係機関との連携強化	(2) 関係機関との連携強化	(2) 関係機関との連携強化
18 ア 弁護士のみならず司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにし、また、法による紛争解決のために有益な情報を幅広く提供するため、弁護士及び司法書士その他の隣接法律専門職者の団体並びにその他の関係機関・団体との連携の維持・強化を図る。	① 窓口設置機関・団体数については、現在約25,000の相談窓口が情報提供システムに登録され、量的な部分での目標は達成したところ、今後は、これまで構築してきた関係機関・団体との連携を引き続き良好な状態で維持するとともに、支援センターの業務について相互に共通の認識を共有できるようにするための意見交換や相互研修を行うことなどにより、利用者にとってより有益な情報提供ができるよう、関係機関・団体との連携の強化・充実を図る。	① 内閣官房・法務省と連携し、総合法律支援関係省庁等連絡会議等を年1回開催し、中央レベルでの連携・協力関係の維持・充実に努める。 ② 各地方事務所において、地方協議会や研修会・打合せ等を通じて連携の充実に努める。 ③ 社会情勢等に伴い新たに創設される関係機関・団体、また、関係機関・団体において新たに創設される制度に関する情報収集に努め、支援センターの業務についての理解を得て、連携・協力関係の構築に努める。 コールセンターにおいても、関係機関の担当者による業務説明会を実施して連携の強化を図る。
19 イ 犯罪被害者の支援に資するサービス提供機関は必ずしも法的紛争解決に関わるものに限られないことに留意し、犯罪被害者に対して的確な情報を効率的に提供するなど犯罪被害者に対する充実したサービスの提供を図るため、被害者支援連絡協議会の場を積極的に活用するなどして、犯罪被害者支援関係機関・団体との連携の維持・強化を図る。	② 犯罪被害者に対する充実したサービスの提供のため、被害者支援連絡協議会を、犯罪被害者に対して的確な情報を効率的に提供するための情報交換の場として積極的に活用するなどして、同協議会に参画している犯罪被害者支援関係機関・団体等との連携の維持・強化を図る。	④ 地方事務所ごとに、被害者支援連絡協議会に設置されている分科会や犯罪被害者支援に関する協議会等に参画し、意見交換をするなどして、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図る。

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成24年度）
3 業務運営の効率化に関する事項	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
(1) 総括 支援センターは、主に国費によりその業務を運営する法人であることから、可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備を進め、以下に掲げる各業務における効率化に関する目標を達成するほか、業務運営全般につき、適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を図る。	1 総括	1 総括
①一般管理費 ア 役職員の報酬、給与について、引き続き、国家公務員の給与構造改革の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持、柔軟な雇用形態の活用等による合理化、効率化を行う。	(1)一般管理費等 ① 人件費については、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持により、経費の合理化・効率化を図る。	(1)一般管理費等 ① 人件費については、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持により、経費の合理化・効率化を図る。
イ 人件費以外の一般管理費について、無駄を排除するとともに、一般競争入札等の競争的手法の利用の徹底により契約手続の適正を維持し、全体として効率化に努める。	② 業務運営の効率化により、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、以下の削減を行う。 ア 平成22年度は、一般管理費（人件費を除く。）を、前年度比1パーセント削減する。 イ 平成23年度以降は、一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）を、毎年度、前年度比3パーセント削減し、事業費（民事法律扶助事業経費（立替金債権管理事務処理費を除く。）を除く。）を、毎年度、前年度比1パーセント削減する。 ③ 各種契約手続については、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法によることとする。また、いわゆる少額随契による場合においても、見積り合わせ方式（複数の業者から見積書を徴する競争的手法）によることとする。これらの取組によって、経費の節減を図る。	② 業務運営の効率化により、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、以下の削減を行う。 一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）を、前年度比3パーセント削減し、事業費（民事法律扶助事業経費（立替金債権管理事務処理費を除く。）を除く。）を、前年度比1パーセント削減する。 ③ 各種契約手続については、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法によることとする。これら競争的手法によるに際し、すべての案件、特に一者応札・一者応募になっている案件について、公告期間の十分な確保、公告方法の検討及び仕様書の検討など、一層の競争性の確保に努めるものとする。また、いわゆる少額随契による場合においても、見積り合わせ方式（複数の業者から見積書を徴する競争的手法）によることとする。これらの取組によって、経費の節減を図る。

中期目標		中期計画の各項目	年度計画（平成24年度）
21	②組織の見直し	(2)組織の見直し	(2)組織の見直し
	ア 職員数について、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務量に応じた適切なものとする必要がある。職員を新たに採用する場合には、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。職員の配置については、配置先の業務量に応じた適正なものとする。	① 職員数について、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務量に応じた適切なものとする。具体的な職員の採用及び配置については、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、民事法律扶助事件及び国選対象事件の事件数等の業務量実態に見合った適正なものとする。とりわけ、職員を新たに採用する場合には、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。	① 職員数について、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務量に応じた適切なものとする。具体的な職員の採用及び配置については、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、民事法律扶助事件及び国選対象事件の事件数等の業務量実態に見合った適正なものとする。とりわけ、職員を新たに採用する場合には、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。
	イ 常勤弁護士が総合法律支援の実施及び体制の整備のために果たすべき役割を踏まえつつ、支援センターの業務を遂行するために真に必要な常勤弁護士の数を厳格に検証する。常勤弁護士の配置に当たっては、民事法律扶助事件及び国選事件の確実な受任、地域の関係機関等との連携協力関係の確保・強化の必要性、地域における一般契約弁護士の事件の受任体制等を総合考慮し、適正な配置になるよう事前に十分な検討を行う。	② 常勤弁護士が総合法律支援の実施及び体制の整備のために果たすべき役割を踏まえつつ、支援センターの業務を遂行するために真に必要な常勤弁護士の数の厳格な検証を怠らないものとする。具体的な常勤弁護士の採用及び配置の検討に当たっては、総合法律支援の実施及び体制の整備のために果たすべき役割を踏まえつつ、民事法律扶助事件及び国選弁護関連事件等の確実な受任、地域の関係機関等との連携協力関係の確保・強化の必要性等の要素を総合考慮する。	② 常勤弁護士の配置の検討に当たり、民事法律扶助事件及び国選弁護関連事件等の受任の確実性、地域の関係機関等との連携協力関係の確保・強化の必要性等を検討する。
22	ウ 支部、出張所については、業務量、対応する地方事務所体制、支部・出張所を維持するための費用と維持による効果等の点を総合的に考慮して、廃止を含め、必要な見直しを行う。	③ 支部・出張所については、より効果的・効率的な業務運営に資するよう、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組にも配慮しつつ、業務量、対応する地方事務所体制、費用対効果等を総合的に考慮して、廃止を含め、必要な見直しを行う。	③ 支部・出張所については、より効果的・効率的な業務運営に資するよう、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組にも配慮しつつ、業務量、対応する地方事務所体制、費用対効果等を総合的に考慮して、引き続き、必要な見直しを行う。
23			

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成24年度）
(2) 情報提供・犯罪被害者支援	2 情報提供・犯罪被害者支援	2 情報提供・犯罪被害者支援
① コールセンターの利用促進	(1) コールセンターの利用促進	(1) コールセンターの利用促進
<p>24</p> <p>情報提供業務について、効率的で効果的な業務運営を行うため、コールセンターと地方事務所の役割を明確化した上で、コールセンターで対応可能なものについては、コールセンターの利用の促進を図る。そのために、コールセンター及び地方事務所で提供している情報の種類や内容等について、関係機関・団体や利用者に対する周知を図る。また、地方事務所からのコールセンターへの電話転送について、地方事務所において行っている電話による情報提供の件数やコールセンターの体制、費用対効果等の点を考慮した上、その導入を検討する。</p>	<p>コールセンターにおける電話とメールによる情報提供と地方事務所における電話と面談による情報提供について、それぞれの利点や利用者のニーズを踏まえた上で、より効率的で効果的な情報提供を行う観点から、コールセンターと地方事務所の役割の明確化を図り、コールセンターで対応可能なものについてはコールセンターの利用の促進を図る。そのために、関係機関・団体、利用者に対してコールセンター及び地方事務所で行っている情報提供の種類、内容等について、ホームページや広報を通じて、あるいは関係機関との打合せ等の機会を利用して周知を図る。</p> <p>地方事務所で行っている情報提供の件数や内容を分析し、地方事務所からの電話転送を行うことが費用対効果の観点から合理的である場合には、効率性・効果性の観点を踏まえつつ地方事務所からのコールセンターへの電話転送を行うことについて、平成22年度中に検討する。</p>	<p>① 利用者にとって適切な窓口を選択することを可能とするため、コールセンター及び地方事務所の情報提供の種類や業務内容等について、ホームページや広報、関係機関との打合せ等の際に周知を図る。</p> <p>② 引き続き地方事務所からコールセンターへの電話転送を行い、情報提供業務の効率的対応を図る。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成24年度）
<p data-bbox="193 170 528 194">②コールセンターの設置場所等</p> <p data-bbox="193 203 528 371">25 コールセンター業務の委託契約を次に更新するに当たっては、経済性やサービスの質の確保に留意しつつ、効率的な業務運営の観点から、その設置場所を地方に移すことも含めて、必要な検討を行う。</p>	<p data-bbox="542 170 965 194">(2)コールセンターの設置場所等</p> <p data-bbox="542 203 965 461">コールセンターの運用に当たっては、受電件数の増減や社会情勢の変化、支援センターの業務効率化のためのニーズに対応できるような柔軟な体制の構築に努めるとともに、コールセンターの委託契約更新時において、コールセンターの人材の確保や研修の充実等によるサービス品質の確保に努めつつ、設置場所の地方移転等による経済性・効率性の観点からの検討を行い、コールセンター運営に要する経費削減に努める。</p>	<p data-bbox="1000 170 1409 194">(2)コールセンターの設置場所等</p> <p data-bbox="1000 203 1409 293">① コールセンターの運用に当たっては、利用者へのサービスレベルの維持向上を図りつつ、安定的かつ効率的運用に努める。</p> <p data-bbox="1000 450 1409 640">② コールセンターの運用に当たっては、支援センターの他の業務との連携や利用者のニーズに対応するため、コールセンターにおける民事法律扶助に関する資力要件の確認の実施に向けた取組を行うなどして、支援センターの業務全体の効率化も視野に業務運営の経費削減に努める。</p>
<p data-bbox="193 703 528 752">(3)民事法律扶助・国選弁護人等確保</p>	<p data-bbox="542 703 965 752">3 民事法律扶助・国選弁護人等確保</p>	<p data-bbox="1000 703 1409 752">3 民事法律扶助・国選弁護人等確保</p>
<p data-bbox="193 752 528 801">①民事法律扶助業務の事務手続の効率化</p>	<p data-bbox="542 752 965 801">(1)民事法律扶助業務の事務手続の効率化</p>	<p data-bbox="1000 752 1409 801">(1)民事法律扶助業務の事務手続の効率化</p>
<p data-bbox="193 801 528 902">26 審査の適正を確保しつつ、書面審査を活用するなどの方法により、事務手続の効率化を図る。</p>	<p data-bbox="542 801 965 969">審査の適正を確保しつつ、援助審査の方法を合理化すること（合議制の審査に代え、事案に応じて単独審査方法を活用する、援助開始決定時において書面審査を活用する、援助申込者からの提出書類を合理化するなど）などにより、事務手続の効率化を図る。</p>	<p data-bbox="1000 801 1409 992">事務手続の効率化を図るため、平成23年度に行った事務手続洗い出しの結果を基に、最も合理的かつ効率的な標準事務について具体的な検討を進める。また、援助開始決定時における書面審査の活用及び援助申込者からの提出書類の合理化等、審査の適正を確保しつつ、援助審査方法の合理化を図る。</p>
<p data-bbox="193 1173 528 1223">②国選弁護関連業務の効率化</p>	<p data-bbox="542 1173 965 1223">(2)国選弁護関連業務の効率化</p>	<p data-bbox="1000 1173 1409 1223">(2)国選弁護関連業務の効率化</p>
<p data-bbox="193 1223 528 1424">27 業務運営の効率化の観点から、国選弁護人等の報酬算定に対する不服申立てへの対応について、本部及び地方事務所の役割を明確にした上で、事務を適切に分担し、事務手続の簡素化、合理化を図る。また、複数事件の包括的な委託の活用により、業務運営の効率化を図る。</p>	<p data-bbox="542 1223 965 1402">① 国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて、現在は、一律に本部で再算定しているところ、地方事務所限りで再算定するのが適切な案件については、地方事務所限りで処理できるようにするなど、本部及び地方事務所の役割を明確にした上で、適切に業務を分担し、事務手続の簡素・合理化を図る。</p> <p data-bbox="542 1514 965 1570">② 業務処理の効率化を図るため、複数事件の包括的な委託の契約締結に努める。</p>	<p data-bbox="1000 1223 1409 1357">① 国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てに関する再算定について、見直しによる事務手続の簡素化・合理化の進展状況を引き続き注視しつつ、更なる見直しの必要性・相当性について検討する。</p> <p data-bbox="1000 1514 1409 1615">② 国選弁護人契約における一括契約について、弁護士に対する説明会や説明資料等を利用して周知を行い、契約数の増加に努める。</p> <p data-bbox="1000 1771 1409 1872">③ 一括契約に基づく算定の対象となり得る複数の即決申立被告事件の配点方法等の実務運用について、裁判所等関係機関との間で協議を行う。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成24年度）
(4) 司法過疎対策	4 司法過疎対策	4 司法過疎対策
<p>①司法過疎対策地域事務所の設置要素の明確化 司法過疎対策地域事務所の設置、廃止の要否について、事後の厳格な検証の実施に資するよう、司法過疎対策地域事務所を設置する際に考慮する要素を中期計画等において具体的に明らかにする。</p> <p>②司法過疎対策地域事務所設置等に関する検討及び日本司法支援センター評価委員会による評価 地域の実働弁護士の数、地域のニーズ、日本弁護士連合会によるひまわり基金公設事務所の設置状況その他の支援センターが司法過疎対策地域事務所を設置する際に考慮するものとして明らかにした要素を的確に把握することにより、司法過疎対策地域事務所の設置、廃止について、不断に検討し、必要な見直しを行うものとし、毎年度、日本司法支援センター評価委員会において一定の指標（現行の項目別評価表の「評価の指標」又はこれに相当するもの）に基づく評価を受けることとする。</p>	<p>司法過疎地域事務所の設置に当たっては、当該地域の法律事務取扱業務量、実働弁護士数、実働弁護士1人当たりの人口、地域の要望・支援、日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、採算性等の要素について、効率的・効果的な業務運営及び支援センターの業務の補完性（民業圧迫の回避）の観点をも踏まえて総合勘案した上で、必要な地に設置することとし、設置された後も、当該事務所について同様の観点から毎事業年度ごとに見直しを行う。</p>	<p>上記 I 2 (1) ②の地域において、当該地裁支部管内の人口・事件数、単位弁護士会、地方自治体等による支援体制等を総合勘案し、必要な地に地域事務所を設置することとする。</p> <p>地域事務所の設置後においても、当該地域の司法過疎状態の状況把握を行い、所要の検討を行う。</p>

28

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成24年度）
4 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	Ⅲ 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	Ⅲ 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
(1) 総括		
支援センターの業務が国民の権利・利益に直接関わる極めて公共性・公益性が高いものであることにかんがみ、業務の質の向上を図る。その際、利用者の視点で、各地域における実情を考慮しつつ、職員の創意工夫をも活用し、効率的な方法で、利用者の満足度の向上を図ることを目指す。		
(2) 情報提供		
① 利用者のニーズの把握と業務への反映等	1 情報提供	1 情報提供
29 ア 業務の質を客観的に評価し、業務内容の改善向上に役立てる。	(1) 利用者のニーズの把握と業務への反映等 ① 客観的評価の実施 情報提供窓口業務について第三者による客観的評価を行い、その評価結果をフィードバックするなどして、より質の高い窓口対応・サービスを目指す。	(1) 利用者のニーズの把握と業務への反映等 ① 客観的評価の実施 情報提供窓口の質の向上を図るため、コールセンター及び各地方事務所情報提供窓口での対応に関する第三者による客観的評価を平成24年度中にそれぞれ1回以上実施し、業務内容や電話応対等にフィードバックして、業務改善を図ることにより、窓口対応の向上を図る。
30 イ 利用者のニーズを踏まえ、利用者に最適で質の高い情報を提供するとともに、利用者の関係機関への橋渡しを行う。	② 関係機関情報の充実 関係機関・団体との連携の構築を引き続き進めるとともに、関係機関・団体に関するより詳細な情報収集を行い、関係機関情報の充実を図る。また、関係機関・団体との協議会・研究会等を通じてより緊密な関係を構築し、利用者が求める関係機関・団体へのスムーズな橋渡しを行う。	② 関係機関情報の充実 関係機関・団体との相互理解を深めるため、関係機関・団体との協議会や研修会等を開催又は積極的に参加する。関係機関情報について、全国どこからでも一定水準以上の関係機関情報の提供を行うため、地域の事情に即した情報の収集・登録を行い、関係機関情報の充実・共有化を図る。
31 ウ 利用者の意見を適切に業務に反映させる仕組みを構築して業務の質の向上を図るとともに、オペレーター等の質の向上に努める。	③ アンケート調査の実施及びオペレーター等の質の向上等 ア 情報提供に係る国民のニーズを把握し、情報提供業務に反映させ、より利用しやすく、かつ満足度の高いものとするため、ホームページを利用した通年のアンケート調査や情報提供後に利用者に依頼する等の方法によるアンケート調査を行い、5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得る。 イ アンケート調査結果や評価結果を踏まえて業務内容の見直し等を行うとともに、これらをオペレーター等の研修内容に反映し、ケーススタディー等を内容とするオペレーター等の研修計画を策定・実施するなど、利用者の抱えるトラブルを整理し、最適な情報提供を行うことができる能力を養成するための研修を充実させ、オペレーター等の質の向上を図る。	③ アンケート調査の実施 通年のホームページにおけるアンケート調査や期間を設定したコールセンター及び地方事務所での情報提供利用者に対するアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得る。 ④ オペレーター等の質の向上 アンケート調査結果や評価結果をオペレーター等の研修内容に反映し、ケーススタディー等を内容とするオペレーター等の研修計画を策定・実施する。その上で、利用者の立場に立った応対能力の向上を図る。

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成24年度）
<p>②提供する情報の内容及びその提供方法</p> <p>ア 制度の新設，制度内容の変更や社会経済情勢の変化に応じた情報提供に努め，利用者の利便性の向上を図る。</p>	<p>(2)提供する情報の内容及びその提供方法</p> <p>① 利用者の利便性の向上 新たな法制度に速やかに対応し、社会情勢の変化に柔軟かつ速やかに対応するため、FAQの追加・更新を行い、利用者にとって、より有用な情報提供が行えるデータベースの構築を進める。</p>	<p>(2)提供する情報の内容及びその提供方法</p> <p>① 新規に関係を構築した関係機関情報、新たな法制度や社会情勢に対応した法制度を紹介するFAQの追加・更新などデータベースの一層の拡充を図るとともに、定期的に内容を見直し・更新作業を行い、最新かつ正確なデータの維持に努める。震災に関する情報についても、逐次更新追加を行う。</p> <p>② 利用者へのサービス向上のため、法律専門家等の情報提供業務への関与を継続し、オペレーター等へのアドバイス対応やFAQ、震災Q&Aの充実、メール対応等の情報提供業務の正確性の確保と内容の充実を図る。</p> <p>③ 各士業によるワンストップ相談会や震災フリーダイヤルを継続して実施するほか、外線転送の試行を踏まえて、これを拡大・充実することを検討し、利用者の利便性の向上を図る。</p>
<p>イ 情報提供の方法を工夫し，充実した情報提供を行うよう努める。</p>	<p>② 充実した情報提供の実施</p> <p>ア 正確な情報提供を行うための法律専門家の情報提供業務への関与や、紹介した関係機関・団体における必要書類に係る情報提供等、情報提供の方法・内容の更なる充実を図る。</p> <p>イ 広く国民に対して法制度等に関する情報提供を行うため、情報発信のための媒体（ホームページ、印刷物等のうち広報効果の高い媒体）の充実を図るとともに、今後の情報提供手段としてIT技術を積極的に利用した情報提供について検討するなど、今後の情報提供の在り方を検討する。</p>	<p>④ 従来実施しているパソコンのメールに加えて、携帯電話からのメールによる問い合わせへの対応について検討する。</p> <p>⑤ ホームページやリーフレット等の内容の充実に努め、積極的な情報発信を行う。引き続き、IT技術を駆使した情報提供サービスについて情報収集に努め、その実現可能性について検討する。</p>

	中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成24年度）
34	③最適な情報の迅速な提供 消費者庁、地方公共団体等の関係機関・団体との連携・協力関係を強化し、支援センターと関係機関・団体の業務内容についての情報を相互に把握し共有するなど、利用者が必要とする最適な情報を簡易迅速に入手できるようにするために必要な措置を講じる。	(3)最適な情報の迅速な提供 消費者庁、地方公共団体等の関係機関・団体との情報交換・情報共有が可能な信頼関係を構築し、利用者が必要とする関係機関の詳細な情報を速やかに提供するとともに、関係機関・団体における支援センターのホームページの関係機関情報の積極的活用を促進する。	(3)最適な情報の迅速な提供 ① 消費者庁・国民生活センターと連携して被災地における土業によるワンストップ相談を実施する。 ② ホームページ上の関係機関情報やFAQの充実を図るとともに、関係機関情報の積極的な利用の促進を図る。
	④法教育に資する情報の提供等 国民に身近な司法の実現における法教育の役割が大きいこと、法教育が紛争の未然防止に役立つことを考慮し、情報提供業務の一環として、関係機関と連携して地域住民等に対する法教育に取り組む。	(4)法教育に資する情報の提供等 法教育関連事業を行っている法務省その他の関係機関との適切な役割分担を踏まえつつ、情報提供の一環として、高齢者、学生、地域住民等にとってより身近な司法の実現を目指して、関係機関と十分な連携を図り、地域の法教育に関する取組において適切な役割を果たす。	(4)法教育に資する情報の提供等 関係機関との連携・協力のもと、全国3か所以上において法教育シンポジウムを開催し、法教育の普及・発展のための取組を継続する。 法教育に関する情報提供を行うための準備作業として、各事務所における法教育の実施状況や実施内容・方法等に関する情報を収集・整理し、組織内での情報共有を行う。
35	(3)民事法律扶助 ①利用者のニーズの把握と業務への反映	2 民事法律扶助 (1)利用者のニーズの把握と業務への反映	2 民事法律扶助 (1)利用者のニーズの把握と業務への反映
	ア 利用者に最適な援助を提供するための方策を検討し、実施する。	① 事案の内容、申込者本人の能力及び資力等を十分に考慮することなどにより、援助申込者にとって最適な援助を提供することのできる環境を整備する。	① 事案の内容、申込者本人の能力及び資力等を十分に考慮することなどにより、援助申込者にとって最適な援助を提供するための環境整備に努めるとともに、平成23年3月に発生した東日本大震災の被災者の法的ニーズに対応した柔軟な援助を提供するための環境整備に努める。
36	イ 民事法律扶助のニーズ調査の結果を踏まえ、利用者のニーズを適切に反映した事業計画を立案し、実施する。また、必要に応じ、適時適切な方法で、民事法律扶助に関するニーズを把握するよう努める。	② 平成20年度に実施した「法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査」の結果を踏まえ、例えば、特定の紛争類型における専門的サービスの提供方法について検討することなどにより、ニーズを的確に反映した事業計画を立案し、同計画に基づく事業を実施する。 また、民事法律扶助のニーズを的確に反映した事業計画を立案できるよう、必要な調査を実施する。	② 平成20年度に実施した「法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査」の結果及び同23年3月に出された答申書とともに東日本大震災の被災者の状況を踏まえ、ニーズを反映した事業の在り方について検討・立案する。
37			

中期目標		中期計画の各項目	年度計画（平成24年度）
38	②サービスの質の向上	(2)サービスの質の向上	(2)サービスの質の向上
	ア 迅速な援助を提供するという観点から、審査の適正を確保しつつ、事務処理方法の工夫等により、援助申込から必要な援助の提供までの期間の短縮を図る。	① 迅速な援助を提供して援助申込者の負担を軽減するという観点から、審査の適正を確保しつつ、援助審査の方法を合理化すること（合議制の審査に代え、事案に応じて単独審査方法を活用する、援助開始決定時において書面審査を活用する、援助申込者からの提出書類を合理化するなど）により、毎年度、前年度と比較して、援助申込みから受任者・受託者の選任までの期間を短縮させるよう努める。	① 迅速な援助を提供して援助申込者の負担を軽減するという観点から、審査の適正を確保しつつ、援助開始決定時における書面審査の活用及び援助申込者からの提出書類の合理化等、援助審査方法の合理化を図るとともに、審査以外についても標準的な事務処理方法を地方事務所に提示することで事務全般の効率化を図るなどにより、援助申込みから受任者・受託者の選任までの期間を平成23年度と比較して短縮させるよう努める。
39	イ 関係機関・団体と連携・協力して、制度の変更等、契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上に資する情報の収集に努めるとともに、適時適切に契約弁護士・司法書士に対する周知を図るなどして、民事法律扶助により提供されるサービスの質の向上を図る。	② 関係機関・団体と連携協力して、法制度の変更、利用者からの意見等、契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上に資する情報の収集に努めるとともに、適時適切に契約弁護士・司法書士に周知することにより、民事法律扶助により提供されるサービスの質の向上を図る。	② 関係機関・団体と連携協力して、法制度の変更、利用者からの意見等、契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上に資する情報の収集に努め、適時適切に契約弁護士・司法書士に周知する。
	ウ 専門性を必要とする事件への適切な対応を検討する。	③ 各地方事務所において、労働・DV・犯罪被害者・多重債務等の専門分野に精通した契約弁護士・司法書士を確保し、専門相談を充実するとともに、適切な受任者・受託者の選任に努める。	③ 弁護士会・司法書士会と連携・協力し、労働・DV・犯罪被害者・多重債務等の専門分野に精通した契約弁護士・司法書士を確保し、一定規模以上の地方事務所では専門相談の実施・拡充に努める。
40	(4)国選弁護士等確保	3 国選弁護士等確保	3 国選弁護士等確保
	①迅速かつ確実な選任態勢の確保等	(1)迅速かつ確実な選任・選定態勢の確保	(1)迅速かつ確実な選任態勢の確保
41	各地域ごとに、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で協議の場を設けるなどして、迅速かつ確実に国選弁護士、国選付添人の選任、国選被害者参加弁護士の選定が行われる態勢の確保を図る。とりわけ、裁判員裁判の円滑な実施が我が国の司法制度における喫緊の課題であることにかんがみ、同裁判につき、裁判所及び弁護士会と連携の上、刑事弁護に関する十分な知識や経験を有し、かつ、集中審理に対応し得る国選弁護人の選任が行われる態勢の確保に努めるとともに、その知識や経験を多くの弁護士が共有することができるよう、国選弁護人の選任の運用の工夫に努める。	迅速かつ確実に国選弁護士及び国選付添人の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定が行われる態勢の確保を図るため、各地方事務所単位で、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で、各事業年度に1回以上、定期的な協議の場を設定する。とりわけ、裁判員裁判につき、裁判所及び弁護士会と連携の上、刑事弁護に関する十分な知識や経験を有し、かつ、集中審理に対応し得る国選弁護人の選任が行われる態勢の確保に努めるとともに、その知識や経験を多くの弁護士が共有することができるよう、国選弁護人の選任の運用の工夫に努める。	地方事務所ごとに、国選弁護士及び国選付添人の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定態勢に関する、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を平成24年度に1回以上設ける。 裁判員裁判に関し、十分な知識や経験を有する国選弁護人を選任するための態勢や、その知識や経験を多くの弁護士が共有し得るような選任の運用につき、地方事務所ごとに裁判所及び弁護士会と協議して、各地の実情に応じた適切な在り方を検討し、その実現に努める。

	中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成24年度）
42	②通知時間の短縮	(2)通知時間の短縮	(2)通知時間の短縮
	裁判所からの国選弁護士等候補指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの時間の短縮を図る。	裁判所からの国選弁護士等候補指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの所要時間の短縮を図るために、引き続き、地方事務所ごとに手続類型別の目標時間（被疑者国選弁護事件については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内等）を設定し、実行する。	地方事務所ごとに、事業年度の当初において、裁判所からの国選弁護士等候補指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間（被疑者国選弁護事件については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内等）を設定し、事業年度末において、その達成度合いを検証する。
43	③契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組	(3)契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組	(3)契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組
	関係機関・団体と連携・協力して、制度の変更、裁判員裁判に関する知識・経験等、契約弁護士が提供するサービスの質の向上に資する情報の収集に努めるとともに、適時適切に契約弁護士に対する周知を図るなどして、国選弁護等サービスの質の向上を図る。	弁護士会等の関係機関・団体と連携協力して、制度の変更、裁判員裁判に関する知識・経験等、契約弁護士が提供するサービスの質の向上に資する情報の収集に努めるとともに、適時適切に契約弁護士に対する周知を図り、国選弁護等サービスの質の向上を図る。	関係機関・団体と連携・協力して、制度の変更、裁判員裁判等に関する情報を収集した上、これを契約弁護士に適時適切に周知するため、各地において、弁護士会の協力を得て、説明会の実施や説明資料の配布等を行う。 弁護士会と連携・協力し、支援センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見等について情報交換等をする場を設けるとともに、支援センターの業務運営の参考とするなど、必要に応じて適切な対応を行う。
44	(5)司法過疎対策を含む常勤弁護士に関する業務	4 司法過疎対策を含む常勤弁護士に関する業務	4 司法過疎対策を含む常勤弁護士に関する業務
	①体制整備	(1)体制整備	(1)体制整備
	必要に応じて常勤弁護士を複数配置するなど、常勤弁護士が受任事件に的確に対応でき、また、地域のニーズに適切に対応できる体制を整える。 司法過疎対策地域事務所を設置していない司法過疎地域において、より多くの利用者に、ニーズに応じたサービスを提供するため、ニーズを十分に把握し、このような司法過疎地域に近接する地方事務所への常勤弁護士の重点配置等の工夫により、司法過疎地域における法律サービスを充実させる。	法律事務所を備えた事務所のうち必要な地域においては、常勤弁護士を複数配置し、民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件、有償事件等を機動的に受任する体制を整える。 司法過疎地域事務所を設置していない司法過疎地域において、適切な法律サービスを提供するため、必要に応じて、このような司法過疎地域に近接する地への常勤弁護士の重点配置等の工夫に努める。	司法過疎地域事務所を設置していない司法過疎地域において、適切な法律サービスを提供するため、必要に応じて、このような司法過疎地域に近接する地への常勤弁護士の重点配置等の工夫に努める。 民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件、有償事件等を機動的に受任する体制を整えるため、法律事務所に複数の常勤弁護士を配置するよう努める。
45	②サービスの質の向上	(2)サービスの質の向上	(2)サービスの質の向上
	関係機関等と連携協力し、利用者のニーズに適切に対応したきめの細かいサービスの提供に努める。	法律事務所を備えた事務所においては、配置地域の関係機関等との連携を図り、必要に応じて、民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件、有償事件等の当事者が抱える法的トラブルの総合的な解決に努める。	常勤弁護士において、関係機関等に常勤弁護士及び法テラスの業務内容の理解を求めて連携を図り、関係機関等が認知する法的トラブルを把握・対応していくとともに、担当事件の状況に応じ、事件処理後も関係機関に引き継ぐなどして、法的トラブルの総合的な解決を図る。

中期目標		中期計画の各項目	年度計画（平成24年度）
46	(6) 犯罪被害者支援	5 犯罪被害者支援	5 犯罪被害者支援
	① 利用者のニーズの把握と業務への反映	(1) 利用者のニーズの把握と業務への反映	(1) 利用者のニーズの把握と業務への反映
	支援センターの具体的な業務の在り方について、犯罪被害者やその支援に携わる関係者の意見を聴取する機会を設ける。	犯罪被害者支援に関し、犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を、地方事務所単位で各事業年度に1回以上設ける。	地方事務所ごとに、犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を、平成24年度に1回以上設ける。
47	② 提供するサービスの質の向上	(2) 提供するサービスの質の向上	(2) 提供するサービスの質の向上
	ア 犯罪被害者に対し、被害を受けたときからの時間の長短を問わず、その心情に十分配慮した懇切・丁寧かつ迅速・適切な情報提供に努める。犯罪被害者に対する情報提供に関して、これまでの相談内容やそれへの対応状況、犯罪被害者の意見を踏まえてできるだけ効率的な業務運営を行いつつ、質の向上を図るよう努める。	① 犯罪被害者に対する情報提供に関して、できる限り効率的な業務運営を行いつつ、これまでの相談内容やそれへの対応状況、犯罪被害者の意見を踏まえて質の向上を図るよう努めるとともに、犯罪被害者の心情に十分に配慮した懇切・丁寧かつ迅速適切な情報提供に努める。 犯罪被害者に対する情報提供のニーズが高い地方事務所には、効率性の観点も踏まえ、犯罪被害者支援に精通している職員を適切に配置するなどしてより質の高い情報提供に努める。	① 犯罪被害者に対する情報提供に関して、できる限り効率的な業務運営を行いつつ、これまでの相談内容やそれへの対応状況、犯罪被害者の意見を踏まえて質の向上を図るよう努めるとともに、犯罪被害者の心情に十分に配慮した迅速適切な情報提供に努める。
48	イ 効率的な業務運営を行いつつサービスの質の向上を図るため、犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員が配置されている地方事務所における犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員が勤務していない時間帯における犯罪被害者に対する窓口での情報提供、犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員が配置されていない地方事務所における犯罪被害者に対する窓口での情報提供に当たっては、犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員以外で犯罪被害者に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、必要な研修を行うことなどにより二次被害を防止するなど、犯罪被害者の心情に配慮した質	② 支援センターが提供する犯罪被害支援の内容及び質を全国的に均質なものとし、かつ、一定の水準以上のものとするため、犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員以外で犯罪被害者に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、二次的被害の防止を図ることなどを実施した犯罪被害者支援に関する研修を各事業年度に1回以上実施することなどにより、犯罪被害者の心情に配慮した質の高いサービスの提供を図る。	② 犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員以外で犯罪被害者に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、二次的被害の防止を始めとする犯罪被害者支援に関する研修を、平成24年度に1回以上実施する。
	ウ 犯罪被害者支援に精通している弁護士を紹介する体制の整備と拡充を図るとともに、犯罪被害者及びその支援に携わる関係者の意見等を踏まえつつ、日本弁護士連合会、弁護士会等の関係機関・団体と連携・協力して、犯罪被害者支援に携わる弁護士が提供するサービスの質の向上が図られるよう努める。	③ 各地方事務所単位において、犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保するとともに、犯罪被害者及びその支援に携わる関係者の意見等を踏まえつつ、弁護士会等の関係機関・団体と連携協力して、支援センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士が提供するサービスの質の向上を図る。	③ 各地方事務所ごとに、弁護士会と連携・協力し、犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保するとともに、犯罪被害者に対し必要なサービス提供ができるよう、適切に紹介を行う。
50	エ 経済的に余裕のない犯罪被害者が民事法律扶助制度を適切に活用し、被害回復を行えるように、適切な情報提供に努める。犯罪被害者からの民事法律扶助の援助申込みに対し、より迅速な援助開始、専門的知見を有する弁護士の選任などを通じた充実した援助の提供	④ 経済的に余裕のない犯罪被害者が、民事法律扶助制度等を確実に利用できるよう、適切かつ積極的な助言を徹底する。 犯罪被害者からの民事法律扶助の援助申込みについては、専門相談から弁護士の選任までの手続を整備することなどにより、より迅速な援助開始、専門的知見を有する適切な弁護士の選任等の充実した援助の提供に努める。	④ 経済的に余裕のない犯罪被害者が、民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度を確実に利用できるよう、適切かつ積極的な情報提供等を行う。

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成24年度）
5 財務内容の改善に関する事項	IV 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	IV 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
(1) 総括	1 総括	1 総括
51 引き続き、自己収入（寄附金等）の獲得に努める。	広報活動と連携しながら、一般人からの寄附等の寄附金の受入れ等による自己収入の獲得に努めるとともに、刑事裁判の被疑者・被告人からのしよく罪寄附を受け入れる。	広報活動と連携しながら、一般人からの寄附等の寄附金の受入れ等による自己収入の獲得に努めるとともに、刑事裁判の被疑者・被告人からのしよく罪寄附を受け入れる。
(2) 民事法律扶助	2 民事法律扶助	2 民事法律扶助
	(1) 民事法律扶助制度は、弁護士・司法書士費用を立て替える制度であり、その実施のために国費が投入されていることから、財政負担を抑制しつつ、援助を必要とする国民等に適切にサービスを提供するためには、償還金の確保が極めて重要である。そのために、以下の取組等を行う。	
①立替金債権等の管理・回収計画等	(2)立替金債権等の管理・回収計画等	(1)立替金債権等の管理・回収計画等
52 民事法律扶助の立替金債権等の回収に最大限努める。そのために、年度ごと、地方事務所ごとの民事法律扶助業務に係る立替金債権等の管理・回収計画を策定し、毎年度、立替金債権等の管理・回収状況について検証した上、厳格に評価し、不断に必要な見直しを行う。その上で、生活保護受給者に係る立替金債権等、償還の見込みがない立替金債権等については、償却	年度ごと、地方事務所ごとの民事法律扶助業務に係る立替金債権等の管理・回収計画を策定し、毎年度、同債権等の管理・回収状況について検証した上、厳格に評価し、不断に必要な見直しを行うことにより、償還を要すべき者からの立替金債権等の回収に最大限努力して、償還額の増加を図る。その上で、事件の解決により財産的な利益を得られず、資力も回復していない生活保護受給者に係る立替金債権等、償還の見込みがない立替金債権等については、償却も含めてその処理を検討し、当該債権等の特性に応じた運用を図ることなどにより、債権管理コストの削減を図る。	これまでの実績を踏まえ、本部にて必須の項目事項を地方事務所に示した上で、地方事務所ごとの民事法律扶助業務に係る立替金債権等の管理・回収計画を策定し、同債権等の管理・回収状況について検証した上、厳格に評価し、不断に必要な見直しを行うことにより、償還を要すべき者からの立替金債権等の回収に最大限努力して、償還額の増加を図る。その上で、事件の解決により財産的な利益を得られず、資力も回復していない生活保護受給者等に係る立替金債権等、償還の見込みがない立替金債権等については、償却も含めてその処理を検討し、当該債権等の特性に応じた運用を図ること、新しい機能である債権管理システムなどを活用することによる効率的な督促などにより、債権管理コストの削減を図る。

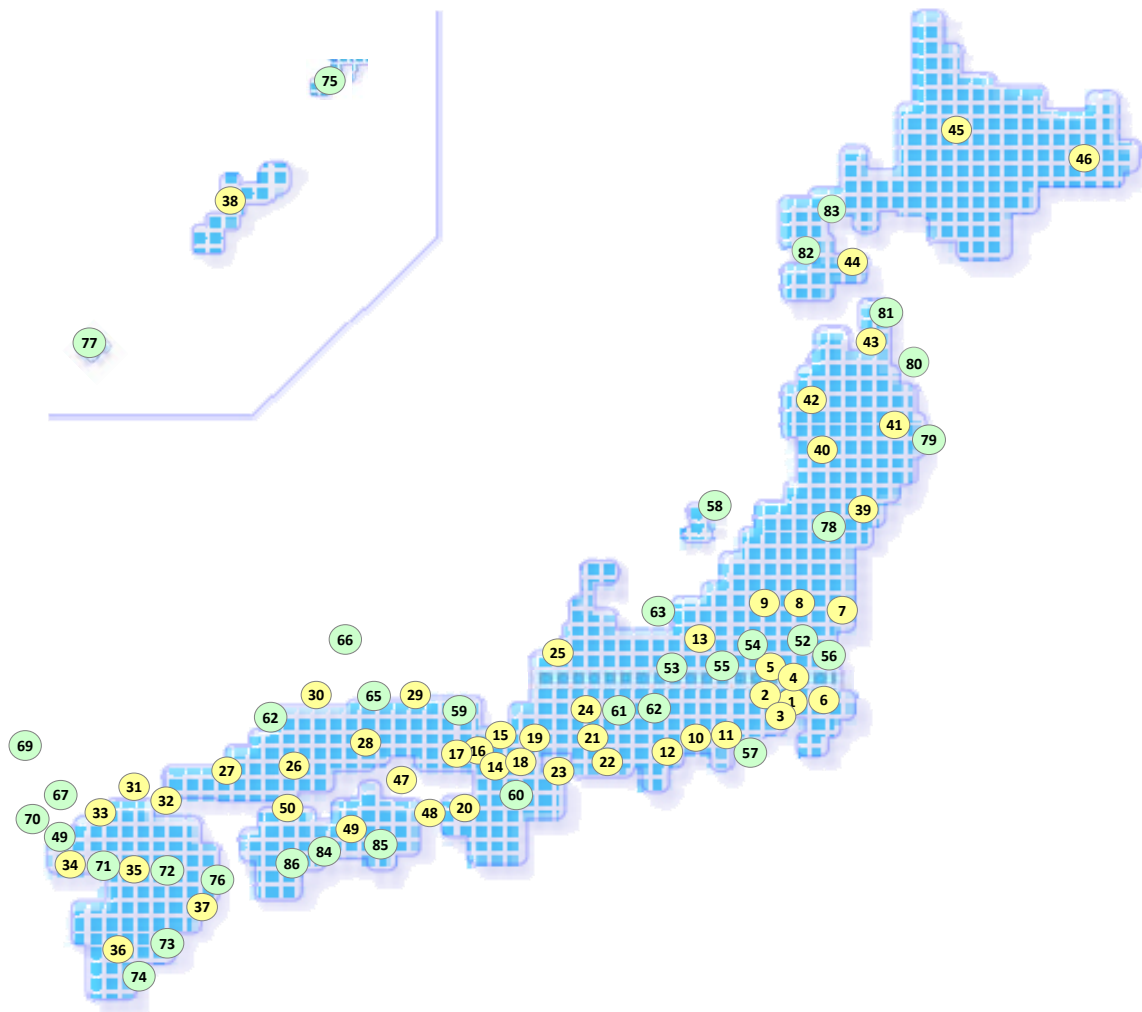
中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成24年度）
②効率的で効果的な回収方法の工夫等	(3) 効率的で効果的な回収方法の工夫等	(2) 効率的で効果的な回収方法の工夫等
<p>償還を要すべき者に対しては、初期滞納の段階での回収率の向上を図る、長期滞納者に対するものも含め効率的で効果的な回収方法を工夫する、償還率の高い地方事務所における取組を分析し、その長所を活かして、支援センター全体として効率的で効果的な回収を行うなどの対策を検討し、適切に実施する。</p>	<p>コンビニエンスストアを利用した償還方法を整備して初期滞納の段階での回収の改善を図るとともに、例えば、①償還率の高い地方事務所における取組を分析し、その長所を活かした全国一律の督促指針を立てて実施する、②集中的に督促を行うための体制を整備する、③援助開始時における償還制度の説明を更に徹底して被援助者の償還に向けた意識付けを強化する、④電話による督促を含め、被援助者との連絡を密にして、その生活状況等に応じた償還月額の調整を行い、継続的な償還を図るなどの方法により、償還を要すべき立替金債権について、長期滞納者に対するものも含め、地方事務所と連携しつつ、支援センター全体として効率的で効果的な回収を図る。これらの取組を的確に実施することにより、毎年度、前年度と比較して償還率を向上させるよう努める。</p>	<p>償還を要すべき立替金債権について、長期滞納者に対するものも含め、地方事務所と連携しつつ、支援センター全体として効率的で効果的な回収を図るために、以下の取組について検討し、費用対効果の観点も踏まえ、実施可能なものから速やかに実施する。</p> <p>① コンビニエンスストアを利用した償還方法を引き続き活用して、初期滞納の段階での回収の改善を図る</p> <p>② 償還率の高い地方事務所における取組や本部において実施した督促の方法を引き続き分析し、その長所を活かした全国一律の督促指針を立てて実施する。</p> <p>③ 集中的に督促を行うための体制を引き続き整備する。</p> <p>④ 援助開始時における償還制度の説明を引き続き徹底して被援助者の償還に向けた意識付けを強化する。</p> <p>⑤ 電話による督促を引き続き実施することで、被援助者との連絡を密にして、その生活状況等に応じた償還月額の調整を行い、継続的な償還を図る。</p> <p>⑥ 電話等による督促の実施により、債権回収の現状を常に把握し、現状に応じた督促方法を検討・実施する。</p> <p>これらの取組により、平成23年度と比較して償還率を向上させるよう努めるほか、より適切かつ機動的な債権管理を実現する。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成24年度）
(3) 司法過疎対策	3 司法過疎対策	3 司法過疎対策
①有償受任等による自己収入	(1)有償受任等による自己収入	(1)有償受任等による自己収入
54 有償事件の受任等により自己収入を適切に確保する。	司法過疎地域に設置した事務所においては、民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等により、自己収入を確保する。	司法過疎地域に設置した事務所においては、民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等により自己収入を確保する。
②財政的支援の獲得	(2)財政的支援の獲得	(2)財政的支援の獲得
55	国と地方の役割分担の観点から踏まえつつ、地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（例えば、事務所の無償又は廉価な借料での貸与等）の獲得に努める。	地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（例えば、事務所の無償又は廉価な借料での貸与等）の獲得に努める。
(4)財務内容の公表	4 財務内容の公表	5 財務内容の公表
56 財務内容の一層の透明性を確保する観点から、セグメント情報等の決算情報の公表の充実を図る。	財務内容について、一層の透明性を確保し、国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため、セグメント情報の充実その他事業報告書の明解な表示を工夫する等より分かりやすい形で情報開示を行なう。	財務内容について、一層の透明性を確保し、国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため、セグメント情報の充実その他事業報告書等の明解な表示を工夫する等、より分かりやすい形で情報開示を行う。
	5 予算、収支計画及び資金計画	6 予算、収支計画及び資金計画
57	(1) 予算 (2) 収支計画 (3) 資金計画	
	V 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額は、36億円とし、短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入に時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。	V 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額は、36億円とし、短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入に時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。
	VI 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 重要な財産の処分に関する計画の見込みはない。	VI 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 重要な財産の処分に関する計画の見込みはない。
	VII 剰余金の使途 剰余金は、情報提供に関する業務の充実、制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実に充てる。	VII 剰余金の使途 剰余金は、情報提供に関する業務の充実、制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実に充てる。
6 6 その他業務運営に関する重要事項	VIII その他法務省令で定める業務運営に関する事項	VIII その他法務省令で定める業務運営に関する事項
58 利用者のニーズに機動的かつ柔軟に対応して業務運営を行うことができ、また、効率的で効果的な業務遂行のために必要な人的・物的体制の維持を図る。	施設・設備、人事に関する計画 業務量に応じた施設・設備・人的体制の確保を図りつつ、組織の活性化を図るため、国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度などを活用しながら、能力主義に基づいた確かな職員の採用及び人事配置に取り組む。	施設・設備、人事に関する計画 業務量に応じた施設・設備・人的体制の確保を図りつつ、組織の活性化を図るため、国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度などを活用しながら、能力主義に基づいた確かな職員の採用及び人事配置に取り組む。

【資料4】常勤弁護士の採用実績一覧

	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末
常勤弁護士数	24	96	151	200	217	220	233
うち赴任中	24	57	100	149	182	189	183
うち養成中	0	39	51	51	35	31	50
対前年度増分	24	73	59	66	42	39	63
対前年度減分	0	1	4	17	25	36	50

【資料5】 常勤弁護士配置先一覧（平成25年3月31日現在）



地方事務所（43か所）・支部（7か所）			
1	東京地方事務所	(21)	29
2	東京地方事務所多摩支部		4
3	神奈川地方事務所	(1)	1
4	埼玉地方事務所		6
5	埼玉地方事務所川越支部		4
6	千葉地方事務所	(1)	9
7	茨城地方事務所		3
8	栃木地方事務所		1
9	群馬地方事務所	(1)	3
10	静岡地方事務所	(3)	7
11	静岡地方事務所沼津支部		3
12	静岡地方事務所浜松支部		3
13	長野地方事務所		1
14	大阪地方事務所	(10)	10
15	京都地方事務所		3
16	兵庫地方事務所	(2)	2
17	兵庫地方事務所阪神支部		3
18	奈良地方事務所	(1)	2
19	滋賀地方事務所	(1)	5
20	和歌山地方事務所		2
21	愛知地方事務所		2
22	愛知地方事務所三河支部		4
23	三重地方事務所		3
24	岐阜地方事務所	(1)	4
25	福井地方事務所		1
26	広島地方事務所	(1)	3
27	山口地方事務所	(2)	5
28	岡山地方事務所	(1)	1
29	鳥取地方事務所		1
30	島根地方事務所		2
31	福岡地方事務所	(3)	4
32	福岡地方事務所北九州支部		3
33	佐賀地方事務所		1
34	長崎地方事務所		2
35	熊本地方事務所		3
36	鹿児島地方事務所		1
37	宮崎地方事務所	(2)	4
38	沖縄地方事務所		4
39	福島地方事務所		2
40	山形地方事務所	(1)	1
41	岩手地方事務所		1
42	秋田地方事務所		2
43	青森地方事務所		3
44	函館地方事務所		3
45	旭川地方事務所		1
46	釧路地方事務所		2
47	香川地方事務所		4
48	徳島地方事務所		1
49	高知地方事務所		2
50	愛媛地方事務所		3

地域事務所（36か所）			
51	熊谷地域事務所		3
52	下妻地域事務所		2
53	松本地域事務所		1
54	佐世保地域事務所		2
55	秩父地域事務所		3
56	牛久地域事務所		2
57	下田地域事務所		2
58	佐渡地域事務所		3
59	福知山地域事務所		1
60	南和地域事務所		3
61	可児地域事務所		3
62	中津川地域事務所		1
63	魚津地域事務所		2
64	倉吉地域事務所		2
65	浜田地域事務所		2
66	西郷地域事務所		1
67	壱岐地域事務所		1
68	五島地域事務所		1
69	対馬地域事務所		1
70	平戸地域事務所		1
71	雲仙地域事務所		1
72	高森地域事務所		1
73	鹿屋地域事務所		1
74	指宿地域事務所		1
75	奄美地域事務所		1
76	延岡地域事務所		1
77	宮古島地域事務所		2
78	会津若松地域事務所		1
79	宮古地域事務所		1
80	八戸地域事務所		2
81	むつ地域事務所		2
82	江差地域事務所		2
83	八雲地域事務所		1
84	須崎地域事務所		2
85	安芸地域事務所		2
86	中村地域事務所		1

※熊谷、下妻、松本、佐世保地域事務所については扶助・国選対応地域事務所である。
 ※数字は配置人数である。また、()内は養成先・外部派遣者の内数である。

■ : 増員配置
 ■ : 新たな配置

法テラス運営理念

使 命

私たちは、司法が個人の尊重を基礎に自由で公正な社会を築くための礎であることを深く認識し、すべての人と司法を結ぶ架け橋として、誰もが、いつでも、どこでも、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指します。

心がまえ

私たちは、一人ひとりがお互いを尊重し、相手の気持ちを思いやる心をもって、「自律」「協働」「創造」の精神で、私たちの使命に向かって取り組みます。

行動指針

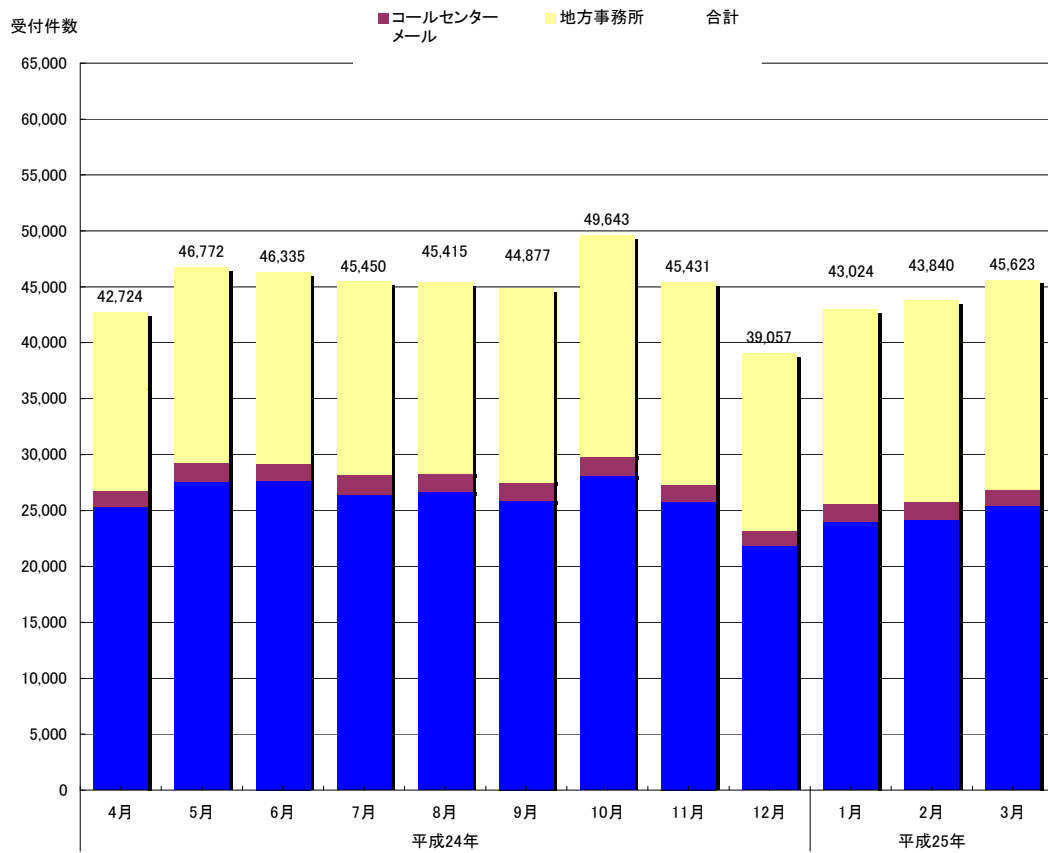
1. 私たちは、人間性豊かで質の高いサービスの提供と多様化する社会のニーズへの的確な対応に努めます。
1. 私たちは、関係機関・地域社会と連携し、法律専門家等の援助によって誰もが安心して暮らしていける社会づくりに貢献します。
1. 私たちは、日本社会と世界の動向にも関心を払い、広い視野をもって日々の業務に取り組みます。
1. 私たちは、効率的で適正な業務遂行を心がけ、より良いサービスが広くいきわたるよう努めます。
1. 私たちは、高い倫理観をもって、個人情報保護に関する規程をはじめ法令等の規範を遵守し、常に国民の信頼を確保するよう努めます。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

業 務	平成18年度 (10月～3月)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
情報提供業務							
コールセンター問合せ件数	128,741件	220,727件	287,897件	401,841件	370,124件	339,334件	327,759件
地方事務所問合せ件数	—	—	188,661件	247,172件	234,614件	198,963件	210,432件
民事法律扶助業務・震災法律援助業務 ※平成24年度件数の括弧書きは、震災法律援助件数を内数で記載している。							
法律相談援助件数	64,837件	147,430件	179,546件	237,306件	256,719件	280,389件	314,535件 (42,981件)
代理援助件数 ※ 当期開始決定分	32,768件	68,910件	80,442件	101,222件	110,217件	103,751件	107,718件 (2,699件)
書類作成援助件数 ※ 当期開始決定分	2,024件	4,197件	5,101件	6,769件	7,366件	6,164件	5,449件 (8件)
契約弁護士数 平成19年3月現在	8,523人	10,318人	11,802人	13,401人	15,037人	16,570人	17,863人
契約司法書士数 平成19年3月現在	3,463人	4,174人	4,670人	5,090人	5,617人	6,065人	6,355人
国選弁護等関連業務							
被疑者国選弁護事件受理件数 ※ 平成21年5月21日から被疑者国選弁護事件の範囲拡大	3,436件	6,775件	7,415件	61,857件	70,917件	73,209件	73,664件
被告人国選弁護事件受理件数	37,717件	71,305件	69,756件	74,658件	69,634件	67,374件	63,695件
国選付添事件受理件数	—	210件 ※平成19年11月～	533件	552件	423件	469件	419件
国選弁護人契約弁護士数 平成18年10月現在	8,427人	11,229人	13,768人	15,905人	19,566人	21,259人	22,550人
国選付添人契約弁護士数 平成19年11月現在	—	654人	3,339人	4,778人	6,564人	7,701人	8,703人
犯罪被害者支援業務							
犯罪被害者支援ダイヤル受電件数	3,679件	6,296件	8,541件	10,429件	10,482件	9,780件	11,048件
地方事務所受付件数	715件	8,301件	11,403件	15,616件	14,089件	13,096件	15,582件
精通弁護士紹介件数	97件	590件	696件	898件	929件	877件	1,013件
国選被害者参加弁護士選定請求件数	—	—	29件 ※平成20年12月～	204件	231件	282件	302件
被害者参加弁護士契約弁護士数 平成21年4月現在	—	—	1,844人	2,219人	2,476人	3,014人	3,335人
受託業務							
申込受付件数	—	7,194件 ※平成19年10月～	18,816件	18,164件	17,587件	19,826件	23,160件
認知度							
認知度	—	22.6% 平成20年2月調査	24.3% 平成21年2月調査	37.3% 平成22年2月調査	38.7% 平成23年1月調査	42.1% 平成23年12月調査	42.4% 平成24年12月調査

【資料8】平成24年度情報提供件数の推移

区 分	平成24年										平成25年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
コールセンター 電話	25,376	27,603	27,653	26,428	26,668	25,837	28,113	25,755	21,853	23,964	24,193	25,382	308,825	
コールセンター メール	1,375	1,649	1,544	1,732	1,618	1,665	1,724	1,512	1,333	1,661	1,608	1,513	18,934	
地方事務所	15,973	17,520	17,138	17,290	17,129	17,375	19,806	18,164	15,871	17,399	18,039	18,728	210,432	
合計	42,724	46,772	46,335	45,450	45,415	44,877	49,643	45,431	39,057	43,024	43,840	45,623	538,191	



【資料9】【民事法律扶助】 援助申込状況

地方 事務所	法律相談 件数	援助開始 決定件数	援助不開始決定件数			
			不開始決定 件数合計	資力超過 件数	勝訴見込無	その他
東京	40,449	17,147	396	198	91	107
神奈川	17,154	7,258	81	61	11	9
埼玉	11,020	4,694	29	15	4	10
千葉	10,097	3,602	36	15	10	11
茨城	2,047	1,661	8	3	4	1
栃木	2,494	1,254	28	15	8	5
群馬	2,277	1,280	12	2	4	6
静岡	6,623	2,361	9	3	1	5
山梨	2,761	676	0	0	0	0
長野	2,866	1,048	17	7	8	2
新潟	4,453	1,672	6	2	2	2
大阪	23,638	10,194	81	13	43	25
京都	6,854	3,042	36	8	7	21
兵庫	11,042	4,498	40	7	19	14
奈良	3,429	1,466	4	0	3	1
滋賀	2,540	864	11	5	2	4
和歌山	1,762	808	16	5	9	2
愛知	7,823	3,736	33	15	10	8
三重	2,742	882	9	0	4	5
岐阜	2,842	880	10	2	6	2
福井	1,406	514	4	0	3	1
石川	2,084	1,014	8	0	8	0
富山	1,231	474	6	2	3	1
広島	7,220	2,281	4	0	3	1
山口	3,207	810	5	2	3	0
岡山	2,687	1,237	42	14	4	24
鳥取	1,914	569	8	7	1	0
島根	1,783	506	5	4	1	0
福岡	14,030	6,587	24	2	14	8
佐賀	2,272	743	0	0	0	0
長崎	4,798	1,377	11	6	4	1
大分	4,276	1,223	5	4	1	0
熊本	5,127	1,677	6	1	4	1
鹿児島	4,612	1,535	9	5	0	4
宮崎	5,111	1,680	6	5	0	1
沖縄	5,541	1,380	24	0	2	22
宮城	2,125	2,625	22	11	9	2
福島	863	833	14	14	0	0
山形	2,375	1,074	3	2	0	1
岩手	1,060	1,041	12	9	0	3
秋田	3,005	825	12	5	6	1
青森	3,940	1,122	5	0	2	3
札幌	10,391	5,148	45	15	11	19
函館	1,538	664	5	0	3	2
旭川	2,340	1,045	2	1	1	0
釧路	3,402	1,218	13	7	4	2
香川	2,090	429	10	1	0	9
徳島	2,128	564	1	0	0	1
高知	2,089	590	8	2	2	4
愛媛	1,996	652	5	3	2	0
合計	271,554	110,460	1,186	498	337	351

【資料10】【震災法律援助】 援助申込状況

地方事務所	法律相談件数	援助開始決定件数	援助不開始決定件数			
			不開始決定件数合計	資力超過件数	勝訴見込無	その他
東京	258	1,694	0	0	0	0
神奈川	60	5	0	0	0	0
埼玉	44	1	0	0	0	0
千葉	164	8	0	0	0	0
茨城	4,555	45	0	0	0	0
栃木	1,387	3	0	0	0	0
群馬	1	0	0	0	0	0
静岡	2	0	0	0	0	0
山梨	14	1	0	0	0	0
長野	1	1	0	0	0	0
新潟	306	1	0	0	0	0
大阪	14	2	0	0	0	0
京都	28	0	0	0	0	0
兵庫	6	3	0	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0
滋賀	3	1	0	0	0	0
和歌山	1	0	0	0	0	0
愛知	1	0	0	0	0	0
三重	4	0	0	0	0	0
岐阜	3	0	0	0	0	0
福井	4	11	0	0	0	0
石川	2	1	0	0	0	0
富山	4	0	0	0	0	0
広島	11	6	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0
岡山	8	3	0	0	0	0
鳥取	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0
福岡	0	0	0	0	0	0
佐賀	1	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0	0
大分	9	0	0	0	0	0
熊本	3	1	0	0	0	0
鹿児島	3	0	0	0	0	0
宮崎	1	0	0	0	0	0
沖縄	8	1	0	0	0	0
宮城	18,675	327	3	0	3	0
福島	9,564	392	1	0	0	1
山形	235	119	0	0	0	0
岩手	7,424	74	2	0	0	2
秋田	10	0	0	0	0	0
青森	160	2	0	0	0	0
札幌	0	1	0	0	0	0
函館	2	0	0	0	0	0
旭川	3	4	0	0	0	0
釧路	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0
徳島	1	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0
愛媛	1	0	0	0	0	0
合計	42,981	2,707	6	0	3	3

【資料11】【民事法律扶助】 援助決定件数等状況

地方 事務所	代理援助の決定状況				書類作成援助の決定状況			
	前期より継続	当期開始 決定	当期終結 決定	次期繰越	前期より継続	当期開始 決定	当期終結 決定	次期繰越
東京	28,926	16,923	17,954	27,895	379	224	295	308
神奈川	9,398	6,988	6,803	9,583	230	270	231	269
埼玉	5,608	4,491	4,518	5,581	249	203	215	237
千葉	3,677	3,473	3,192	3,958	123	129	139	113
茨城	2,157	1,631	1,673	2,115	32	30	38	24
栃木	1,412	1,227	1,174	1,465	25	27	20	32
群馬	1,835	1,234	1,373	1,696	78	46	40	84
静岡	3,658	2,150	2,506	3,302	284	211	248	247
山梨	659	661	632	688	31	15	22	24
長野	1,164	955	971	1,148	104	93	101	96
新潟	1,647	1,550	1,318	1,879	84	122	121	85
大阪	13,078	9,656	9,669	13,065	533	538	603	468
京都	3,217	2,867	2,632	3,452	154	175	149	180
兵庫	5,817	4,083	3,930	5,970	463	415	423	455
奈良	1,324	1,403	1,232	1,495	78	63	71	70
滋賀	756	812	713	855	39	52	49	42
和歌山	1,216	757	864	1,109	77	51	65	63
愛知	3,926	3,566	3,430	4,062	90	170	133	127
三重	689	770	744	715	63	112	103	72
岐阜	813	833	802	844	31	47	33	45
福井	588	499	497	590	7	15	15	7
石川	925	978	962	941	26	36	29	33
富山	511	441	451	501	57	33	38	52
広島	2,390	2,130	2,019	2,501	102	151	119	134
山口	1,009	761	1,032	738	52	49	60	41
岡山	1,180	1,170	1,202	1,148	56	67	63	60
鳥取	654	550	559	645	46	19	30	35
島根	459	487	469	477	10	19	21	8
福岡	6,632	6,055	5,820	6,867	511	532	560	483
佐賀	730	679	630	779	55	64	50	69
長崎	1,481	1,324	1,404	1,401	61	53	76	38
大分	1,122	1,195	1,271	1,046	30	28	37	21
熊本	2,201	1,536	1,528	2,209	190	141	141	190
鹿児島	1,313	1,362	1,331	1,344	138	173	165	146
宮崎	1,901	1,640	1,548	1,993	112	40	66	86
沖縄	1,370	1,062	1,090	1,342	381	318	439	260
宮城	4,080	2,597	3,415	3,262	76	28	76	28
福島	993	800	820	973	71	33	64	40
山形	1,178	1,055	1,097	1,136	19	19	18	20
岩手	1,142	1,008	1,022	1,128	22	33	36	19
秋田	901	783	898	786	59	42	70	31
青森	1,172	1,021	1,122	1,071	84	101	114	71
札幌	3,663	5,007	4,604	4,066	107	141	151	97
函館	541	639	629	551	30	25	32	23
旭川	1,028	1,021	1,167	882	55	24	37	42
釧路	1,115	1,192	1,269	1,038	26	26	36	16
香川	374	417	378	413	20	12	19	13
徳島	602	538	537	603	33	26	36	23
高知	473	434	457	450	108	156	182	82
愛媛	777	608	637	748	41	44	47	38
合計	133,482	105,019	105,995	132,506	5,732	5,441	5,926	5,247

【資料12】【震災法律援助】 援助決定件数等状況

地方 事務所	代理援助の決定状況				書類作成援助の決定状況			
	前期より継続	当期開始 決定	当期終結 決定	次期繰越	前期より継続	当期開始 決定	当期終結 決定	次期繰越
東京	0	1,694	58	1,636	0	0	0	0
神奈川	0	5	0	5	0	0	0	0
埼玉	0	1	0	1	0	0	0	0
千葉	0	7	0	7	0	1	1	0
茨城	0	45	11	34	0	0	0	0
栃木	0	3	1	2	0	0	0	0
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	0	1	0	1	0	0	0	0
長野	0	1	0	1	0	0	0	0
新潟	0	1	0	1	0	0	0	0
大阪	0	2	1	1	0	0	0	0
京都	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	0	3	1	2	0	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	0	1	0	1	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知	0	0	0	0	0	0	0	0
三重	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	11	0	11	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	1	0	1
富山	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	0	6	2	4	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	0	3	0	3	0	0	0	0
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0	0	0	0
大分	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	0	1	1	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	0	1	0	1	0	0	0	0
宮城	0	323	126	197	0	4	3	1
福島	0	390	53	337	0	2	0	2
山形	0	119	11	108	0	0	0	0
岩手	0	74	28	46	0	0	0	0
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	2	0	2	0	0	0	0
札幌	0	1	1	0	0	0	0	0
函館	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川	0	4	0	4	0	0	0	0
釧路	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	2,699	294	2,405	0	8	4	4

【資料13】【民事法律扶助】代理援助事件の事件別内訳

地方事務所	金銭事件			不動産事件	家事事件			労働事件	保全事件	多重債務事件			執行・競売	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計			
東京	965	922	1,887	444	2,930	1,082	4,012	502	208	6,907	2,698	9,605	159	106	16,923
神奈川	453	203	656	141	1,615	420	2,035	150	77	2,637	1,183	3,820	85	24	6,988
埼玉	257	147	404	91	1,021	338	1,359	98	60	1,835	576	2,411	50	18	4,491
千葉	190	92	282	42	706	216	922	75	27	1,629	450	2,079	31	15	3,473
茨城	109	57	166	39	275	70	345	37	14	659	349	1,008	17	5	1,631
栃木	65	39	104	21	264	85	349	22	11	445	248	693	17	10	1,227
群馬	109	40	149	19	384	85	469	42	12	354	169	523	15	5	1,234
静岡	195	107	302	49	428	176	604	53	20	731	362	1,093	17	12	2,150
山梨	49	21	70	21	126	38	164	16	6	257	110	367	14	3	661
長野	76	52	128	21	230	70	300	25	7	290	164	454	17	3	955
新潟	124	81	205	23	383	150	533	43	12	481	223	704	17	13	1,550
大阪	822	528	1,350	236	1,651	561	2,212	292	114	3,827	1,413	5,240	105	107	9,656
京都	291	180	471	127	720	215	935	93	74	784	308	1,092	41	34	2,867
兵庫	373	201	574	71	894	270	1,164	116	35	1,403	633	2,036	48	39	4,083
奈良	121	98	219	41	295	122	417	46	22	443	179	622	22	14	1,403
滋賀	77	46	123	16	181	42	223	24	8	290	107	397	12	9	812
和歌山	79	39	118	11	199	75	274	9	7	222	103	325	9	4	757
愛知	300	146	446	74	1,029	247	1,276	101	53	1,080	462	1,542	47	27	3,566
三重	65	30	95	13	213	51	264	16	13	261	89	350	12	7	770
岐阜	42	44	86	10	241	43	284	16	1	326	92	418	8	10	833
福井	40	19	59	9	131	34	165	11	4	170	77	247	4	0	499
石川	76	60	136	14	267	111	378	13	16	253	133	386	21	14	978
富山	15	26	41	12	116	40	156	10	6	140	65	205	10	1	441
広島	151	72	223	32	425	179	604	56	34	872	277	1,149	22	10	2,130
山口	62	29	91	19	161	44	205	17	5	271	136	407	12	5	761
岡山	110	81	191	15	244	105	349	46	7	417	130	547	6	9	1,170
鳥取	49	38	87	14	111	48	159	5	5	152	111	263	5	12	550
島根	53	21	74	6	109	48	157	9	7	164	61	225	5	4	487
福岡	464	272	736	135	1,065	472	1,537	168	92	1,815	1,446	3,261	55	71	6,055
佐賀	60	27	87	8	134	39	173	20	13	288	74	362	9	7	679
長崎	94	64	158	23	197	86	283	30	14	541	244	785	19	12	1,324
大分	101	57	158	17	262	61	323	42	17	403	224	627	9	2	1,195
熊本	168	96	264	38	299	95	394	24	21	518	256	774	5	16	1,536
鹿児島	127	95	222	38	308	80	388	15	21	421	227	648	23	7	1,362
宮崎	113	115	228	35	225	102	327	36	18	510	451	961	24	11	1,640
沖縄	127	56	183	34	203	119	322	26	21	262	169	431	20	25	1,062
宮城	193	137	330	54	689	230	919	85	40	756	364	1,120	32	17	2,597
福島	65	35	100	21	204	75	279	39	11	216	117	333	11	6	800
山形	75	42	117	13	195	100	295	16	9	352	238	590	10	5	1,055
岩手	47	35	82	28	215	87	302	9	15	401	158	559	9	4	1,008
秋田	44	27	71	17	134	57	191	10	9	314	161	475	3	7	783
青森	59	43	102	19	140	30	170	28	4	453	218	671	10	17	1,021
札幌	312	196	508	93	1,032	311	1,343	177	63	2,170	569	2,739	46	38	5,007
函館	31	19	50	4	100	22	122	13	1	296	147	443	3	3	639
旭川	86	60	146	16	180	56	236	22	13	333	238	571	12	5	1,021
釧路	65	45	110	17	234	108	342	33	4	470	199	669	11	6	1,192
香川	30	18	48	8	88	23	111	8	2	177	53	230	6	4	417
徳島	36	25	61	4	121	52	173	3	6	190	91	281	6	4	538
高知	49	30	79	9	91	28	119	8	4	174	38	212	0	3	434
愛媛	33	25	58	6	70	35	105	12	5	310	106	416	3	3	608
合計	7,697	4,938	12,635	2,268	21,535	7,233	28,768	2,767	1,268	38,670	16,696	55,366	1,154	793	105,019

割合(%)	7.3	4.7	12.0	2.2	20.5	6.9	27.4	2.6	1.2	36.8	15.9	52.7	1.1	0.8	100.0
-------	-----	-----	------	-----	------	-----	------	-----	-----	------	------	------	-----	-----	-------

【資料14】【震災法律援助】震災代理援助事件の事件別内訳

地方事務所	金銭事件			不動産事件	家事事件			労働事件	保全事件	多重債務事件			執行・競売	ADR		行政不服申立手続		その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計		ADR申立手続	その他	行政不服申立手続	その他		
東京	2	2	4	0	1	8	9	4	0	2	1	3	0	1,674	0	0	0	0	1,694
神奈川	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	2	2	0	1	0	0	0	0	5
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1
千葉	0	0	0	2	0	0	0	0	0	4	0	4	0	1	0	0	0	0	7
茨城	6	1	7	1	1	0	1	2	0	10	3	13	0	21	0	0	0	0	45
栃木	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	3
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
長野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1
新潟	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
大阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2
京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	3
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	11
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	3
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1
宮城	16	15	31	32	31	42	73	1	1	83	59	142	1	35	0	2	1	4	323
福島	25	0	25	7	4	3	7	0	0	6	2	8	1	338	0	0	0	4	390
山形	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	117	0	0	0	0	119
岩手	0	2	2	5	6	13	19	3	0	21	13	34	0	10	0	0	0	1	74
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2
札幌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1
函館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	4
釧路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	51	23	74	47	48	68	116	10	1	134	84	218	2	2,217	0	3	1	10	2,699
割合(%)	1.9	0.9	2.8	1.7	1.8	2.5	4.3	0.4	0.0	5.0	3.1	8.1	0.1	82.1	0.0	0.1	0.0	0.4	100.0

【資料15】【民事法律扶助】書類作成援助事件の事件別内訳

地方事務所	金銭事件			不動産事件	家事事件			労働事件	保全事件	多重債務事件			執行・競売	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計			
東京	4	4	8	2	7	14	21	3	0	178	8	186	1	3	224
神奈川	1	0	1	1	2	12	14	1	0	248	4	252	0	1	270
埼玉	2	1	3	1	3	6	9	0	1	178	10	188	1	0	203
千葉	0	0	0	0	4	5	9	1	0	116	1	117	2	0	129
茨城	0	1	1	0	0	2	2	0	0	24	2	26	1	0	30
栃木	0	0	0	0	0	2	2	0	0	24	0	24	0	1	27
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44	2	46	0	0	46
静岡	0	0	0	1	2	9	11	0	0	196	1	197	1	1	211
山梨	0	0	0	0	0	2	2	0	0	13	0	13	0	0	15
長野	1	1	2	0	3	3	6	0	0	82	3	85	0	0	93
新潟	0	1	1	0	1	3	4	0	0	109	7	116	1	0	122
大阪	0	2	2	1	3	59	62	0	1	456	11	467	3	2	538
京都	0	1	1	0	3	56	59	0	1	110	4	114	0	0	175
兵庫	0	2	2	0	3	30	33	0	0	370	8	378	2	0	415
奈良	0	0	0	0	1	4	5	0	0	58	0	58	0	0	63
滋賀	1	0	1	0	0	2	2	0	0	48	1	49	0	0	52
和歌山	0	1	1	0	0	2	2	0	0	45	2	47	1	0	51
愛知	1	2	3	1	3	13	16	0	0	148	1	149	0	1	170
三重	0	0	0	0	0	3	3	1	0	106	2	108	0	0	112
岐阜	0	1	1	0	3	1	4	0	0	42	0	42	0	0	47
福井	0	1	1	0	0	0	0	0	0	13	1	14	0	0	15
石川	0	0	0	0	1	7	8	0	0	25	2	27	0	1	36
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	3	33	0	0	33
広島	1	0	1	0	0	11	11	1	0	135	3	138	0	0	151
山口	2	0	2	0	1	0	1	1	0	45	0	45	0	0	49
岡山	0	0	0	2	0	3	3	0	0	59	3	62	0	0	67
鳥取	0	1	1	0	0	2	2	0	0	16	0	16	0	0	19
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	0	19	0	0	19
福岡	1	3	4	3	6	32	38	3	2	463	16	479	2	1	532
佐賀	0	0	0	0	0	1	1	0	0	62	1	63	0	0	64
長崎	0	0	0	0	0	6	6	0	0	45	2	47	0	0	53
大分	0	0	0	0	0	1	1	0	0	25	2	27	0	0	28
熊本	2	2	4	0	0	6	6	0	0	129	1	130	1	0	141
鹿児島	1	2	3	0	2	5	7	0	0	158	3	161	2	0	173
宮崎	0	2	2	2	0	1	1	0	0	34	0	34	1	0	40
沖縄	0	0	0	0	1	2	3	0	0	309	4	313	2	0	318
宮城	0	0	0	0	0	1	1	0	0	27	0	27	0	0	28
福島	0	0	0	0	1	0	1	0	0	32	0	32	0	0	33
山形	0	1	1	0	0	0	0	0	0	18	0	18	0	0	19
岩手	1	0	1	0	0	1	1	0	0	30	1	31	0	0	33
秋田	0	1	1	1	1	0	1	0	0	36	2	38	1	0	42
青森	0	0	0	0	0	1	1	1	0	96	2	98	1	0	101
札幌	1	0	1	0	2	10	12	0	0	126	2	128	0	0	141
函館	0	0	0	0	0	1	1	0	0	23	1	24	0	0	25
旭川	0	1	1	0	2	1	3	0	0	19	0	19	1	0	24
釧路	0	1	1	0	1	5	6	0	0	19	0	19	0	0	26
香川	0	0	0	0	0	1	1	0	0	11	0	11	0	0	12
徳島	0	0	0	0	1	4	5	0	0	20	0	20	1	0	26
高知	1	0	1	0	4	4	8	0	1	146	0	146	0	0	156
愛媛	0	0	0	0	0	6	6	0	1	37	0	37	0	0	44
合計	20	32	52	15	61	340	401	12	7	4,802	116	4,918	25	11	5,441

割合(%)	0.4	0.6	1.0	0.3	1.1	6.2	7.3	0.2	0.1	88.3	2.1	90.4	0.5	0.2	100.0
-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	------	-----	-----	-------

【資料16】【震災法律援助】震災書類作成援助事件の事件別内訳

地 方 事務所	金銭事件			不動産 事件	家事事件			労働 事件	保全 事件	多重債務事件			執行・ 競売	ADR		行政不服申立手続		その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計		ADR申立 手続	その他	行政不服 申立手続	その他		
東 京	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼 玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千 葉	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
茨 城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃 木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群 馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静 岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山 梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長 野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新 潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京 都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵 庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈 良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋 賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛 知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三 重	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐 阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福 井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石 川	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
富 山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広 島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山 口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡 山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥 取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島 根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福 岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐 賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長 崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊 本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮 崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖 縄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮 城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	4
福 島	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2
山 形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩 手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋 田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青 森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
札 幌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
函 館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
釧 路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳 島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高 知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛 媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3	0	3	0	0	0	0	0	0	4	1	5	0	0	0	0	0	0	8
割合(%)	37.5	0.0	37.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	12.5	62.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

【資料17】 契約弁護士数

地方 事務所	契約弁護士数					(参考) 単位会 会員数	受任 予定者 契約率	契約弁護士法人数				
	センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者	震災 法律援助			センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者	震災 法律援助
東京	3,926	3,485	4,632	3,867	339	15,679	29.5%	46	53	62	50	8
神奈川	857	880	944	782	49	1,355	69.7%	14	14	15	13	2
埼玉	372	438	470	442	25	674	69.7%	11	11	11	11	2
千葉	325	449	467	435	79	640	73.0%	9	9	10	10	2
茨城	175	184	184	184	148	223	82.5%	3	3	3	3	2
栃木	119	136	139	135	69	188	73.9%	4	4	4	4	2
群馬	182	192	198	193	49	255	77.6%	6	6	6	6	2
静岡	307	292	304	277	64	401	75.8%	2	2	2	2	0
山梨	93	93	92	90	18	107	86.0%	0	0	0	0	0
長野	172	184	182	179	2	213	85.4%	1	1	1	1	0
新潟	212	214	215	213	93	243	88.5%	7	7	7	7	6
大阪	2,310	2,414	2,667	1,355	11	3,998	66.7%	55	58	60	45	0
京都	500	475	509	465	66	632	80.5%	11	12	12	11	2
兵庫	570	594	605	563	11	757	79.9%	14	14	14	14	0
奈良	129	130	130	124	10	152	85.5%	1	1	1	1	0
滋賀	115	117	117	115	25	135	86.7%	1	1	1	1	0
和歌山	110	114	115	108	33	131	87.8%	2	2	2	2	1
愛知	731	718	960	294	8	1,615	59.4%	22	25	27	24	0
三重	114	122	123	110	35	159	77.4%	1	1	1	1	1
岐阜	115	117	121	113	18	163	74.2%	6	6	6	6	2
福井	82	83	83	78	21	95	87.4%	1	1	1	1	0
石川	132	134	134	131	39	153	87.6%	4	4	4	4	1
富山	78	78	79	70	9	99	79.8%	0	0	0	0	0
広島	345	373	392	380	14	500	78.4%	10	10	10	10	1
山口	112	120	115	115	12	145	79.3%	6	8	8	8	1
岡山	271	273	278	271	42	340	81.8%	4	4	4	4	1
鳥取	54	55	54	54	2	64	84.4%	5	5	5	5	0
島根	55	55	55	55	3	67	82.1%	1	1	1	1	0
福岡	725	737	778	730	12	1,039	74.9%	13	12	13	11	0
佐賀	77	83	82	80	18	92	89.1%	3	4	4	4	2
長崎	131	133	133	130	6	154	86.4%	5	5	5	5	1
大分	114	111	112	112	25	133	84.2%	13	12	12	12	4
熊本	185	182	185	180	48	230	80.4%	4	4	4	4	2
鹿児島	130	132	133	132	20	175	76.0%	11	11	11	11	1
宮崎	100	101	101	102	4	121	83.5%	10	10	10	10	0
沖縄	135	142	142	134	30	243	58.4%	0	0	1	1	0
宮城	305	316	322	283	322	395	81.5%	7	7	7	7	8
福島	147	152	152	151	151	168	90.5%	7	7	7	7	6
山形	80	80	79	78	60	89	88.8%	4	4	4	4	2
岩手	79	81	82	79	76	92	89.1%	1	2	2	2	1
秋田	64	66	67	62	43	73	91.8%	2	2	2	1	2
青森	87	88	88	86	32	107	82.2%	2	2	2	2	2
札幌	475	520	546	520	166	661	82.6%	15	16	17	16	5
函館	39	38	39	39	15	48	81.3%	1	1	1	1	0
旭川	54	62	62	59	15	69	89.9%	2	2	2	2	0
釧路	59	62	62	62	16	70	88.6%	9	9	9	9	3
香川	101	101	100	99	6	151	66.2%	1	1	1	1	0
徳島	73	73	73	73	20	90	81.1%	5	5	5	5	0
高知	65	63	66	54	6	87	75.9%	0	0	0	0	0
愛媛	91	97	95	91	2	154	61.7%	2	3	3	3	0
合計	15,879	15,939	17,863	14,534	2,387	33,624	53.1%	364	382	400	363	75

注1) 契約弁護士・法人数は、平成25年3月末日現在。

注2) 弁護士数(会員数)は、日弁連資料(平成25年3月31日現在)による。

【資料18】 契約司法書士数

地方 事務所	契約司法書士数					(参考) 単位会 会員数	受託 予定者 契約率	契約司法書士法人数				
	センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者	震災 法律援助			センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者	震災 法律援助
東京	425	546	560	584	75	3,553	16.4%	17	27	30	31	4
神奈川	227	296	308	321	18	1,035	31.0%	13	18	18	18	0
埼玉	188	229	229	231	15	813	28.4%	3	5	5	5	0
千葉	109	139	142	146	22	672	21.7%	2	5	5	5	0
茨城	59	85	71	73	12	309	23.6%	0	0	0	0	0
栃木	57	75	75	75	2	223	33.6%	0	0	0	0	0
群馬	94	101	100	102	27	298	34.2%	0	0	0	0	0
静岡	100	115	118	121	57	470	25.7%	5	5	5	5	5
山梨	36	36	36	36	14	126	28.6%	0	0	0	0	0
長野	104	128	131	136	23	370	36.8%	0	0	0	0	0
新潟	76	92	91	96	24	293	32.8%	3	3	3	3	1
大阪	465	540	543	549	80	2,244	24.5%	13	18	17	17	1
京都	178	205	207	210	21	543	38.7%	5	9	9	9	0
兵庫	347	409	405	418	5	995	42.0%	10	12	12	12	1
奈良	68	73	73	73	6	210	34.8%	1	1	1	1	0
滋賀	60	66	66	67	3	219	30.6%	1	1	1	1	0
和歌山	42	47	48	51	8	166	30.7%	0	0	0	0	0
愛知	270	319	322	331	57	1,192	27.8%	12	15	17	17	2
三重	81	97	97	97	20	273	35.5%	2	2	2	2	0
岐阜	71	87	82	89	5	346	25.7%	4	5	5	5	0
福井	18	27	26	32	6	132	24.2%	2	2	2	2	0
石川	57	69	70	74	22	193	38.3%	0	0	0	0	0
富山	30	44	48	49	10	166	29.5%	0	1	1	1	0
広島	188	201	198	205	40	496	41.3%	8	8	8	8	1
山口	76	83	82	88	23	240	36.7%	2	2	2	2	1
岡山	102	118	110	114	22	355	32.1%	3	6	7	7	3
鳥取	33	46	39	43	1	108	39.8%	1	1	1	1	0
島根	28	32	32	34	3	127	26.8%	0	0	0	0	0
福岡	287	375	394	405	96	883	45.9%	8	10	11	11	2
佐賀	33	35	35	36	1	115	31.3%	6	7	7	7	0
長崎	49	53	53	55	5	160	34.4%	3	3	3	3	1
大分	49	60	53	60	7	168	35.7%	0	0	0	0	0
熊本	99	120	118	122	13	319	38.2%	5	6	6	6	1
鹿児島	116	127	128	133	9	315	42.2%	4	4	4	4	2
宮崎	60	69	67	68	14	173	39.3%	2	2	2	2	1
沖縄	50	81	83	84	15	213	39.4%	1	1	1	1	0
宮城	88	97	98	98	50	302	32.5%	3	3	3	3	2
福島	99	104	102	105	56	280	37.5%	1	1	2	2	1
山形	63	73	72	74	25	155	47.7%	0	0	0	0	0
岩手	31	34	34	34	16	149	22.8%	1	1	1	1	1
秋田	53	55	56	65	15	120	54.2%	0	0	0	0	0
青森	36	42	43	46	9	125	36.8%	2	2	2	2	1
札幌	171	198	214	218	36	447	48.8%	3	4	4	4	1
函館	14	16	16	17	3	49	34.7%	1	1	1	1	0
旭川	22	30	28	30	4	69	43.5%	0	0	0	0	0
釧路	28	30	30	34	3	87	39.1%	1	1	1	1	0
香川	58	57	58	60	4	169	35.5%	1	1	1	1	0
徳島	30	39	39	42	0	146	28.8%	1	1	1	1	0
高知	67	67	65	67	8	117	57.3%	2	2	2	2	1
愛媛	43	56	56	57	7	251	22.7%	1	1	2	2	0
合計	5,135	6,123	6,151	6,355	1,017	20,979	30.3%	153	197	205	206	33

注1) 契約司法書士・法人数は、平成25年3月末日現在。
注2) 司法書士数(会員数)は、日司連資料(平成25年4月1日現在)による。

【資料19】 国選付添事件受理件数

地方 事務所	平成24年度												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
東京	1	2	3	4	5	0	2	4	2	2	0	5	30
多摩	0	1	1	6	5	0	1	0	6	1	1	2	24
神奈川	2	2	7	5	2	1	4	4	3	1	3	2	36
川崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小田原	0	0	3	1	0	0	0	2	0	0	0	0	6
埼玉	4	7	6	1	1	0	0	4	3	1	0	3	30
川越	0	0	0	0	0	0	2	0	2	4	1	0	9
千葉	13	0	3	3	5	4	0	1	2	0	0	2	33
松戸	2	0	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	7
茨城	0	2	1	0	0	0	1	5	0	1	0	2	12
栃木	8	0	3	0	0	2	0	0	2	0	3	0	18
群馬	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	3
静岡	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	3
沼津	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
浜松	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	1	1	5
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	3
大阪	2	1	3	2	4	7	4	5	9	3	5	3	48
京都	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
兵庫	0	0	0	0	1	2	0	4	0	0	0	0	7
阪神	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
姫路	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1	4
奈良	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知	2	5	1	0	6	0	2	0	6	4	2	3	31
三河	0	0	0	0	1	2	0	0	0	1	0	0	4
三重	0	0	1	1	0	0	0	0	2	0	0	0	4
岐阜	0	0	0	0	1	1	0	3	1	0	0	0	6
福井	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
石川	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
富山	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
広島	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1	4
山口	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	3
岡山	0	0	1	0	0	0	0	10	1	0	0	1	13
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	5	0	7
北九州	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	6
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
大分	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	12	14
熊本	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
鹿児島	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
福島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3
岩手	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	3
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
札幌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
函館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
旭川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
釧路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	5	0	2	1	0	0	0	0	1	0	9
徳島	0	2	8	0	2	0	0	0	0	0	0	0	12
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	39	26	53	29	47	26	21	48	44	19	26	41	419

注) 集計日(平成25年5月1日)時点の件数。

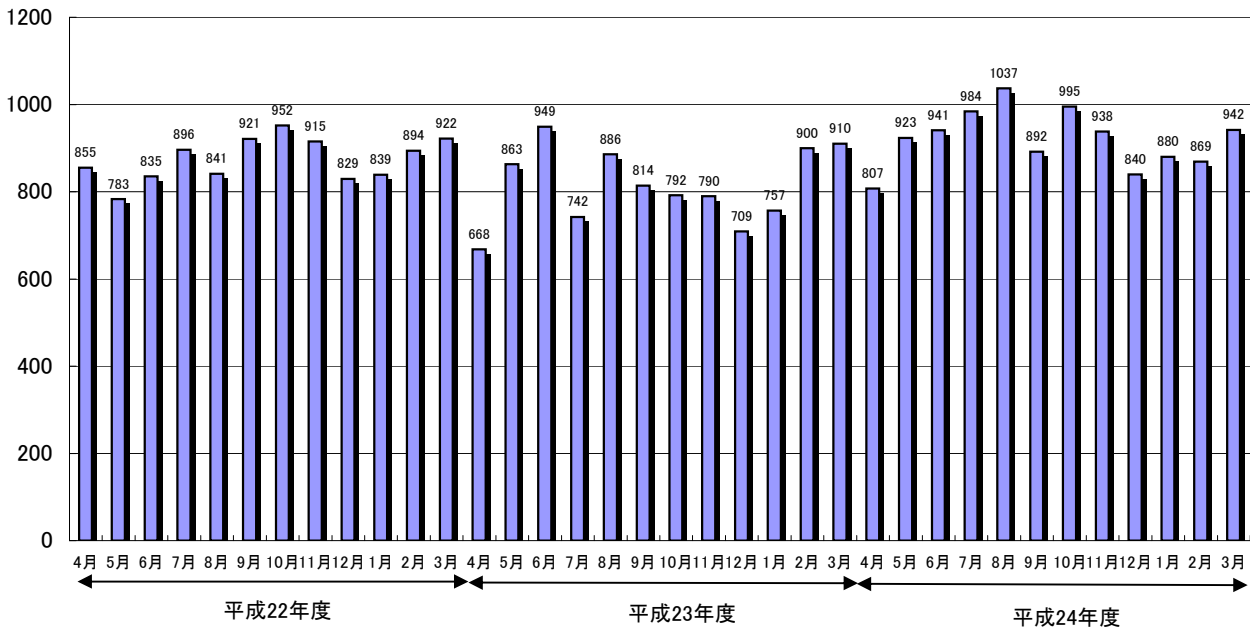
【資料20】 国選弁護士契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）

地方事務所	平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年
	10月2日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月2日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	
東京	1,906	3,267	3,571	4,669	4,995	5,847	6,069	6,769	7,082	7,791	7,907	8,452	8,511	8,888	
神奈川	435	525	550	641	637	699	704	804	815	897	913	991	1,000	1,063	
埼玉	195	248	257	314	317	358	364	415	418	456	460	511	525	530	
千葉	194	224	228	272	270	326	333	383	392	432	433	471	477	535	
茨城	86	99	101	109	110	125	130	147	148	155	164	181	183	196	
栃木	79	83	83	96	96	104	105	115	117	128	125	139	140	149	
群馬	114	121	122	136	133	149	153	166	165	179	178	199	200	216	
静岡	165	188	195	216	220	246	249	270	273	288	295	324	321	348	
山梨	60	61	62	67	69	75	74	78	76	84	83	91	93	99	
長野	105	112	119	123	122	131	131	142	143	161	167	175	178	191	
新潟	111	124	126	138	138	149	150	168	174	184	187	201	204	217	
大阪	1,289	1,474	1,501	1,735	1,709	1,876	1,804	1,978	1,942	2,075	2,030	2,191	2,184	2,285	
京都	241	256	260	290	292	333	340	375	383	414	420	462	459	495	
兵庫	247	280	297	344	344	394	406	442	440	485	490	536	536	577	
奈良	82	86	88	98	95	107	108	114	113	116	120	120	129	136	
滋賀	46	55	57	63	63	73	70	78	77	87	90	103	101	108	
和歌山	58	66	66	72	73	85	84	97	98	104	104	108	110	116	
愛知	544	636	642	763	774	788	889	999	1,008	1,091	1,104	1,198	1,199	1,257	
三重	63	67	66	74	76	101	106	113	112	124	125	139	139	147	
岐阜	76	83	87	97	98	103	104	110	110	122	123	133	132	137	
福井	40	45	45	57	56	61	61	66	66	77	77	79	79	83	
石川	84	91	91	99	100	106	110	113	113	115	118	131	135	143	
富山	48	50	52	56	53	56	57	67	70	75	77	82	87	89	
広島	117	182	187	215	223	244	251	290	289	318	321	352	349	376	
山口	61	66	69	84	87	99	104	109	106	115	113	120	119	128	
岡山	132	138	138	161	171	189	192	214	211	230	227	245	249	276	
鳥取	31	32	36	43	43	46	46	53	52	54	56	59	60	65	
島根	26	30	32	36	36	42	43	48	49	54	54	60	57	61	
福岡	383	457	457	529	537	604	605	658	652	701	704	735	745	804	
佐賀	42	47	47	52	53	56	58	65	65	74	72	78	76	82	
長崎	64	70	78	82	84	95	95	108	106	121	121	129	130	136	
大分	59	70	75	80	82	94	94	99	102	111	112	118	117	117	
熊本	79	105	108	122	125	134	136	151	156	165	167	183	180	188	
鹿児島	62	66	68	81	81	102	106	123	123	139	137	155	159	171	
宮崎	55	59	59	70	71	79	79	83	83	88	92	102	102	112	
沖縄	95	112	113	120	123	137	140	135	134	143	147	151	156	159	
宮城	143	170	181	198	206	231	233	256	260	287	289	308	312	330	
福島	85	92	97	107	109	111	113	132	135	139	143	149	149	160	
山形	50	55	56	57	56	62	61	62	61	69	70	73	76	81	
岩手	49	53	55	56	56	59	59	66	67	71	73	84	84	85	
秋田	43	45	48	48	48	50	48	53	53	55	54	59	60	62	
青森	33	38	41	52	53	61	60	72	72	79	77	86	85	94	
札幌	266	293	293	341	326	373	375	391	396	438	430	472	456	494	
函館	20	22	22	26	27	26	29	31	31	33	34	39	40	43	
旭川	21	27	30	36	31	35	36	42	40	43	48	56	56	62	
釧路	37	37	38	42	41	45	47	50	50	52	52	57	58	63	
香川	53	58	59	66	66	80	84	86	88	97	94	101	100	118	
徳島	42	45	47	52	52	60	60	69	69	70	70	80	78	81	
高知	40	43	47	53	53	55	54	62	63	65	66	71	71	74	
愛媛	71	80	82	89	88	95	96	103	106	115	117	120	117	123	
合計	8,427	10,733	11,229	13,427	13,768	15,556	15,905	17,620	17,954	19,566	19,730	21,259	21,363	22,550	

【資料21】 国選付添人契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）

地方 事務所	平成19年	平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年
	11月7日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月2日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在
東京	6	352	387	530	579	661	711	791	827	1,023	1,110	1,180
神奈川	0	109	126	185	198	268	283	344	371	441	461	522
埼玉	4	99	112	139	144	164	169	189	192	211	221	229
千葉	0	108	112	134	146	180	182	214	222	247	254	297
茨城	67	72	72	83	86	102	103	110	116	131	134	143
栃木	12	19	21	33	36	47	49	64	66	79	82	90
群馬	35	47	48	51	77	91	90	107	107	128	128	141
静岡	0	70	152	176	178	198	201	219	226	254	251	278
山梨	0	27	28	33	32	35	45	50	49	62	64	71
長野	9	46	49	58	59	69	71	92	101	110	113	125
新潟	0	45	48	64	65	80	84	94	96	109	111	123
大阪	2	305	363	510	533	658	639	752	722	853	893	987
京都	6	117	123	155	159	190	196	222	224	260	264	290
兵庫	0	18	82	108	117	138	137	162	168	194	202	231
奈良	0	52	54	64	75	85	84	86	90	89	95	100
滋賀	0	16	19	71	67	74	74	82	86	99	96	102
和歌山	1	28	35	41	46	52	53	59	58	59	60	59
愛知	0	9	21	151	169	175	188	195	208	218	234	241
三重	0	31	31	47	50	59	58	69	70	81	81	88
岐阜	46	60	61	62	62	67	74	82	81	90	90	94
福井	0	42	42	50	50	54	54	65	65	68	68	72
石川	25	42	46	53	56	60	61	65	69	82	85	94
富山	38	42	42	45	45	45	45	47	47	47	47	47
広島	1	5	7	24	29	54	58	62	64	86	89	117
山口	36	37	39	42	55	59	58	69	68	75	75	84
岡山	0	34	33	90	94	117	119	141	144	160	165	192
鳥取	36	38	38	41	41	48	46	48	48	49	50	55
島根	0	27	27	32	33	39	40	44	44	49	47	50
福岡	116	166	207	240	256	378	374	389	421	470	471	526
佐賀	0	35	37	47	48	55	55	65	64	71	69	75
長崎	0	64	66	76	76	90	88	103	103	111	111	116
大分	0	27	32	43	45	51	53	62	63	69	68	72
熊本	66	68	69	70	82	85	89	94	100	104	114	118
鹿児島	0	27	32	40	56	71	73	89	90	107	115	127
宮崎	0	37	39	49	62	66	66	73	77	87	87	97
沖縄	0	35	36	44	61	72	74	82	86	85	85	98
宮城	51	54	82	108	109	129	133	160	164	185	187	204
福島	0	55	60	65	67	81	83	87	94	96	99	112
山形	6	38	38	46	45	48	47	56	57	60	63	69
岩手	35	36	36	37	36	47	48	52	54	65	65	68
秋田	0	25	26	28	29	34	34	35	34	39	40	42
青森	0	22	23	32	33	44	46	53	52	60	59	68
札幌	0	130	130	236	244	266	280	322	328	369	367	405
函館	0	21	22	21	24	27	27	29	30	35	36	40
旭川	0	20	19	22	22	28	27	29	34	42	43	51
釧路	0	26	26	30	32	36	36	38	39	45	46	52
香川	20	27	28	38	40	44	46	54	53	58	59	69
徳島	0	47	48	56	56	64	64	65	65	75	73	76
高知	0	26	26	30	28	38	39	41	42	47	48	51
愛媛	36	39	39	43	46	52	55	62	64	67	64	65
合計	654	2,922	3,339	4,473	4,778	5,675	5,809	6,564	6,743	7,701	7,939	8,703

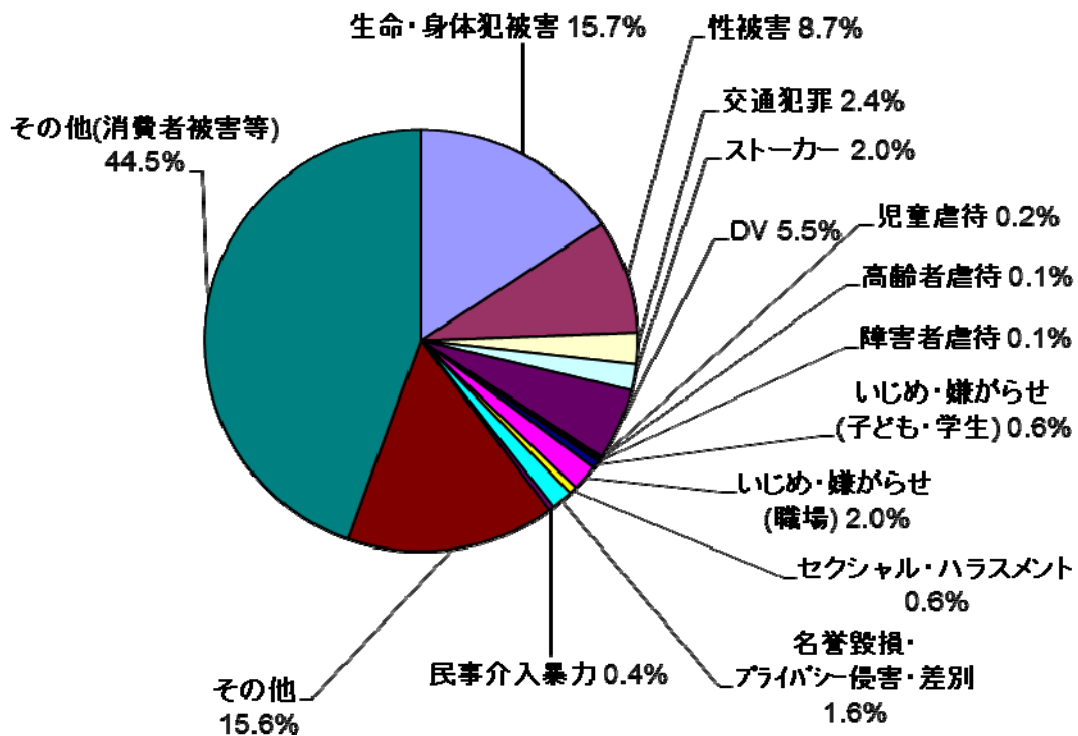
【資料22】 犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数の推移 (平成22年度～平成24年度)



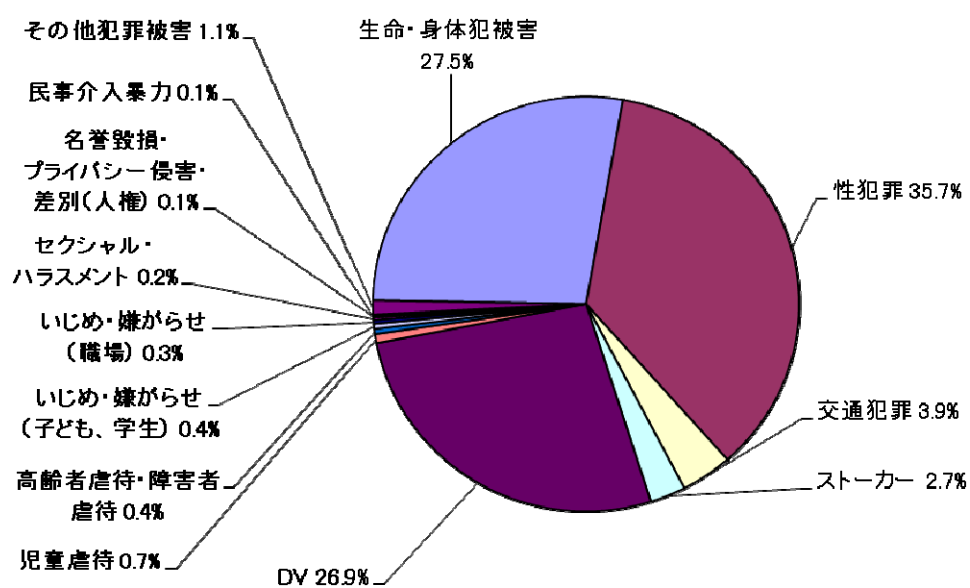
(参考)

平成18年度	3,679件
平成19年度	6,296件
平成20年度	8,541件
平成21年度	10,429件
平成22年度	10,482件
平成23年度	9,780件
平成24年度	11,048件
合計	60,255件

【資料23】 犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問合せ内容



【資料24】 地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介状況



(参考)

平成18年度	97 件
平成19年度	590 件
平成20年度	696 件
平成21年度	898 件
平成22年度	929 件
平成23年度	877 件
平成24年度	1,013 件
	5,100 件

【資料25】平成24年度委託援助事業統計表(申込総受理件数)

H24.4.1 ~ H25.3.31

	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	子ども	外国人	精神障害者等	高齢者等	合計	法律相談(内数)
東京	2,447	852	156	456	56	730	25	271	4,993	745
神奈川	290	643	90	6	22	41	3	26	1,121	21
埼玉	508	567	40	64	2	43	3	120	1,347	103
千葉	460	452	19	6	5	49	4	73	1,068	20
茨城	48	117	6	9	3	63	1	12	259	33
栃木	21	131	4	0	0	1	0	3	160	2
群馬	51	155	9	4	1	16	0	8	244	9
静岡	172	141	13	0	2	4	1	30	363	0
山梨	24	53	1	0	0	0	11	2	91	11
長野	21	77	3	1	0	1	0	2	105	1
新潟	85	93	11	0	0	2	2	3	196	7
大阪	990	826	68	50	7	246	31	138	2,356	184
京都	228	232	34	0	17	3	12	28	554	10
兵庫	152	581	12	1	0	8	3	51	808	0
奈良	47	105	10	1	0	2	4	37	206	6
滋賀	36	70	6	0	0	0	0	10	122	3
和歌山	25	82	1	0	1	0	3	3	115	0
愛知	369	614	47	28	15	121	23	78	1,295	75
三重	16	127	2	0	1	0	1	14	161	1
岐阜	41	100	3	0	0	7	2	19	172	2
福井	38	34	6	0	0	2	0	15	95	2
石川	48	51	10	0	0	0	1	14	124	0
富山	26	33	2	0	0	0	0	20	81	2
広島	148	265	25	0	8	3	26	29	504	20
山口	40	62	2	0	2	0	1	3	110	0
岡山	268	144	32	30	14	7	4	22	521	40
鳥取	28	21	4	0	1	0	0	3	57	0
島根	55	30	6	0	2	1	4	11	109	4
福岡	694	596	56	17	24	4	412	174	1,977	420
佐賀	54	97	13	0	3	2	5	14	188	5
長崎	76	44	9	0	11	1	0	8	149	3
大分	66	69	14	0	0	2	2	0	153	6
熊本	54	186	9	0	0	1	1	7	258	1
鹿児島	44	63	23	0	0	0	35	3	168	30
宮崎	107	67	6	0	2	1	1	1	185	3
沖縄	97	195	15	0	0	1	0	4	312	1
宮城	281	140	21	0	0	2	5	24	473	4
福島	32	87	5	0	1	1	0	13	139	1
山形	72	28	1	0	0	0	0	10	111	3
岩手	70	19	6	0	1	0	3	1	100	3
秋田	28	27	2	0	0	1	0	1	59	1
青森	44	44	0	1	1	0	1	0	91	0
札幌	473	196	20	0	4	2	17	6	718	13
函館	42	30	12	0	0	0	0	3	87	1
旭川	33	21	2	0	0	0	0	1	57	0
釧路	26	29	12	0	2	0	0	1	70	5
香川	33	136	18	0	3	1	0	42	233	4
徳島	8	35	3	0	1	0	0	2	49	0
高知	23	59	24	0	5	0	0	9	120	20
愛媛	20	85	2	0	1	0	1	17	126	2
合計	9,059	8,911	895	674	218	1,369	648	1,386	23,160	1,827
予定件数	7,603	9,973	894	718	177	1,110	639	1,782	22,896	
			(164)	(348)	(7)	(470)	(389)	(122)	(1,500)	1,500

注) 予定件数の()内は、各援助項目件数の内の法律相談の予定件数

	申込総件数	予定件数	1日平均申込件数	
			実績	予定
被疑者・少年援助件数	17,970	17,576	49.23	48.15
その他	5,190	5,320	14.22	14.58
合計	23,160	22,896	63.45	62.73
中国残留孤児基金援助	5	5	-	-

	申込総件数	予定件数	1日平均申込件数	
			実績	予定
被疑者	9,059	7,603	24.82	20.83
少年	8,911	9,973	24.41	27.32
犯罪被害者	895	894	2.45	2.45
難民	674	718	1.85	1.97
子ども	218	177	0.60	0.48
外国人	1,369	1,110	3.75	3.04
精神障害者等	648	639	1.78	1.75
高齢者等	1,386	1,782	3.80	4.88
合計	23,160	22,896	63.45	62.73

月 別 統 計

	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	子ども	外国人	精神障害者等	高齢者等	合計	(参考)H23	(参考)H22
4月	668	533	67	47	12	91	47	102	1,567	1,432	1,299
5月	880	756	85	73	7	109	60	125	2,095	1,579	1,327
6月	863	860	95	83	13	126	74	132	2,246	1,854	1,685
7月	876	831	56	66	19	133	75	109	2,165	1,693	1,622
8月	747	850	72	63	22	142	61	120	2,077	1,738	1,468
9月	644	692	53	45	18	93	41	106	1,692	1,570	1,480
10月	905	847	102	45	23	116	52	134	2,224	1,798	1,581
11月	828	835	83	59	21	113	42	116	2,097	1,792	1,614
12月	567	803	69	41	19	93	52	126	1,770	1,573	1,375
1月	638	500	52	40	13	84	30	104	1,461	1,383	1,218
2月	712	691	77	38	33	113	47	106	1,817	1,653	1,370
3月	731	713	84	74	18	156	67	106	1,949	1,761	1,548
合計	9,059	8,911	895	674	218	1,369	648	1,386	23,160	19,826	17,587

(参考: 月平均)	755	743	75	56	18	114	54	116	1,930		
-----------	-----	-----	----	----	----	-----	----	-----	-------	--	--

【資料26】平成24年度プレスリリース実施一覧

1 本部で実施したもの

【参照】 http://www.houterasu.or.jp/news/houterasu_info/index_press.html

	リリース内容	リリース日
1	法テラスの日記念イベントの開催について	2012年4月6日
2	平成23年度法テラス業務実績について	2012年4月13日
3	震災特例法施行1か月の相談実績速報	2012年5月16日
4	法テラス二本松の開設について	2012年6月29日
5	法テラス二本松開所記念イベント「無料法律相談会」開催	2012年9月14日
6	法テラスの被災者現地支援「法テラス南三陸」設置から1年	2012年9月27日
7	「法テラスふたば」「法テラス気仙」を設置することについて	2012年11月20日
8	常勤弁護士を地方自治体や福祉機関に研修派遣することについて	2012年12月3日
9	国選弁護報酬の請求に関する調査の終了について	2012年12月25日
10	法テラス・サポートダイヤル(コールセンター)利用件数200万件突破	2013年1月8日
11	宮城県東松島市への常勤弁護士の派遣について	2013年2月7日
12	3月17日(日)法テラスふたば開所式&開所記念「出張相談会」開催	2013年3月11日
13	3月24日(日)法テラス気仙開所式&記念イベント「無料法律相談会」開催	2013年3月11日
14	法テラス実施「東日本大震災の被災者等へ法的支援に関するニーズ調査」の結果	2013年3月26日

2 地方事務所で実施したもの

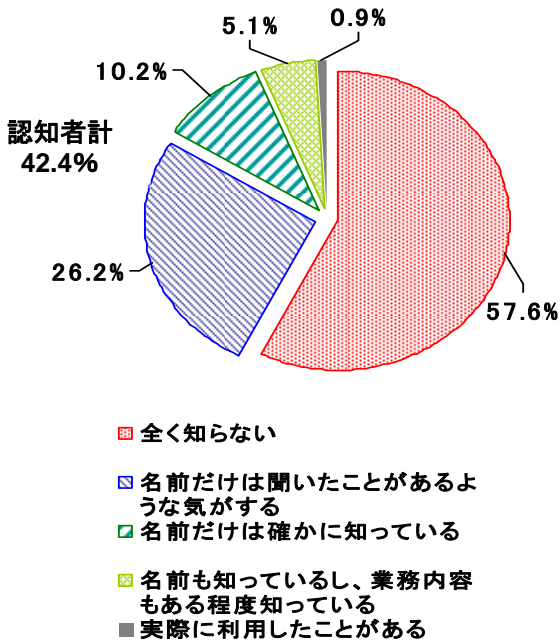
	地方事務所名	回数	リリース内容
1	東京地方事務所	1回	中学社会科教材用DVD撮影について
2	神奈川県地方事務所	2回	法テラスの日について 他
3	埼玉地方事務所	1回	法テラスの日無料法律相談会について
4	千葉地方事務所	2回	法テラスの日について 他
5	茨城地方事務所	11回	「黄門まつり花火大会」街頭啓発活動について 他
6	栃木地方事務所	2回	地方協議会について 他
7	静岡地方事務所	2回	法テラス下田法律事務所業務報告について 他
8	山梨地方事務所	3回	法律扶助の日無料法律相談会について 他
9	新潟地方事務所	3回	「扶助の日」記念無料法律相談会について 他
10	京都地方事務所	2回	法テラス業務概況について 他
11	奈良地方事務所	1回	法テラスの日について
12	滋賀地方事務所	1回	法テラスの日について
13	和歌山地方事務所	1回	法テラスの日について
14	愛知地方事務所	2回	法テラスの日記念無料相談会 他
15	三重地方事務所	3回	「扶助の日」記念無料相談について 他
16	岐阜地方事務所	2回	地方協議会について 他
17	福井地方事務所	3回	法テラスの日について 他
18	富山地方事務所	2回	扶助・震災について 他
19	広島地方事務所	2回	法テラスの日について 他
20	山口地方事務所	6回	法テラス設立6周年について 他
21	岡山地方事務所	1回	法テラスの日について
22	鳥取地方事務所	2回	法テラスの日について 他
23	島根地方事務所	1回	法テラスの日について
24	福岡地方事務所	2回	法テラスの日について 他
25	佐賀地方事務所	1回	法テラスの日について
26	大分地方事務所	4回	地方協議会開催について 他
27	熊本地方事務所	1回	法テラスの日について
28	宮崎地方事務所	1回	法テラスの日について
29	沖縄地方事務所	2回	法テラスの日について 他
30	福島地方事務所	2回	法テラス二本松について 他
31	山形地方事務所	2回	平成24年度業務報告・法テラスの日記念無料相談会について 他
32	岩手地方事務所	3回	業務実績と震災法律扶助について 他
33	秋田地方事務所	2回	扶助の日記念無料相談会について 他
34	青森地方事務所	1回	法テラスの日について
35	札幌地方事務所	2回	平成23年度事業実績の報告及び震災特例法等の説明 他
36	函館地方事務所	2回	法テラス八雲法律事務所の開所式 他
37	旭川地方事務所	1回	法テラスの日について
38	釧路地方事務所	2回	法テラスの日について 他
39	香川地方事務所	1回	法テラスの日について
40	徳島地方事務所	5回	被疑者国選について 他
41	高知地方事務所	2回	常勤弁護士着任について 他
総計:92回			

【資料27】 広報活動関連資料

図1 「法テラス」認知状況等調査結果（抜粋）

調査時期：2012年12月

①法テラスの認知度（サンプル数：1,100）



②認知者の認知経路（サンプル数：466）

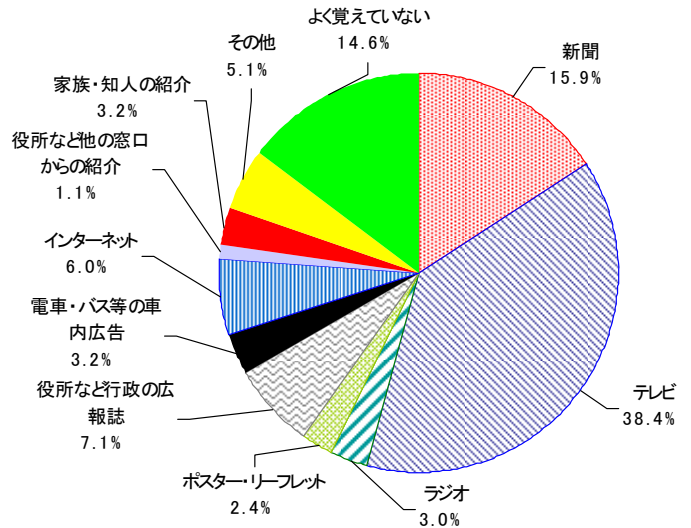
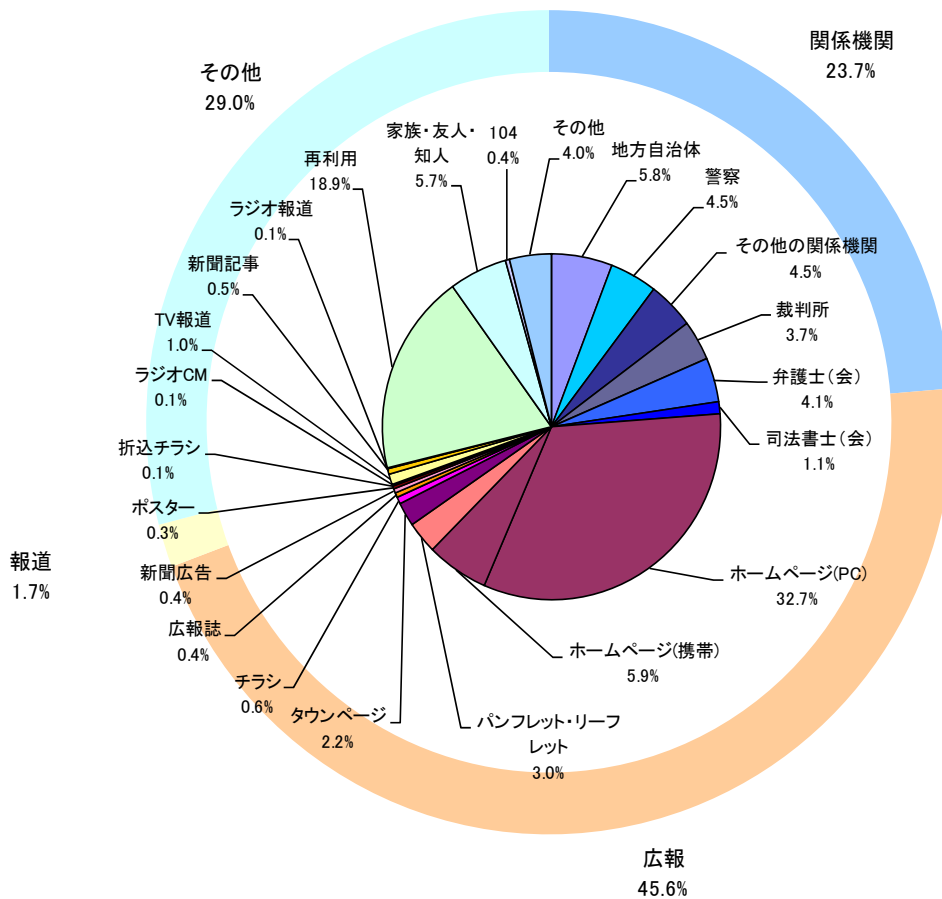


図2 コールセンター利用者の認知経路

2012年4月～2013年3月



【資料28】最近5年間の援助決定件数の推移

地方 事務所	援助開始決定						援助終結決定					
	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	前年比 (倍)	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	前年比 (倍)
東京	13,677	17,875	18,952	17,660	18,841	1.07	10,935	13,302	15,702	17,871	18,307	1.02
神奈川	5,173	6,941	7,586	7,422	7,263	0.98	3,389	5,048	6,268	7,136	7,034	0.99
埼玉	2,769	4,170	4,618	4,791	4,695	0.98	2,599	3,400	3,934	4,110	4,733	1.15
千葉	1,963	2,805	3,694	3,444	3,610	1.05	1,451	1,997	2,785	3,188	3,332	1.05
茨城	1,749	2,244	2,123	1,448	1,706	1.18	1,153	1,587	1,930	1,882	1,722	0.91
栃木	804	1,124	1,265	1,156	1,257	1.09	591	688	985	1,152	1,195	1.04
群馬	965	1,371	1,421	1,263	1,280	1.01	666	894	1,267	1,252	1,413	1.13
静岡	1,654	2,388	2,405	2,264	2,361	1.04	1,396	1,597	2,144	2,156	2,754	1.28
山梨	473	612	593	595	677	1.14	408	444	623	507	654	1.29
長野	687	911	1,033	991	1,049	1.06	578	736	860	888	1,072	1.21
新潟	1,246	1,487	1,694	1,551	1,673	1.08	994	1,100	1,431	1,673	1,439	0.86
大阪	7,651	9,249	10,759	10,511	10,196	0.97	6,653	6,811	8,774	10,497	10,273	0.98
京都	2,118	2,744	3,178	3,105	3,042	0.98	1,923	2,231	2,715	2,813	2,781	0.99
兵庫	4,169	4,948	5,144	4,535	4,501	0.99	3,620	3,890	4,975	4,449	4,354	0.98
奈良	1,220	1,308	1,405	1,280	1,466	1.15	932	1,162	1,324	1,211	1,303	1.08
滋賀	525	673	769	791	865	1.09	458	493	598	901	762	0.85
和歌山	848	968	944	822	808	0.98	692	814	878	796	929	1.17
愛知	2,428	3,464	3,771	3,736	3,736	1.00	2,195	2,461	3,214	3,567	3,563	1.00
三重	721	943	876	773	882	1.14	651	731	893	816	847	1.04
岐阜	695	785	831	846	880	1.04	580	746	706	847	835	0.99
福井	482	559	490	485	525	1.08	321	436	435	458	512	1.12
石川	753	1,086	1,112	980	1,015	1.04	698	855	974	1,119	991	0.89
富山	418	566	546	479	474	0.99	311	520	495	499	489	0.98
広島	1,834	2,178	2,449	2,213	2,287	1.03	1,683	2,359	2,123	2,266	2,140	0.94
山口	724	1,058	1,059	792	810	1.02	718	702	996	1,149	1,092	0.95
岡山	832	1,030	1,191	1,169	1,240	1.06	797	619	1,002	1,870	1,265	0.68
鳥取	623	679	647	640	569	0.89	469	608	602	625	589	0.94
島根	396	549	497	477	506	1.06	333	435	485	503	490	0.97
福岡	4,082	5,100	6,465	6,377	6,587	1.03	3,329	4,031	5,625	6,098	6,380	1.05
佐賀	571	656	679	773	743	0.96	474	573	530	737	680	0.92
長崎	1,148	1,351	1,490	1,242	1,377	1.11	774	1,066	1,212	1,503	1,480	0.98
大分	1,053	1,211	1,326	1,188	1,223	1.03	777	975	1,294	1,235	1,308	1.06
熊本	1,100	1,444	1,736	1,663	1,678	1.01	766	1,023	1,245	1,592	1,670	1.05
鹿児島	888	1,104	1,305	1,494	1,535	1.03	779	836	1,118	1,384	1,496	1.08
宮崎	1,132	1,400	1,746	1,611	1,680	1.04	791	1,109	1,441	1,591	1,614	1.01
沖縄	711	897	1,099	1,367	1,381	1.01	594	614	932	1,081	1,529	1.41
宮城	3,363	3,804	3,376	2,564	2,952	1.15	2,921	3,253	3,331	3,118	3,620	1.16
福島	903	1,241	1,158	872	1,225	1.40	723	938	1,130	1,078	937	0.87
山形	1,032	1,324	1,228	1,076	1,193	1.11	1,009	1,112	1,272	1,036	1,126	1.09
岩手	1,296	1,397	1,422	926	1,115	1.20	1,051	1,290	1,357	1,205	1,086	0.90
秋田	983	1,156	1,190	875	825	0.94	973	1,013	1,191	1,105	968	0.88
青森	1,298	1,493	1,493	1,238	1,124	0.91	982	1,297	1,497	1,265	1,236	0.98
札幌	3,612	4,153	4,682	5,022	5,149	1.03	3,273	3,852	4,175	4,546	4,756	1.05
函館	813	805	812	645	664	1.03	621	766	772	747	661	0.88
旭川	832	941	1,112	1,074	1,049	0.98	681	846	915	991	1,204	1.21
釧路	1,032	1,248	1,403	1,366	1,218	0.89	791	1,073	1,295	1,309	1,305	1.00
香川	354	452	490	433	429	0.99	240	381	468	480	397	0.83
徳島	553	658	667	575	564	0.98	490	519	693	588	573	0.97
高知	534	706	857	660	590	0.89	422	615	710	751	639	0.85
愛媛	656	735	795	655	652	1.00	450	600	658	738	684	0.93
合計	85,543	107,991	117,583	109,915	113,167	1.03	70,105	84,448	101,979	110,379	112,219	1.02

20年度比 (倍)	-	1.26	1.37	1.28	1.32	-	-	1.20	1.45	1.57	1.60	-
--------------	---	------	------	------	------	---	---	------	------	------	------	---

注) 平成24年度は、民事法律扶助及び震災法律援助の合計件数。

【資料29】常勤弁護士の司法過疎地域への巡回状況一覧

～旭川地方事務所～

巡回時期	巡回支部	業務内容	法律事務の概要
平成24年 5月	稚内	稚内市無料相談	法律相談
平成24年10月	留萌	民事法律扶助事件	裁判
平成25年 2月	紋別	民事法律扶助事件	裁判
平成25年 2月	紋別	民事法律扶助事件	裁判

【資料30】国選弁護事件受理件数（被疑者）

地方 事務所	平成24年度												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
東京	637	655	661	713	526	556	668	738	465	454	571	588	7,232
多摩	147	185	193	165	140	150	210	216	143	133	144	149	1,975
神奈川	265	408	311	262	217	233	311	317	165	213	210	213	3,125
川崎	59	76	77	47	38	53	49	54	44	35	35	37	604
小田原	61	77	54	56	45	58	75	50	35	51	45	42	649
埼玉	289	373	345	345	263	286	324	299	262	245	275	297	3,603
川越	54	71	69	54	64	47	64	56	29	48	51	41	648
千葉	274	303	335	279	254	256	321	334	224	239	237	259	3,315
松戸	55	78	70	58	52	56	73	51	35	53	50	45	676
茨城	131	144	152	92	98	148	161	120	85	76	89	89	1,385
栃木	113	143	146	110	110	124	133	94	72	94	108	66	1,313
群馬	93	138	130	106	123	143	120	157	113	89	96	85	1,393
静岡	57	81	73	57	45	68	82	51	30	45	65	46	700
沼津	75	90	88	58	60	79	93	72	37	54	53	50	809
浜松	66	80	59	53	67	70	76	56	48	35	53	76	739
山梨	34	54	50	30	30	58	50	30	25	33	20	27	441
長野	53	72	96	70	58	69	81	69	58	58	84	49	817
新潟	57	91	95	78	52	99	78	66	42	77	44	53	832
大阪	555	690	628	512	533	671	700	575	385	499	522	489	6,759
京都	116	192	216	177	134	154	182	165	72	119	139	144	1,810
兵庫	123	153	198	151	122	121	154	161	130	121	149	120	1,703
阪神	61	71	63	48	66	63	56	66	36	54	67	55	706
姫路	52	80	84	65	52	64	75	88	60	61	55	69	805
奈良	51	88	90	81	71	72	99	70	43	64	55	71	855
滋賀	79	83	121	71	57	70	102	85	45	66	84	62	925
和歌山	50	67	53	55	63	41	50	60	43	43	46	51	622
愛知	246	293	313	260	253	278	306	304	160	246	261	250	3,170
三河	72	103	108	98	81	90	127	90	45	85	82	82	1,063
三重	76	88	112	89	66	78	96	73	50	77	85	53	943
岐阜	64	73	74	63	66	66	68	53	42	76	55	70	770
福井	33	42	42	29	32	32	41	25	24	16	35	23	374
石川	40	38	51	56	40	50	47	41	40	32	38	43	516
富山	18	43	29	16	20	28	33	12	22	26	22	28	297
広島	135	163	178	157	122	163	156	190	137	159	132	147	1,839
山口	89	66	77	75	49	54	69	74	36	40	53	50	732
岡山	97	119	136	102	87	104	119	135	106	113	108	101	1,327
鳥取	15	22	33	27	20	21	28	45	29	25	13	23	301
島根	26	31	33	26	22	20	31	25	21	21	21	21	298
福岡	215	252	238	233	182	241	248	249	162	223	204	177	2,624
北九州	105	110	111	82	79	84	102	98	50	54	73	69	1,017
佐賀	42	55	55	54	41	48	55	45	34	41	61	36	567
長崎	42	56	58	45	42	56	64	48	32	37	38	27	545
大分	30	39	46	50	38	48	45	44	28	44	41	10	463
熊本	79	98	145	75	58	86	111	73	60	91	91	60	1,027
鹿児島	42	61	64	52	29	47	65	47	41	56	61	57	622
宮崎	37	58	90	63	25	58	79	55	28	43	74	48	658
沖縄	68	98	110	103	126	122	74	76	67	80	82	94	1,100
宮城	104	117	130	108	90	109	122	89	74	75	98	82	1,198
福島	60	95	97	74	63	97	109	83	81	68	61	59	947
山形	44	36	42	34	48	48	44	28	34	32	40	23	453
岩手	47	44	43	38	49	51	51	40	27	35	48	28	501
秋田	33	27	41	32	37	58	39	28	27	25	31	22	400
青森	44	34	60	46	46	34	54	41	36	21	37	31	484
札幌	154	166	201	148	132	170	173	145	87	125	124	124	1,749
函館	22	35	30	26	25	32	38	19	21	27	21	18	314
旭川	17	32	42	32	39	26	28	23	17	16	21	21	314
釧路	34	49	46	47	35	44	52	33	23	32	30	24	449
香川	53	63	73	67	81	55	55	56	38	51	54	56	702
徳島	15	49	31	40	29	26	33	31	25	16	22	15	332
高知	32	36	55	27	27	22	39	43	18	23	32	29	383
愛媛	56	76	66	60	63	59	68	64	46	51	71	64	744
合計	5,893	7,310	7,517	6,327	5,582	6,414	7,256	6,625	4,494	5,241	5,667	5,338	73,664

(注) 集計日（平成25年5月2日）時点の件数。

【資料31】国選弁護事件受理件数（被告人）

地方 事務所	平成24年度												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
東京	662	698	780	757	762	451	732	736	688	536	485	738	8,025
多摩	97	132	88	137	112	70	117	105	102	86	70	101	1,217
神奈川	146	213	226	204	136	117	220	187	188	128	128	161	2,054
川崎	25	46	52	34	28	27	30	36	19	25	18	26	366
小田原	25	38	42	36	28	26	35	34	25	30	27	29	375
埼玉	167	181	224	217	185	152	184	184	194	125	105	89	2,007
川越	41	32	47	39	30	30	43	23	43	30	15	11	384
千葉	158	219	225	219	222	151	209	230	200	169	136	185	2,323
松戸	43	55	53	53	44	39	59	56	43	31	30	39	545
茨城	98	136	155	113	119	100	119	130	107	88	81	91	1,337
栃木	88	131	144	143	107	94	132	117	123	93	269	325	1,766
群馬	59	115	112	89	79	99	96	98	88	58	61	86	1,040
静岡	35	52	40	47	38	38	43	54	30	31	49	41	498
沼津	39	64	62	58	49	48	69	59	33	35	30	40	586
浜松	40	55	49	39	35	41	70	58	48	23	27	52	537
山梨	27	47	55	40	27	34	41	38	40	39	19	29	436
長野	69	76	105	68	75	58	70	78	96	69	75	78	917
新潟	51	59	66	63	36	56	61	57	70	62	47	47	675
大阪	594	703	671	576	644	545	736	706	572	532	539	642	7,460
京都	107	101	137	117	115	87	120	120	95	67	103	104	1,273
兵庫	77	101	128	99	108	63	116	110	112	69	111	88	1,182
阪神	45	61	75	50	37	65	57	59	58	33	39	49	628
姫路	45	72	81	66	69	54	78	94	90	45	53	55	802
奈良	35	64	59	82	74	37	81	68	57	52	51	40	700
滋賀	52	52	69	54	54	41	77	72	49	45	54	64	683
和歌山	28	58	53	46	57	45	70	41	52	61	45	43	599
愛知	196	231	276	222	248	197	262	252	233	154	215	233	2,719
三河	67	77	95	98	81	48	96	91	68	53	60	70	904
三重	45	71	84	63	71	48	71	86	62	54	79	61	795
岐阜	40	58	60	52	40	41	48	49	37	61	40	51	577
福井	23	27	20	26	24	22	32	33	24	16	20	30	297
石川	40	50	46	45	41	49	44	42	41	31	24	45	498
富山	29	45	29	28	30	21	31	18	13	15	27	26	312
広島	136	127	122	119	125	81	114	121	140	98	89	107	1,379
山口	63	56	55	47	44	42	58	64	48	25	36	63	601
岡山	80	97	93	88	86	68	98	82	105	80	65	92	1,034
鳥取	14	20	24	32	15	30	19	45	32	17	24	16	288
島根	31	33	31	28	18	13	22	23	28	23	23	17	290
福岡	176	220	196	198	219	150	246	223	210	178	173	180	2,369
北九州	66	74	83	64	77	47	79	88	64	51	57	33	783
佐賀	39	39	43	29	42	30	41	39	47	29	31	47	456
長崎	42	48	51	46	53	52	43	54	49	52	30	36	556
大分	35	31	40	43	49	33	46	47	46	34	39	19	462
熊本	61	65	123	101	75	69	103	94	64	61	78	58	952
鹿児島	46	45	55	48	39	38	62	60	52	47	49	43	584
宮崎	32	46	49	76	45	17	62	49	48	36	37	41	538
沖縄	34	62	74	77	65	66	87	75	64	66	51	84	805
宮城	57	82	97	81	93	60	78	109	82	71	64	76	950
福島	70	55	67	69	56	55	73	83	71	54	37	56	746
山形	33	36	49	21	31	39	38	33	37	29	24	35	405
岩手	36	35	37	36	42	32	33	40	35	25	21	33	405
秋田	24	31	35	39	21	28	35	27	22	18	20	27	327
青森	37	33	49	47	42	27	40	49	43	19	23	27	436
札幌	104	134	149	121	126	100	156	142	146	93	114	127	1,512
函館	10	15	27	15	23	23	27	24	17	22	27	22	252
旭川	11	19	31	22	18	20	20	24	23	9	15	16	228
釧路	21	30	35	32	36	43	57	41	28	16	27	26	392
香川	78	81	82	74	86	68	64	78	82	58	69	77	897
徳島	28	23	35	30	23	26	21	28	34	27	19	26	320
高知	32	40	52	29	30	20	43	42	34	22	23	33	400
愛媛	70	74	92	76	61	61	57	68	74	69	49	60	811
合計	4,759	5,771	6,284	5,668	5,445	4,332	6,071	5,973	5,425	4,275	4,446	5,246	63,695

（注）被告人の件数は、裁判所から被告人国選の指名通知依頼を「受理」した件数だけでなく、被疑者国選を受任した弁護士が被告人国選まで継続受任した件数も含んでいる。なお、被疑者から継続受任の場合は、被告人国選事件終了後に当該弁護士から報告を得て、遡ってデータを登録する場合があるため、後日、件数が増加することとなる。従って上記は集計日（平成25年5月2日）時点の件数である。

【資料32】常勤弁護士就職説明会等実施状況(平成24年度)

日本弁護士連合会、単位弁護士会における日本司法支援センター説明会				
	実施時期	実施場所	対象者	参加者数(注2)
1	平成24年9月	東京都	司法試験合格者	200人
2	10月	大阪府	司法試験合格者	150人
3	10月	東京都	司法試験合格者	100人
4	11月	福岡県	司法修習生	70人
5	平成25年1月	宮城県	司法修習生	70人
6	1月	北海道	司法修習生	70人
日本司法支援センターによる常勤弁護士就職説明会				
	実施時期	実施場所	対象者	参加者数(注2)
7	平成24年10月	東京都	司法試験合格者	170人
8	11月	大阪府	司法修習生	80人
9	平成25年1月	東京都	司法修習生	30人
法科大学院における日本司法支援センター説明会				
	実施時期	実施場所	対象者	参加者数(注2)
10	平成24年4月	東京都	法科大学院生	40人
11	4月	東京都	法科大学院生	30人

注1) 日本司法支援センターによる常勤弁護士就職説明会は、このほかに、常勤弁護士が配置されている各日本司法支援センター法律事務所等でも、随時実施している。

注2) 参加者数については、配布資料部数を参加者数としている説明会がある。

【資料33】平成24年度司法研修所選択型実務修習受入状況

番号	修習タイプ名	受入先事務所	受入時期	受入人数	
1	法テラス大規模型事務所修習	東京地方事務所	平成24年9月18日～9月21日	6名	
2			平成24年10月15日～10月19日	4名	
3		大阪地方事務所	平成24年8月27日～8月31日	3名	
4			平成24年10月1日～10月5日	3名	
5	法テラス中規模型事務所修習	千葉地方事務所	平成24年9月10日～9月21日	1名	
6		福岡地方事務所	平成24年8月27日～8月31日	3名	
7	法テラス小規模型事務所修習	静岡地方事務所	平成24年8月6日～8月10日	2名	
8		静岡地方事務所沼津支部	平成24年9月10日～9月14日	2名	
9		静岡地方事務所浜松支部	平成24年8月27日～8月31日	2名	
10			平成24年10月22日～10月26日	2名	
11		長野地方事務所	平成24年10月1日～10月5日	1名	
12			平成24年10月15日～10月19日	1名	
13		滋賀地方事務所	平成24年9月3日～9月7日	1名	
14		和歌山地方事務所	平成24年8月6日～8月10日 平成24年8月20日～8月31日	1名	
15			平成24年9月10日～9月21日	1名	
16		広島地方事務所	平成24年10月1日～10月5日	1名	
17		島根地方事務所	平成24年8月6日～8月10日	2名	
18			平成24年10月1日～10月5日	2名	
19		長崎地方事務所	平成24年10月15日～10月19日	2名	
20		沖縄地方事務所	平成24年10月15日～10月19日	2名	
21		釧路地方事務所	平成24年9月3日～9月7日	1名	
22		香川地方事務所	平成24年9月3日～9月14日	2名	
23			平成24年10月1日～10月12日	2名	
24		高知地方事務所	平成24年9月14日～9月21日	4名	
25		愛媛地方事務所	平成24年8月20日～8月24日	2名	
26		法テラス過疎地型事務所修習	下田地域事務所	平成24年9月3日～9月7日	1名
27				平成24年10月22日～10月26日	1名
28			佐渡地域事務所	平成24年8月1日～8月9日	1名
29				平成24年10月9日～10月22日	1名
30			南和地域事務所	平成24年9月18日～9月21日	2名
31				平成24年10月9日～10月12日	1名
32	壱岐地域事務所		平成24年8月6日～8月10日	1名	
33	五島地域事務所		平成24年8月20日～8月24日	1名	
34			平成24年10月1日～10月5日	1名	
35	対馬地域事務所		平成24年7月31日～8月13日	1名	
36	高森地域事務所等		平成24年10月1日～10月5日	1名	
37	法テラス扶助国選型事務所修習		熊谷地域事務所	平成24年7月31日～8月10日	1名

【資料34】平成24年度法科大学院エクスターンシップ実習受入状況

番号	法科大学院名	受入先事務所	受入時期	受入人数	
1	大阪学院大学法科大学院	滋賀地方事務所	平成24年8月27日～9月7日	1名	
2	学習院大学法科大学院	千葉地方事務所	平成24年8月6日～8月10日	1名	
3	慶應義塾大学法科大学院	東京地方事務所	平成24年8月13日～8月17日	各1名	
4			平成24年8月20日～8月24日		
5			平成24年8月27日～8月31日		
6			平成24年9月3日～9月7日		
7			平成24年9月10日～9月14日		
8		さいたま地方事務所	平成24年8月13日～8月17日	1名	
9			平成24年9月3日～9月7日	1名	
10		栃木地方事務所	平成24年9月3日～9月7日	1名	
11		静岡地方事務所	平成24年8月27日～8月31日	1名	
12		岐阜地方事務所	平成24年9月3日～9月7日	1名	
13		福岡地方事務所北九州支部	平成24年9月5日～9月9日	1名	
14		福島地方事務所	平成24年8月20日～8月24日	1名	
15		秩父地域事務所	平成24年9月5日～9月12日	1名	
16		牛久地域事務所	平成24年8月30日～9月5日	2名	
17		佐渡地域事務所	平成24年9月10日～9月14日	1名	
18		対馬地域事務所	平成24年9月3日～9月7日	1名	
19		上智大学法科大学院	愛知地方事務所	平成24年9月3日～9月7日	1名
20		専修大学法科大学院	千葉地方事務所	平成24年9月3日～9月14日	1名
21	創価大学法科大学院	東京地方事務所多摩支部	平成24年9月3日～9月7日	1名	
22	國學院大学法科大学院	熊谷地域事務所	平成24年9月3日～9月7日	1名	
23		むつ地域事務所	平成24年9月3日～9月7日	1名	
24	一橋大学法科大学院	静岡地方事務所浜松支部	平成24年8月13日～8月17日	1名	
25	法政大学法科大学院	東京地方事務所	平成24年8月27日～8月31日	1名	
26		長野地方事務所	平成24年9月3日～9月7日	1名	
27	九州大学法科大学院	福岡地方事務所	平成24年8月20日～8月24日	1名	
28	明治大学法科大学院	千葉地方事務所	平成24年8月20日～8月31日	1名	
29	琉球大学法科大学院	沖縄地方事務所	平成24年9月24日～9月28日	2名	
30	大宮法科大学院大学	兵庫地方事務所阪神支部	平成24年8月22日～8月28日	1名	
31	南山大学大学院	可児地域事務所	平成24年8月6日～8月19日	1名	
32		中津川地域事務所	平成24年8月6日～8月19日	1名	
33	東北学院大学大学院	島根地方事務所	平成24年9月3日～9月7日	1名	

【資料35】犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移

	平成21年 4月1日	平成22年 4月1日	平成23年 4月1日	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日
東京	229	269	321	335	228
神奈川	25	49	78	79	148
埼玉	28	30	34	34	35
千葉	43	43	56	102	92
茨城	31	39	43	49	54
栃木	22	22	31	40	42
群馬	25	25	25	25	25
静岡	34	34	38	52	77
山梨	15	15	14	27	32
長野	42	76	76	75	75
新潟	33	33	47	51	55
大阪	93	90	91	97	96
京都	51	84	94	104	107
兵庫	59	64	63	66	65
奈良	11	20	21	21	44
滋賀	10	10	10	17	18
和歌山	28	28	29	36	35
愛知	60	71	81	106	107
三重	32	32	31	31	31
岐阜	17	21	22	36	39
福井	22	21	23	33	35
石川	28	28	27	32	40
富山	11	11	11	11	11
広島	10	11	12	22	19
山口	16	16	16	16	16
岡山	29	29	27	42	41
鳥取	11	11	10	21	21
島根	14	13	16	17	20
福岡	149	177	187	196	217
佐賀	28	30	32	27	27
長崎	15	15	24	28	34
大分	14	30	42	49	51
熊本	14	18	26	27	25
鹿児島	29	29	27	28	30
宮崎	19	19	19	27	28
沖縄	12	11	11	11	11
宮城	20	19	24	31	31
福島	21	21	27	35	25
山形	20	20	19	30	31
岩手	28	28	27	26	24
秋田	32	33	32	32	38
青森	4	20	21	22	21
札幌	28	41	44	81	91
函館	14	13	12	16	18
旭川	5	6	5	7	16
釧路	17	17	17	19	19
香川	23	37	26	28	31
徳島	23	23	23	36	35
高知	11	18	17	12	20
愛媛	15	19	19	19	23
合計	1,570	1,839	2,028	2,364	2,454

【資料36】被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

	平成21年 4月1日	平成22年 4月1日	平成23年 4月1日	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日
東京	181	237	283	335	363
神奈川	67	84	106	128	149
埼玉	31	43	52	59	54
千葉	78	79	76	114	161
茨城	34	46	52	76	82
栃木	19	22	40	56	64
群馬	38	39	40	51	52
静岡	36	37	38	43	44
山梨	18	19	18	28	34
長野	51	61	78	92	92
新潟	33	45	56	69	83
大阪	85	107	125	132	134
京都	50	62	57	91	122
兵庫	41	50	58	64	82
奈良	16	43	45	52	37
滋賀	19	19	20	27	30
和歌山	26	26	28	35	34
愛知	77	79	79	110	117
三重	27	32	38	38	44
岐阜	16	19	20	27	32
福井	18	20	26	29	37
石川	16	30	30	38	39
富山	16	17	17	19	19
広島	44	52	58	88	91
山口	42	46	55	57	66
岡山	22	22	23	38	44
鳥取	23	23	21	23	23
島根	18	20	23	27	29
福岡	102	138	156	164	191
佐賀	29	30	37	37	50
長崎	59	58	60	68	71
大分	30	39	49	58	58
熊本	70	86	100	103	115
鹿児島	33	39	30	36	33
宮崎	47	52	53	84	81
沖縄	27	26	27	29	30
宮城	25	25	35	43	44
福島	19	22	23	23	26
山形	26	26	32	36	37
岩手	27	28	25	25	36
秋田	13	15	14	18	25
青森	4	20	16	24	24
札幌	52	72	72	102	110
函館	11	15	16	20	26
旭川	20	24	28	38	43
釧路	19	24	28	34	39
香川	17	19	26	28	29
徳島	29	28	29	47	46
高知	12	19	23	20	31
愛媛	31	35	35	31	32
合計	1,844	2,219	2,476	3,014	3,335

【資料37】常勤弁護士・内定者に対する本部実務研修実施状況

1 法曹経験のある常勤弁護士対象

(1)内定者業務研修

＜実施日：平成24年10月18日＞

講義	総合法律支援法の概要
講義	国選弁護・付添業務について
講義	民事法律扶助業務について
講義	受託業務概要
講義	会計事務について
講義	情報提供業務について

(2) 業務研修等

＜実施日：平成24年4月19日～20日＞

参加型研修	公判準備研修
講義	司法ソーシャルワークについて

＜実施日：平成24年8月9日～10日

参加型研修	法廷弁護技術研修
講義	裁判員裁判における法廷弁護活動

＜実施日：平成24年9月13日＞

事例研究	責任能力を争う事件の注意点
事例研究	直接主義の実質化
事例研究	行為責任を基礎とした量刑
事例研究	共犯事件における行為責任
事例研究	不定期刑についての量刑意見
事例研究	共犯事件における弁論の分離・併合

＜実施日：平成24年11月8日～9日＞

参加型研修	民事実務演習(労働)
講義	原発ADRについて
講義	行政ADRを活用した紛争解決について(公害紛争処理制度の活用)
講義	民事介入暴力
講義	成年後見

＜実施日：平成24年12月10日～11日＞

講義	面接技法(1)・(2)
講義	精神医科学
講義	事例検討会
参加型研修	法律相談ロールプレイ
参加型研修	フィードバック・グループディスカッション
参加型研修	全体ディスカッション

2 司法修習終了直後に採用した新人常勤弁護士対象

(1)新任業務研修

＜実施日：平成25年1月17日～18日＞

講義	民事法律扶助の概説
講義	犯罪被害者支援について
講義	常勤弁護士の職務について
講義	常勤弁護士として勤務するということ
講義	各種手続について(1)・(2)
講義	国選弁護・付添業務概説
講義	受託業務の概要
講義	総合法律支援法の概説
講義	会計事務について
講義	情報提供業務について
講義	法テラスにおける接遇の在り方

(2) 定期基礎研修

ア 新64期常勤弁護士対象 定期基礎研修

＜実施日：平成24年7月19日～20日＞

参加型研修	実務研修(民事編)
参加型研修	実務研修(刑事編)
参加型研修	パネルディスカッション
参加型研修	グループディスカッション
講義	先輩常勤弁護士の体験談
事例研究	事例相談

イ 新第65期常勤弁護士対象 定期基礎研修

<実施日:平成25年2月14日～15日>

参加型研修	民事実務演習(1)
参加型研修	刑事実務演習(1)
講義	弁護士倫理
参加型研修	グループディスカッション
参加型研修	民事実務演習(2)
参加型研修	刑事実務演習(2)
講義	先輩常勤弁護士の体験談
事例研究	事例相談

(3)赴任前業務研修

<実施日:平成24年10月19日>

講義	赴任後に使用する書式について
講義	赴任後の業務関係について
講義	法律事務所の会計について
講義	情報セキュリティについて
講義	地方事務所職員・法律事務所事務職員との関わり方について
講義	スタッフの日常業務支援(養成事務所、赴任先事務所での業務遂行上の留意点と支援室でのサポート体制)
講義	障害者への理解と関わり方

3 ブロック別研修

◎九州(福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄)

<実施日:平成24年4月6日>

講義	被害者支援と無罪事件の報告
参加型研修	高齢者・障害者の事例を題材とするバス・セッション

◎関東B(東京・千葉・静岡・長野)

<実施日:平成24年5月13日～14日>

経験交流ゼミ	参加者が扱った事件の報告及び検討
経験交流ゼミ	法テラス千葉法律事務所の弁護士が担当した刑事事件の報告及び検討
講義	千葉県地域生活定着支援センターの担当者による、障害者及び高齢者の刑事弁護における同センターとの連携について
参加型研修	千葉県地域生活定着支援センター及び法テラス千葉法律事務所等の施設見学及びこれに付随する講義等

◎関東A(埼玉・茨城・栃木・群馬・新潟)

<実施日:平成24年5月25日>

講義	被虐待児、保護者のいない児童の保護システム
参加型研修	被虐待児、保護者のいない児童の保護システムについてケース検討
経験交流ゼミ	スタッフ意見交換

◎中部(愛知・三重・岐阜・福井・富山)

<実施日:平成24年5月26日>

経験交流ゼミ	裁判員裁判事例事件
経験交流ゼミ	遺産分割事件事例報告
経験交流ゼミ	2度目の執行猶予が付いた事例
経験交流ゼミ	国家賠償事件事例報告
経験交流ゼミ	クレプトマニアの刑が軽減された事例
経験交流ゼミ	強盗殺人事件経過報告
経験交流ゼミ	意見交換

◎近畿(大阪・兵庫・京都・奈良・滋賀・和歌山)

<実施日:平成24年6月1日>

講義	労働事件のノウハウ
経験交流ゼミ	常勤弁護士が経験した事例についての報告及び意見交換
経験交流ゼミ	意見交換会

◎四国(香川・徳島・高知・愛媛)

<実施日:平成24年6月9日～10日>

経験交流ゼミ	刑事事件に関する活動報告及び意見交換
経験交流ゼミ	民事事件に関する活動報告及び意見交換
経験交流ゼミ	その他活動(連携等)に関する活動報告及び意見交換
講義	刑事精神鑑定の経験から

◎中国(広島・山口・鳥取・島根)
 <実施日:平成24年7月25日>

講義	高齢者・障害者の問題に関する講義と意見交換
講義	生活保護の問題に関する講義と意見交換

◎中部(愛知・三重・岐阜・福井・富山)
 <実施日:平成24年8月4日>

経験交流ゼミ	労働事件を中心とした事例報告
経験交流ゼミ	外国人研修生技能実習生問題
経験交流ゼミ	労働審判
経験交流ゼミ	労働委員会のあっせん
経験交流ゼミ	関係諸機関との連携についての事例報告
経験交流ゼミ	関係諸機関との連携について
経験交流ゼミ	中部ブロック常勤弁護士間の経験交流

◎北海道・東北(北海道・福島・山形・岩手・秋田・青森)
 <実施日:平成24年8月24日～25日>

講義	社会的包摂理念とパーソナルサポーターサービスの実務
経験交流ゼミ	活動報告及び質疑応答、スタッフ間の情報交換等

◎近畿(大阪・兵庫・京都・奈良・滋賀・和歌山)
 <実施日:平成24年8月27日>

経験交流ゼミ	報告及び意見交換
講義	高齢者・障害者事件実務について

◎九州(福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄)
 <実施日:平成24年10月19日>

講義	地域生活定着支援センター事業について
講義	福祉・介護サービスに関する知識と弁護士の役割

◎中国(広島・山口・鳥取・島根)
 <実施日:平成24年11月2日>

参加型研修	倉吉病院の施設見学及び精神保健福祉士の講義、常勤弁護士の事例報告、意見交換
参加型研修	倉吉児童相談所の施設見学及び児童相談所職員との意見交換

◎中部(愛知・三重・岐阜・福井・富山)
 <実施日:平成24年11月3日>

経験交流ゼミ	否認事件の弁護活動(主に反対尋問)～具体例の検証
経験交流ゼミ	外国人の家事事件
経験交流ゼミ	外国人(主に韓国籍・朝鮮籍)の家事手続～離婚・相続放棄の実例を通じて
経験交流ゼミ	日本弁護士連合会委託法律援助を利用した生活保護廃止決定に対する審査請求
経験交流ゼミ	具体的事例から学ぶ反省点と今後の教訓～不貞慰謝料請求事件、刑事事件等を題材にして
経験交流ゼミ	全国経験交流会の報告等

◎四国(香川・徳島・高知・愛媛)
 <実施日:平成24年11月3日～4日>

経験交流ゼミ	民事事件に関する活動報告及び意見交換(各常勤弁護士による活動報告及び意見交換)
経験交流ゼミ	その他の活動(連携等)に関する活動報告及び意見交換
講義	元家庭裁判所調査官から見た少年事件における付添人活動について
経験交流ゼミ	刑事事件に関する活動報告及び意見交換(各常勤弁護士による活動報告及び意見交換)

◎関東A(埼玉・茨城・栃木・群馬・新潟)
 <実施日:平成24年11月16日>

講義	涉外家事
経験交流ゼミ	関東Aブロック常勤弁護士の経験交流

◎関東B(東京・千葉・静岡・長野)
 <実施日:平成24年11月16日～17日>

講義	少年事件における弁護士に期待される役割について
参加型研修	法テラス静岡法律事務所見学
経験交流ゼミ	各地における関係機関及び弁護士会との連携の活動報告、意見交換等

◎近畿(大阪・兵庫・京都・奈良・滋賀・和歌山)
 <実施日:平成24年11月22日>

講義	生活保護のノウハウ
経験交流ゼミ	意見交換会

◎中部(愛知・三重・岐阜・福井・富山)

<実施日:平成25年2月2日>

経験交流ゼミ	可児貧困ビジネス訴訟について
経験交流ゼミ	生活困窮者に対する建物明渡請求について
経験交流ゼミ	刑事事件の示談対応について
経験交流ゼミ	社会復帰後の環境整備等について
経験交流ゼミ	被害弁償が困難な場合の対応について
経験交流ゼミ	否認事件(不起訴処分)について

◎近畿(大阪・兵庫・京都・奈良・滋賀・和歌山)

<実施日:平成25年2月25日>

経験交流ゼミ	意見交換会
講義	障がい者の刑事事件について
経験交流ゼミ	意見交換会(常勤弁護士が経験した事例について報告及び意見交換)

◎関東A(埼玉・茨城・栃木・群馬・新潟)

<実施日:平成24年3月1日>

講義	障害者支援を取り巻く現状と問題
経験交流ゼミ	事例報告・検討
経験交流ゼミ	常勤弁護士意見交換

◎中国(広島・山口・岡山・鳥取・島根)

<実施日:平成25年3月8日>

講義	行刑についての講義
参加型研修	島根あさひ社会復帰促進センターの施設見学
参加型研修	島根あさひ社会復帰促進センター職員との意見交換

◎九州(福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄)

<実施日:平成25年3月22日>

講義	裁判員裁判事件(無罪判決)について
講義	家事事件手続法

◎北海道・東北(北海道・福島・山形・岩手・秋田・青森)

<実施日:平成25年3月22日~23日>

経験交流ゼミ	パーソナリティ障害対応研修の報告
経験交流ゼミ	「難しいパーソナリティの依頼者対応経験交流会」事例報告・質疑応答
経験交流ゼミ	活動報告会等

【資料38】平成24年度地方協議会開催一覧

地方事務所名	開催日時		主な議題等	参加者数
東京 (多摩支部)	平成24年9月12日	13:30～15:30	社会福祉協議会と法テラス多摩との懇談会	30名
東京 (多摩支部)	平成24年11月15日	13:30～15:30	業務状況、アンケート結果について、法テラスの利用について(自治体住民相談窓口担当部署対象)	16名
東京	平成25年1月31日	14:00～16:30	事業報告と法テラス利用方法、関係機関との連携における常勤弁護士の役割について「司法ソーシャルワークと福祉との連携」	131名
東京 (多摩支部)	平成25年3月12日	13:30～15:30	消費生活センターとの連携構築強化を図るための業務説明及び意見交換	7名
神奈川 (川崎支部)	平成24年11月21日	14:00～16:00	講演「弁護士によるDV被害者支援の現状」(川崎総合法律事務所 本田 正男 弁護士)、講演「DV被害者支援とシェルター生活の状況について」(特定非営利活動法人 グループ・ピボ副代表 北澤 朱實)、業務報告、質疑応答・意見交換	28名
神奈川 (小田原支部)	平成24年11月22日	15:00～16:30	基調報告「児童虐待問題と法テラス」、基調報告「ドメスティック・バイオレンス(DV)」、質疑応答	33名
神奈川	平成24年11月27日	14:30～17:00	基調報告「DV被害者への支援及び法テラスとの連携方法～DV被害者とその影響下で育成された子どもへの影響について～」、意見交換	88名
埼玉	平成24年11月8日	14:00～16:40	実績報告、関係機関との連携について、スタッフ弁護士、窓口対応専門職員、関係機関の職員から報告	138名
埼玉 (川越支部)	平成24年11月21日	14:00～15:10	業務説明及び実績報告、事前アンケート結果報告、スタッフ弁護士からの報告、意見交換	28名
埼玉	平成25年1月17日	14:00～16:20	業務概要説明、基調報告「労働問題の法的解決について」、「高齢者・障害者虐待について」、「法テラス秩父の利用方法について」	16名
千葉	平成25年2月18日	14:00～16:00	「スタッフ弁護士による司法ソーシャルワーク」、「高齢者・障害者出張法律相談の運用実績」、質疑応答・意見交換	56名
茨城	平成24年11月12日	13:30～15:50	業務報告、講演会「自殺予防の基礎知識」(筑波大学 医学医療系 災害精神支援学 高橋祥友教授)、意見交換会、記者レク	96名
茨城	平成25年2月28日	13:00～15:00	基調報告、意見交換会	5名
栃木	平成25年2月18日	14:00～16:00	組織と業務の概要、業務実績、アンケートに基づく報告と意見交換「法テラスと関係機関団体との連携協力関係の在り方について～高齢者をめぐる諸問題をテーマに」(コーディネーター:田名部副所長)	12名
群馬	平成24年11月2日	13:00～15:30	業務説明及び実績報告、スタッフ弁護士による活動報告、関係機関による事業報告、事前アンケートの結果報告	64名
静岡 (浜松支部)	平成25年2月4日	14:00～16:00	業務実績報告及び利用方法について、常勤弁護士活動状況、関係機関との更なる連携を目指して	57名
静岡 (沼津支部)	平成25年2月21日	14:00～16:00	報告、寸劇、意見交換、質疑応答	27名
静岡	平成25年2月22日	14:00～16:30	民事事件(離婚問題)を巡る寸劇「法テラスの利用方法について」を通して、情報提供から民事法律扶助相談援助から代理援助への一連の流れを説明	67名
山梨	平成24年10月18日	14:00～16:30	業務報告、講演「高齢者・障害者の権利擁護における法テラスの役割」、関係機関・団体による取組の紹介	78名
長野	平成24年11月1日	13:30～15:45	法テラスの支援制度説明、スタッフ弁護士による対応事例紹介、各機関の支援状況説明、参加機関窓口の支援業務に対する質問等意見交換	21名
新潟	平成24年7月24日	14:00～16:00	業務説明、意見交換、後見人制度に関する事例検討等(参加者は佐渡地区の市役所、社会福祉協議会、特別支援学校、特別支援学級)。	15名
新潟	平成24年11月27日	13:30～15:30	業務説明、新潟県弁護士会及び新潟県司法書士会から活動状況報告、自己破産、離婚、成年後見人の選任申立てに関する事例説明	24名
大阪	平成25年1月28日	13:00～15:00	業務実績等報告、高齢者・障害者に対する法的援助の充実に向けて意見交換・質疑応答	59名
京都	平成25年1月18日	13:30～15:35	活動概況、講演「障害者福祉の現場から」(京都市発達障害者支援センター「かがやき」副センター長 澤 月子)、講演「高齢者福祉の現場から」(京都市長寿福祉課地域包括ケア・在宅福祉担当課長 松尾 晃一)	31名
兵庫	平成24年10月30日	14:00～16:00	労働問題への取組についてスタッフ弁護士による労働問題ロールプレイ	23名
兵庫	平成25年2月20日	13:30～16:00	業務報告、スタッフ弁護士によるロールプレイ(模擬法律相談)、司法過疎対策(巡回相談・出張相談)について	65名
奈良	平成25年2月27日	13:30～16:00	事例発表、小グループに分かれてのグループ・ディスカッション	122名
奈良	平成25年3月14日	13:30～16:00	事例発表、小グループに分かれてのグループ・ディスカッション	12名
滋賀	平成24年11月26日	14:00～16:00	業務説明会(業務状況報告及び質疑応答)、事例検討会(関係機関・団体の取組を席上報告)、各事例について法テラスの取組の説明	46名
和歌山	平成24年10月29日	13:30～15:30	基調講演「成年後見の基礎と実務」(和歌山地方事務所民事担当副所長 金原 徹雄)、民事法律扶助業務を中心とする利用方法の説明、事前アンケートに基づく質疑応答と意見交換	87名

地方事務所名	開催日時		主な議題等	参加者数
和歌山	平成25年1月24日	13:30～15:30	基調講演「成年後見の基礎と実務」(和歌山弁護士会高齢者・障害者支援センター運営委員会委員 木戸 貴絵 弁護士)、「法テラスの利用のすすめ」、今後の連携の在り方等、意見交換	51名
愛知 (三河支部)	平成24年11月28日	13:30～16:00	事業報告、講演「司法ソーシャルワーク」(法テラス東京法律事務所常勤弁護士 太田 晃弘)、意見交換会	33名
愛知	平成25年1月24日	13:30～16:30	業務内容、業務実績説明、講演「司法ソーシャルワーク」(法テラス東京法律事務所常勤弁護士 太田 晃弘)、事前アンケートに基づく説明	63名
三重	平成24年10月3日	14:00～16:00	伊賀市、名張市の情報提供窓口機関として登録されている関係機関の相談窓口担当者との意見交換	12名
岐阜	平成24年11月29日	13:30～16:00	業務説明(法テラスの利用方法について)、事前アンケートに基づく意見交換、質疑応答	35名
福井	平成24年12月5日	13:30～15:30	業務説明、高齢者・障害者の法律問題について(福井県弁護士会人権擁護委員会高齢者障害者部会長)、事前アンケートに基づき意見交換	25名
石川	平成24年7月23日	13:30～15:00	民事法律扶助及び東日本大震災法律援助事業の案内、各機関・団体の取組状況の報告	26名
石川	平成24年9月25日	13:30～15:00	民事法律扶助及び東日本大震災法律援助事業の案内、各機関・団体の取組状況の報告、窓口相談全般に関する意見交換	8名
石川	平成24年11月12日	13:30～15:00	各機関・団体における取組状況の報告、民事法律扶助及び東日本大震災法律援助事業の案内。(加賀地区)	3名
富山	平成24年11月2日	14:00～16:30	支援センターの概要及び事業内容説明、常勤弁護士からの取扱事例の紹介、講演「常勤弁護士制度の意義と役割」(講師:本部特別参与 藤井範弘)	31名
富山	平成25年3月14日	14:00～15:30	業務状況等報告、意見交換、講演「家庭を巡るトラブルでの司法制度利用と「家事事件手続法」の施行」(講師:富山家庭裁判所判事 櫛橋直幸、同主任書記官 田中 裕)	22名
広島	平成24年6月20日	13:30～15:30	業務実績報告、法律事務所活動報告、関係機関の連携の在り方について	77名
広島	平成25年2月1日	13:00～15:30	出席機関の状況報告、意見交換「事例をもとにした連携の在り方」	15名
山口	平成24年10月19日	14:00～15:30	業務実績報告、常勤弁護士による事例を交えた法テラス利用の説明、参加関係機関からのお知らせ	121名
岡山	平成24年6月22日	10:00～11:30	中国財務局岡山財務事務所職員を対象とした法テラスの業務説明と多重債務の実例について	30名
岡山	平成24年8月17日	13:30～16:00	介護支援専門員及び自治体職員を対象とした業務説明と高齢者への相談やケアプラン作成に役立つ知識として成年後見制度、相続等についての情報提供	60名
岡山	平成24年8月23日	14:30～16:00	介護支援専門員及び自治体職員を対象とした業務説明と法テラス活用方法及び弁護士費用に関する援助制度の流れの説明	80名
岡山	平成24年10月3日	15:00～16:45	介護支援専門員及び自治体職員を対象とした業務説明と成年後見制度や法テラス活用の仕方、弁護士費用に関する援助制度の流れの説明	20名
岡山	平成24年10月13日	14:30～16:00	多言語相談員及び自治体職員を対象とした業務説明と生活相談事例を基に関係する法律と相談に役立つポイントの紹介	7名
岡山	平成24年12月3日	15:00～16:00	民生委員及びよろず相談員、社会福祉協議会職員を対象とした業務説明と弁護士から見た「相続」についての説明	16名
鳥取	平成24年11月9日	13:30～15:40	業務説明、実績報告、法律相談・民事法律扶助利用の流れの説明、常勤弁護士活動事例報告、事前アンケートに基づく質疑応答・意見交換、会議内容を受けての質疑応答・意見交換	13名
鳥取	平成24年11月19日	13:30～16:00	業務説明、実績報告、法律相談・民事法律扶助利用の流れの説明、常勤弁護士活動事例報告、事前アンケートに基づく質疑応答・意見交換、協議内容を受けての質疑応答・意見交換	12名
鳥取	平成24年11月28日	13:40～15:40	業務報告、常勤弁護士活動事例報告、事前アンケートに基づく質疑応答・意見交換、協議内容を受けての質疑応答・意見交換	26名
島根	平成24年5月30日	13:30～15:30	業務実績報告、講演「消費者問題について～近時の事例をもとに」、意見交換・質疑応答	53名
島根	平成24年11月26日	13:30～15:30	業務活動報告、スタッフ弁護士活動報告、関係機関との意見交換	21名
福岡	平成24年11月26日	14:00～16:00	業務実績報告、基調講演「DV被害者支援の取組と今後の課題」(福岡県弁護士会 佐木 さくら 弁護士)、パネルディスカッション(パネリスト:福岡県警察、福岡県女性相談所、福岡市児童相談所、福岡県弁護士会においてDV被害者支援に携わっている担当者)	104名
福岡 (北九州支部)	平成24年12月3日	14:00～16:00	業務実績報告、常勤弁護士及び常勤弁護士とともに連携して事案の解決に当たった福祉関係者から「地域福祉の観点から、関係機関・団体による包括的支援の在り方」に関する事例報告	66名
佐賀	平成24年12月10日	13:30～15:30	業務説明、事前アンケートに基づく意見交換会	22名
佐賀	平成25年2月14日	13:30～16:30	厚生労働省佐賀労働局との共催による、業務説明、活動状況報告、関係機関の諸制度の説明及び運用状況の報告と意見交換	18名
長崎	平成25年2月27日	13:30～16:00	常勤弁護士の活動及び連携事例紹介、長崎県弁護士会法教育委員会の活動及び連携事例を寸劇で紹介、質疑応答及び意見交換	46名
大分	平成24年7月18日	13:30～16:00	中津市、宇佐市、豊後高田市の関係機関と法テラスとの連携強化、業務説明、意見交換	25名

地方事務所名	開催日時		主な議題等	参加者数
大分	平成24年11月21日	13:30～16:00	豊後大野市、竹田市の関係機関と法テラスとの連携強化、業務説明、意見交換	12名
大分	平成25年2月21日	13:30～16:00	平成24年度業務報告、法テラス業務説明、意見交換	11名
熊本	平成24年12月7日	14:00～16:00	業務概要説明、事例検討「高齢者の虐待問題について」、「高齢者の消費者問題について」	53名
鹿児島	平成25年3月15日	13:30～15:30	業務実績報告、講演「『成年後見の相談』及び「法テラス及び法律家の活用」について」(講師:鹿児島県司法書士会 芝田 淳 司法書士)	95名
宮崎	平成24年12月19日	14:00～16:30	業務概況説明、関係機関との意見交換、質疑応答。(県央地区)	48名
宮崎	平成25年2月25日	14:00～15:20	事前アンケートに基づく意見交換会。(県西地区)	10名
宮崎	平成25年2月5日	14:00～15:30	事前アンケートに基づく意見交換会。(県北地区)	19名
沖縄	平成25年3月6日	10:00～12:00	業務説明、沖縄弁護士会法律相談センター、沖縄県司法書士会総合相談センターの紹介、ケース紹介、参加機関の窓口紹介	35名
宮城	平成24年7月26日	13:15～15:15	震災特例法を中心とした業務説明、出張所の活動について(仙台サポートダイヤルの説明)、意見交換会、質疑応答	23名
宮城	平成24年9月18日	13:00～14:45	震災特例法を中心とした業務説明、出張所の活動について(仙台サポートダイヤルの説明)、意見交換会、質疑応答	24名
宮城	平成24年10月16日	13:00～15:15	震災特例法を中心とした業務説明、出張所の活動について(仙台サポートダイヤルの説明)、意見交換会、質疑応答	30名
宮城	平成24年11月15日	13:00～15:00	震災特例法を中心とした業務説明、出張所の活動について(仙台サポートダイヤルの説明)、意見交換会、質疑応答	27名
宮城	平成25年2月14日	13:00～15:30	平成24年度業務報告、法テラス宮城(本所・出張所)の活動報告と4回の地方協議会から見てきた今後の課題について弁護士と社会福祉士による講演	97名
福島	平成24年9月5日	14:30～16:30	震災特例法について、原発損害賠償に関する取組、法テラス被災地出張所について	33名
山形	平成24年11月7日	15:00～16:30	業務概要報告、震災法律援助事業報告、政府インターネットテレビ上映。(置賜地区)	16名
山形	平成24年11月14日	14:00～15:30	業務概要報告、震災法律援助事業報告、政府インターネットテレビ上映	40名
山形	平成24年11月20日	13:30～15:00	業務概要報告、震災法律援助事業報告、政府インターネットテレビ上映。(庄内地区)	14名
岩手	平成24年11月7日	11:00～12:00	業務報告、震災法律援助業務と被災地出張所の活動に関する報告、「法テラスに期待する役割について」の協議	3名
岩手	平成24年11月7日	13:30～14:30	業務報告、震災法律援助業務と被災地出張所の活動に関する報告、「法テラスに期待する役割について」の協議	12名
岩手	平成24年11月7日	15:30～16:30	業務報告、震災法律援助業務と被災地出張所の活動に関する報告、「法テラスに期待する役割について」の協議	5名
岩手	平成24年11月8日	11:00～12:00	業務報告、震災法律援助業務と被災地出張所の活動に関する報告、「法テラスに期待する役割について」の協議	8名
岩手	平成24年11月8日	13:30～14:30	業務報告、震災法律援助業務と被災地出張所の活動に関する報告、「法テラスに期待する役割について」の協議	5名
岩手	平成24年11月8日	15:30～16:30	業務報告、震災法律援助業務と被災地出張所の活動に関する報告、「法テラスに期待する役割について」の協議	8名
秋田	平成24年11月5日	13:30～15:00	法テラスの業務とその利用について、常勤弁護士の活動と連携事例について、意見交換	49名
青森	平成24年11月2日	14:00～16:00	業務実績報告、常勤弁護士による事件処理等の事例説明、事前アンケート結果に基づく意見交換会	41名
青森	平成24年11月12日	14:00～16:00	業務実績報告、常勤弁護士による事件処理等の事例説明、事前アンケート結果に基づく意見交換会。(八戸地区)	7名
青森	平成24年11月21日	14:00～16:00	業務実績報告、常勤弁護士による事件処理等の事例説明、事前アンケート結果に基づく意見交換会。(弘前地区)	7名
札幌	平成24年10月10日	13:30～15:30	「情報提供」、「民事扶助1」、「民事扶助2」、「犯罪被害者」の4グループに分かれてスライドを映写後に討議、全体会では法テラスの震災業務への取組の紹介	86名
函館	平成24年10月22日	13:30～15:30	業務概況説明、法テラス法律事務所の事例紹介、関係機関による新制度・活動内容の紹介と質疑応答	98名
旭川	平成24年10月22日	14:00～16:00	東日本大震災法律相談援助事業の説明、DVD上映「情報提供業務と民事法律扶助業務」、事例紹介(情報提供から援助までを事例に沿って説明)、業務概況説明、関係機関との意見交換	45名
釧路	平成24年10月22日	14:00～16:00	関係機関・団体に対する業務説明及び現状報告、関係機関・団体との連携に関する意見交換、市町村広報誌の活用に関する意見交換(十勝地区)	16名
釧路	平成24年10月29日	13:00～15:00	関係機関・団体に対する業務説明及び現状報告、関係機関・団体との連携に関する意見交換、市町村広報誌の活用に関する意見交換(北見・網走地区)	24名

地方事務所名	開催日時		主な議題等	参加者数
釧路	平成24年11月15日	14:00～16:00	関係機関・団体に対する業務説明及び現状報告、関係機関・団体との連携に関する意見交換、市町村広報誌の活用に関する意見交換(釧路・根室地区)	44名
香川	平成24年11月20日	13:30～15:30	香川県子ども女性相談センター職員へ概況説明、民事法律扶助制度説明、香川県子ども女性相談センター職員から直面している状況についての説明	5名
香川	平成25年2月15日	13:30～15:15	法テラスの概要説明、常勤弁護士より事例紹介、社会福祉協議会との意見交換、質疑応答	13名
徳島	平成24年10月23日	13:30～15:30	業務説明、平成24年度業務報告、講演「なぜ法テラスは重要か」講師大川真郎 理事、意見交換会	83名
高知	平成24年4月12日	15:00～17:00	貧困等の社会生活上の困難を抱えている人々に対する住まいの確保に関する支援事業等を行う特定非営利活動法人「あまやどり高知」の定款について	12名
高知	平成24年4月26日	15:00～17:00	特定非営利活動法人「あまやどり高知」の行う住まいの確保に関する支援事業等の契約申込書等書式について	11名
高知	平成24年5月17日	15:00～16:30	特定非営利活動法人あまやどり高知の設立総会について	10名
高知	平成24年6月9日	13:30～16:30	貧困等の社会生活上の困難を抱えている人々に対する住まいの確保に関する支援事業等を行う特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島役員からの講演	24名
高知	平成24年6月18日	16:00～17:00	特定非営利活動法人「あまやどり高知」の約款等について	10名
高知	平成25年3月19日	10:30～12:00	特定非営利活動法人「あまやどり高知」を中心とした連携方法等に係る意見交換について	13名
愛媛	平成24年10月19日	13:15～15:45	講演「法律扶助協会から法テラスにかわって」(愛媛県弁護士会長 田所 邦彦)、業務内容、実績報告、関係機関・団体からの業務報告等について、関係機関・団体から法テラス等への質問・要望等	87名

【資料39】平成24年度地方協議会参考事例一覧

東京都 愛知	今後の事業展開が期待できる新しいテーマである司法ソーシャルワークに関する講演を行うなど、同テーマを協議会の中で取り上げるなどの工夫をした。
大阪	地方事務所が独自に作成した協議会用の資料について、民事法律扶助を利用した場合の費用例を自己破産、任意整理の場合等ケース別に分けて掲載するなど、具体的で分かりやすい内容にした。また、資料の文字のポイント数も大きめの見やすいものにするなどの工夫をした。
岐阜	参加者が協議会に親しみをもって参加できるようにいわゆる「ゆるキャラ」が法テラスを利用するという想定のパンチ絵を地方事務所独自に作成し、これをプロジェクターを使用し映写して説明に利用するなどの工夫をした。
富山	関係機関であっても法テラスの常勤弁護士の業務内容に対する理解は低いと考えられるため、「法テラスのスタッフ弁護士制の意義と役割」と題する講演を行い、常勤弁護士の業務内容とその役割を参加者に紹介するなど、開業弁護士との違いを説明することによって、法テラスへの理解がより一層深められるような工夫をした。
鳥取	関係機関等とより一層連携・強化を図るため、地元の住民と接点が多い地元自治体等の職員との意見交換及び懇談が有用と考え、郡部の町単位に協議会の開催を計画し、当該自治体の所在地に法テラスから職員が出張して協議会を開催するなどの工夫をした。
長崎	参加者に小学校、中学校、高等学校の教諭を招き、教育関係者との法教育に関する議題を中心とした協議会を実施した。その中で、法テラス長崎法律事務所で行っている、模擬出前授業、コンプライアンス研修を紹介した。その結果、参加者から、前記取組への申込みを検討したいとの意向が寄せられた。
宮崎	業務概要、情報提供、民事法律扶助について、地方事務所独自にQ&A集を作成し協議会用の説明資料とするなど、法テラスへの理解をより一層深めていただけるよう工夫した。 また、「参加者の顔が見える、意見を述べられる協議会を望む。」との前年度のアンケート結果を受けて、協議会の配席を「ロの字型」にして配置する工夫をした。
宮城	協議会への出席依頼について、開催を案内する関係機関等の所在地が訪問可能な場所にある場合は、本所、出張所の職員が挨拶や業務説明に伺った上、その際に協議会への出席依頼を行うなどの工夫をした。
徳島	参加者に法テラスをより一層理解していただけるよう法テラスパネル展を会場ロビーで開催し、協議会開始前や休憩時等に参加者に見ていただけるよう工夫した。

【資料 40】平成 24 年度地方協議会を踏まえての業務見直し事例一覧

○ 工夫されている点

- 1 東日本大震災の被災者支援を議題に取り上げた（宮城、福島、山形、岩手、札幌、旭川）。
- 2 司法過疎地域で開催した（茨城）。
- 3 寸劇を行った（静岡、兵庫）。
- 4 法教育を議題とした（長崎、釧路）。
- 5 事前アンケートを実施した（東京、神奈川、川越、茨城、栃木、群馬、静岡、山梨、新潟、大阪、京都、兵庫、和歌山、愛知、岐阜、福井、広島、山口、鳥取、大分、鹿児島、秋田、青森、札幌）。
- 6 地区ごとに開催した（神奈川、埼玉、長野、大分、宮崎、宮城、山形、青森、釧路）。
- 7 複数の分科会を設けて、いくつかの事案について意見交換を行った（札幌）。
- 8 記者会見等を行い、報道機関に取り上げられた（茨城、栃木、静岡、岐阜、広島、山口、鳥取、徳島）。
- 9 事務所を見学する時間を設けた（東京）。
- 10 1年間に複数回の協議会を実施した（鳥取、高知）。
- 11 関係機関等に法テラスリーフレット等を活用いただけるようその送付依頼書を開催時に配布した（広島）。
- 12 法テラスパネル展を同時開催し、開始前や休憩時等に参加者に見ていただいた（徳島）。
- 13 地元の住民と接点が多い地元自治体等の職員との意見交換等が有用と考え、郡部の町単位に協議会の開催を計画し、当該自治体の所在地に法テラスから職員が出張して協議会を開催した（鳥取）。
- 14 参加者が親しみをもって参加できるよういわゆる「ゆるキャラ」が法テラスを利用するという想定のパンチ絵を作成し、これを説明資料として会場で映写して説明に利用した（岐阜）。
- 15 「参加者の顔が見える、意見を述べられる協議会を望む。」との前年度のアンケート結果を受けて、協議会の配席を「口の字型」にした（宮崎）。
- 16 業務概要、情報提供、民事法律扶助についてのQ & A集を作成し、これを協議会の説明資料とするなど利用者が理解しやすい協議会になるよう工夫した（宮崎）。
- 17 協議会への出席依頼について、開催を案内する関係機関等の所在地が訪問可能な場所にある場合は、職員が業務説明等に伺った上で出席依頼を行うなどの工夫をした（宮城）。
- 18 司法ソーシャルワークを議題とした（東京、京都、愛知）。
- 19 高齢者・障害者支援を議題とした（茨城、栃木、山梨、大阪、京都、和歌山、愛知、福井、熊本）。
- 20 視聴覚資料（政府インターネットテレビ）の活用を含め、参加者に分かりやすい説明を心掛けた（山形）。

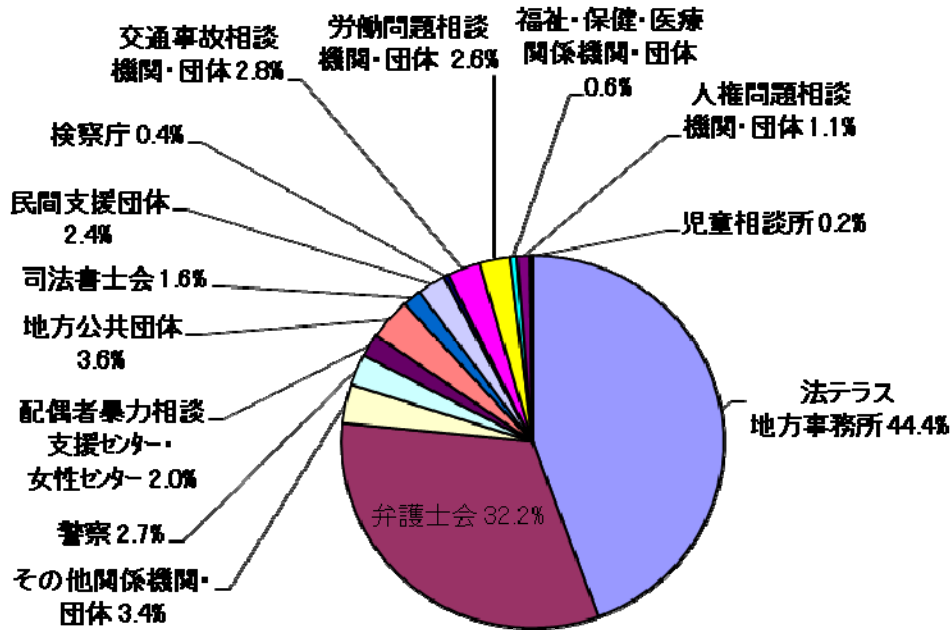
○ 協議会を受けて改善を行った点

- 1 聴覚障害者が相談を希望する場合、法テラスが手話通訳の手配を行うべき、との意見を受け、刑事事件において手話通訳の派遣を行っている団体に要請するなど同団体と連携して対応した（群馬）。
- 2 関係機関等から法テラスの業務説明の要請を受けて、10 か所の関係機関等を訪問し、業務説明を実施した（群馬）。
- 3 出張無料法律相談会の実施回数を増やしてほしいとの要望を踏まえ、県内の市役所及び公民館などで、企画相談を実施した（茨城）。
- 4 巡回・出張相談に力を入れ、県立図書館において初の巡回相談を実施した（大分）。

以上

【資料41】

犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手続」の問合せに対する紹介先

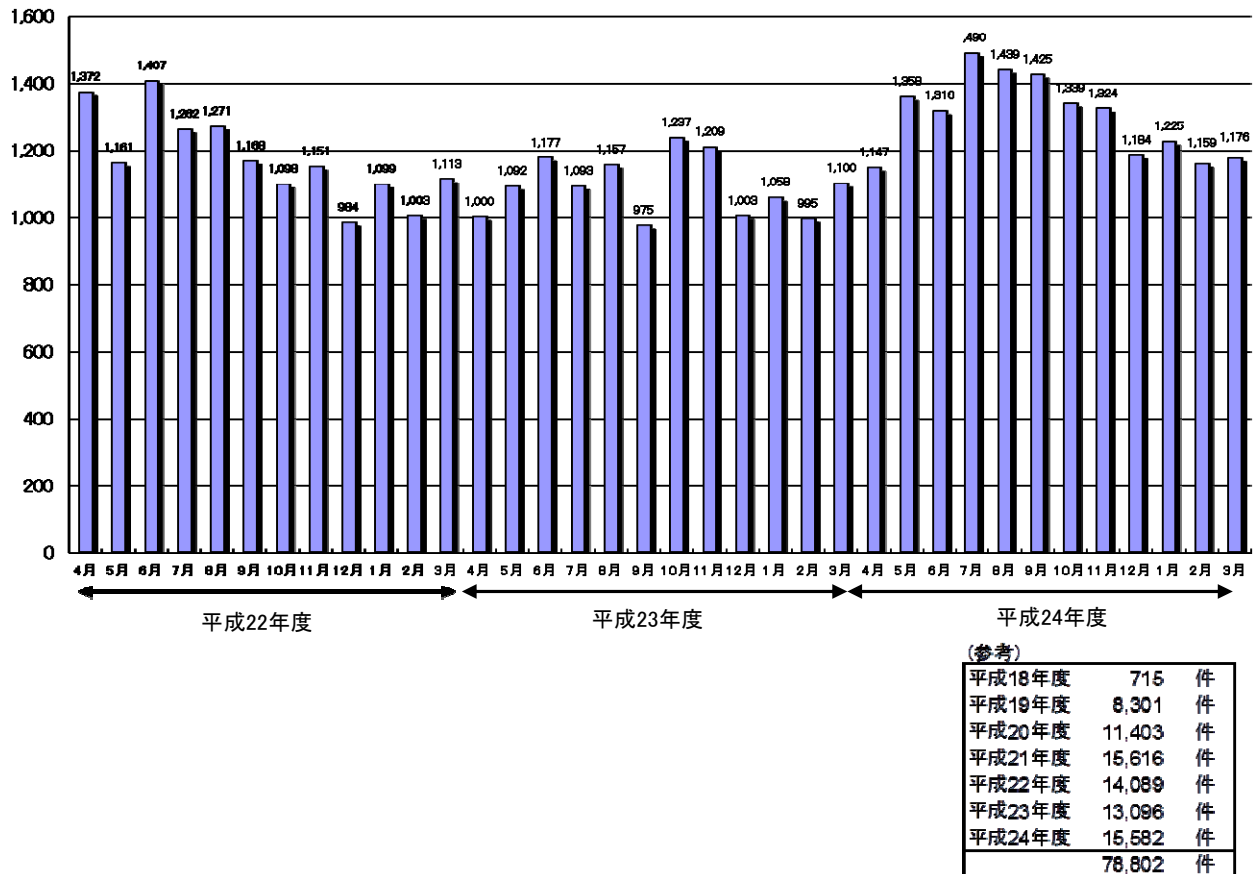


平成24年度紹介件数 6,239件

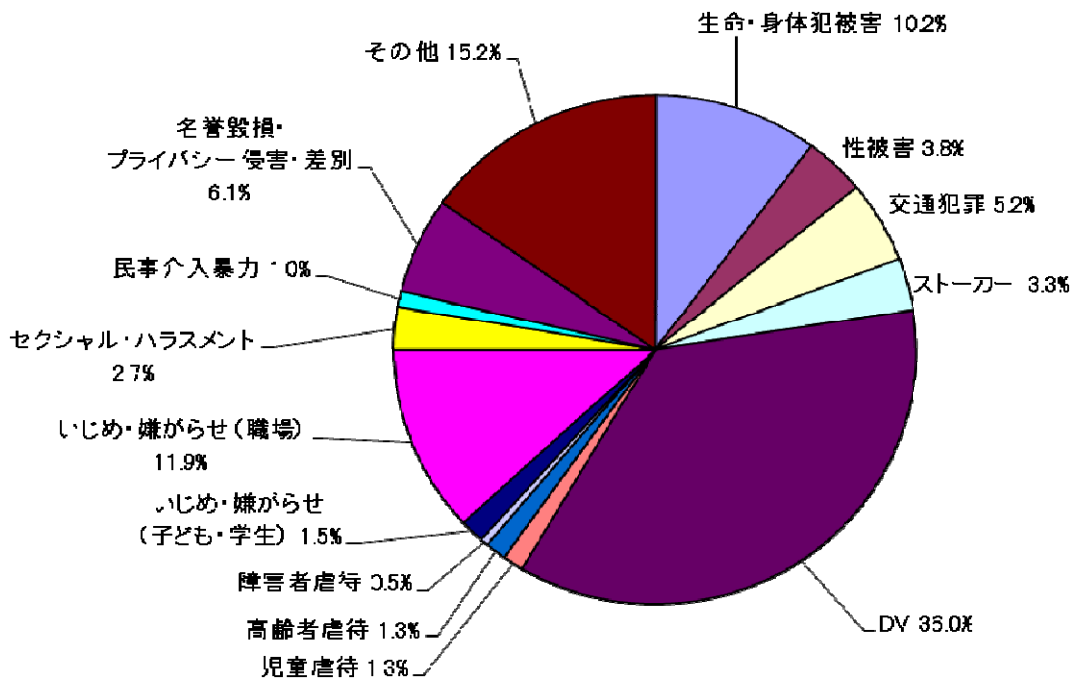
※犯罪被害・刑事手続等の分類に含む主なもの。

- ①刑事手続のしくみ
- ②犯罪の成否
- ③その他犯罪・刑事事件に関するもの
(生命・身体に対する被害、性被害、DV、虐待、いじめ、セクハラ、嫌がらせ、人権、民事介入暴力を含む。消費者被害を除く。)

【資料42】 地方事務所における問合せ件数の推移(平成22年4月～平成25年3月)



【資料43】 地方事務所に対応した問合せ内容

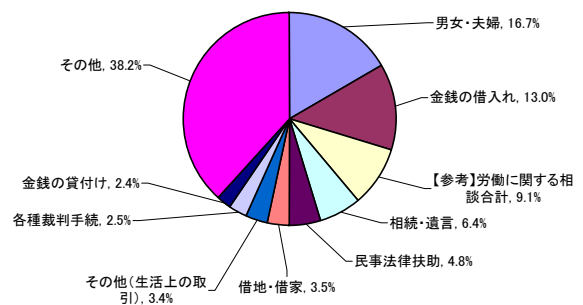


【資料44】平成24年度における相談分野の概要（問合せ上位20件）

コールセンター

相談分野	件数		割合	
	合計	合計	分野別男女比 男性	女性
男女・夫婦	54,779	16.7%	28.0%	72.0%
金銭の借入れ	42,469	13.0%	53.8%	46.2%
【参考】労働に関する相談合計	29,664	9.1%	52.6%	47.4%
相続・遺言	21,006	6.4%	35.7%	64.3%
民事法律扶助	15,624	4.8%	47.2%	52.8%
借地・借家	11,326	3.5%	48.5%	51.5%
その他(生活上の取引)	10,983	3.4%	52.9%	47.1%
各種裁判手続	8,341	2.5%	56.6%	43.4%
金銭の貸付け	8,004	2.4%	50.3%	49.7%
犯罪被害者	6,990	2.1%	45.6%	54.4%
定年・退職・解雇	6,260	1.9%	52.6%	47.4%
生活福祉	5,980	1.8%	52.2%	47.8%
高齢者・障害者	5,924	1.8%	37.0%	63.0%
いじめ・嫌がらせ(職場)	5,427	1.7%	46.1%	53.9%
賞金・退職金	4,685	1.4%	62.2%	37.8%
刑事手続のしくみ	4,477	1.4%	56.2%	43.8%
子供	4,428	1.4%	29.9%	70.1%
その他(職場)	4,428	1.4%	57.0%	43.0%
弁護士	4,380	1.3%	45.3%	54.7%
損害賠償	4,141	1.3%	54.2%	45.8%

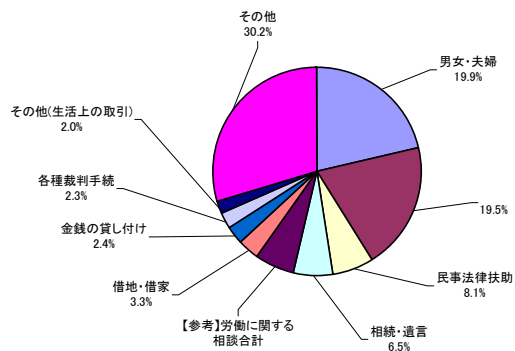
コールセンター



地方事務所

相談分野	件数	割合
男女・夫婦	41,860	19.9%
金銭の借入れ	41,108	19.5%
民事法律扶助	17,105	8.1%
相続・遺言	13,746	6.5%
【参考】労働に関する相談合計	12,018	5.7%
借地・借家	6,938	3.3%
金銭の貸付け	5,058	2.4%
各種裁判手続	4,823	2.3%
その他(生活上の取引)	4,171	2.0%
損害賠償	3,782	1.8%
賞金・退職金	3,100	1.5%
子供	3,000	1.4%
高齢者・障害者	2,878	1.4%
その他(大分類未入力)	2,809	1.3%
定年・退職・解雇	2,776	1.3%
東日本大震災	2,401	1.1%
犯罪被害者	2,247	1.1%
慰謝料	1,947	0.9%
いじめ・嫌がらせ	1,872	0.9%
生活福祉	1,849	0.9%

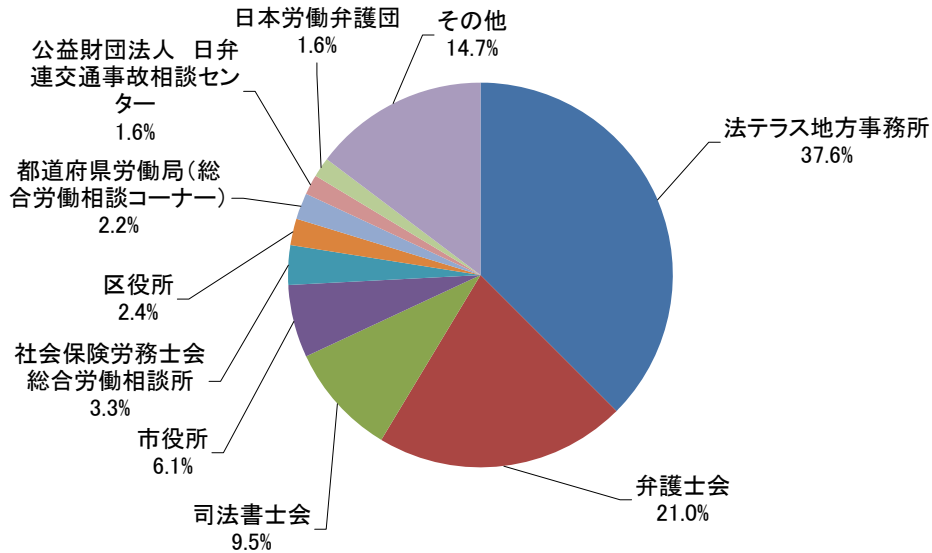
地方事務所



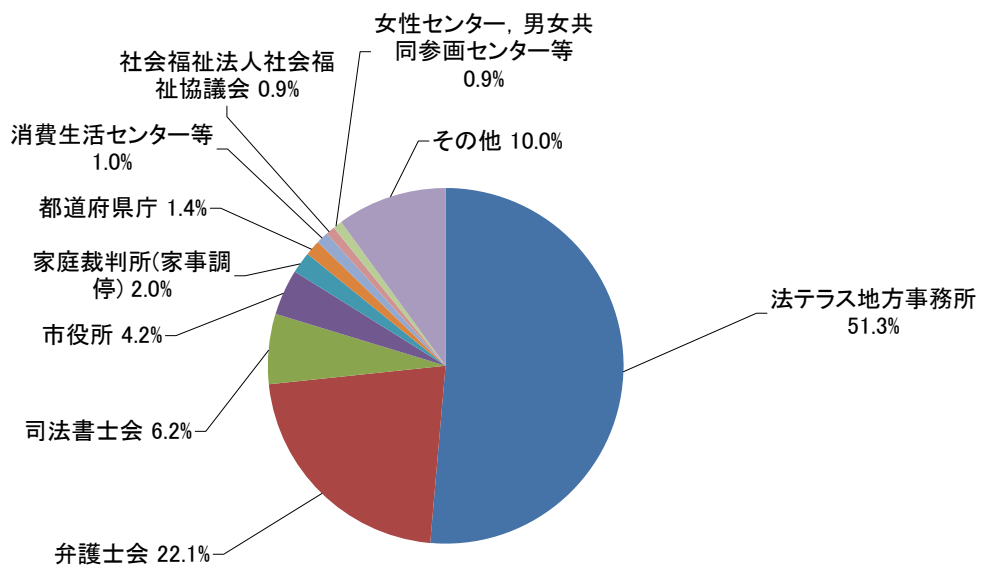
注) 【参考】労働に関する相談合計は、表中の「定年・退職・解雇」「賞金・退職金」の件数に加え、「職場」「福祉」「保険」といった相談分野の中で労働に関連した件数分も含みます。
注) 問合せ件数には、相談分類「情報提供以外」の件数を含みません。

【資料45】平成24年度における関係機関紹介状況

コールセンター



地方事務所



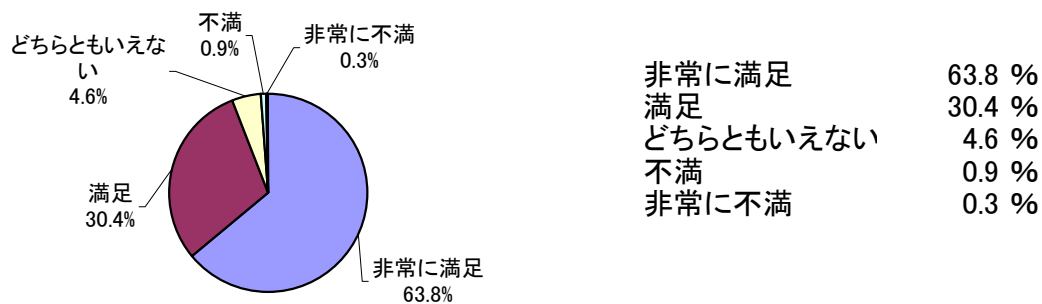
【資料46】平成24年度不服申立件数一覧表

地方事務所	平成24年 4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		平成25年 1月		2月		3月		合計			
	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	総数	本部
東京	1	0	4	0	0	0	2	0	1	0	3	0	9	0	4	0	3	0	0	0	0	0	3	0	30	30	0	
東京(多摩)	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	6	5	1	
神奈川	0	0	1	0	3	1	2	0	0	1	1	0	2	0	2	1	0	0	0	1	0	3	0	18	15	3		
神奈川(川崎)	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	3	0	10	10	0	
神奈川(小田原)	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	2		
埼玉	1	1	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	3	0	0	0	1	1	12	7	5	
埼玉(川越)	0	0	2	0	3	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	10	9	1	
千葉	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	7	5	2		
千葉(松戸)	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	5	0		
茨城	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0		
栃木	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	7	0	7		
群馬	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	9	8	1		
静岡	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	5	5	0		
静岡(沼津)	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0		
静岡(浜松)	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	4	0	4		
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0		
長野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	2		
新潟	1	0	0	0	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	7	7	0		
大阪	2	0	3	0	2	0	0	5	0	1	0	1	0	0	0	3	0	1	0	2	0	3	0	23	23	0		
京都	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	6	1	5		
兵庫	1	0	1	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0		
兵庫(阪神)	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3	3	0		
兵庫(姫路)	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0		
奈良	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	2		
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	4	4	0		
和歌山	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	3	2	1		
愛知	0	0	1	0	4	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	1	0	3	0	14	14	0		
愛知(三河)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
三重	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	1	0	9	4	5		
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
石川	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0		
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	1		
広島	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	4	3	1		
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岡山	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	2	0	0	0	7	4	3		
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0		
鳥取	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	2	0		
福岡	0	0	0	0	1	0	2	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	3	0	2	0	1	14	14	0		
福岡(北九州)	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0		
佐賀	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	4	4	0		
長崎	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	6	5	1		
大分	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4	0	0	0	0	0	1	7	7	0		
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	5	1	0	0	0	0	0	0	8	6	2		
鹿児島	2	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	8	7	1		
宮崎	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	4	0		
沖縄	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	2	1		
宮城	0	0	2	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	9	8	1		
福島	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1		
山形	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0		
岩手	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0		
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	2		
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	2		
札幌	3	0	1	1	0	0	4	0	3	0	2	0	0	0	3	0	3	0	1	0	2	0	1	24	23	1		
函館	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0		
旭川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0		
釧路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
香川	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	1	2		
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0		
高知	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	2		
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0		
合計	32	6	25	2	28	7	11	5	41	8	24	2	28	6	19	6	14	7	26	4	14	7	26	4	350	288	62	

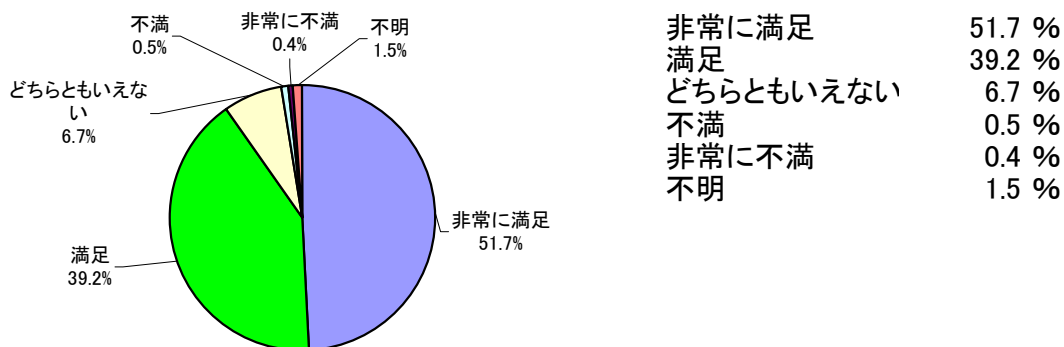
(注)「本部」は本部で処理した件数を、「地方」は地方事務所限りで処理した件数を示す。

【資料47】 利用者満足度調査

コールセンター利用者満足度調査集計結果より
 実施期間：平成25年1月24日～2月23日
 満足度調査件数：724件
 回答率（転送件数／転送対象数）：2.8%



地方事務所面談アンケート集計結果より
 実施期間：平成24年9月3日～11月30日
 面談アンケート回収件数：1,624件
 回答率（回答件数／面談による情報提供件数）：34.4%



【資料48】平成24年度 法教育取組一覧

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1	東京	平成24年5月	練馬区社会福祉協議会における法テラス業務説明	練馬区社会福祉協議会職員	1名
2	東京	平成24年5月	練馬総合福祉事務所職員に対する法テラス業務説明	練馬総合福祉事務所職員	1名
3	東京	平成24年5月	練馬区光が丘総合福祉事務所職員に対する法テラス業務説明	練馬区光が丘総合福祉事務所職員	1名
4	東京	平成24年5月	練馬区区民相談所職員に対する法テラス業務説明	練馬区区民相談所職員	1名
5	東京	平成24年5月	石神井福祉事務所職員に対する法テラス業務説明	石神井福祉事務所職員	1名
6	東京	平成24年5月	練馬区消費者センター職員に対する法テラス業務説明	練馬区消費者センター職員	1名
7	東京	平成24年5月	練馬区男女共同参画センター職員に対する法テラス業務説明	練馬区男女共同参画センター職員	1名
8	東京	平成24年5月	練馬区区民相談室(石神井庁舎)職員に対する法テラス業務説明	練馬区区民相談室(石神井庁舎)職員	1名
9	東京	平成24年5月	豊島区高齢者福祉課職員に対する法テラス業務説明	豊島区高齢者福祉課職員	1名
10	東京	平成24年5月	豊島区生活福祉課職員に対する法テラス業務説明	豊島区生活福祉課職員	1名
11	東京	平成24年5月	サポートとしま職員に対する法テラス業務説明	サポートとしま職員	1名
12	東京	平成24年5月	豊島区区民相談室職員に対する法テラス業務説明	豊島区区民相談室職員	1名
13	東京	平成24年5月	池袋公証役場職員に対する法テラス業務説明	池袋公証役場職員	1名
14	東京	平成24年5月	豊島区消費者センター職員に対する法テラス業務説明	豊島区消費者センター職員	1名
15	東京	平成24年5月	豊島区男女平等センター職員に対する法テラス業務説明	豊島区男女平等センター職員	1名
16	東京	平成24年5月	池袋労働基準監督署職員に対する法テラス業務説明	池袋労働基準監督署職員	1名
17	東京	平成24年5月	ハローワーク池袋職員に対する法テラス業務説明	ハローワーク池袋職員	1名
18	東京	平成24年5月	東京都犯罪被害者支援連絡会における法テラス業務説明	東京都犯罪被害者支援連絡会参加者	40名
19	東京	平成24年5月	八丈町民に対する法テラス業務説明	八丈町民	40名
20	東京	平成24年6月	被害者支援都民センター職員に対する法テラス業務説明	被害者支援都民センター職員	13名
21	東京	平成24年6月	八王子市社会福祉協議会における法テラス業務説明	八王子市社会福祉協議会職員	1名
22	東京	平成24年6月	立川市生活安全課職員に対する法テラス業務説明	立川市生活安全課職員	2名
23	東京	平成24年6月	八王子市暮らしの安全安心課職員に対する法テラス業務説明	八王子市役所職員	2名
24	東京	平成24年6月	八王子市社会福祉協議会における法テラス業務説明	八王子市社会福祉協議会職員	2名
25	東京	平成24年6月	八王子市暮らしの安心安全課職員に対する法テラス業務説明	八王子市暮らしの安心安全課職員	3名
26	東京	平成24年6月	新宿区立中央図書館職員に対する法テラス業務説明	新宿区立中央図書館職員	5名
27	東京	平成24年6月	立川市生活安全課職員に対する法テラス業務説明	立川市生活安全課職員	7名
28	東京	平成24年6月	精神保健福祉士に対する講演、法テラス業務説明	精神保健福祉士	80名
29	東京	平成24年7月	足立区民生・児童委員合同協議会における法テラス業務説明	足立区民生・児童委員	100名
30	東京	平成24年7月	八王子市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	八王子市消費生活センター職員	100名
31	東京	平成24年7月	新宿区民生・児童委員地区協議会会長会における法テラス業務説明	新宿区民生・児童委員	10名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
32	東京	平成24年7月	板橋区男女社会参画課職員に対する法テラス業務説明	板橋区男女社会参画課職員	120名
33	東京	平成24年7月	新宿区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	新宿区榎町地区民生・児童委員	1名
34	東京	平成24年7月	葛飾区ケースワーカーに対する法テラス業務説明	葛飾区ケースワーカー	20名
35	東京	平成24年7月	渋谷区立渋谷中央図書館職員に対する法テラス業務説明	渋谷区立中央図書館職員	2名
36	東京	平成24年7月	新宿区地域福祉課職員に対する法テラス業務説明	新宿区地域福祉課職員	2名
37	東京	平成24年7月	葛飾区西生活課相談職員に対する法テラス業務説明	葛飾区西生活課相談職員	2名
38	東京	平成24年7月	新宿区自殺対策会議における法テラス業務説明	新宿区自殺対策会議参加者	30名
39	東京	平成24年7月	新宿区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	新宿区若松町地区民生・児童委員	30名
40	東京	平成24年7月	新宿区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	新宿区筆筈町地区民生・児童委員	30名
41	東京	平成24年7月	新宿区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	新宿区戸塚地区民生・児童委員	30名
42	東京	平成24年7月	新宿区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	新宿区四谷地区民生・児童委員	30名
43	東京	平成24年7月	新宿区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	新宿区大久保地区民生・児童委員	30名
44	東京	平成24年7月	新宿区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	新宿区角筈地区民生・児童委員	30名
45	東京	平成24年7月	新宿区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	新宿区柏木地区民生・児童委員	30名
46	東京	平成24年7月	新宿区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	新宿区落合第一地区民生・児童委員	30名
47	東京	平成24年7月	新宿区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	新宿区落合第二地区民生・児童委員	30名
48	東京	平成24年7月	渋谷区立中央図書館職員に対する法テラス業務説明	渋谷区立中央図書館職員	4名
49	東京	平成24年7月	高校生に対する法テラス業務説明(事務所見学等)	東京未来塾塾生4名	4名
50	東京	平成24年7月	府中市広報課職員に対する法テラス業務説明	府中市広報課職員	5名
51	東京	平成24年7月	多摩市広報広聴課職員に対する法テラス業務説明	多摩市広報広聴課職員	7名
52	東京	平成24年7月	町田市広聴課職員に対する法テラス業務説明	町田市広聴課職員	7名
53	東京	平成24年8月	練馬高齢者センター職員に対する法テラス業務説明	練馬高齢者センター職員	2名
54	東京	平成24年8月	足立区福祉管理課職員に対する法テラス業務説明	足立区福祉管理課職員	2名
55	東京	平成24年8月	中野区国際交流センター職員に対する法テラス業務説明	中野区国際交流センター職員	3名
56	東京	平成24年8月	あきる野市市民課職員に対する法テラス業務説明	あきる野市市民課職員	4名
57	東京	平成24年8月	福生市秘書広報課職員に対する法テラス業務説明	福生市秘書広報課職員	4名
58	東京	平成24年8月	調布市市民相談課職員に対する法テラス業務説明	調布市市民相談課職員	5名
59	東京	平成24年8月	青梅市生活安全課職員に対する法テラス業務説明	青梅市生活安全課職員	6名
60	東京	平成24年8月	瑞穂町役場総務課職員に対する法テラス業務説明	瑞穂町役場総務課職員	7名
61	東京	平成24年8月	稲城市経済課職員に対する法テラス業務説明	稲城市経済課職員	7名
62	東京	平成24年9月	足立区民生・児童委員地区協議会会長会における法テラス業務説明	足立区民生・児童委員	100名
63	東京	平成24年9月	足立区民生・児童委員地区協議会会長会における法テラス業務説明	足立区民生・児童委員	100名
64	東京	平成24年9月	足立区民生・児童委員合同地区協議会における法テラス業務説明	足立区第4G民生・児童委員	100名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
65	東京	平成24年9月	足立区民生・児童委員合同地区協議会における法テラス業務説明	足立区第3G民生・児童委員	100名
66	東京	平成24年9月	足立区民生・児童委員合同地区協議会における法テラス業務説明	足立区第6G民生・児童委員	100名
67	東京	平成24年9月	足立区民生・児童委員合同地区協議会における法テラス業務説明	足立区第5G民生・児童委員	100名
68	東京	平成24年9月	足立区民生・児童委員合同地区協議会における法テラス業務説明	足立区第7G民生・児童委員	100名
69	東京	平成24年9月	新宿区スクールコーディネーターに対する法テラス業務説明	新宿区スクールコーディネーター	20名
70	東京	平成24年9月	国立市市民協働推進課職員に対する法テラス業務説明	国立市市民協働推進課職員	2名
71	東京	平成24年9月	新宿区教育委員会職員、スクール・コーディネーターに対する法テラス業務説明等	新宿区教育委員会職員、新宿区スクール・コーディネーター	30名
72	東京	平成24年9月	東京ウィメンズプラザ職員に対する法テラス業務説明	東京ウィメンズプラザ職員	30名
73	東京	平成24年9月	法律情報サービス講演会(都立中央図書館)における法教育(講演)、法テラス業務説明	東京都民	30名
74	東京	平成24年10月	羽村市広報広聴課職員に対する法テラス業務説明	羽村市広報広聴課職員	1名
75	東京	平成24年10月	関東旅客船協会会員に対する法テラス業務説明	関東旅客船協会会員	1名
76	東京	平成24年10月	東京労働局職員に対する法テラス業務説明	東京労働局職員	2名
77	東京	平成24年11月	多摩地区自治体住民相談窓口担当職員に対する法テラス業務説明	多摩地区自治体住民相談窓口担当職員	16名
78	東京	平成24年11月	奥多摩町役場住民課職員に対する法テラス業務説明	奥多摩町役場住民課職員	1名
79	東京	平成24年11月	三鷹市相談・情報課職員に対する法テラス業務説明	三鷹市相談・情報課職員	1名
80	東京	平成24年11月	大田区役所職員に対する法教育(講演)	大田区役所職員	20名
81	東京	平成24年11月	青山学院大学生に対する法教育(講義)	青山学院大学大学生	20名
82	東京	平成24年11月	足立区特養老人施設職員に対する法教育(講演)	足立区特養老人施設職員	30名
83	東京	平成24年11月	葛飾区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	葛飾区民生・児童委員	30名
84	東京	平成24年11月	練馬区高齢者相談センター職員に対する法教育(講演)	練馬区高齢者相談センター職員	30名
85	東京	平成24年12月	世田谷区役所・支所職員に対する法テラス業務説明	世田谷区役所・支所職員	10名
86	東京	平成24年12月	東村山市民生・児童委員協議会定例会における法テラス業務説明	東村山市民生・児童委員協議会定例会参加者	110名
87	東京	平成24年12月	板橋区広聴広報課職員に対する法テラス業務説明	板橋区広聴広報課職員	1名
88	東京	平成24年12月	新宿労働基準監督署職員に対する法テラス業務説明	新宿労働基準監督署職員	1名
89	東京	平成24年12月	東京都労働情報センター職員に対する法テラス業務説明	東京都労働情報センター職員	1名
90	東京	平成24年12月	東京都社会保険労務士会職員に対する法テラス業務説明	東京都社会保険労務士会職員	1名
91	東京	平成24年12月	中野区区民相談課職員に対する法テラス業務説明	中野区区民相談課職員	2名
92	東京	平成24年12月	中野区消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	中野区消費生活センター職員	1名
93	東京	平成24年12月	中野区福祉事務所職員に対する法テラス業務説明	中野区福祉事務所職員	1名
94	東京	平成24年12月	杉並区消費者センター職員に対する法テラス業務説明	杉並区消費者センター職員	1名
95	東京	平成24年12月	新宿南総合労働センター職員に対する法テラス業務説明	新宿南総合労働センター職員	1名
96	東京	平成24年12月	墨田区企画経営室職員に対する法テラス業務説明	墨田区企画経営室職員	2名
97	東京	平成24年12月	世田谷区役所職員に対する法テラス業務説明	世田谷区役所職員	2名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
98	東京	平成24年12月	新宿区立図書館職員に対する法テラス業務説明	新宿区立図書館職員	30名
99	東京	平成24年12月	新宿区立中央図書館職員に対する法テラス業務説明、法教育(講演)	新宿区立中央図書館職員	30名
100	東京	平成25年1月	法政大学生に対する法テラス業務説明、事務所見学	法政大学大学生	18名
101	東京	平成25年1月	江戸川区広報課職員に対する法テラス業務説明	江戸川区広報課職員	1名
102	東京	平成25年1月	江戸川区保健予防課職員に対する法テラス業務説明	江戸川区保健予防課職員	1名
103	東京	平成25年1月	板橋区保健所予防対策課職員に対する法テラス業務説明	板橋区保健所予防対策課職員	1名
104	東京	平成25年1月	台東区高齢福祉課職員に対する法テラス業務説明	台東区高齢福祉課職員	1名
105	東京	平成25年1月	墨田区区民相談室職員に対する法テラス業務説明	墨田区区民相談室職員	1名
106	東京	平成25年1月	板橋区男女社会参画課職員に対する法テラス業務説明	板橋区男女社会参画課職員	2名
107	東京	平成25年1月	江戸川区福祉推進課職員に対する法テラス業務説明	江戸川区福祉推進課職員	2名
108	東京	平成25年1月	台東区長、広報室職員に対する法テラス業務説明	台東区長、広報室職員	2名
109	東京	平成25年1月	台東区生活安全推進課職員に対する法テラス業務説明	台東区生活安全推進課職員	2名
110	東京	平成25年1月	荒川区福祉推進課職員に対する法テラス業務説明	荒川区福祉推進課職員	2名
111	東京	平成25年1月	新宿区立落合第一小学生に対する法教育	新宿区立落合第一小学校児童	73名
112	東京	平成25年2月	北区生活福祉課職員に対する法テラス業務説明	北区生活福祉課職員	1名
113	東京	平成25年2月	北区区民相談室職員に対する法テラス業務説明	北区区民相談室職員	1名
114	東京	平成25年2月	葛飾区高齢者支援課職員に対する法テラス業務説明	葛飾区高齢者支援課職員	1名
115	東京	平成25年2月	葛飾区福祉管理課職員に対する法テラス業務説明	葛飾区福祉管理課職員	1名
116	東京	平成25年2月	葛飾区広報課職員に対する法テラス業務説明	葛飾区広報課職員	1名
117	東京	平成25年2月	江戸川区消費者センター職員に対する法テラス業務説明	江戸川区消費者センター職員	2名
118	東京	平成25年2月	足立区自立支援課職員に対する法テラス業務説明	足立区自立支援課職員	2名
119	東京	平成25年2月	葛飾区民に対する市民向け法教育(法律セミナー)	葛飾区民	30名
120	東京	平成25年2月	犯罪被害者支援に関する協議会における法テラス業務説明	警視庁、被害者支援都民センター職員等	30名
121	東京	平成25年2月	視覚障がい者協会職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	視覚障がい者協会職員	30名
122	東京	平成25年2月	一般市民向け法教育(講演)	東京都民	30名
123	東京	平成25年2月	新宿区立四谷図書館における法教育(法律セミナー)	一般市民、新宿区立四谷図書館職員	42名
124	東京	平成25年3月	東久留米市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	東久留米市民生・児童委員	13名
125	東京	平成25年3月	東久留米市民生・児童委員協議会における法テラス業務説明	東久留米市民生・児童委員	14名
126	東京	平成25年3月	荒川区民生・児童委員地区協議会会長連絡会における法テラス業務説明	荒川区民生・児童委員等	15名
127	東京	平成25年3月	荒川区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	荒川区荒川地区民生・児童委員	20名
128	東京	平成25年3月	荒川区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	荒川区西尾久地区民生・児童委員	20名
129	東京	平成25年3月	荒川区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	荒川区東尾久地区民生・児童委員	20名
130	東京	平成25年3月	荒川区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	荒川区町屋地区民生・児童委員	20名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
131	東京	平成25年3月	荒川区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	荒川区南千住西地区民生・児童委員	20名
132	東京	平成25年3月	荒川区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	荒川区南千住東地区民生・児童委員	20名
133	東京	平成25年3月	葛飾区民生・児童委員福祉部会主催の勉強会における法テラス業務説明	葛飾区民生・児童委員	20名
134	東京	平成25年3月	八王子市民講座における法教育(講演)	八王子市民	35名
135	東京	平成25年3月	荒川区民生・児童委員地区協議会における法テラス業務説明	荒川区日暮里地区民生・児童委員	40名
136	東京	平成25年3月	一般市民向け法教育(講演)	八王子市民	40名
137	東京	平成25年3月	多摩地区消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	多摩地区消費生活センター職員	7名
138	東京	平成25年3月	保護観察官、保護司に対する法テラス業務説明	保護観察官、保護司	7名
139	東京	平成24年10月	大田区福祉管理課職員に対する法テラス業務説明	大田区福祉管理課職員	2名
140	東京	平成24年10月	大田区民生・児童委員合同協議会における法テラス業務説明	大田区民生・児童委員	30名
141	東京	平成24年10月	立川市地域ケア会議参加者等に対する法テラス業務説明	立川市地域ケア会議参加者、立川市社会福祉協議会山本地域生活支援課職員等	40名
142	東京	平成24年11月	労働問題の法的解決に関する懇談会における法テラス業務説明	多摩地区の労働基準監督署、東京都労働相談情報センター職員	16名
143	神奈川	平成24年4月	金沢中部地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	金沢中部地区民生・児童委員	13名
144	神奈川	平成24年4月	港南台民生・児童委員に対する法テラス業務説明、事務所見学	港南台民生・児童委員	6名
145	神奈川	平成24年5月	横浜市広報相談係職員に対する法テラス業務説明	18区役所広報相談係職員	20名
146	神奈川	平成24年5月	横浜市健康福祉局福祉保健課職員に対する法テラス業務説明	横浜市健康福祉局福祉保健課職員	2名
147	神奈川	平成24年5月	神奈川被害者支援センター職員に対する法テラス業務説明	神奈川被害者支援センター職員	3名
148	神奈川	平成24年6月	横浜市18区役所市民利用施設担当係長会における法テラス業務説明	18区役所市民利用施設担当職員	20名
149	神奈川	平成24年7月	横浜市中央児童相談所職員に対する法テラス業務説明	横浜市中央児童相談所職員	1名
150	神奈川	平成24年7月	六角橋地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明、事務所見学	六角橋地区民生・児童委員	20名
151	神奈川	平成24年7月	マンション住民に対する法テラス業務説明	マンション住民	20名
152	神奈川	平成24年7月	平塚市四之宮地区民生・児童委員、平塚市役所職員に対する法テラス業務説明	平塚市四之宮地区民生・児童委員、平塚市役所職員	20名
153	神奈川	平成24年7月	犯罪被害者支援相談員に対する法テラス業務説明	犯罪被害者支援相談員	25名
154	神奈川	平成24年7月	県成年後見制度地域研修会における法テラス業務説明	神奈川県市区町村職員	270名
155	神奈川	平成24年7月	横浜市DVセンター(男女共同参画課および子ども家庭支援課)職員に対する法テラス業務説明	横浜市DVセンター(男女共同参画課および子ども家庭支援課)職員	2名
156	神奈川	平成24年7月	福祉関係機関職員に対する法テラス業務説明	福祉関係機関職員	30名
157	神奈川	平成24年7月	港南区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	港南区民生・児童委員	34名
158	神奈川	平成24年8月	座間市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	座間市民生・児童委員	140名
159	神奈川	平成24年8月	横浜市緑区相談係職員に対する法テラス業務説明	横浜市緑区相談係職員	2名
160	神奈川	平成24年8月	泉区中田民生・児童委員に対する法テラス業務説明	泉区中田民生・児童委員	33名
161	神奈川	平成24年9月	藤沢市辻堂地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	藤沢市辻堂地域包括支援センター職員	10名
162	神奈川	平成24年9月	武蔵野大学心理臨床センター所属の大学院生に対する法テラス業務説明、事務所見学	武蔵野大学大学院生	18名
163	神奈川	平成24年9月	鶴見区内福祉従事者等に対する法テラス業務説明	鶴見区内福祉従事者、住民	20名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
164	神奈川	平成24年9月	神奈川県警察署住民相談係員、警察安全相談員に対する法テラス業務説明	神奈川県警察署住民相談係員、警察安全相談員	25名
165	神奈川	平成24年9月	大船地区民生・児童委員、各町内会長に対する法テラス業務説明	大船地区民生・児童委員、各町内会長	70名
166	神奈川	平成24年10月	横浜市緑区役所職員等に対する法テラス業務説明	横浜市緑区副区長、職員	10名
167	神奈川	平成24年10月	寒川町民生・児童委員に対する法テラス業務説明、事務所見学	寒川町民生・児童委員	12名
168	神奈川	平成24年10月	横浜市民生・児童委員協議会における法テラス業務説明	横浜市民生・児童委員協議会役員、18区民生・児童委員協議会会長	20名
169	神奈川	平成24年10月	民生・児童委員に対する法テラス業務説明	民生・児童委員	20名
170	神奈川	平成24年10月	横浜市市民局広聴相談課職員に対する法テラス業務説明	横浜市市民局広聴相談課職員	40名
171	神奈川	平成24年10月	県成年後見制度地域研修会における法テラス業務説明	神奈川県市区町村職員	50名
172	神奈川	平成24年10月	関東学院大学生に対する学生講座	関東学院大学大学生	70名
173	神奈川	平成24年11月	川崎市成年後見制度基礎研修における法テラス業務説明	社会福祉協議会職員、福祉従事者	100名
174	神奈川	平成24年11月	横浜市市民局広聴相談課に対する法テラス業務説明	横浜市市民局広聴相談課職員	20名
175	神奈川	平成24年11月	民生・児童委員に対する法テラス業務説明、事務所見学	民生・児童委員	22名
176	神奈川	平成24年11月	藤沢市六会民生・児童委員に対する法テラス業務説明	藤沢市六会民生・児童委員	25名
177	神奈川	平成24年11月	茅ヶ崎市鶴嶺東地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	茅ヶ崎市鶴嶺東地区民生・児童委員	31名
178	神奈川	平成24年11月	横浜市新山下地域ケアプラザ職員に対する法テラス業務説明、見学会	横浜市新山下地域ケアプラザ職員	3名
179	神奈川	平成24年11月	横浜市役所職員に対する法テラス業務説明	横浜市役所職員	40名
180	神奈川	平成24年11月	県成年後見制度地域研修会における法テラス業務説明	神奈川県市区町村職員	50名
181	神奈川	平成24年12月	西区社会福祉協議会における法テラス業務説明、事務所見学	西区社会福祉協議会職員	10名
182	神奈川	平成24年12月	川崎市宮前区保護課新任職員研修における法テラス業務説明	川崎市宮前区保護課職員	15名
183	神奈川	平成24年12月	犯罪被害者支援ボランティア養成講座における法テラス業務説明	犯罪被害者支援ボランティア養成講座参加者	15名
184	神奈川	平成24年12月	新子安地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明、事務所見学	新子安地区民生・児童委員	15名
185	神奈川	平成24年12月	ゆう会員に対する法テラス業務説明、事務所見学	ゆう会員	4名
186	神奈川	平成24年12月	県成年後見制度地域研修会における法テラス業務説明	神奈川県市区町村職員	50名
187	神奈川	平成25年1月	本大岡地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明、事務所見学	本大岡地区民生・児童委員	17名
188	神奈川	平成25年1月	金沢区シーサイド地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	金沢区シーサイド地区民生・児童委員	20名
189	神奈川	平成25年1月	金沢区釜利谷民生・児童委員に対する法テラス業務説明	金沢区釜利谷民生・児童委員	35名
190	神奈川	平成25年1月	保土ヶ谷区新桜ヶ丘民生・児童委員に対する法テラス業務説明	保土ヶ谷区新桜ヶ丘民生・児童委員	36名
191	神奈川	平成25年2月	横浜市社会福祉士会中部連絡会における法テラス業務説明	社会福祉士	10名
192	神奈川	平成25年2月	大和市議会議員に対する法テラス業務説明、事務所見学	大和市議会議員	1名
193	神奈川	平成25年2月	茅ヶ崎市市民安全部市民相談課職員に対する法テラス業務説明	茅ヶ崎市市民安全部市民相談課職員	30名
194	神奈川	平成25年3月	鎌倉市第二地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	鎌倉市第二地区民生・児童委員	18名
195	神奈川	平成25年3月	港北区日吉地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	港北区日吉地区民生・児童委員	18名
196	神奈川	平成25年3月	秦野市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	秦野市民生・児童委員	25名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
197	神奈川	平成25年3月	神奈川県警広報県民課警察相談初任者研修における法テラス業務説明	神奈川県警警察官	28名
198	埼玉	平成24年4月	さいたま保護観察所保護監察官、保護司に対する法テラス業務説明	さいたま保護観察所保護監察官、保護司	20名
199	埼玉	平成24年4月	さいたま市中央区民生・児童委員高齢福祉部会における法テラス業務説明	さいたま市中央区民生・児童委員高齢福祉部会職員	3名
200	埼玉	平成24年5月	さいたま市中央区福祉課職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	さいたま市中央区福祉課職員	2名
201	埼玉	平成24年5月	さいたま市民生・児童委員理事会における法テラス業務説明、連携依頼	さいたま市民生・児童委員理事会参加者	30名
202	埼玉	平成24年6月	さいたま市見沼区民生・児童委員役員会における法テラス業務説明、連携依頼	さいたま市見沼区民生・児童委員	16名
203	埼玉	平成24年6月	毛呂山町在住者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	毛呂山町在住者	20名
204	埼玉	平成24年6月	さいたま市に在勤・在住する女性に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	さいたま市に在勤・在住する女性	30名
205	埼玉	平成24年7月	さいたま市緑区民生・児童委員地区会議における法テラス業務説明、連携依頼	さいたま市緑区美園地区民生・児童委員	20名
206	埼玉	平成24年7月	さいたま市緑区民生・児童委員地区会議における法テラス業務説明、連携依頼	さいたま市緑区三室地区民生・児童委員	30名
207	埼玉	平成24年7月	さいたま市緑区民生・児童委員地区会議における法テラス業務説明、連携依頼	さいたま市緑区原山地区民生・児童委員	30名
208	埼玉	平成24年7月	さいたま市緑区民生・児童委員地区会議における法テラス業務説明、連携依頼	さいたま市緑区尾間木地区民生・児童委員	37名
209	埼玉	平成24年8月	さいたま市見沼区北部圏域地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	さいたま市見沼区北部圏域地域包括支援センター職員	26名
210	埼玉	平成24年8月	さいたま市中央区民生・児童委員高齢福祉部会における法テラス業務説明、連携依頼	さいたま市中央区民生・児童委員高齢福祉部会会員	3名
211	埼玉	平成24年8月	さいたま市南区民生・児童委員生活擁護部会(児童福祉委員会)における法テラス業務説明、連携依頼	さいたま市南区民生・児童委員生活擁護部会(児童福祉委員会)会員	80名
212	埼玉	平成24年9月	埼玉県地域生活定着支援センター運営推進委員会における法テラス業務説明	埼玉県地域生活定着支援センター運営推進委員会会員	20名
213	埼玉	平成24年9月	嵐山町役場職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	嵐山町役場職員	3名
214	埼玉	平成24年9月	神川町役場職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	神川町役場職員	4名
215	埼玉	平成24年9月	川越市大東、大東南公民館における法教育(講演)	川越市大東地区自治会長、PTA役員、公民館利用者	50名
216	埼玉	平成24年9月	関東管区行政評価局行政相談委員に対する講演、法テラス業務説明	関東管区行政評価局行政相談委員	90名
217	埼玉	平成24年10月	埼玉県立精神保健福祉センター職員に対する法テラス業務説明	埼玉県立精神保健福祉センター職員	1名
218	埼玉	平成24年10月	さいたま市緑区役所職員に対する連携依頼	さいたま市緑区役所職員	1名
219	埼玉	平成24年10月	さいたま市南区福祉課職員に対する連携依頼	さいたま市南区福祉課職員	1名
220	埼玉	平成24年10月	鴻巣地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	鴻巣地域包括支援センター職員	2名
221	埼玉	平成24年11月	越谷市男女共同参画推進課職員に対する法テラス業務説明	越谷市男女共同参画推進課職員	1名
222	埼玉	平成24年11月	さいたま市南区福祉課職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	さいたま市南区福祉課職員	1名
223	埼玉	平成24年11月	川越市に在勤、在住者に対する法テラス業務説明	川越市に在勤、在住者	20名
224	埼玉	平成24年11月	鴻巣市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	鴻巣市地域包括支援センター職員	25名
225	埼玉	平成24年11月	川越市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	川越市地域包括支援センター職員	2名
226	埼玉	平成24年11月	新座市北部第二高齢者相談センター職員に対する法テラス業務説明	新座市北部第二高齢者相談センター職員	30名
227	埼玉	平成24年11月	さいたま市中央区民生・児童委員高齢福祉部会における法テラス業務説明、連携依頼	さいたま市中央区民生・児童委員高齢福祉部会会員	3名
228	埼玉	平成24年11月	埼玉県民相談センター相談員に対する法テラス業務説明	埼玉県民相談センター相談員	7名
229	埼玉	平成24年11月	行田市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	行田市地域包括支援センター職員	7名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
230	埼玉	平成24年11月	埼玉県民相談センター相談員に対する法テラス業務説明	埼玉県民相談センター相談員	7名
231	埼玉	平成24年12月	北本市市民課市民相談担当職員に対する法テラス業務説明	北本市市民課市民相談担当職員	10名
232	埼玉	平成24年12月	越谷市男女共同参画推進課職員に対する講演、法テラス業務説明	越谷市男女共同参画推進課職員	13名
233	埼玉	平成24年12月	全日本不動産協会職員に対する法テラス業務説明	全日本不動産協会職員	1名
234	埼玉	平成24年12月	志木市地域包括支援センター「柏の杜」職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	志木市地域包括支援センター「柏の杜」職員	1名
235	埼玉	平成24年12月	さいたま市役所職員に対する法テラス業務説明	さいたま市役所職員	1名
236	埼玉	平成24年12月	川越市在勤、在住者に対する法テラス業務説明	川越市在勤、在住者	20名
237	埼玉	平成24年12月	さいたま市南区福祉課職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	さいたま市南区福祉課職員	20名
238	埼玉	平成24年12月	戸田市福祉保健センター職員、相談支援担当職員に対する法テラス業務説明	戸田市福祉保健センター職員、相談支援担当職員	2名
239	埼玉	平成24年12月	埼玉葛北障害者生活支援センター「たいよう」職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	埼玉葛北障害者生活支援センター「たいよう」職員	2名
240	埼玉	平成24年12月	「第3回社会福祉士の集い」における法テラス業務説明	さいたま市地域包括支援センター社会福祉士	30名
241	埼玉	平成24年12月	さいたま市中央区民生・児童委員高齢福祉部会員に対する法テラス業務説明、事例検討会	さいたま市中央区民生・児童委員高齢福祉部会員	60名
242	埼玉	平成25年1月	埼玉県身体障害者療護施設協議会会員に対する法テラス業務説明	埼玉県身体障害者療護施設協議会会員	16名
243	埼玉	平成25年1月	草加西部地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	草加西部地域包括支援センター職員	2名
244	埼玉	平成25年1月	埼玉葛北障害者生活支援センター「たいよう」職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	埼玉葛北障害者生活支援センター「たいよう」相談支援専門員	2名
245	埼玉	平成25年1月	桶川市地域福祉センター職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	桶川市地域福祉センター職員	2名
246	埼玉	平成25年1月	さいたま市高齢福祉部会所属民生・児童委員に対する講演、法テラス業務説明	さいたま市高齢福祉部会所属民生・児童委員	400名
247	埼玉	平成25年1月	埼玉県東部中央福祉事務所相談員に対する講演、法テラス業務説明	埼玉県東部中央福祉事務所相談員	50名
248	埼玉	平成25年1月	志木市介護支援専門員、地域包括支援センター職員に対する講演、法テラス業務説明	志木市介護支援専門員、地域包括支援センター職員	60名
249	埼玉	平成25年2月	白岡市民生・児童委員、埼玉葛北障害者生活支援センター職員等に対する講演	白岡市民生・児童委員、埼玉葛北障害者生活支援センター職員、一般市民	100名
250	埼玉	平成25年2月	さいたま市南区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	さいたま市南区民生・児童委員	178名
251	埼玉	平成25年2月	臨床心理士会会員に対する法テラス業務説明、連携依頼	臨床心理士会会員	1名
252	埼玉	平成25年2月	神川町地域包括支援センターケアマネジャー等に対する法テラス業務説明、講演	神川町地域包括支援センターケアマネジャー、施設職員	20名
253	埼玉	平成25年2月	ふじみ野市役所職員に対する法テラス業務説明	ふじみ野市役所職員	2名
254	埼玉	平成25年2月	さいたま地方務局管内人権擁護委員に対する法テラス業務説明	さいたま地方務局管内人権擁護委員	40名
255	埼玉	平成25年2月	さいたま市大宮区福祉課職員に対する法テラス業務説明	さいたま市大宮区福祉課職員	6名
256	埼玉	平成25年2月	鴻巣市ケアマネジャー、介護職員に対する講演、法テラス業務説明	鴻巣市ケアマネジャー、介護職員	70名
257	埼玉	平成25年3月	ふじみ野市社会福祉士に対する講演	ふじみ野市社会福祉士	50名
258	埼玉	平成25年3月	桶川市ケアマネジャーに対する講演、法テラス業務説明	桶川市ケアマネジャー	60名
259	千葉	平成24年4月	地域包括支援センター介護職員に対する法テラス業務説明	地域包括支援センター介護職員	2名
260	千葉	平成24年4月	消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	消費生活センター職員	40名
261	千葉	平成24年4月	一般市民向け法教育（講演）、法テラス業務説明	千葉県民	40名
262	千葉	平成24年4月	市原市生活福祉課研修における法テラス業務説明	市原市生活福祉課職員	48名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
263	千葉	平成24年5月	地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明、講演	地域包括支援センター職員、福祉課職員等	40名
264	千葉	平成24年5月	千葉県要綱に基づく会議における法テラス業務説明	千葉県職員等	40名
265	千葉	平成24年6月	ホームレス支援団体メンバー勉強会における講演、法テラス業務説明	カトリック西千葉教会(ホームレス支援団体)メンバー	12名
266	千葉	平成24年6月	市町村福祉担当者、福祉団体職員に対する法テラス業務説明	市町村福祉担当者、福祉団体職員	16名
267	千葉	平成24年7月	千葉県立千葉商業高校生(定時制)に対する法教育(授業)	千葉県立千葉商業高等学校定時制生徒、教員	150名
268	千葉	平成24年7月	千葉大学法科大学院生に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	千葉大学法科大学院生	2名
269	千葉	平成24年7月	自治体消費者行政担当職員、相談員に対する法テラス業務説明	千葉県内自治体の消費者行政担当職員、相談員	80名
270	千葉	平成24年8月	精神保健福祉医療関係者、一般市民に対する法教育(講演)	精神保健福祉医療関係者、家族、一般市民	1000名
271	千葉	平成24年8月	ソーシャルワーカー、看護師に対する法教育(講演)	ソーシャルワーカー、看護師	15名
272	千葉	平成24年8月	浦安市役所職員に対する法テラス業務説明	浦安市役所職員	1名
273	千葉	平成24年8月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	20名
274	千葉	平成24年8月	野田市市民相談室職員に対する法テラス業務説明	野田市市民相談室職員	2名
275	千葉	平成24年8月	千葉市福祉、徴税等担当職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	千葉市福祉、徴税等担当職員	30名
276	千葉	平成24年8月	社会福祉士、障害者施設職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	社会福祉士、障害者施設職員	30名
277	千葉	平成24年8月	香取市役所職員に対する法テラス業務説明	香取市役所職員	3名
278	千葉	平成24年9月	習志野市役所職員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	習志野市多重債務問題対策庁内連絡会関係職員	17名
279	千葉	平成24年9月	介護支援専門員、社会福祉士に対する法テラス業務説明	介護支援専門員、社会福祉士	2名
280	千葉	平成24年10月	九十九里町職員に対する法テラス業務説明	九十九里町職員	3名
281	千葉	平成24年10月	介護・福祉・医療・保健支援者等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	介護・福祉・医療・保健支援担当者、人材教育育成者等	80名
282	千葉	平成24年11月	千葉県社会福祉会会員に対する法教育(講演)	千葉県社会福祉会会員	15名
283	千葉	平成24年11月	千葉県立四街道北高校生、教員に対する法教育(授業)	千葉県立四街道北高等学校生徒、教員	197名
284	千葉	平成24年11月	権利擁護関連専門職員に対する法教育(講演)	権利擁護関連専門職員	20名
285	千葉	平成24年11月	地域中核支援センター野田ねっと職員等に対する法教育(講演)	地域中核支援センター野田ねっと職員、ケースワーカー	25名
286	千葉	平成24年11月	消費生活センター職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	消費生活センター職員	5名
287	千葉	平成24年12月	千葉県立佐原高校生(定時制)に対する法教育(授業)	千葉県立佐原高等学校定時制生徒、教員	100名
288	千葉	平成24年12月	一般企業・職域団体職員に対する講演	一般企業・職域団体職員	20名
289	千葉	平成24年12月	千葉県内保健所職員、精神保健福祉相談員に対する法テラス業務説明	千葉県内保健所職員、精神保健福祉相談員	20名
290	千葉	平成24年12月	一般企業・職域団体職員に対する講演	一般企業・職域団体職員	22名
291	千葉	平成24年12月	千葉県立千葉高校生に対する法テラス業務説明	千葉県立千葉高等学校生徒、教員	2名
292	千葉	平成24年12月	八街市消費生活相談員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	八街市消費生活相談員	6名
293	千葉	平成25年1月	千葉県立東金高校生、教員に対する法教育(授業)	千葉県立東金高等学校生徒、教員	130名
294	千葉	平成25年1月	松戸市社会福祉協議会担当者、生涯福祉課職員に対する講演、法テラス業務説明	松戸市社会福祉協議会担当者、生涯福祉課職員	20名
295	千葉	平成25年1月	千葉県立中央図書館職員に対する法テラス業務説明	千葉県立中央図書館職員	2名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
296	千葉	平成25年2月	地域住民、医療・福祉関連職員に対する法テラス業務説明、講演	地域住民、医療・福祉関連職員	100名
297	千葉	平成25年2月	生活保護ケースワーカーに対する講演、法テラス業務説明	生活保護ケースワーカー	15名
298	千葉	平成25年2月	高齢者、市民団体に対する講演、法テラス業務説明	高齢者、市民団体	50名
299	千葉	平成25年2月	人権擁護委員に対する講演、法テラス業務説明	人権擁護委員	50名
300	千葉	平成25年3月	千葉県知的障害者福祉協会支援スタッフに対する法教育(講演)	千葉県知的障害者福祉協会支援スタッフ	15名
301	千葉	平成25年3月	介護支援専門職員、高齢者支援関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	介護支援専門職員、高齢者支援関係者	30名
302	茨城	平成24年4月	つくば市役所職員に対する法テラス業務説明	つくば市役所職員	2名
303	茨城	平成24年6月	水戸市役所職員に対する法テラス業務説明	水戸市役所職員	4名
304	茨城	平成24年6月	茨城県消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	茨城県消費生活センター職員	4名
305	茨城	平成24年6月	茨城県精神保健福祉センター職員に対する法テラス業務説明	茨城県精神保健福祉センター職員	4名
306	茨城	平成24年6月	茨城県総務部総務課職員に対する法テラス業務説明	茨城県総務部総務課職員	4名
307	茨城	平成24年6月	茨城県知事公室県民相談センター職員に対する法テラス業務説明	茨城県知事公室県民相談センター職員	4名
308	茨城	平成24年6月	茨城県知事公室広報広聴課職員に対する法テラス業務説明	茨城県知事公室広報広聴課職員	4名
309	茨城	平成24年6月	茨城県知事公室女性青少年課職員に対する法テラス業務説明	茨城県知事公室女性青少年課職員	4名
310	茨城	平成24年6月	茨城県生活環境部生活文化課職員に対する法テラス業務説明	茨城県生活環境部生活文化課	4名
311	茨城	平成24年6月	茨城県保健福祉部厚生総務課職員に対する法テラス業務説明	茨城県保健福祉部厚生総務課職員	4名
312	茨城	平成24年6月	茨城県保健福祉部子ども家庭課に対する法テラス業務説明	茨城県保健福祉部子ども家庭課職員	4名
313	茨城	平成24年6月	茨城県保健福祉部障害福祉課職員に対する法テラス業務説明	茨城県保健福祉部障害福祉課職員	4名
314	茨城	平成24年6月	茨城県生活環境部環境対策課職員に対する法テラス業務説明	茨城県生活環境部環境対策課職員	4名
315	茨城	平成24年6月	茨城県保健福祉部福祉指導課人権施策推進室職員に対する法テラス業務説明	茨城県保健福祉部福祉指導課人権施策推進室職員	4名
316	茨城	平成24年6月	茨城県労働委員会事務局職員に対する法テラス業務説明	茨城県労働委員会事務局職員	4名
317	茨城	平成24年6月	茨城県警警察本部警察安全総合相談センター職員に対する法テラス業務説明	茨城県警警察本部警察安全総合相談センター職員	4名
318	茨城	平成24年6月	茨城県警警察本部少年サポートセンター職員に対する法テラス業務説明	茨城県警警察本部少年サポートセンター職員	4名
319	茨城	平成24年6月	茨城県警警察本部犯罪被害者支援室相談員に対する法テラス業務説明	茨城県警警察本部犯罪被害者支援室相談員	4名
320	茨城	平成24年6月	茨城県警警察本部警務部留置管理課職員に対する法テラス業務説明	茨城県警警察本部警務部留置管理課職員	4名
321	茨城	平成24年6月	茨城県被害者支援連絡協議会幹事会における法テラス業務説明	茨城県被害者支援連絡協議会関係職員	4名
322	茨城	平成24年6月	神栖市総務課職員に対する法テラス業務説明	神栖市総務課職員	4名
323	茨城	平成24年6月	神栖市市民協働課生涯学習グループに対する法テラス業務説明	神栖市市民協働課生涯学習グループ	4名
324	茨城	平成24年6月	神栖市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	神栖市消費生活センター職員	4名
325	茨城	平成24年6月	神栖市社会福祉協議会における法テラス業務説明	神栖市社会福祉協議会職員	4名
326	茨城	平成24年6月	鹿嶋市社会福祉協議会における法テラス業務説明	鹿嶋市社会福祉協議会職員	4名
327	茨城	平成24年6月	鹿嶋市総務課職員に対する法テラス業務説明	鹿嶋市総務課職員	4名
328	茨城	平成24年6月	鹿嶋市秘書広聴課職員に対する法テラス業務説明	鹿嶋市秘書広聴課職員	4名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
329	茨城	平成24年6月	鹿嶋市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	鹿嶋市消費生活センター職員	4名
330	茨城	平成24年6月	潮来市社会福祉協議会における法テラス業務説明	潮来市社会福祉協議会職員	4名
331	茨城	平成24年6月	潮来市総務課職員に対する法テラス業務説明	潮来市総務課職員	4名
332	茨城	平成24年6月	潮来市秘書政策課職員に対する法テラス業務説明	潮来市秘書政策課職員	4名
333	茨城	平成24年6月	公証役場職員に対する法テラス業務説明	公証役場職員	4名
334	茨城	平成24年6月	茨城カウンセリングセンター職員に対する法テラス業務説明	茨城カウンセリングセンター職員	4名
335	茨城	平成24年6月	関東信越税理士会茨城県支部連合会職員に対する法テラス業務説明	関東信越税理士会茨城県支部連合会職員	4名
336	茨城	平成24年6月	茨城労働局総務部企画室職員に対する法テラス業務説明	茨城労働局総務部企画室職員	4名
337	茨城	平成24年6月	茨城労働局労働基準部監督課職員に対する法テラス業務説明	茨城労働局労働基準部監督課職員	4名
338	茨城	平成24年6月	茨城労働局雇用均等室職員に対する法テラス業務説明	茨城労働局雇用均等室職員	4名
339	茨城	平成24年6月	茨城県中央交通事故相談所職員に対する法テラス業務説明	茨城県中央交通事故相談所職員	4名
340	茨城	平成24年6月	茨城県社会保険労務士会会員に対する法テラス業務説明	茨城県社会保険労務士会会員	4名
341	茨城	平成24年6月	茨城県不動産鑑定士協会会員に対する法テラス業務説明	茨城県不動産鑑定士協会会員	4名
342	茨城	平成24年7月	第1回茨城県要保護児童対策地域協議会代表者会議における法テラス業務説明	茨城県要保護児童対策地域協議会代表者会議参加者	30名
343	茨城	平成24年7月	茨城県消費生活センター相談員に対する法テラス業務説明	茨城県消費生活センター相談員	30名
344	茨城	平成24年7月	水戸税務署職員に対する法テラス業務説明	水戸税務署職員	4名
345	茨城	平成24年7月	茨城県福祉相談センター職員に対する法テラス業務説明	茨城県福祉相談センター職員	4名
346	茨城	平成24年7月	茨城県暴力追放推進センター職員に対する法テラス業務説明	茨城県暴力追放推進センター職員	4名
347	茨城	平成24年7月	茨城行政評価事務所職員に対する法テラス業務説明	茨城行政評価事務所職員	4名
348	茨城	平成24年7月	水戸財務事務所職員に対する法テラス業務説明	水戸財務事務所職員	4名
349	茨城	平成24年7月	JA茨城県中央会JAバンク相談所職員に対する法テラス業務説明	JA茨城県中央会JAバンク相談所職員	4名
350	茨城	平成24年7月	個人版私的整理ガイドライン運営委員会茨城支部職員に対する法テラス業務説明	個人版私的整理ガイドライン運営委員会茨城支部職員	4名
351	茨城	平成24年7月	いばらき被害者支援センター職員に対する法テラス業務説明	いばらき被害者支援センター職員	4名
352	茨城	平成24年7月	水戸市社会福祉協議会における法テラス業務説明	水戸市社会福祉協議会職員	4名
353	茨城	平成24年7月	土浦市役所職員に対する法テラス業務説明	土浦市役所職員	4名
354	茨城	平成24年7月	土浦市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	土浦市消費生活センター職員	4名
355	茨城	平成24年7月	土浦市社会福祉協議会における法テラス業務説明	土浦市社会福祉協議会職員	4名
356	茨城	平成24年7月	かすみがうら市社会福祉協議会における法テラス業務説明	かすみがうら市社会福祉協議会職員	4名
357	茨城	平成24年7月	かすみがうら市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	かすみがうら市消費生活センター職員	4名
358	茨城	平成24年7月	かすみがうら市役所職員に対する法テラス業務説明	かすみがうら市役所職員	4名
359	茨城	平成24年7月	石岡市役所職員に対する法テラス業務説明	石岡市役所職員	4名
360	茨城	平成24年7月	石岡市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	石岡市消費生活センター職員	4名
361	茨城	平成24年7月	石岡市社会福祉協議会における法テラス業務説明	石岡市社会福祉協議会職員	4名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
362	茨城	平成24年7月	日常生活自立支援専門委員会における法テラス業務説明	日常生活自立支援専門委員	4名
363	茨城	平成24年7月	講演会(「社会福祉士と身近な法律」)における講演、法テラス業務説明	茨城社会福祉士会員等	4名
364	茨城	平成24年7月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	6名
365	茨城	平成24年8月	高等学校公民科夏季教員研修における法テラス業務説明	高等学校公民科教員	11名
366	茨城	平成24年8月	税理士に対する法テラス業務説明	税理士	20名
367	茨城	平成24年8月	美浦村役場職員に対する法テラス業務説明	美浦村役場職員	4名
368	茨城	平成24年8月	美浦村消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	美浦村消費生活センター職員	4名
369	茨城	平成24年8月	美浦村社会福祉協議会における法テラス業務説明	美浦村社会福祉協議会職員	4名
370	茨城	平成24年8月	稲敷市社会福祉協議会における法テラス業務説明	稲敷市社会福祉協議会職員	4名
371	茨城	平成24年8月	稲敷市役所職員に対する法テラス業務説明	稲敷市役所職員	4名
372	茨城	平成24年8月	稲敷市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	稲敷市消費生活センター職員	4名
373	茨城	平成24年8月	行方市役所職員に対する法テラス業務説明	行方市役所職員	4名
374	茨城	平成24年8月	行方市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	行方市消費生活センター職員	4名
375	茨城	平成24年8月	行方市社会福祉協議会における法テラス業務説明	行方市社会福祉協議会職員	4名
376	茨城	平成24年8月	龍ヶ崎市役所職員に対する法テラス業務説明	龍ヶ崎市役所職員	4名
377	茨城	平成24年8月	龍ヶ崎市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	龍ヶ崎市消費生活センター職員	4名
378	茨城	平成24年8月	龍ヶ崎市社会福祉協議会における法テラス業務説明	龍ヶ崎市社会福祉協議会職員	4名
379	茨城	平成24年8月	河内町役場秘書公聴課職員に対する法テラス業務説明	河内町役場秘書公聴課職員	4名
380	茨城	平成24年8月	河内町役場経済課消費生活相談担当職員に対する法テラス業務説明	河内町役場経済課消費生活相談担当職員	4名
381	茨城	平成24年8月	河内町社会福祉協議会における法テラス業務説明	河内町社会福祉協議会職員	4名
382	茨城	平成24年8月	利根町社会福祉協議会における法テラス業務説明	利根町社会福祉協議会職員	4名
383	茨城	平成24年8月	利根町役場総務課職員に対する法テラス業務説明	利根町役場総務課職員	4名
384	茨城	平成24年8月	利根町役場経済課消費生活相談担当職員に対する法テラス業務説明	利根町役場経済課消費生活相談担当職員	4名
385	茨城	平成24年8月	取手市役所職員に対する法テラス業務説明	取手市役所職員	4名
386	茨城	平成24年8月	取手市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	取手市消費生活センター職員	4名
387	茨城	平成24年8月	取手市社会福祉協議会における法テラス業務説明	取手市社会福祉協議会職員	4名
388	茨城	平成24年8月	つくばみらい市社会福祉協議会における法テラス業務説明	つくばみらい市社会福祉協議会職員	4名
389	茨城	平成24年8月	つくばみらい市役所職員に対する法テラス業務説明	つくばみらい市役所職員	4名
390	茨城	平成24年8月	つくばみらい市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	つくばみらい市消費生活センター職員	4名
391	茨城	平成24年8月	守谷市役所職員に対する法テラス業務説明	守谷市役所職員	4名
392	茨城	平成24年8月	守谷市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	守谷市消費生活センター職員	4名
393	茨城	平成24年8月	守谷市社会福祉協議会における法テラス業務説明	守谷市社会福祉協議会職員	4名
394	茨城	平成24年9月	茨城町社会福祉協議会における法テラス業務説明	心配ごと相談員	10名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
395	茨城	平成24年9月	牛久市社会福祉課職員に対する法テラス業務説明	牛久市社会福祉課職員	4名
396	茨城	平成24年9月	牛久市市民総務部市民活動グループに対する法テラス業務説明	牛久市市民総務部市民活動グループ	4名
397	茨城	平成24年9月	牛久市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	牛久市消費生活センター職員	4名
398	茨城	平成24年9月	牛久市社会福祉協議会における法テラス業務説明	牛久市社会福祉協議会職員	4名
399	茨城	平成24年9月	阿見町社会福祉協議会における法テラス業務説明	阿見町社会福祉協議会職員	4名
400	茨城	平成24年9月	阿見町役場職員に対する法テラス業務説明	阿見町役場職員	4名
401	茨城	平成24年9月	阿見町消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	阿見町消費生活センター職員	4名
402	茨城	平成24年9月	つくば市社会福祉協議会における法テラス業務説明	つくば市社会福祉協議会職員	4名
403	茨城	平成24年9月	つくば市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	つくば市消費生活センター職員	4名
404	茨城	平成24年9月	つくば市市長公室広報広報課職員に対する法テラス業務説明	つくば市市長公室広報広報課職員	4名
405	茨城	平成24年9月	つくば市総務部総務課職員に対する法テラス業務説明	つくば市総務部総務課職員	4名
406	茨城	平成24年9月	桜川市役所職員に対する法テラス業務説明	桜川市役所職員	4名
407	茨城	平成24年9月	桜川市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	桜川市消費生活センター職員	4名
408	茨城	平成24年9月	桜川市社会福祉協議会における法テラス業務説明	桜川市社会福祉協議会職員	4名
409	茨城	平成24年9月	筑西市役所職員に対する法テラス業務説明	筑西市役所職員	4名
410	茨城	平成24年9月	筑西市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	筑西市消費生活センター職員	4名
411	茨城	平成24年9月	筑西市社会福祉協議会における法テラス業務説明	筑西市社会福祉協議会職員	4名
412	茨城	平成24年9月	下妻市役所職員に対する法テラス業務説明	下妻市役所職員	4名
413	茨城	平成24年9月	下妻市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	下妻市消費生活センター職員	4名
414	茨城	平成24年9月	下妻市社会福祉協議会における法テラス業務説明	下妻市社会福祉協議会職員	4名
415	茨城	平成24年9月	北茨城市総務部総務課職員に対する法テラス業務説明	北茨城市総務部総務課職員	4名
416	茨城	平成24年9月	北茨城市市民福祉部市民課職員に対する法テラス業務説明	北茨城市市民福祉部市民課職員	4名
417	茨城	平成24年9月	北茨城市まちづくり協働課職員に対する法テラス業務説明	北茨城市まちづくり協働課職員	4名
418	茨城	平成24年9月	北茨城市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	北茨城市消費生活センター職員	4名
419	茨城	平成24年9月	北茨城市社会福祉協議会における法テラス業務説明	北茨城市社会福祉協議会職員	4名
420	茨城	平成24年9月	高萩市役所職員に対する法テラス業務説明	高萩市役所職員	4名
421	茨城	平成24年9月	高萩市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	高萩市消費生活センター職員	4名
422	茨城	平成24年9月	高萩市社会福祉協議会における法テラス業務説明	高萩市社会福祉協議会職員	4名
423	茨城	平成24年9月	日立市役所職員に対する法テラス業務説明	日立市役所職員	4名
424	茨城	平成24年9月	日立市社会福祉協議会における法テラス業務説明	日立市社会福祉協議会職員	4名
425	茨城	平成24年9月	結城市役所職員に対する法テラス業務説明	結城市役所職員	4名
426	茨城	平成24年9月	結城市社会福祉協議会における法テラス業務説明	結城市社会福祉協議会職員	4名
427	茨城	平成24年9月	結城市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	結城市消費生活センター職員	4名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
428	茨城	平成24年9月	古河市役所職員に対する法テラス業務説明	古河市役所職員	4名
429	茨城	平成24年9月	古河市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	古河市消費生活センター職員	4名
430	茨城	平成24年9月	古河市社会福祉協議会における法テラス業務説明	古河市社会福祉協議会職員	4名
431	茨城	平成24年9月	五霞町役場職員に対する法テラス業務説明	五霞町役場職員	4名
432	茨城	平成24年9月	五霞町消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	五霞町消費生活センター職員	4名
433	茨城	平成24年9月	五霞町社会福祉協議会における法テラス業務説明	五霞町社会福祉協議会職員	4名
434	茨城	平成24年9月	那珂市役所職員に対する法テラス業務説明	那珂市役所職員	4名
435	茨城	平成24年9月	那珂市社会福祉協議会における法テラス業務説明	那珂市社会福祉協議会職員	4名
436	茨城	平成24年9月	常陸太田市社会福祉協議会における法テラス業務説明	常陸太田市社会福祉協議会職員	4名
437	茨城	平成24年9月	茨城県産業保健推進センター職員に対する法テラス業務説明	茨城県産業保健推進センター職員	4名
438	茨城	平成24年10月	鹿嶋市社会福祉協議会における法テラス業務説明	民生・児童委員	10名
439	茨城	平成24年10月	「法の日」週間記念行事講話における法テラス業務説明	一般市民	40名
440	茨城	平成24年10月	東海村役場職員に対する法テラス業務説明	東海村役場職員	4名
441	茨城	平成24年10月	東海村消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	東海村消費生活センター職員	4名
442	茨城	平成24年10月	東海村社会福祉協議会における法テラス業務説明	東海村社会福祉協議会職員	4名
443	茨城	平成24年10月	ひたちなか市役所職員に対する法テラス業務説明	ひたちなか市役所職員	4名
444	茨城	平成24年10月	ひたちなか市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	ひたちなか市消費生活センター職員	4名
445	茨城	平成24年10月	ひたちなか市社会福祉協議会における法テラス業務説明	ひたちなか市社会福祉協議会職員	4名
446	茨城	平成24年10月	大洗町役場職員に対する法テラス業務説明	大洗町役場職員	4名
447	茨城	平成24年10月	大洗町消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	大洗町消費生活センター職員	4名
448	茨城	平成24年10月	大洗町社会福祉協議会における法テラス業務説明	大洗町社会福祉協議会職員	4名
449	茨城	平成24年10月	八千代町役場職員に対する法テラス業務説明	八千代町役場職員	4名
450	茨城	平成24年10月	八千代町消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	八千代町消費生活センター職員	4名
451	茨城	平成24年10月	八千代町社会福祉協議会における法テラス業務説明	八千代町社会福祉協議会職員	4名
452	茨城	平成24年10月	常総市役所職員に対する法テラス業務説明	常総市役所職員	4名
453	茨城	平成24年10月	常総市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	常総市消費生活センター職員	4名
454	茨城	平成24年10月	常総市社会福祉協議会における法テラス業務説明	常総市社会福祉協議会職員	4名
455	茨城	平成24年10月	坂東市役所職員に対する法テラス業務説明	坂東市役所職員	4名
456	茨城	平成24年10月	坂東市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	坂東市消費生活センター職員	4名
457	茨城	平成24年10月	坂東市社会福祉協議会における法テラス業務説明	坂東市社会福祉協議会職員	4名
458	茨城	平成24年10月	堺町役場職員に対する法テラス業務説明	堺町役場職員	4名
459	茨城	平成24年10月	堺町役場農政商工課消費生活相談窓口職員に対する法テラス業務説明	堺町役場農政商工課消費生活相談窓口職員	4名
460	茨城	平成24年10月	堺町社会福祉協議会における法テラス業務説明	堺町社会福祉協議会職員	4名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
461	茨城	平成24年10月	茨城町役場職員に対する法テラス業務説明	茨城町役場職員	4名
462	茨城	平成24年10月	茨城町消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	茨城町消費生活センター職員	4名
463	茨城	平成24年10月	茨城町社会福祉協議会における法テラス業務説明	茨城町社会福祉協議会職員	4名
464	茨城	平成24年10月	笠間市役所職員に対する法テラス業務説明	笠間市役所職員	4名
465	茨城	平成24年10月	笠間市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	笠間市消費生活センター職員	4名
466	茨城	平成24年10月	笠間市社会福祉協議会における法テラス業務説明	笠間市社会福祉協議会職員	4名
467	茨城	平成24年10月	城里町役場職員に対する法テラス業務説明	城里町役場職員	4名
468	茨城	平成24年10月	城里町役場産業振興課消費生活相談担当職員に対する法テラス業務説明	城里町役場産業振興課消費生活相談担当職員	4名
469	茨城	平成24年10月	城里町社会福祉協議会における法テラス業務説明	城里町社会福祉協議会職員	4名
470	茨城	平成24年10月	常陸大宮市役所職員に対する法テラス業務説明	常陸大宮市役所職員	4名
471	茨城	平成24年10月	常陸大宮市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	常陸大宮市消費生活センター職員	4名
472	茨城	平成24年10月	常陸大宮市社会福祉協議会における法テラス業務説明	常陸大宮市社会福祉協議会職員	4名
473	茨城	平成24年10月	大子町役場職員に対する法テラス業務説明	大子町役場職員	4名
474	茨城	平成24年10月	大子町消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	大子町消費生活センター職員	4名
475	茨城	平成24年10月	大子町社会福祉協議会における法テラス業務説明	大子町社会福祉協議会職員	4名
476	茨城	平成24年10月	講演会(「法テラスと身近な法律」)における法教育(講演)	一般市民、民生・児童委員、医療関係者等	60名
477	茨城	平成24年10月	茨城県被害者支援連絡協議会総会における法テラス業務説明	茨城県被害者支援連絡協議会総会参加者	66名
478	茨城	平成24年11月	土浦人権擁護委員研修会における講演、法テラス業務説明	人権擁護委員	10名
479	茨城	平成24年11月	かすみがうら市社会福祉協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	心配ごと相談員	10名
480	茨城	平成24年11月	茨城県DV対策ネットワーク会議における法テラス業務説明	茨城県DV対策ネットワーク会議参加者	35名
481	茨城	平成24年11月	鉾田市役所職員に対する法テラス業務説明	鉾田市役所職員	4名
482	茨城	平成24年11月	鉾田市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	鉾田市消費生活センター職員	4名
483	茨城	平成24年11月	鉾田市社会福祉協議会における法テラス業務説明	鉾田市社会福祉協議会職員	4名
484	茨城	平成24年11月	小美玉市役所職員に対する法テラス業務説明	小美玉市役所職員	4名
485	茨城	平成24年11月	小美玉市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	小美玉市消費生活センター職員	4名
486	茨城	平成24年11月	小美玉市社会福祉協議会における法テラス業務説明	小美玉市社会福祉協議会職員	4名
487	茨城	平成25年1月	市町村等障害者支援担当職員に対する法テラス業務説明	市町村等障害者支援担当職員	100名
488	茨城	平成25年1月	神栖市女性総合相談員に対する法テラス業務説明	神栖市女性総合相談員	20名
489	茨城	平成25年1月	行政相談員、人権擁護委員等に対する講演、法テラス業務説明	行政相談員、人権擁護委員、心配ごと相談委員等	45名
490	茨城	平成25年1月	かすみがうら市社会福祉協議会千代田地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	かすみがうら市社会福祉協議会千代田地区民生・児童委員	45名
491	茨城	平成25年2月	鉾田市社会福祉協議会における法テラス業務説明	心配ごと相談員	10名
492	茨城	平成25年2月	第2回茨城県要保護児童対策地域協議会代表者会議における法テラス業務説明	茨城県要保護児童対策地域協議会代表者会議参加者	30名
493	茨城	平成25年2月	筑西市多重債務ネットワーク連絡会議における講演、法テラス業務説明	筑西市役所職員等	30名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
494	茨城	平成25年2月	水戸市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	水戸市民	50名
495	茨城	平成25年3月	茨城町社会福祉協議会における法テラス業務説明	心配ごと相談員	10名
496	茨城	平成25年3月	水戸市安心見守り隊研修会における法テラス業務説明	水戸市安心見守り隊研修会参加者	10名
497	茨城	平成25年3月	坂東市社会福祉協議会における法テラス業務説明	心配ごと相談員	15名
498	茨城	平成25年3月	茨城町社会福祉協議会における法テラス業務説明	心配ごと相談員	20名
499	栃木	平成24年8月	被害者支援センターとちぎボランティア相談員養成講座における講義、法テラス業務説明	被害者支援センターとちぎボランティア相談員養成講座参加者	7名
500	栃木	平成24年10月	栃木県警被害者支援・相談実務専科教養における法テラス業務説明	栃木県警被害者支援相談担当警察官	18名
501	栃木	平成24年12月	栃木県立壬生高校人権教育講演会における法教育(授業)、法テラス業務説明	栃木県立壬生高等学校生徒	480名
502	群馬	平成24年4月	犯罪被害者支援に関する勉強会における法テラス業務説明	犯罪被害者支援相談員等	10名
503	群馬	平成24年5月	群馬県多重債務対策協議会における法テラス業務説明	群馬県消費者センター職員等	20名
504	群馬	平成24年7月	犯罪被害者支援相談員に対する法テラス業務説明	犯罪被害者支援相談員	10名
505	群馬	平成24年7月	前橋地域自殺対策ネットワーク会議における法テラス業務説明	前橋地域自殺対策ネットワーク会議参加者	15名
506	静岡	平成24年5月	児童相談所職員に対する法テラス業務説明	児童相談所職員	14名
507	静岡	平成24年5月	沼津市民生・児童委員会協議会における法テラス業務説明	沼津市第四地区民生・児童委員	20名
508	静岡	平成24年6月	「法律・判例情報の探し方」講座における講義	静岡県民	20名
509	静岡	平成24年6月	静岡労働局職員に対する法テラス業務説明	静岡労働局職員	20名
510	静岡	平成24年6月	浜松国際交流協会における法テラス業務説明	浜松国際交流協会職員	50名
511	静岡	平成24年6月	静岡県犯罪被害者支援連絡協議会関係職員に対する法テラス業務説明	静岡県犯罪被害者支援連絡協議会関係職員	59名
512	静岡	平成24年6月	静岡市国際交流協会における法テラス業務説明	静岡市国際交流協会職員	8名
513	静岡	平成24年7月	静岡地区更生保護ボランティア定例会における法教育(講義)、法テラス業務説明	静岡地区更生保護ボランティア団体職員	11名
514	静岡	平成24年7月	地域生活支援センターおさだにおける法テラス業務説明	地域生活支援センターおさだ担当者	6名
515	静岡	平成24年7月	青少年就労ネットワークサポーターに対する法テラス業務説明	青少年就労ネットワークサポーター	9名
516	静岡	平成24年8月	菊川市社会福祉協議会における法テラス業務説明	菊川市社会福祉協議会関係者	50名
517	静岡	平成24年8月	慶應大学生に対する法テラス業務説明(エクスターンシップ受入れ)	慶應義塾大学法学部学生	5名
518	静岡	平成24年8月	南山大学生に対する法テラス業務説明(インターンシップ受入れ)	南山大学法学部学生	6名
519	静岡	平成24年8月	東京大学・早稲田大学ロースクール卒業生に対する法テラス業務説明	東京大学・早稲田大学ロースクール卒業生	9名
520	静岡	平成24年9月	静岡市外国人住民施策連絡会議における法テラス業務説明	静岡市国際交流協会、静岡公共職業安定所職員等	24名
521	静岡	平成24年11月	静岡犯罪被害者支援センター職員に対する法テラス業務説明	静岡犯罪被害者支援センター職員	10名
522	静岡	平成24年11月	精神保健福祉士等に対する法テラス業務説明	精神保健福祉士、社会福祉士、行政相談員、産業カウンセラー、看護師、介護士、民生・児童委員	47名
523	静岡	平成24年11月	法律家及び精神保健専門家のための研修会における法テラス業務説明	精神科医、精神保健福祉士、社会福祉士等	60名
524	静岡	平成24年11月	静岡市国際交流協会における法テラス業務説明	静岡市国際交流協会職員	6名
525	静岡	平成24年11月	静岡県自殺対策事業研修会における法テラス業務説明	静岡県自殺対策事業担当者、精神保健福祉士、産業カウンセラー	76名
526	静岡	平成24年12月	MSW(医療ソーシャルワーカー)に対する法教育(講演)	MSW(医療ソーシャルワーカー)	15名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
527	静岡	平成24年12月	よりそいホットライン支援者に対する法テラス業務説明	よりそいホットライン支援者	15名
528	静岡	平成24年12月	犯罪被害者支援関係機関意見交換会における法テラス業務説明	静岡県警察本部、NPO法人犯罪被害者支援センター等職員	78名
529	静岡	平成25年2月	MSW(医療ソーシャルワーカー)に対する法教育(講演)	MSW(医療ソーシャルワーカー)	15名
530	静岡	平成25年2月	牧之原市人権擁護委員協議会における法テラス業務説明	吉田町、牧之原市人権擁護委員等	18名
531	静岡	平成25年2月	病院関係者に対する法テラス業務説明	病院関係者	5名
532	静岡	平成25年2月	ダルク関係者に対する法テラス業務説明	ダルク関係者	8名
533	静岡	平成25年3月	静岡市国際交流協会における法テラス業務説明	静岡市国際交流協会職員	12名
534	山梨	平成24年8月	山梨学院大学法科大学院生に対する法テラス業務説明	山梨学院大学法科大学院生	20名
535	山梨	平成24年11月	山梨県職員に対する法テラス業務説明	山梨県職員	34名
536	山梨	平成25年2月	被害者支援センター支援員養成研修会における法テラス業務説明	被害者支援センター支援員	50名
537	山梨	平成25年2月	甲府市社会福祉協議会心配ごと相談室相談員研修会における法テラス業務説明	心配ごと相談員	7名
538	山梨	平成25年3月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講演)	山梨県民	13名
539	長野	平成24年7月	犯罪被害者支援に関する協議会(総会)における法テラス業務説明	山梨県内犯罪被害者支援機関職員	40名
540	長野	平成24年8月	児童虐待・DV被害者支援に関する協議会における法テラス業務説明	北信地域犯罪被害者支援機関職員	20名
541	長野	平成24年8月	多重債務者生活再建に関する協議会(自殺対策)における法テラス業務説明	警察官、消防署員、各相談機関職員	40名
542	長野	平成24年9月	長野県社会保険労務士会事務局職員に対する法テラス業務説明	長野県社会保険労務士会事務局職員	4名
543	長野	平成24年11月	労働関係相談・解決機関職員に対する法テラス業務説明	労働関係相談・解決機関職員	10名
544	長野	平成25年1月	長野労働局労働相談員に対する法テラス業務説明	長野労働局労働相談員	40名
545	長野	平成25年2月	一般市民等向け公開講座における法テラス業務説明	一般市民、関係機関職員	300名
546	長野	平成25年2月	長野県女性相談センター女性相談員に対する法テラス業務説明	女性相談員	3名
547	長野	平成25年3月	坂城町社会福祉協議会における法テラス業務説明	民生・児童委員(心配ごと相談員)	30名
548	長野	平成25年3月	児童虐待・DV被害者支援に関する協議会における法テラス業務説明	児童虐待・DV被害者支援機関職員	40名
549	新潟	平成24年7月	新潟パーソナルサポートセンター職員に対する法テラス業務説明	新潟パーソナルサポートセンター職員	8名
550	新潟	平成24年8月	十日町市役所職員に対する法テラス業務説明	十日町市役所職員	2名
551	新潟	平成24年9月	新潟地域官公庁等行政相談連絡協議会における法テラス業務説明	新潟地域官公庁等行政相談連絡協議会	10名
552	新潟	平成24年10月	新潟市中央図書館における法テラス業務説明	新潟市民	30名
553	新潟	平成24年10月	糸魚川市役所職員に対する法テラス業務説明	糸魚川市役所職員	4名
554	新潟	平成24年10月	妙高市役所職員に対する法テラス業務説明	妙高市役所職員	7名
555	新潟	平成24年11月	新潟市地域包括支援センター連絡会における法テラス業務説明	新潟市地域包括支援センター職員	100名
556	新潟	平成24年11月	北区民生・児童委員地区長会における法テラス業務説明	北区民生・児童委員地区長	10名
557	新潟	平成24年11月	南区民生・児童委員地区長会における法テラス業務説明	南区民生・児童委員地区長	10名
558	新潟	平成24年11月	東区民生・児童委員地区長会における法テラス業務説明	東区民生・児童委員地区長	10名
559	新潟	平成24年11月	魚沼市役所職員に対する法テラス業務説明	魚沼市役所職員	12名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
560	新潟	平成24年11月	江南区民生・児童委員地区長会における法テラス業務説明	江南区民生・児童委員地区長	15名
561	新潟	平成24年11月	秋葉区民生・児童委員地区長会における法テラス業務説明	秋葉区民生・児童委員地区長	15名
562	新潟	平成24年11月	新潟市民生・児童委員理事会における法テラス業務説明	新潟市民生・児童委員	20名
563	新潟	平成24年11月	中央区民生・児童委員地区長会における法テラス業務説明	中央区民生・児童委員地区長	20名
564	新潟	平成24年12月	小千谷市役所職員に対する法テラス業務説明	小千谷市役所職員	8名
565	新潟	平成25年1月	新潟市地域包括支援センター連絡会における法テラス業務説明	新潟市地域包括支援センター職員	12名
566	新潟	平成25年2月	新潟市中央区地域包括支援センター連絡会における法テラス業務説明	新潟市中央区地域包括支援センター職員	16名
567	新潟	平成25年2月	介護支援専門員交流会における法テラス業務説明	介護支援専門員	20名
568	新潟	平成25年2月	新潟市西区地域包括支援センター連絡会における法テラス業務説明	新潟市西区地域包括支援センター職員	25名
569	新潟	平成25年2月	村上市心配ごと相談所相談員等研修における法テラス業務説明	心配ごと相談所相談員	30名
570	新潟	平成25年3月	新潟市西区地域包括支援センター連絡会における法テラス業務説明	新潟市西区地域包括支援センター職員	10名
571	新潟	平成25年3月	新潟県労働相談員研修における法テラス業務説明	新潟県労働相談員	10名
572	新潟	平成25年3月	新潟市西蒲区地域包括支援センター連絡会における法テラス業務説明	新潟市西蒲区地域包括支援センター職員	15名
573	新潟	平成25年3月	新潟市秋葉区地域包括支援センター連絡会における法テラス業務説明	新潟市秋葉区地域包括支援センター職員	15名
574	新潟	平成25年3月	新潟司法福祉研究会における法テラス業務説明	新潟刑務所職員、社会福祉士等	50名
575	新潟	平成25年3月	新潟市配偶者暴力相談支援センター職員に対する法テラス業務説明	新潟市配偶者暴力相談支援センター職員	6名
576	大阪	平成24年4月	茨木市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	茨木市消費生活センター職員	1名
577	大阪	平成24年4月	大東市政策推進部政策管理課職員に対する法テラス業務説明	大東市政策推進部政策管理課職員	1名
578	大阪	平成24年4月	クレオ大阪女性総合相談センター職員に対する法テラス業務説明	クレオ大阪女性総合相談センター職員	1名
579	大阪	平成24年4月	千早赤阪村役場職員に対する法テラス業務説明	千早赤阪村役場職員	1名
580	大阪	平成24年4月	河南町役場総務課職員に対する法テラス業務説明	河南町役場総務課職員	1名
581	大阪	平成24年4月	熊取町役場福祉課、にぎわい創造課等職員に対する法テラス業務説明	熊取町役場福祉課、にぎわい創造課、健康福祉部高齢介護課職員	5名
582	大阪	平成24年5月	松原市社会福祉協議会における法テラス業務説明	松原市社会福祉協議会職員	1名
583	大阪	平成24年5月	松原市市民生活部産業振興課、福祉部福祉係職員に対する法テラス業務説明	松原市市民生活部産業振興課、福祉部福祉係、総務部市政情報室広報広聴係職員	7名
584	大阪	平成24年6月	岸和田市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	岸和田市地域包括支援センター職員	1名
585	大阪	平成24年6月	岸和田市保健福祉部生活福祉課、市長公室職員に対する法テラス業務説明	岸和田市保健福祉部生活福祉課、市長公室職員	2名
586	大阪	平成24年6月	岸和田市立消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	岸和田市立消費生活センター職員	2名
587	大阪	平成24年7月	島本町消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	島本町消費生活センター職員	1名
588	大阪	平成24年7月	泉大津市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	泉大津市消費生活センター職員	1名
589	大阪	平成24年7月	泉大津市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	泉大津市地域包括支援センター職員	1名
590	大阪	平成24年7月	忠岡町役場産業振興課職員に対する法テラス業務説明	忠岡町役場産業振興課職員	1名
591	大阪	平成24年7月	忠岡町役場、町公室、政策推進課職員に対する法テラス業務説明	忠岡町役場、町公室、政策推進課職員	2名
592	大阪	平成24年7月	泉大津市生活福祉課、総合政策部秘書広報課等職員に対する法テラス業務説明	泉大津市生活福祉課、総合政策部秘書広報課、人権啓発課職員	3名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
593	大阪	平成24年7月	忠岡町役場健康福祉部いきがい支援課等職員に対する法テラス業務説明	忠岡町役場健康福祉部いきがい支援課、地域包括支援センター係及び福祉係職員	3名
594	大阪	平成24年8月	千早赤阪村地域振興課職員に対する法テラス業務説明	千早赤阪村地域振興課職員	1名
595	大阪	平成24年8月	千早赤阪村社会福祉協議会における法テラス業務説明	千早赤阪村社会福祉協議会職員	1名
596	大阪	平成24年8月	河南町まち創造部環境・まちづくり推進課、総務部総務課職員に対する法テラス業務説明	河南町まち創造部環境・まちづくり推進課、総務部総務課職員	2名
597	大阪	平成24年8月	河南町健康福祉部高齢障がい福祉課職員に対する法テラス業務説明	河南町健康福祉部高齢障がい福祉課職員	2名
598	大阪	平成24年9月	ハローワーク堺職員に対する法テラス業務説明	ハローワーク堺職員	1名
599	大阪	平成24年9月	太子町福祉室高齢介護グループ、福祉室福祉グループ職員に対する法テラス業務説明	太子町福祉室高齢介護グループ(地域包括支援センター)、福祉室福祉グループ職員	2名
600	大阪	平成24年9月	個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	30名
601	大阪	平成24年9月	太子町まちづくり推進部地域整備室職員に対する法テラス業務説明	太子町まちづくり推進部地域整備室職員	8名
602	大阪	平成25年1月	田尻町総合福祉センター福祉課職員に対する法テラス業務説明	田尻町総合福祉センター福祉課職員	1名
603	大阪	平成25年1月	田尻町社会福祉協議会における法テラス業務説明	田尻町社会福祉協議会職員	1名
604	大阪	平成25年1月	田尻町役場総務部企画人権課、事業部産業振興課職員に対する法テラス業務説明	田尻町役場総務部企画人権課、事業部産業振興課職員	2名
605	大阪	平成25年1月	岬町役場職員、消費生活専門相談員に対する法テラス業務説明	岬町役場企画部企画政策課、地域福祉課職員、消費生活専門相談員	3名
606	大阪	平成24年12月	泉佐野市ハローワーク職員に対する法テラス業務説明	泉佐野市ハローワーク職員	1名
607	大阪	平成24年11月	柏原市産業振興課、広報広聴課職員に対する法テラス業務説明	柏原市所産産業振興課(消費者相談)、広報広聴課職員	2名
608	大阪	平成24年11月	柏原市健康福祉部社会福祉課保護係、介護高齢課職員に対する法テラス業務説明	柏原市役所健康福祉部社会福祉課保護係、介護高齢課職員	2名
609	大阪	平成24年12月	泉佐野市市長公室、生活福祉課職員に対する法テラス業務説明	泉佐野市市長公室、生活福祉課職員	2名
610	大阪	平成24年12月	泉佐野市消費生活センター、社会福祉協議会における法テラス業務説明	泉佐野市消費生活センター、社会福祉協議会職員	4名
611	京都	平成24年5月	宇治調停協会調停委員に対する法テラス業務説明	宇治調停委員	8名
612	京都	平成24年6月	犯罪被害者支援連絡協議会通常総会における法テラス業務説明	京都府犯罪被害者支援連絡協議会参画機関、団体職員	108名
613	京都	平成24年7月	京都司法委員会研修会における法テラス業務説明	調停委員	50名
614	京都	平成24年8月	京都府立盲学校職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	京都府立盲学校職員	30名
615	京都	平成24年10月	京都市発達障害者支援センター職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	京都市発達障害者支援センター職員	13名
616	京都	平成24年10月	京都市発達相談員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	京都市発達相談員	30名
617	京都	平成24年10月	京丹後市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	京丹後市民生・児童委員	32名
618	京都	平成24年11月	保護観察官、保護司に対する法テラス業務説明	保護観察官、保護司	7名
619	京都	平成24年11月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	16名
620	京都	平成24年11月	「結ネットKYOTO」協議会における法テラス業務説明	「結ネットKYOTO」協議会参画機関、団体職員	25名
621	京都	平成24年12月	京都府警察学校相談係長専科における法テラス業務説明	京都府警察官	25名
622	京都	平成24年12月	精華町民生・児童委員に対する法テラス業務説明	精華町民生・児童委員	59名
623	京都	平成25年2月	京都府社会福祉協議会における法テラス業務説明	京都府社会福祉協議会職員	1名
624	京都	平成25年2月	京都府国際センター職員等に対する法テラス業務説明	京都府国際センター職員等	6名
625	京都	平成25年2月	京都市国際交流協会における法テラス業務説明	京都市国際交流協会職員	16名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
626	京都	平成25年2月	京丹後市網野町民生・児童委員に対する法テラス業務説明	京丹後市網野町民生・児童委員	45名
627	京都	平成25年2月	山城南保健所管内民生・児童委員に対する法テラス業務説明	山城南保健所管内民生・児童委員	100名
628	京都	平成25年3月	ONLY ONEの会メンバーに対する法テラス業務説明	ONLY ONEの会メンバー	21名
629	京都	平成25年3月	高齢サポート・修徳主催における法テラス業務説明	一般市民、福祉関係者	40名
630	兵庫	平成24年5月	兵庫県行政評価委員に対する法テラス業務説明	兵庫県行政評価委員	50名
631	兵庫	平成24年6月	兵庫県立女性家庭センター職員に対する法テラス業務説明	兵庫県立女性家庭センター職員	15名
632	兵庫	平成24年6月	兵庫労働局主催研修会における法テラス業務説明	兵庫労働局職員等	15名
633	兵庫	平成24年6月	福祉サービス利用援助事業担当者等に対する法テラス業務説明	福祉サービス利用援助事業担当者等	16名
634	兵庫	平成24年6月	個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	30名
635	兵庫	平成24年6月	総合労働相談員に対する法テラス業務説明	総合労働相談員	33名
636	兵庫	平成24年6月	神戸市長田福祉事務所職員に対する法テラス業務説明	神戸市長田福祉事務所査察指導員、担当職員	8名
637	兵庫	平成24年7月	兵庫県立女性家庭センター相談員に対する法テラス業務説明	兵庫県立女性家庭センター相談員	100名
638	兵庫	平成24年7月	兵庫県男女共同参画センター職員に対する法テラス業務説明	兵庫県男女共同参画センター職員	10名
639	兵庫	平成24年7月	神戸大学相談担当責任者に対する法テラス業務説明	神戸大学相談担当責任者	1名
640	兵庫	平成24年7月	甲南大学学生課長、相談担当責任者に対する法テラス業務説明	甲南大学学生課長、相談担当責任者	1名
641	兵庫	平成24年7月	関西学院大学相談担当責任者に対する法テラス業務説明	関西学院大学相談担当責任者	1名
642	兵庫	平成24年7月	神戸学院大学学生課長、相談担当責任者に対する法テラス業務説明	神戸学院大学学生課長、相談担当責任者	1名
643	兵庫	平成24年7月	兵庫県立図書館企画担当職員に対する法テラス業務説明	兵庫県立図書館企画担当職員	1名
644	兵庫	平成24年7月	兵庫県立男女共同参画センター相談担当者に対する法テラス業務説明	兵庫県立男女共同参画センター相談担当者	20名
645	兵庫	平成24年7月	兵庫県立男女共同参画センター相談員に対する法テラス業務説明	兵庫県立男女共同参画センター相談員	7名
646	兵庫	平成24年8月	垂水区福祉課職員に対する法テラス業務説明	垂水区福祉課職員	10名
647	兵庫	平成24年9月	兵庫区福祉課職員に対する法テラス業務説明	兵庫区福祉課職員	10名
648	兵庫	平成24年11月	長田区保健福祉部職員に対する法テラス業務説明	長田区保健福祉部職員	8名
649	兵庫	平成25年1月	灘区保健福祉部職員に対する法テラス業務説明	灘区保健福祉部職員	13名
650	兵庫	平成25年1月	兵庫県立男女共同参画センター主催研修会における法テラス業務説明	兵庫県立男女共同参画センター、警察署、その他関係機関相談員等	70名
651	兵庫	平成25年2月	神戸市市民情報サービス課職員に対する法テラス業務説明	神戸市市民情報サービス課職員	10名
652	兵庫	平成25年2月	マレーシア政府関係者等視察団に対する法テラス業務説明	マレーシア政府関係者等視察団	15名
653	兵庫	平成25年3月	西灘あんしんすこやかセンター職員に対する法テラス業務説明	西灘あんしんすこやかセンター職員	10名
654	兵庫	平成25年3月	自殺対策連絡協議会における法テラス業務説明	自殺対策連絡協議会参加者	40名
655	兵庫	—	姫路支部管轄内地域包括支援センター等による説明会における法テラス業務説明	姫路市、高砂市、相生市、宍粟市等姫路市近隣の一般市民	1999名
656	奈良	平成24年7月	奈良県女性センター職員等に対する法テラス業務説明	奈良県女性センター職員、相談員	12名
657	奈良	平成24年8月	奈良市西大寺地区民生・児童委員研修会における法テラス業務説明	奈良市西大寺地区民生・児童委員	16名
658	奈良	平成24年8月	桜井市地域包括支援センターきぼう職員に対する法テラス業務説明	桜井市地域包括支援センターきぼう職員	1名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
659	奈良	平成24年8月	桜井市地域包括支援センターひかり職員に対する法テラス業務説明	桜井地域包括支援センターひかり職員	2名
660	奈良	平成24年8月	桜井市地域包括支援センターきずな職員に対する法テラス業務説明	桜井市地域包括支援センターきずな職員	2名
661	奈良	平成24年8月	桜井市地域包括支援センターのぞみ職員に対する法テラス業務説明	桜井市地域包括支援センターのぞみ職員	2名
662	奈良	平成24年8月	大和高田市役所、地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	大和高田市役所、地域包括支援センター職員	2名
663	奈良	平成24年8月	葛城市役所職員に対する法テラス業務説明	葛城市役所職員	2名
664	奈良	平成24年8月	奈良市若草地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	奈良市若草地域包括支援センター職員	2名
665	奈良	平成24年8月	奈良市三笠地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	奈良市三笠地域包括支援センター職員	2名
666	奈良	平成24年8月	奈良市平城地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	奈良市平城地域包括支援センター職員	2名
667	奈良	平成24年8月	奈良市二名地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	奈良市二名地域包括支援センター職員	2名
668	奈良	平成24年8月	奈良市富雄地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	奈良市富雄地域包括支援センター担当者	2名
669	奈良	平成24年8月	奈良市京西・都跡地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	奈良市京西・都跡地域包括支援センター職員	2名
670	奈良	平成24年8月	奈良市伏見地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	奈良市伏見地域包括支援センター職員	2名
671	奈良	平成24年8月	奈良市春日・飛鳥地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	奈良市春日・飛鳥地域包括支援センター職員	2名
672	奈良	平成24年8月	奈良市都南地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	奈良市都南地域包括支援センター職員	2名
673	奈良	平成24年8月	奈良市東部地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	奈良市東部地域包括支援センター職員	2名
674	奈良	平成24年8月	桜井市役所職員に対する法テラス業務説明	桜井市役所職員	3名
675	奈良	平成24年8月	橿原市役所職員に対する法テラス業務説明	橿原市役所職員	3名
676	奈良	平成24年8月	橿原市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	橿原市地域包括支援センター職員	3名
677	奈良	平成24年10月	奈良市若草地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	奈良市若草地域包括支援センター職員、ケアマネージャー	25名
678	奈良	平成24年11月	多重債務者問題窓口対応研修における法テラス業務説明	大和高田市役所職員	12名
679	奈良	平成24年11月	奈良市二名地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	奈良市二名地域包括支援センター職員、ケアマネージャー	20名
680	奈良	平成24年11月	多重債務問題に関する相談窓口等職員向け研修会における法テラス業務説明	奈良県下の市町村職員	40名
681	奈良	平成24年12月	葛城市役所職員、當麻地区民生・児童委員会協議会研修会における法テラス業務説明	葛城市役所職員、當麻地区民生・児童委員	35名
682	奈良	平成25年2月	奈良県市町村査察指導員会における法テラス業務説明	奈良県下の市町村福祉事務所職員	20名
683	奈良	平成25年3月	奈良県市町村福祉事務所研究会現業員研修会における法テラス業務説明	奈良県下の市町村福祉事務所職員	30名
684	滋賀	平成24年4月	大津市社会福祉協議会における法テラス業務説明	警察署、県福祉協議会、消費者センター、市福祉課職員等	18名
685	滋賀	平成24年6月	労働委員会、県商工労働部職員等に対する法テラス業務説明	労働委員会、県商工労働部職員等	10名
686	滋賀	平成24年6月	大津市社会福祉協議会における法テラス業務説明	警察署、県福祉協議会、消費者センター、市福祉課職員等	16名
687	滋賀	平成24年10月	大津市社会福祉協議会における法テラス業務説明	警察署、県福祉協議会、消費者センター、市福祉課職員等	16名
688	滋賀	平成25年2月	大津市社会福祉協議会における法テラス業務説明	警察署、県福祉協議会、消費者センター、市福祉課職員等	16名
689	和歌山	平成24年4月	消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	消費生活センター職員	1名
690	和歌山	平成24年4月	和歌山県警本部生活安全課職員に対する法テラス業務説明	和歌山県警本部生活安全課職員	1名
691	和歌山	平成24年4月	和歌山県民生活課職員に対する法テラス業務説明	和歌山県民生活課職員	2名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
692	和歌山	平成24年4月	紀の国犯罪被害者支援センター職員等に対する法テラス業務説明	紀の国犯罪被害者支援センター事務局職員、相談員	2名
693	和歌山	平成24年4月	cocoroサポートネット・カミーニョ職員、支援員に対する法テラス業務説明	cocoroサポートネット・カミーニョ職員、支援員	2名
694	和歌山	平成24年5月	ケアマネージャー研修における法教育(講義)、法テラス業務説明	ケアマネージャー	20名
695	和歌山	平成24年5月	自殺対策情報センター専門部会における法テラス業務説明	自殺対策情報センター専門部会会員	23名
696	和歌山	平成24年5月	和歌山県国際交流センター相談室相談員に対する法テラス業務説明	和歌山県国際交流センター相談室相談員	2名
697	和歌山	平成24年5月	一般市民に対する法テラス業務説明	一般市民	2名
698	和歌山	平成24年6月	橋本市社会福祉協議会における法教育、法テラス業務説明	心配ごと相談員等	15名
699	和歌山	平成24年6月	民生・児童委員研修における法教育(講義)、法テラス業務説明	民生・児童委員	50名
700	和歌山	平成24年6月	ケアマネージャー研修における法教育(講義)、法テラス業務説明	ケアマネージャー、地区民生・児童委員	60名
701	和歌山	平成24年7月	ケアマネージャー研修における法教育(講義)、法テラス業務説明	ケアマネージャー、美浜町地域包括支援センター職員	20名
702	和歌山	平成24年7月	成年後見制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	成年後見制度関係機関連絡協議会会員	27名
703	和歌山	平成24年7月	ケアマネージャー研修における法教育(講義)、法テラス業務説明	ケアマネージャー	30名
704	和歌山	平成24年8月	インターンシップ学生に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	インターンシップ学生	4名
705	和歌山	平成24年9月	要保護対策地域協議会委員に対する法テラス業務説明	要保護対策地域協議会委員	15名
706	和歌山	平成24年9月	海南市社会福祉協議会における法教育(講義)、法テラス業務説明	心配ごと相談員	20名
707	和歌山	平成24年9月	印南町社会福祉協議会における法教育(講義)、法テラス業務説明	心配ごと相談員	33名
708	和歌山	平成24年10月	一般市民に対する法テラス業務説明	一般市民	3名
709	和歌山	平成24年10月	被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	被害者支援連絡協議会会員	57名
710	和歌山	平成24年11月	自殺対策連絡協議会における法テラス業務説明	自殺対策連絡協議会会員	20名
711	和歌山	平成24年11月	DV被害者に対する支援と関係機関の連携についての会議における法テラス業務説明	DV被害者支援ネットワーク会議参加者	67名
712	和歌山	平成24年11月	DV被害者支援からはじまる支え合いのまちづくり会議における業務説明	一般市民	70名
713	和歌山	平成25年1月	和歌山県民生・児童委員協議会における法テラス業務説明	和歌山県民生・児童委員協議会職員	1名
714	和歌山	平成25年1月	DV被害者支援ネットワーク会議における法テラス業務説明	DV被害者支援ネットワーク会議参加者	60名
715	和歌山	平成25年1月	DV被害者支援関係団体会議における法テラス業務説明	和歌山市役所職員等	8名
716	和歌山	平成25年2月	「相談」ネットワーク和歌山担当者会議における法テラス業務説明	「相談」ネットワーク和歌山担当者会議参加者	22名
717	和歌山	平成25年3月	個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	12名
718	愛知	平成24年11月	自死遺族支援を考えるワークショップにおける法テラス業務説明	自死遺族	120
719	愛知	平成24年11月	「女性のための法律講座」における法教育(講義)	豊田市内在住・在勤の女性	30名
720	愛知	平成25年2月	犯罪被害者支援に関する協議会における法テラス業務説明	自治体等職員	70名
721	三重	平成24年5月	三重県警察安全相談業務研修会における法テラス業務説明	三重県警察安全相談担当者	40名
722	三重	平成24年6月	労働相談関係協議会における法テラス業務説明	労働相談関係機関職員	25名
723	三重	平成24年7月	県立こころの医療センター主催「認知症家族教室」における法テラス業務説明	医療関係職員、家族教室参加者	27名
724	三重	平成24年8月	県立こころの医療センター主催「認知症家族教室」における法テラス業務説明	医療関係職員、家族教室参加者	20名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
725	三重	平成24年9月	福祉・医療機関との勉強会における講演	福祉・医療関係職員、家族教室参加者	20名
726	三重	平成24年11月	県立こころの医療センター主催「認知症家族教室」における法テラス業務説明	医療関係職員、家族教室参加者	20名
727	三重	平成24年12月	三重郡更生保護女性の会会員に対する講演、法テラス業務説明	三重郡更生保護女性の会会員	40名
728	三重	平成25年1月	福祉・医療機関との勉強会における法テラス業務説明	「福祉・医療機関」との勉強会参加者	20名
729	三重	平成25年3月	県立こころの医療センター主催「認知症家族教室」における法テラス業務説明	医療関係職員、家族教室参加者	20名
730	岐阜	平成24年4月	パーソナルサポートセンター職員に対する法テラス業務説明	パーソナルサポートセンター職員	10名
731	岐阜	平成24年4月	社会福祉士会中濃支部研修会における講義、法テラス業務説明	社会福祉士	15名
732	岐阜	平成24年5月	岐阜県消費生活フェアにおける法テラス業務説明	岐阜県消費生活フェアイベント参加者	200名
733	岐阜	平成24年6月	龍谷大学生に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	龍谷大学法科大学院学生	20名
734	岐阜	平成24年8月	岐阜県警警察官に対する法テラス業務説明	岐阜県警警察官	3名
735	岐阜	平成24年8月	消費生活相談員等レベルアップ研修における法テラス業務説明	消費生活相談員	50名
736	岐阜	平成24年8月	美濃市社会福祉協議会、美濃市役所職員に対する法テラス業務説明	美濃市社会福祉協議会、美濃市役所職員	5名
737	岐阜	平成24年8月	女性相談センター職員に対する法テラス業務説明	女性相談センター職員	8名
738	岐阜	平成24年10月	社会福祉士に対する法テラス業務説明	社会福祉士	15名
739	岐阜	平成24年10月	岐阜市地域包括支援センター中央南地域ケア会議における法テラス業務説明	民生・児童委員	60名
740	岐阜	平成24年10月	岐阜市女性センター職員に対する法テラス業務説明	岐阜市女性センター職員	80名
741	岐阜	平成24年11月	岐阜県警察学校犯罪被害者支援業務説明会における講演、法テラス業務説明	岐阜県警警察官	30名
742	岐阜	平成24年11月	岐阜県立関高校生に対する法テラス業務説明	岐阜県立関高等学校生徒	50名
743	岐阜	平成24年11月	岐阜県立恵那高校生に対する法テラス業務説明	岐阜県立恵那高等学校生徒	50名
744	岐阜	平成24年12月	社会福祉士に対する法テラス業務説明	社会福祉士	15名
745	岐阜	平成24年12月	社会福祉士試験受験者に対する講義、法テラス業務説明	社会福祉士試験受験者	20名
746	岐阜	平成25年1月	海津市民に対する法教育(講演)	海津市民	100名
747	岐阜	平成25年1月	ぎふ犯罪被害者支援センターにおける講演、法テラス業務説明	ボランティア支援員	25名
748	岐阜	平成25年1月	岐阜県立関高校生に対する法テラス業務説明	岐阜県立関高等学校生徒	280名
749	岐阜	平成25年2月	社会福祉士に対する法テラス業務説明	社会福祉士	15名
750	岐阜	平成25年3月	可児市立広陵中学生に対する法教育授業	可児市立広陵中学校生徒	100名
751	岐阜	平成25年3月	民生・児童委員に対する法テラス業務説明	民生・児童委員	20名
752	岐阜	平成25年3月	消費生活相談員に対する法テラス業務説明	消費生活相談員	20名
753	福井	平成24年5月	福井県犯罪被害者等支援連絡協議会における法テラス業務説明	福井県犯罪被害者支援関係機関・団体職員	36名
754	福井	平成24年6月	福井地区自殺予防対策協議会における法テラス業務説明	福井地区自殺予防対策関係機関・団体職員	30名
755	福井	平成24年9月	福井県多重債務者対策協議会における法テラス業務説明	福井県多重債務対策関係機関・団体職員	20名
756	福井	平成24年9月	福井県内健康福祉センター、男女共同参画室等女性相談員に対する法テラス業務説明	福井県内健康福祉センター、男女共同参画室等女性相談員	6名
757	福井	平成24年10月	労働相談等関係機関・団体職員に対する法テラス業務説明	労働相談等関係機関・団体職員	15名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
758	福井	平成24年11月	福井地区被害者支援ネットワークにおける法テラス業務説明	被害者支援関係機関・団体職員	17名
759	福井	平成24年11月	DV事件担当機関・団体職員に対する法テラス業務説明	DV事件担当機関・団体職員	59名
760	福井	平成24年12月	犯罪被害者支援関係機関・団体職員に対する法テラス業務説明	犯罪被害者支援関係機関・団体職員	20名
761	福井	平成24年12月	丹南地区自殺予防対策関係機関職員に対する法テラス業務説明	丹南地区自殺予防対策関係機関職員	30名
762	福井	平成25年2月	認知症対策に関する意見交換会における法テラス業務説明	認知症対策に取り組む機関・団体関係者	14名
763	福井	平成25年2月	福井川西包括支援センター、居宅介護支援事業所合同勉強会における法テラス業務説明	福井川西包括支援センター介護支援専門員	20名
764	福井	平成25年2月	配偶者暴力対策関係機関・団体職員に対する法テラス業務説明	配偶者暴力対策関係機関・団体職員	40名
765	福井	平成25年3月	自殺予防対策関係機関情報交換会における法テラス業務説明	自殺予防対策関係機関情報交換会参加者	17名
766	福井	平成25年3月	坂井地区自殺予防対策関係機関・団体職員に対する法テラス業務説明	坂井地区自殺予防対策関係機関・団体職員	20名
767	福井	平成25年3月	福井県地域自殺予防対策協議会における法テラス業務説明	自殺予防対策関係機関・団体職員	28名
768	石川	平成24年5月	石川官公庁行政相談連絡協議会における法テラス業務説明	石川労働局、北陸農政局、郵便事業株式会社北陸支社等職員	30名
769	石川	平成24年7月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	50名
770	石川	平成24年9月	石川県民相談相互支援ネットワーク連絡会における法テラス業務説明	北陸財務局、石川労働局、石川県消費生活支援センター職員等	31名
771	石川	平成24年10月	多重債務者問題に携わる関係機関職員に対する法テラス業務説明	日本貸金業協会石川県支部、石川県社会福祉協議会、金沢市市民局市民参画課職員等	55名
772	富山	平成24年6月	富山県多重債務者対策協議会における法テラス業務説明	富山県多重債務者対策協議会参加者	40名
773	富山	平成24年7月	富山県防災危機管理課職員に対する法テラス業務説明	富山県防災危機管理課職員	3名
774	富山	平成24年7月	富山県消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	富山県消費生活センター職員	3名
775	富山	平成24年7月	「くらしの安心ネットとやま」参加関係機関職員に対する法テラス業務説明	「くらしの安心ネットとやま」参加関係機関職員	50名
776	富山	平成24年7月	富山県被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	富山県被害者支援連絡協議会参加者	50名
777	富山	平成24年8月	富山県高齢者関係相談機関連絡協議会における法テラス業務説明	富山県高齢者関係相談機関連絡協議会参加者	30名
778	富山	平成24年9月	富山県内各市町村防災担当課職員に対する法テラス業務説明	富山県内各市町村防災担当課職員	16名
779	富山	平成24年9月	魚津市市民課職員に対する法テラス業務説明	魚津市市民課職員	3名
780	富山	平成24年9月	富山県官公庁行政相談連絡協議会における法テラス業務説明	富山県官公庁行政相談連絡協議会参加者	50名
781	富山	平成24年10月	犯罪被害者支援に携わる関係機関との意見交換会における法テラス業務説明	とやま犯罪被害者支援センター職員等	20名
782	富山	平成24年11月	富山労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	富山労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	15名
783	富山	平成24年11月	富山大学生に対する法テラス業務説明、事務所見学	富山大学経済学部経営法学科学生	20名
784	富山	平成24年11月	富山労働局労働相談窓口担当者に対する法テラス業務説明	富山労働局労働相談窓口担当者	2名
785	富山	平成24年11月	富山県多重債務者対策協議会における法テラス業務説明	富山県多重債務者対策協議会参加者	50名
786	富山	平成25年1月	入善町民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	入善町民	20名
787	富山	平成25年1月	魚津市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	魚津市民	30名
788	富山	平成25年2月	富山県警犯罪被害者支援専科研修研修員に対する法テラス業務説明、事務所見学	富山県警犯罪被害者支援専科研修研修員	20名
789	富山	平成25年2月	富山県高齢者関係相談機関連絡協議会における法テラス業務説明	富山県高齢者関係相談機関連絡協議会参加者	30名
790	富山	平成25年2月	「くらしの安心ネットとやま」参加関係機関職員に対する法テラス業務説明	「くらしの安心ネットとやま」参加関係機関職員	50名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
791	広島	平成24年4月	ホームレス自立支援連絡協議会における法テラス業務説明	広島県内福祉関係機関職員	43名
792	広島	平成24年5月	広島県内各警察署所属警察官に対する法テラス業務説明	広島県内各警察署所属警察官	16名
793	広島	平成24年5月	憲法週間「法の現場」見学ツアーにおける法テラス業務説明	一般市民	18名
794	広島	平成24年5月	広島市立庚午中学生に対する法テラス業務説明	広島市立庚午中学校生徒	30名
795	広島	平成24年5月	広島県立図書館における法教育(講演)	一般市民	30名
796	広島	平成24年6月	第1回性犯罪被害者支援実務担当者研究会における法テラス業務説明	第1回性犯罪被害者支援実務担当者研究会参加者	26名
797	広島	平成24年6月	庄原市要保護児童対策地域協議会代表者会議における法テラス業務説明	庄原市内の保護司、民生・児童委員等代表者会議参加者	33名
798	広島	平成24年6月	広島県庁職員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	広島県庁職員等	460名
799	広島	平成24年6月	広島市南区地域福祉センター生活支援員研修会における法テラス業務説明	広島市南区内福祉サービス利用援助事業生活支援員	70名
800	広島	平成24年7月	広島市三篠公民館における一般市民向け法教育(講演)	広島市民	10名
801	広島	平成24年7月	世羅町社会福祉協議会職員等に対する法テラス業務説明(裁判所見学ツアーに協力)	世羅町社会福祉協議会職員等	5名
802	広島	平成24年8月	広島県内中学・高校生に対する法テラス業務説明	広島県内中学校、高等学校生徒	100名
803	広島	平成24年8月	中国地方整備局職員に対する法テラス業務説明	中国地方整備局職員	12名
804	広島	平成24年8月	広島いのちの電話事務局職員に対する法テラス業務説明	広島いのちの電話事務局職員	1名
805	広島	平成24年8月	広島市DV対策関係機関連絡会議における法テラス業務説明	広島市DV対策関係機関連絡会議構成員	26名
806	広島	平成24年8月	広島県多重債務者問題協議会における法テラス業務説明	広島県多重債務者問題協議会構成員	29名
807	広島	平成24年8月	広島県立安芸高校生に対する法テラス業務説明、事務所見学	広島県立安芸高等学校2年生生徒	2名
808	広島	平成24年8月	広島大学法科大学院生に対する法テラス業務説明	広島大学法科大学院生	3名
809	広島	平成24年8月	広島修道大学法科大学院生に対する法テラス業務説明(エクスターンシップ受入れ)	広島修道大学法科大学院生	3名
810	広島	平成24年9月	憲法週間「法の現場」見学ツアーにおける法テラス業務説明	一般市民	17名
811	広島	平成24年9月	中国地方5県の人権擁護委員に対する法教育(講演)	中国地方5県の人権擁護委員	40名
812	広島	平成24年9月	広島エフエム放送による法テラス業務説明	広島県民	可聴549万人
813	広島	平成24年10月	労働紛争解決ネット広島主催「職場の労働トラブル解決支援のためのセミナー」における法テラス業務説明	一般市民	100名
814	広島	平成24年10月	広島桜が丘高校生、教員に対する法教育(授業)	広島桜が丘高等学校生徒、教員	102名
815	広島	平成24年10月	広島市消費生活センター相談員に対する法テラス業務説明	広島市消費生活センター相談員	15名
816	広島	平成24年10月	広島市福木・温品地域包括支援センター所属のケアマネージャーに対する教育(講演)、法テラス業務説明	広島市福木・温品地域包括支援センター所属のケアマネージャー	15名
817	広島	平成24年10月	広島修道大学生に対する講演(講義)、法テラス業務説明	広島修道大学法学部法律学科学生	217名
818	広島	平成24年10月	第2回性犯罪被害者支援実務担当者研究会における法テラス業務説明	第2回性犯罪被害者支援実務担当者研究会参加者	35名
819	広島	平成24年11月	福山市春日公民館における一般市民向け法教育(講演)、法テラス業務説明	一般市民	20名
820	広島	平成24年12月	世羅町社会福祉協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	介護支援専門員、介護事業所職員	10名
821	広島	平成24年12月	広島市東区二葉公民館における講演	養護教員等	15名
822	広島	平成24年12月	高齢者支援の具体的事例に関する法教育(講演)、法テラス業務説明	広島市南区地域包括支援センター職員、南区社会福祉協議会職員、健康長寿課職員	25名
823	広島	平成24年12月	広島県立図書館における法教育(講演)	一般市民	40名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
824	広島	平成25年1月	広島市西区己斐公民館における講演、法テラス業務説明	広島市西区己斐公民館文化講座受講者	23名
825	広島	平成25年2月	エンゼル会会員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	エンゼル会会員	14名
826	広島	平成25年2月	府中市社会福祉協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	府中市社会福祉協議会相談員、事務局員	15名
827	広島	平成25年2月	江田島市中町公民館における一般市民向け法教育(講演)	一般市民	20名
828	広島	平成25年3月	呉市役所職員に対する法テラス業務説明	呉市役所職員	17名
829	広島	平成25年3月	広島市DV対策関係機関連絡会議における法テラス業務説明	広島市DV対策関係機関連絡会議参加者	26名
830	山口	平成24年4月	宇部人権擁護委員に対する法テラス業務説明	宇部人権擁護委員	20名
831	山口	平成24年6月	山口県被害者支援連絡協議会相談窓口研修会における法テラス業務説明	山口県被害者支援連絡協議会関係職員	24名
832	山口	平成24年6月	山口市阿知須地区民生・児童委員連絡協議会における法テラス業務説明	山口市阿知須地区民生・児童委員	25名
833	山口	平成24年7月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	15名
834	山口	平成24年7月	男女共同参画センター職員に対する法テラス業務説明	男女共同参画センター職員	5名
835	山口	平成24年8月	山口県被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	山口県被害者支援連絡協議会関係職員	24名
836	山口	平成24年8月	下関市豊浦地区民生・児童委員連絡協議会における法テラス業務説明	下関市豊浦地区民生・児童委員	50名
837	山口	平成24年8月	社会福祉協議会、地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	社会福祉協議会、地域包括支援センター職員	5名
838	山口	平成24年9月	社会福祉協議会、地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	社会福祉協議会、地域包括支援センター職員	3名
839	山口	平成24年9月	男女共同参画センター職員に対する法テラス業務説明	男女共同参画センター職員	5名
840	山口	平成24年10月	社会福祉協議会、地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	社会福祉協議会、地域包括支援センター	3名
841	山口	平成24年11月	社会福祉事務所職員に対する法テラス業務説明	社会福祉事務所職員	3名
842	山口	平成24年11月	下関市豊浦地区民生・児童委員連絡協議会における法テラス業務説明	下関市豊浦地区民生・児童委員	50名
843	山口	平成24年12月	山口市小郡地区民生・児童委員児童委員連絡協議会における法テラス業務説明	山口市小郡地区民生・児童委員	30名
844	山口	平成25年1月	社会福祉協議会、地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	社会福祉協議会、地域包括支援センター	5名
845	山口	平成25年2月	宇部市民生・児童委員連絡協議会における法テラス業務説明、連携依頼	宇部市民生・児童委員	28名
846	山口	平成25年2月	宇部市障害福祉課担当職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	宇部市障害福祉課担当職員	2名
847	山口	平成25年2月	パーソナルサポートセンター職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	パーソナルサポートセンターやまぐちセンター長、サポーター	5名
848	山口	平成25年2月	山口市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	山口市消費生活センター所長、職員	5名
849	山口	平成25年2月	犯罪被害者支援、男女共同参画センター職員に対する法テラス業務説明	犯罪被害者支援、男女共同参画センター職員	5名
850	山口	平成25年3月	宇部市障がい等地域支援ブロック会議における法テラス業務説明	相談支援事業者、病院関係者、保健師等	30名
851	山口	平成25年3月	社会福祉法人職員に対する法テラス業務説明	社会福祉法人職員	5名
852	山口	平成25年3月	相談支援事業所、精神保健センター職員に対する法テラス業務説明	相談支援事業所、精神保健センター職員	5名
853	山口	平成25年3月	山口被害者支援センター職員に対する法テラス業務説明	山口被害者支援センター職員	5名
854	山口	平成25年3月	山口市役所、山口県国際交流協会職員に対する法テラス業務説明	山口市役所、山口県国際交流協会職員	7名
855	岡山	平成24年6月	財務局多重債務者相談窓口職員に対する法テラス業務説明	財務省中国財務局職員	30名
856	岡山	平成24年8月	赤磐市地域包括支援センター職員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	赤磐市地域包括支援センター職員、介護支援専門員	60名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
857	岡山	平成24年8月	岡山市東区地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	岡山市東区地域包括支援センター職員、介護支援専門員	80名
858	岡山	平成24年10月	岡山市北区御津地区地域包括支援センター職員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	岡山市北区御津地区地域包括支援センター職員、介護支援専門員、社会福祉協議会職員	20名
859	岡山	平成24年10月	岡山県国際交流協会職員に対する法テラス業務説明	岡山県国際交流協会職員	7名
860	岡山	平成24年12月	津山市社会福祉協議会における法テラス業務説明	津山市社会福祉協議会職員、民生・児童委員、よろず相談員	16名
861	岡山	平成25年1月	岡山市社会福祉協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	岡山市社会福祉協議会職員、民生・児童委員、よろず相談員	40名
862	鳥取	平成24年4月	鳥取県消費生活相談員に対する法テラス業務説明	鳥取県消費生活相談員	15名
863	鳥取	平成24年5月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	14名
864	鳥取	平成24年5月	智頭町地域包括支援センター職員、サービス事業者に対する法テラス業務説明	智頭町地域包括支援センター職員、サービス事業者	15名
865	鳥取	平成24年5月	犯罪被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	鳥取県犯罪被害者支援連絡協議会参加者	32名
866	鳥取	平成24年6月	とっとり被害者支援センター被害者支援ボランティア養成講座における法テラス業務説明	とっとり被害者支援センター被害者支援ボランティア参加者	10名
867	鳥取	平成24年7月	智頭町地域包括支援センター職員、サービス事業者に対する法テラス業務説明	智頭町地域包括支援センター職員、サービス事業者	20名
868	鳥取	平成24年7月	鳥取県地方務局管内人権擁護委員研修における法テラス業務説明	鳥取県地方務局管内人権擁護委員	24名
869	鳥取	平成24年7月	多重債務・ヤミ金融問題等対策協議会における法テラス業務説明	多重債務・ヤミ金融問題等対策協議会参加者	27名
870	鳥取	平成24年7月	鳥取県福祉相談センター、精神保健福祉センター職員に対する法テラス業務説明	鳥取県福祉相談センター職員、精神保健福祉センター職員	30名
871	鳥取	平成24年7月	鳥取県労働委員会あつせん員候補者研修会における法テラス業務説明	鳥取県労働委員会あつせん員候補者、関係機関職員	50名
872	鳥取	平成24年9月	智頭町地域包括支援センター職員、サービス事業者に対する法テラス業務説明	智頭町地域包括支援センター職員、サービス事業者	20名
873	鳥取	平成24年11月	鳥取県地方務局管内人権擁護委員研修における法テラス業務説明	鳥取県地方務局管内人権擁護委員	10名
874	鳥取	平成24年11月	東部地区アルコール関連問題関係者ネットワーク研究会における法テラス業務説明	東部地区アルコール関連問題関係者(医療・保健・福祉・職域保健関係者)	25名
875	鳥取	平成25年2月	自殺対策相談窓口担当者連絡会における法テラス業務説明	鳥取県および東部各町の担当職員、関係機関職員	26名
876	鳥取	平成25年3月	日南町民生・児童委員に対する法テラス業務説明	日南町民生・児童委員	10名
877	鳥取	平成25年3月	鳥取県男女共同参画センター主催一般市民向け法律講座における講演、法テラス業務説明	一般市民	15名
878	島根	平成24年4月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講演)	島根県民	14名
879	島根	平成24年4月	隠岐町役場、社会福祉協議会職員等に対する法テラス業務説明	隠岐町役場、社会福祉協議会職員等	15名
880	島根	平成24年4月	成年後見活動事例検討会及び学習会における法テラス業務説明	浜田市民	20名
881	島根	平成24年5月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講演)	島根県民	10名
882	島根	平成24年5月	障がい者研修会における法テラス業務説明	松江市民	20名
883	島根	平成24年5月	地域生活福祉・就労支援協議会における法テラス業務説明	地域生活福祉・就労支援協議会参加者	30名
884	島根	平成24年5月	社会を明るくする運動推進委員会における法テラス業務説明	関係機関職員	40名
885	島根	平成24年5月	上津ヤングオールドクラブ総会の研修における法教育(講演)、法テラス業務説明	出雲市民	40名
886	島根	平成24年6月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講演)	島根県民	11名
887	島根	平成24年6月	高齢者虐待についての研修会における法テラス業務説明	高齢者虐待についての研修会参加者	20名
888	島根	平成24年6月	救護施設職員研修会における法テラス業務説明	救護施設職員	20名
889	島根	平成24年6月	ブロック連絡会議における法テラス業務説明	社会福祉士等	20名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
890	島根	平成24年6月	外国人労働者関係機関連絡会議における法テラス業務説明	外国人労働者関係機関連絡会議参加者	30名
891	島根	平成24年6月	パーソナルサポートネットワーク会議における法テラス業務説明	パーソナルサポートネットワーク会議参加者	30名
892	島根	平成24年6月	島根大学生に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	島根大学大学生	30名
893	島根	平成24年6月	松江市地域包括支援センター職員研修会における法テラス業務説明	松江市地域包括支援センター職員	30名
894	島根	平成24年6月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	50名
895	島根	平成24年7月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講演)	島根県民	15名
896	島根	平成24年7月	西ノ島町、海士町、知夫村役場職員に対する法テラス業務説明	西ノ島町、海士町、知夫村役場職員	15名
897	島根	平成24年7月	成年後見人制度についての講演会における法教育(講演)	島根県民	20名
898	島根	平成24年7月	生活支援員研修会における法テラス業務説明	生活支援員研修会参加者(社会福祉士等)	20名
899	島根	平成24年7月	雲南市木次地区民生・児童委員研修会における法テラス業務説明	雲南市木次地区民生・児童委員	20名
900	島根	平成24年7月	多文化共生講座における講演	島根県民	30名
901	島根	平成24年8月	隠岐地域介護専門協会研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	隠岐の島町民	20名
902	島根	平成24年8月	精神保健福祉士に対する講義、法テラス業務説明	精神保健福祉士	20名
903	島根	平成24年8月	被害者支援養成講座における講演	被害者支援養成講座参加者、一般市民	30名
904	島根	平成24年8月	市民成年後見人養成講座における講演	島根県民	30名
905	島根	平成24年8月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講演)	島根県民	6名
906	島根	平成24年9月	島根大学生に対する法教育(授業)	島根大学大学生	178名
907	島根	平成24年9月	東北大学大学院生に対する法テラス業務説明(エクスターンシップ受入れ)	東北大学大学院生	1名
908	島根	平成24年9月	成年部会研修会における法テラス業務説明	成年部会研修会参加者	20名
909	島根	平成24年9月	島根県民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	島根県民	20名
910	島根	平成24年9月	女性相談職員研修会における法テラス業務説明	女性相談職員	20名
911	島根	平成24年9月	救護施設職員に対する法テラス業務説明	救護施設職員	20名
912	島根	平成24年9月	個人情報保護法勉強会における法テラス業務説明	社会福祉士等	20名
913	島根	平成24年9月	松江市立湖東中学生に対する法テラス業務説明	松江市立湖東中学校生徒	2名
914	島根	平成24年9月	島根県立隠岐高校生に対する法教育授業	島根県立隠岐高等学校生徒	43名
915	島根	平成24年9月	島根県立出雲養護学校生徒に対する法教育(講義)	島根県立出雲養護学校生徒	50名
916	島根	平成24年9月	島根県民に対する法テラス業務説明	島根県民	80名
917	島根	平成24年9月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講演)	島根県民	8名
918	島根	平成24年10月	出雲市役所職員研修会における法テラス業務説明	出雲市役所職員	30名
919	島根	平成24年10月	島根県立出雲養護学校生徒保護者に対する法テラス業務説明	島根県立出雲養護学校生徒保護者	30名
920	島根	平成24年10月	全国盲複障害者施設研究大会における法テラス業務説明	施設職員、家族	30名
921	島根	平成24年10月	消費者問題研究会における法テラス業務説明	奥出雲町役場職員	30名
922	島根	平成24年10月	島根大学生に対する法教育(講義)	島根大学大学生	50名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
923	島根	平成24年10月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講演)	島根県民	6名
924	島根	平成24年11月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講演)	島根県民	11名
925	島根	平成24年11月	安来地域介護支援専門員協会研修会における法テラス業務説明	安来地域介護支援専門員	20名
926	島根	平成24年11月	民生・児童委員研修会における法テラス業務説明	民生・児童委員	20名
927	島根	平成24年11月	島根県健康福祉部高齢者福祉課における法教育(講演)	島根県健康福祉部高齢者福祉課職員	30名
928	島根	平成24年11月	相談業務相互支援ネットワーク会議における法テラス業務説明	相談業務相互支援ネットワーク会議参加者	30名
929	島根	平成24年12月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講演)	島根県民	11名
930	島根	平成24年12月	島根労働局研修会における法テラス業務説明	島根労働局研修会参加者	20名
931	島根	平成24年12月	出雲市消費者問題研究協議会における法教育(講演)	出雲市消費者問題研究協議会参加者	20名
932	島根	平成24年12月	松江地方法務局主催なんでも法律相談における法テラス業務説明	島根県民	30名
933	島根	平成24年12月	島根県ホームヘルパー協会での研修会における講演、法テラス業務説明	島根県ホームヘルパー協会職員	30名
934	島根	平成24年12月	まつえ市民大学における法教育(講義)	松江市民	50名
935	島根	平成25年1月	島根県立松江工業高校生(定時制)に対する法教育(授業)	島根県立松江工業高等学校定時制生徒	20名
936	島根	平成25年1月	外国人のための知っておきたい法律と税の講座における法テラス業務説明	外国人	20名
937	島根	平成25年1月	認知症介護者交流会における法テラス業務説明	認知症介護者交流会参加者	20名
938	島根	平成25年1月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講演)	島根県民	23名
939	島根	平成25年1月	PTA研修会「民事・刑事のトラブルと後見について」における法テラス業務説明	島根県立松江養護学校生徒保護者、教員	30名
940	島根	平成25年1月	犯罪の無い安全で安心なまちづくり総会における法テラス業務説明	関係機関職員	60名
941	島根	平成25年2月	高齢者のための法律勉強会における法テラス業務説明	海士町役場職員	15名
942	島根	平成25年2月	出雲市社会福祉協議会における法テラス業務説明	社会福祉士等	20名
943	島根	平成25年2月	知夫村役場職員に対する法テラス業務説明	知夫村役場職員	20名
944	島根	平成25年2月	飯南町社会福祉協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	島根県民	20名
945	島根	平成25年2月	出雲地区里親会研修会における法テラス業務説明	出雲地区民生・児童委員	25名
946	島根	平成25年2月	出雲市消費者問題研究協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	島根県民	30名
947	島根	平成25年2月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講演)	島根県民	46名
948	島根	平成25年3月	島根大学法科大学院生に対する法テラス業務説明(エクスターンシップ受入れ)	島根大学法科大学院生	1名
949	島根	平成25年3月	隠岐の島町役場職員に対する法テラス業務説明	隠岐の島町役場職員	20名
950	島根	平成25年3月	隠岐圏自殺予防対策連絡協議会における法テラス業務説明	隠岐圏自殺予防対策連絡協議会参加者	20名
951	島根	平成25年3月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講演)	島根県民	23名
952	島根	平成25年3月	社会福祉士等に対する法テラス業務説明	社会福祉士等	30名
953	島根	平成25年3月	島根県民に対する法テラス業務説明	島根県民	8名
954	福岡	平成24年7月	女性問題にかかわる相談員養成講座(基礎編)における法テラス業務説明	福岡県内の女性相談関係機関等相談員	70名
955	福岡	平成24年12月	福岡市内保護課職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	福岡市内保護課職員	4名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
956	福岡	平成24年12月	福岡市中央区保護課職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	福岡市中央区保護課職員	4名
957	福岡	平成25年1月	福岡市城南区保護課職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	福岡市城南区保護課職員	3名
958	福岡	平成25年1月	福岡市東区保護課職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	福岡市東区保護課職員	3名
959	福岡	平成25年1月	福岡市西区保護課職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	福岡市西区保護課職員	3名
960	福岡	平成25年1月	福岡市早良区保護課職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	福岡市早良区保護課職員	4名
961	福岡	平成25年1月	福岡市南区保護課職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	福岡市南区保護課職員	5名
962	福岡	平成25年1月	福岡市博多区保護課職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	福岡市博多区保護課職員	7名
963	福岡	平成25年2月	福岡市早良区保護課ケースワーカーに対する法テラス業務説明	福岡市早良区保護課ケースワーカー	32名
964	福岡	平成25年2月	九州大学留学生に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	九州大学留学生	35名
965	福岡	平成25年2月	福岡市内保護課職員に対する法テラス業務説明	福岡市内保護課職員	3名
966	福岡	平成25年2月	DV被害者支援関係機関職員に対する法テラス業務説明	DV被害者支援関係機関職員	4名
967	福岡	平成25年2月	北九州市人権推進センター等職員に対する法テラス業務説明	北九州市人権推進センター等職員	7名
968	福岡	平成25年3月	小郡市地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	小郡市地域包括支援センター職員、小郡市内の医療・保健・福祉に携わる専門職員	22名
969	福岡	平成25年3月	福岡市内保護課職員に対する法テラス業務説明	福岡市内保護課職員	3名
970	福岡	平成25年3月	福岡市公民館調整課職員に対する法テラス業務説明	福岡市公民館調整課職員	3名
971	福岡	平成25年3月	宗像市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明、事務所見学	宗像市消費生活センター職員	6名
972	佐賀	平成24年5月	武雄調停委員に対する法テラス業務説明	武雄調停委員	20名
973	佐賀	平成24年6月	佐賀県DV総合対策センターにおける法テラス業務説明、連携依頼	医師、警察官、県職員等	17名
974	佐賀	平成24年6月	佐賀県内医師、県職員等に対する法テラス業務説明	佐賀県内医師、県職員等	30名
975	佐賀	平成24年6月	大町町民生・児童委員に対する法テラス業務説明	大町町民生・児童委員	50名
976	佐賀	平成24年6月	上峰町民生・児童委員に対する法テラス業務説明	上峰町民生・児童委員	65名
977	佐賀	平成24年6月	有田町民生・児童委員に対する法テラス業務説明	有田町民生・児童委員	65名
978	佐賀	平成24年7月	みやき町民生・児童委員に対する法テラス業務説明	みやき町民生・児童委員	65名
979	佐賀	平成24年8月	白石町民生・児童委員に対する法テラス業務説明	白石町民生・児童委員	65名
980	佐賀	平成24年10月	唐津市北波多支所民生・児童委員に対する法テラス業務説明	唐津市北波多支所民生・児童委員	25名
981	佐賀	平成24年12月	佐賀市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	佐賀市民生・児童委員	500名
982	佐賀	平成25年1月	佐賀市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	佐賀市民生・児童委員	30名
983	佐賀	平成25年1月	さが元気ひろば相談員に対する法テラス業務説明	さが元気ひろば相談員	5名
984	長崎	平成24年4月	ヘルパーに対する法教育(講演)、法テラス業務説明	ヘルパー	20名
985	長崎	平成24年4月	長崎県公立学校教職員コンプライアンス対策本部構成員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	長崎県公立学校教職員コンプライアンス対策本部構成員	20名
986	長崎	平成24年4月	社会福祉士、精神保健福祉士に対する法テラス業務説明	社会福祉士、精神保健福祉士	40名
987	長崎	平成24年5月	長崎県警警察官に対する法テラス業務説明	長崎県警警察官	13名
988	長崎	平成24年5月	銭座地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	銭座地区民生・児童委員	18名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
989	長崎	平成24年5月	島原半島社会福祉士に対する講演、法テラス業務説明	島原半島社会福祉士	25名
990	長崎	平成24年5月	小江原地区民生・児童委員等に対する法テラス業務説明	小江原地区民生・児童委員等	40名
991	長崎	平成24年5月	自治会役員、民生・児童委員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	自治会役員、民生・児童委員、盲人クラブ関係者等	70名
992	長崎	平成24年6月	島原地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	島原地域包括支援センター職員	15名
993	長崎	平成24年7月	長崎県立大村特別支援学校教員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	長崎県立大村特別支援学校教員	30名
994	長崎	平成24年7月	長崎市服務規律推進委員会における法教育(講演)、法テラス業務説明	各小中学校、高等学校服務規律推進委員	50名
995	長崎	平成24年7月	長崎県立盲学校教員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	長崎県立盲学校教員	60名
996	長崎	平成24年8月	諫早市立小長井中学校教員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	諫早市立小長井中学校教員	15名
997	長崎	平成24年8月	長崎県立諫早農業高校教員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	長崎県立諫早農業高等学校教員	40名
998	長崎	平成24年8月	長崎県地域包括支援センター、在宅介護支援センター職員に対する法テラス業務説明	長崎県地域包括支援センター、在宅介護支援センター職員	48名
999	長崎	平成24年8月	長崎地区高校・特別支援学校教員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	長崎地区高等学校・特別支援学校教員	51名
1000	長崎	平成24年9月	長崎県校長会生徒指導部担当教員に対する講演、法テラス業務説明	長崎県校長会生徒指導部担当教員	20名
1001	長崎	平成24年9月	高齢者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	高齢者	20名
1002	長崎	平成24年9月	時津町民生・児童委員等に対する法テラス業務説明	時津町民生・児童委員等	40名
1003	長崎	平成24年9月	長崎県立諫早高校教員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	長崎県立諫早高等学校教員	50名
1004	長崎	平成24年9月	地域住民、各関係機関職員、保護者等に対する法テラス業務説明	地域住民、各関係機関職員、保護者等	80名
1005	長崎	平成24年10月	長崎市立仁田小学校教員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	長崎市立仁田小学校教員	12名
1006	長崎	平成24年10月	大村市立大村小学校教員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	大村市立大村小学校教員	20名
1007	長崎	平成24年10月	長崎市立長崎高校教員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	長崎市立長崎高等学校教員	22名
1008	長崎	平成24年10月	長崎県内地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明、講演	長崎県内地域包括支援センター職員	25名
1009	長崎	平成24年10月	江平山里地域包括支援センター、同地域居宅介護支援事業所職員に対する講演、法テラス業務説明	江平山里地域包括支援センター、同地域居宅介護支援事業所職員	30名
1010	長崎	平成24年10月	長崎県社会福祉士会県北ブロック会員に対する法テラス業務説明	長崎県社会福祉士会県北ブロック会員	40名
1011	長崎	平成24年11月	日見・橋地域包括支援センター、同地域居宅介護支援事業所職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	日見・橋地域包括支援センター、同地域居宅介護支援事業所職員	30名
1012	長崎	平成24年11月	長崎市立中学校校長会校長に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	長崎市立中学校校長会校長	38名
1013	長崎	平成24年11月	諫早市社会福祉協議会における講演、法テラス業務説明	諫早市社会福祉協議会職員	40名
1014	長崎	平成24年11月	諫早・時津・長与地域の福祉関係者に対する講演、法テラス業務説明	諫早・時津・長与地域福祉関係者	50名
1015	長崎	平成24年11月	犯罪被害者支援員養成のための講演における講義、法テラス業務説明	長崎犯罪被害者支援センター被害者支援員	8名
1016	長崎	平成24年12月	島原市社会福祉協議会職員、同地区民生・児童委員に対する講演、法テラス業務説明	島原市社会福祉協議会職員、同地区民生・児童委員	100名
1017	長崎	平成24年12月	長崎市民生・児童委員に対する講演、法テラス業務説明	長崎市民生・児童委員	100名
1018	長崎	平成24年12月	長崎市立深堀中学校教員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	長崎市立深堀中学校教員	15名
1019	長崎	平成24年12月	長崎県立特別支援学校教員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	長崎県立特別支援学校教員	20名
1020	長崎	平成24年12月	佐世保市立祇園中学校教員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	佐世保市立祇園中学校教員	25名
1021	長崎	平成24年12月	小島・茂木地域包括支援センター職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	小島・茂木地域包括支援センター職員	30名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1022	長崎	平成24年12月	長崎市役所職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	長崎市役所職員	30名
1023	長崎	平成24年12月	長崎県立大村城南高校教員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	長崎県立大村城南高等学校教員	48名
1024	長崎	平成24年12月	長崎県商工会議所職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	長崎県商工会議所職員	50名
1025	長崎	平成24年12月	長崎県立五島高校教員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	長崎県立五島高等学校教員	70名
1026	長崎	平成25年1月	雲仙市立南串第一小学校教員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	雲仙市立南串第一小学校教員	13名
1027	長崎	平成25年1月	長崎国際大学教員に対する講演、法テラス業務説明	長崎国際大学教員	20名
1028	長崎	平成25年1月	高齢者等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	高齢者等	70名
1029	長崎	平成25年2月	長崎県社会福祉士会県北ブロック会員に対する法テラス業務説明	長崎県社会福祉士会県北ブロック会員	13名
1030	長崎	平成25年2月	諫早市中央部地域包括支援センターにおける講演、法テラス業務説明	ケアマネージャー、介護ヘルパー、地域包括支援センター職員	23名
1031	長崎	平成25年2月	西海市南部地域包括支援センターにおける講演、法テラス業務説明	ケアマネージャー、介護ヘルパー、地域包括支援センター職員	28名
1032	長崎	平成25年2月	長崎市立三重中学校教員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	長崎市立三重中学校教員	30名
1033	長崎	平成25年2月	長崎市立東長崎中学校教員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	長崎市立東長崎中学校教員	42名
1034	長崎	平成25年2月	長崎市立小学校教員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	長崎市立小学校教員	43名
1035	長崎	平成25年2月	諫早市南部地域包括支援センター職員における法教育(講演)、法テラス業務説明	高齢者、民生・児童委員、諫早市南部地域包括支援センター職員等	48名
1036	長崎	平成25年3月	真津山地区民生・児童委員に対する講演、法テラス業務説明	真津山地区民生・児童委員	37名
1037	長崎	平成25年3月	西海市福祉推進委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	西海市福祉推進委員	70名
1038	大分	平成24年5月	大分県警察学校研修における法テラス業務説明	大分県警察相談員	20名
1039	大分	平成24年5月	よりそいホットライン相談担当者研修会における法テラス業務説明	おおいた社会的包摂サポートセンター	50名
1040	大分	平成25年2月	大分県労働委員会事務局担当職員に対する法テラス業務説明	大分県労働委員会事務局担当職員	15名
1041	熊本	平成24年4月	高齢者学級会員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	高齢者学級会員	70名
1042	熊本	平成24年5月	高齢者学級会員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	高齢者学級会員	160名
1043	熊本	平成24年5月	天草市民生・児童委員協議会連合会における法テラス業務説明	天草市民生・児童委員、社会福祉協議会関係者	350名
1044	熊本	平成24年6月	自治体、社会福祉協議会相談担当者に対する法テラス業務説明	自治体、社会福祉協議会相談担当者	20名
1045	熊本	平成24年7月	家庭教育学級会員に対する法教育講義、法テラス業務説明	家庭教育学級会員	20名
1046	熊本	平成24年7月	人吉市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	人吉市民生・児童委員	60名
1047	熊本	平成24年8月	人吉市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	人吉市民生・児童委員	60名
1048	熊本	平成24年9月	熊本県地域婦人会役員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	熊本県地域婦人会役員	330名
1049	熊本	平成24年10月	人吉市くらし安心ネットワーク推進員養成講座における法テラス業務説明	人吉市くらし安心ネットワーク推進員養成講座受講者等	60名
1050	熊本	平成24年11月	女性相談員、DV相談員等に対する法テラス業務説明	女性相談員、DV相談員等	15名
1051	熊本	平成25年1月	熊本市立江原中学校校区三区合同PTA関係者に対する法教育講義、法テラス業務説明	熊本市立江原中学校校区三区合同PTA関係者	40名
1052	熊本	平成25年2月	山鹿東部民生・児童委員に対する法テラス業務説明	山鹿東部民生・児童委員	30名
1053	熊本	平成25年2月	大津町役場職員に対する法テラス業務説明	大津町役場職員	30名
1054	熊本	平成25年2月	大津町民生・児童委員、福祉課職員等に対する法テラス業務説明	大津町民生・児童委員、福祉課職員等	60名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1055	鹿児島	平成24年6月	志学館大学生に対する法テラス業務説明	志学館大学法学部学生	50名
1056	鹿児島	平成24年7月	婦人相談員、婦人保護業務担当者等に対する法テラス業務説明	鹿児島県女性相談センター職員	100名
1057	鹿児島	平成24年7月	鹿児島市男女共同参画センター職員に対する法テラス業務説明	鹿児島市男女共同参画センター職員	30名
1058	鹿児島	平成24年7月	社会福祉士等に対する法テラス業務説明	社会福祉士等	40名
1059	鹿児島	平成24年8月	多重債務者対策協議会における法テラス業務説明	多重債務者対策協議会参加者	16名
1060	鹿児島	平成24年9月	成年後見制度等に関する勉強会における講演	勉強会参加者	30名
1061	鹿児島	平成24年9月	錦江町民生・児童委員協議会における法テラス業務説明	錦江町民生・児童委員	40名
1062	鹿児島	平成24年9月	鹿児島大学生に対する法テラス業務説明(インターンシップ受入れ)	鹿児島大学大学生	4名
1063	鹿児島	平成24年10月	鹿児島県地域生活定着支援センター職員等に対する法テラス業務説明	鹿児島県地域生活定着支援センター職員、ソーシャルワーカー	2名
1064	鹿児島	平成24年10月	民事調停委員に対する法テラス業務説明	民事調停委員	40名
1065	鹿児島	平成24年10月	家事調停委員に対する法テラス業務説明	家事調停委員	50名
1066	鹿児島	平成24年11月	指宿市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	指宿市民生・児童委員	100名
1067	鹿児島	平成24年11月	指宿市民生・児童委員、在宅福祉アドバイザー等に対する法テラス業務説明	指宿市民生・児童委員、在宅福祉アドバイザー、自治会長、介護サービス事業職員	150名
1068	鹿児島	平成24年11月	社会福祉士等に対する法テラス業務説明	社会福祉士等	50名
1069	鹿児島	平成24年11月	指宿市立指宿小学生に対する法教育授業	指宿市立指宿小学校児童	60名
1070	鹿児島	平成25年3月	かごしま犯罪被害者支援センター職員に対する法テラス業務説明	かごしま犯罪被害者支援センター職員	15名
1071	鹿児島	平成25年3月	犯罪被害者支援関係機関職員に対する法テラス業務説明	犯罪被害者支援関係機関職員	20名
1072	沖縄	平成24年5月	犯罪被害者支援関係機関職員に対する講演、法テラス業務説明	犯罪被害者支援関係機関職員	68名
1073	沖縄	平成24年6月	犯罪被害者支援活動員初級養成講座における講義、法テラス業務説明	犯罪被害者支援活動員初級養成講座参加者	34名
1074	沖縄	平成24年7月	労働相談関係機関職員に対する法テラス業務説明	労働相談関係機関職員	16名
1075	沖縄	平成24年8月	犯罪被害者相談関係機関職員に対する法テラス業務説明	犯罪被害者相談関連団体職員	11名
1076	沖縄	平成24年8月	人権暴力相談関係機関職員に対する法テラス業務説明	人権暴力相談関係機関職員	5名
1077	沖縄	平成24年9月	沖縄県相談業務関係機関職員に対する法テラス業務説明	沖縄県相談業務関係機関職員	44名
1078	沖縄	平成24年10月	糸満市社会福祉協議会における法テラス業務説明	糸満市各種相談員	21名
1079	宮城	平成24年9月	婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会における法テラス業務説明	犯罪被害者支援団体職員	100名
1080	宮城	平成24年9月	仙台市中核支えあいセンター支援職員に対する法テラス業務説明	仙台市中核支えあいセンター支援職員	10名
1081	宮城	平成24年9月	宮城県多重債務問題対策会議における法テラス業務説明	宮城県多重債務問題対策会議参加者	20名
1082	宮城	平成24年11月	県政相談員に対する法テラス業務説明	県政相談員	20名
1083	宮城	平成24年11月	相談機関ネットワーク連絡協議会における法テラス業務説明	犯罪被害者支援団体職員	20名
1084	宮城	平成24年11月	異業種連絡協議会における法テラス業務説明	異業種連絡協議会参加者	30名
1085	宮城	平成25年2月	保護司に対する法テラス業務説明	保護司	20名
1086	福島	平成24年8月	婦人保護事業充実強化研修会における法テラス業務説明	福島県内女性センター等職員	30名
1087	福島	平成24年11月	二本松市岳下方面民生・児童委員に対する法テラス業務説明	二本松市岳下方面民生・児童委員	14名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1088	福島	平成24年11月	二本松市二本松方部民生・児童委員に対する法テラス業務説明	二本松市二本松方部民生・児童委員	17名
1089	福島	平成24年11月	本宮市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	本宮市民生・児童委員	18名
1090	福島	平成24年11月	二本松市東和方部民生・児童委員に対する法テラス業務説明	二本松市東和方部民生・児童委員	20名
1091	福島	平成24年11月	二本松市岩代方部民生・児童委員に対する法テラス業務説明	二本松市岩代方部民生・児童委員	20名
1092	福島	平成24年11月	二本松市安達方部民生・児童委員に対する法テラス業務説明	二本松市安達方部民生・児童委員	23名
1093	福島	平成24年11月	大玉村民生・児童委員に対する法テラス業務説明	大玉村民生・児童委員	61名
1094	福島	平成24年11月	二本松市石井方部民生・児童委員に対する法テラス業務説明	二本松市石井方部民生・児童委員	7名
1095	福島	平成24年11月	二本松市杉田方部民生・児童委員に対する法テラス業務説明	二本松市杉田方部民生・児童委員	8名
1096	福島	平成24年11月	二本松市塩沢方部民生・児童委員に対する法テラス業務説明	二本松市塩沢方部民生・児童委員	8名
1097	福島	平成24年11月	二本松市大平方部民生・児童委員に対する法テラス業務説明	二本松市大平方部民生・児童委員	9名
1098	福島	平成25年2月	原町東地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	原町東地域包括支援センター職員	2名
1099	福島	平成25年2月	郡山市消費生活センター職員勉強会における法テラス業務説明	郡山市消費生活センター職員	8名
1100	福島	平成25年3月	行政相談員研修会における法テラス業務説明	行政相談員	20名
1101	山形	平成24年6月	県民相談相互支援ネットワーク会議における法テラス業務説明	県民相談相互支援ネットワーク会議参加者	30名
1102	山形	平成24年6月	被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	被害者支援連絡協議会参加者	30名
1103	山形	平成24年6月	山形県秘書広報課等職員に対する法テラス業務説明	山形県秘書広報課、くらし安心課、危機管理課職員	5名
1104	山形	平成24年7月	復興ボランティア支援センター山形職員に対する法テラス業務説明	復興ボランティア支援センター山形職員	2名
1105	山形	平成24年7月	山形市市民相談課、防災対策課職員に対する法テラス業務説明	山形市市民相談課、防災対策課職員	4名
1106	山形	平成24年7月	米沢市環境生活課、総務課職員に対する法テラス業務説明	米沢市環境生活課、総務課職員	4名
1107	山形	平成24年9月	行政評価局関係機関会議における法テラス業務説明	山形県内行政評価局関係機関職員	30名
1108	山形	平成24年9月	個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	8名
1109	山形	平成24年10月	山形県立山形南高校生に対する法教育授業、法テラス業務説明	山形県立山形南高等学校生徒	40名
1110	山形	平成25年2月	山形県多重債務者対策協議会における法テラス業務説明	山形県多重債務者対策協議会加盟団体職員	30名
1111	岩手	平成24年4月	大槌さいがいFMスタッフに対する法テラス業務説明	大槌さいがいFMスタッフ	1名
1112	岩手	平成24年4月	金沢仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	金沢仮設住宅住民	1名
1113	岩手	平成24年4月	釜石地区被災者支援連絡会議における法テラス業務説明	釜石地区被災者支援連絡会議参加者	20名
1114	岩手	平成24年4月	エールサポートセンター職員に対する法テラス業務説明	エールサポートセンター職員	2名
1115	岩手	平成24年4月	大槌さいがいFMスタッフに対する法テラス業務説明	大槌さいがいFMスタッフ	2名
1116	岩手	平成24年4月	釜石市クリーンセンター職員に対する法テラス業務説明	釜石市クリーンセンター職員	2名
1117	岩手	平成24年4月	吉里吉里仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里仮設住宅住民	2名
1118	岩手	平成24年4月	社会福祉協議会における法テラス業務説明	社会福祉協議会職員	2名
1119	岩手	平成24年4月	タウン誌記者に対する法テラス業務説明	タウン誌記者	2名
1120	岩手	平成24年4月	遠野市経営企画課職員に対する法テラス業務説明	遠野市経営企画課職員	2名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1121	岩手	平成24年4月	ボランティアセンター職員に対する法テラス業務説明	ボランティアセンター職員	3名
1122	岩手	平成24年4月	小鍬第16仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	小鍬第16仮設住宅住民	3名
1123	岩手	平成24年4月	大槌第3仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	大槌第3仮設住宅住民	6名
1124	岩手	平成24年4月	小鍬第17仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	小鍬第17仮設住宅住民	9名
1125	岩手	平成24年5月	大槌第8、大槌第9仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	大槌第8、大槌第9仮設住宅住民	13名
1126	岩手	平成24年5月	大槌さいがいFMスタッフに対する法テラス業務説明	大槌さいがいFMスタッフ	1名
1127	岩手	平成24年5月	昭和園仮設住宅自治会長に対する法テラス業務説明	昭和園仮設住宅自治会長	1名
1128	岩手	平成24年5月	山田町役場職員に対する法テラス業務説明	山田町役場職員	1名
1129	岩手	平成24年5月	山田町役場総務課職員に対する法テラス業務説明	山田町役場総務課職員	1名
1130	岩手	平成24年5月	岩手大学生に対する法教育(講義)	岩手大学教育学部4年生	25名
1131	岩手	平成24年5月	社会福祉協議会における法テラス業務説明	社会福祉協議会職員	2名
1132	岩手	平成24年5月	釜石市天神町、平田第6仮設住宅自治会長に対する法テラス業務説明	釜石市天神町、平田第6仮設住宅自治会長	2名
1133	岩手	平成24年5月	野田第2、釜石市桜木町仮設住宅自治会長に対する法テラス業務説明	野田第2、釜石市桜木町仮設住宅自治会長	2名
1134	岩手	平成24年5月	ボランティアセンター職員に対する法テラス業務説明	ボランティアセンター職員	2名
1135	岩手	平成24年5月	小鍬第3仮設住宅住民に対する法テラス業務	小鍬第3仮設住宅住民	4名
1136	岩手	平成24年5月	大槌西地区仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	大槌西地区仮設住宅住民	6名
1137	岩手	平成24年6月	小鍬東地区仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	小鍬東地区仮設住宅住民	10名
1138	岩手	平成24年6月	小鍬第3、小鍬第16仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	小鍬第3、小鍬第16仮設住宅住民	12名
1139	岩手	平成24年6月	大槌第10仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	大槌第10仮設住宅住民	14名
1140	岩手	平成24年6月	赤浜地区住民に対する法テラス業務説明	赤浜地区住民	1名
1141	岩手	平成24年6月	大槌第10仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	大槌第10仮設住宅住民	1名
1142	岩手	平成24年6月	大槌町役場総務課職員に対する法テラス業務説明	大槌町役場総務課職員	1名
1143	岩手	平成24年6月	岩手大学生に対する法テラス業務説明	岩手大学教育学部4年生	20名
1144	岩手	平成24年6月	大槌町大ヶ口多目的センター職員に対する法テラス業務説明	大槌町大ヶ口多目的センター職員	2名
1145	岩手	平成24年6月	金沢図書室職員等に対する法テラス業務説明	金沢図書室職員等	3名
1146	岩手	平成24年6月	長井地区住民に対する法テラス業務説明	長井地区住民	4名
1147	岩手	平成24年6月	吉里吉里第5仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里第5仮設住宅住民	6名
1148	岩手	平成24年6月	小鍬西地区仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	小鍬西地区仮設住宅住民	7名
1149	岩手	平成24年6月	安渡第2仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	安渡第2仮設住宅住民	9名
1150	岩手	平成24年7月	赤浜、吉里吉里第6仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	赤浜、吉里吉里第6仮設住宅住民	14名
1151	岩手	平成24年7月	吉里吉里第6仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里第6仮設住宅住民	16名
1152	岩手	平成24年7月	吉里吉里第6、小鍬第8仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里第6、小鍬第8仮設住宅住民	18名
1153	岩手	平成24年7月	宮古市社会福祉協議会における法テラス業務説明	宮古市社会福祉協議会職員	2名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1154	岩手	平成24年7月	釜石地区被災者支援連絡会議における法テラス業務説明	釜石地区被災者支援連絡会議参加者	20名
1155	岩手	平成24年7月	大槌第3、吉里吉里第2、金沢仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	大槌第3、吉里吉里第2、金沢仮設住宅住民	25名
1156	岩手	平成24年7月	大槌第4仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	大槌第4仮設住宅住民	2名
1157	岩手	平成24年7月	宮古、釜石労働基準監督署職員に対する法テラス業務説明	宮古、釜石労働基準監督署職員	2名
1158	岩手	平成24年7月	釜石ハローワーク職員に対する法テラス業務説明	釜石ハローワーク職員	3名
1159	岩手	平成24年7月	吉里吉里、浪板地区仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里、浪板地区仮設住宅住民	3名
1160	岩手	平成24年7月	小槌第3仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	小槌第3仮設住宅住民	6名
1161	岩手	平成24年7月	大槌第12仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	大槌第12仮設住宅住民	8名
1162	岩手	平成24年8月	大槌第3仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	大槌第3仮設住宅住民	10名
1163	岩手	平成24年8月	大槌さいがいFMスタッフに対する法テラス業務説明	大槌さいがいFMスタッフ	1名
1164	岩手	平成24年8月	遠野市経営企画課職員に対する法テラス業務説明	遠野市経営企画課職員	1名
1165	岩手	平成24年8月	にじいろシネマ職員に対する法テラス業務説明	にじいろシネマ職員	1名
1166	岩手	平成24年8月	犯罪被害者支援関係機関職員に対する法テラス業務説明	犯罪被害者支援団体職員	25名
1167	岩手	平成24年8月	大槌町情報プラザ職員に対する法テラス業務説明	大槌町情報プラザ職員	2名
1168	岩手	平成24年8月	小槌第16仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	小槌第16仮設住宅住民	2名
1169	岩手	平成24年8月	安渡地区仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	安渡地区仮設住宅住民	3名
1170	岩手	平成24年8月	社会福祉協議会における法テラス業務説明	社会福祉協議会職員	3名
1171	岩手	平成24年8月	大槌第3仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	大槌第3仮設住宅住民	4名
1172	岩手	平成24年8月	大槌第4仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	大槌第4仮設住宅住民	4名
1173	岩手	平成24年8月	赤浜地区仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	赤浜地区仮設住宅住民	5名
1174	岩手	平成24年8月	慶應大学生に対する法テラス業務説明	慶應義塾大学岡本ゼミ学生	5名
1175	岩手	平成24年8月	山田町社会福祉協議会における法テラス業務説明	山田町社会福祉協議会職員	5名
1176	岩手	平成24年8月	金沢地区住民に対する法テラス業務説明	金沢地区住民	7名
1177	岩手	平成24年8月	大槌第5仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	大槌第5仮設住宅住民	8名
1178	岩手	平成24年9月	大船渡市役所職員に対する法テラス業務説明	大船渡市役所職員	1名
1179	岩手	平成24年9月	釜石甲子第6仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	釜石甲子第6仮設住宅住民	1名
1180	岩手	平成24年9月	釜石甲子第9仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	釜石甲子第9仮設住宅住民	1名
1181	岩手	平成24年9月	㈱マイヤ営業本部社員に対する法テラス業務説明	㈱マイヤ営業本部社員	1名
1182	岩手	平成24年9月	大槌仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	大槌仮設住宅住民	20名
1183	岩手	平成24年9月	岩手県復興局職員に対する法テラス業務説明	岩手県復興局職員	2名
1184	岩手	平成24年9月	大船渡市消費生活センターに対する法テラス業務説明	大船渡市消費生活センター	2名
1185	岩手	平成24年9月	陸前高田市役所職員に対する法テラス業務説明	陸前高田市役所職員	2名
1186	岩手	平成24年9月	大船渡市碓石地区住民等に対する講演	大船渡市碓石地区住民等	30名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1187	岩手	平成24年9月	吉里吉里第6仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里第6仮設住宅住民	3名
1188	岩手	平成24年9月	小鍬第12仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	小鍬第12仮設住宅住民	5名
1189	岩手	平成24年9月	小鍬第3仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	小鍬第3仮設住宅住民	6名
1190	岩手	平成24年9月	大槌第5仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	大槌第5仮設住宅住民	7名
1191	岩手	平成24年9月	吉里吉里第3仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里第3仮設住宅住民	7名
1192	岩手	平成24年9月	吉里吉里第4仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里第4仮設住宅住民	7名
1193	岩手	平成24年10月	金沢仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	金沢仮設住宅住民	1名
1194	岩手	平成24年10月	宮古警察署生活安全課署員に対する法テラス業務説明	宮古警察署生活安全課署員	1名
1195	岩手	平成24年10月	釜石市桜木町仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	釜石市桜木町仮設住宅住民	2名
1196	岩手	平成24年10月	釜石市天神町仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	釜石市天神町仮設住宅住民	2名
1197	岩手	平成24年10月	吉里吉里第4仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里第4仮設住宅住民	2名
1198	岩手	平成24年10月	赤浜仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	赤浜仮設住宅住民	4名
1199	岩手	平成24年10月	大槌第3、大槌第5仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	大槌第3、大槌第5仮設住宅住民	4名
1200	岩手	平成24年10月	小鍬第6仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	小鍬第6仮設住宅住民	4名
1201	岩手	平成24年10月	住田町役場職員に対する法テラス業務説明	住田町役場職員	4名
1202	岩手	平成24年10月	陸前高田市役所職員に対する法テラス業務説明	陸前高田市役所職員	4名
1203	岩手	平成24年10月	ボランティア団体スタッフに対する法テラス業務説明	ボランティア団体スタッフ	5名
1204	岩手	平成24年10月	大槌第12仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	大槌第12仮設住宅住民	6名
1205	岩手	平成24年10月	釜石市中妻、上中島仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	釜石市中妻、上中島仮設住宅住民	6名
1206	岩手	平成24年10月	吉里吉里第2仮設住宅等住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里第2仮設住宅等住民	6名
1207	岩手	平成24年10月	赤浜第3仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	赤浜第3仮設住宅住民	7名
1208	岩手	平成24年10月	大槌第9仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	大槌第9仮設住宅住民	7名
1209	岩手	平成24年10月	大槌仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	大槌仮設住宅住民	8名
1210	岩手	平成24年10月	大槌第8仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	大槌第8仮設住宅住民	8名
1211	岩手	平成24年10月	吉里吉里第2仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里第2仮設住宅住民	8名
1212	岩手	平成24年11月	大船渡市役所職員に対する法テラス業務説明	大船渡市役所職員	1名
1213	岩手	平成24年11月	大槌町シルバー人材センター職員に対する法テラス業務説明	大槌町シルバー人材センター職員	2名
1214	岩手	平成24年11月	釜石警察署員に対する法テラス業務説明	釜石警察署員	2名
1215	岩手	平成24年11月	釜石市営プール職員に対する法テラス業務説明	釜石市営プール職員	2名
1216	岩手	平成24年11月	釜石市役所職員に対する法テラス業務説明	釜石市役所職員	2名
1217	岩手	平成24年11月	住田町役場職員に対する法テラス業務説明	住田町役場職員	2名
1218	岩手	平成24年11月	安渡第2、安渡第3仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	安渡第2、安渡第3仮設住宅住民	3名
1219	岩手	平成24年11月	釜石市小佐野地区生活応援センタースタッフに対する法テラス業務説明	釜石市小佐野地区生活応援センタースタッフ	3名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1220	岩手	平成24年11月	小釜第12、小釜第20仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	小釜第12、小釜第20仮設住宅住民	3名
1221	岩手	平成24年11月	赤浜仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	赤浜仮設住宅住民	4名
1222	岩手	平成24年11月	大槌第4仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	大槌第4仮設住宅住民	4名
1223	岩手	平成24年11月	釜石市栗林仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	釜石市栗林仮設住宅住民	4名
1224	岩手	平成24年11月	大槌町民生・児童委員協議会における法テラス業務説明	大槌町民生・児童委員等	50名
1225	岩手	平成24年11月	大槌、小佐野交番警察官に対する法テラス業務説明	大槌、小佐野交番警察官	5名
1226	岩手	平成24年11月	釜石市甲子第9仮設等住民に対する法テラス業務説明	釜石市甲子第9仮設等住民	5名
1227	岩手	平成24年11月	釜石市平田仮設等住民に対する法テラス業務説明	釜石市平田仮設等住民	6名
1228	岩手	平成24年11月	小釜、小釜第7仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	小釜、小釜第7仮設住宅住民	9名
1229	岩手	平成24年12月	大槌第10仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	大槌第10仮設住宅住民	10名
1230	岩手	平成24年12月	小釜第15仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	小釜第15仮設住宅住民	10名
1231	岩手	平成24年12月	小釜第12仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	小釜第12仮設住宅住民	13名
1232	岩手	平成24年12月	大槌第3仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	大槌第3仮設住宅住民	14名
1233	岩手	平成24年12月	宮古市民に対する法教育(講演)	宮古市民	15名
1234	岩手	平成24年12月	大槌町桜木町地区住民に対する法テラス業務説明	大槌町桜木町地区住民	15名
1235	岩手	平成24年12月	大槌第5仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	大槌第5仮設住宅住民	25名
1236	岩手	平成24年12月	岩手県復興局職員に対する法テラス業務説明	岩手県復興局職員	2名
1237	岩手	平成24年12月	大槌町情報プラザ職員に対する法テラス業務説明	大槌町情報プラザ職員	2名
1238	岩手	平成24年12月	震災後の法律問題に関する講演会における法教育(講演)	講演会参加者	30名
1239	岩手	平成24年12月	釜石地区被災者支援連絡会議における法テラス業務説明	釜石地区被災者支援連絡会議参加者	30名
1240	岩手	平成24年12月	釜石市鶴住居仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	釜石市鶴住居仮設住宅住民	3名
1241	岩手	平成24年12月	釜石市栗林仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	釜石市栗林仮設住宅住民	3名
1242	岩手	平成24年12月	住田町役場職員に対する法テラス業務説明	住田町役場職員	3名
1243	岩手	平成24年12月	陸前高田市役所職員に対する法テラス業務説明	陸前高田市役所職員	3名
1244	岩手	平成24年12月	大槌第4仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	大槌第4仮設住宅住民	4名
1245	岩手	平成24年12月	山田交番警察官に対する法テラス業務説明	山田交番警察官	4名
1246	岩手	平成24年12月	金沢仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	金沢仮設住宅住民	5名
1247	岩手	平成24年12月	大槌町桜木町地区住民に対する法テラス業務説明	大槌町桜木町地区住民	6名
1248	岩手	平成24年12月	大船渡市役所職員に対する法テラス業務説明	大船渡市役所職員	8名
1249	岩手	平成24年12月	小釜地区民生・児童委員協議会における法テラス業務説明	小釜地区民生・児童委員等	9名
1250	岩手	平成25年1月	大槌町大ヶ口地区住民に対する法テラス業務説明	大槌町大ヶ口地区住民	10名
1251	岩手	平成25年1月	小釜第5仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	小釜第5仮設住宅住民	11名
1252	岩手	平成25年1月	岩手日報釜石支局社員等に対する法テラス業務説明	岩手日報釜石支局社員等	20名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1253	岩手	平成25年1月	岩手県復興局職員に対する法テラス業務説明	岩手県復興局職員	2名
1254	岩手	平成25年1月	住田町役場職員に対する連携依頼	住田町役場職員	2名
1255	岩手	平成25年1月	陸前高田市役所職員に対する連携依頼	陸前高田市役所職員	2名
1256	岩手	平成25年1月	大船渡市役所職員に対する連携依頼	大船渡市役所職員	3名
1257	岩手	平成25年1月	山田町役場総務課等職員に対する法テラス業務説明	山田町役場総務課等職員	6名
1258	岩手	平成25年1月	安渡地区住民に対する法テラス業務説明	安渡地区住民	8名
1259	岩手	平成25年1月	大槌第10仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	大槌第10仮設住宅住民	8名
1260	岩手	平成25年2月	小釜地区仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	小釜地区仮設住宅住民	10名
1261	岩手	平成25年2月	釜石市平田仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	釜石市平田仮設住宅住民	12名
1262	岩手	平成25年2月	大槌地区仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	大槌地区仮設住宅住民	13名
1263	岩手	平成25年2月	宮古警察署生活安全課署員に対する法テラス業務説明	宮古警察署生活安全課署員	1名
1264	岩手	平成25年2月	岩手県復興局職員に対する法テラス業務説明	岩手県復興局職員	2名
1265	岩手	平成25年2月	大船渡警察署員に対する法テラス業務説明	大船渡警察署員	2名
1266	岩手	平成25年2月	保育園職員に対する法テラス業務説明	保育園職員	2名
1267	岩手	平成25年2月	山田町役場職員	山田町役場職員	2名
1268	岩手	平成25年2月	大槌町役場職員に対する法テラス業務説明	大槌町役場職員	3名
1269	岩手	平成25年2月	国立釜石病院職員に対する法テラス業務説明	国立釜石病院職員	3名
1270	岩手	平成25年2月	社会福祉協議会における法テラス業務説明	社会福祉協議会職員	4名
1271	岩手	平成25年2月	山田町道の駅スタッフ等に対する法テラス業務説明	山田町道の駅スタッフ等	4名
1272	岩手	平成25年2月	大槌第9、第10仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	大槌第9、第10仮設住宅住民	5名
1273	岩手	平成25年2月	大槌仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	大槌仮設住宅住民	6名
1274	岩手	平成25年2月	釜石市唐丹仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	釜石市唐丹仮設住宅住民	6名
1275	岩手	平成25年2月	釜石市天神町仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	釜石市天神町仮設住宅住民	7名
1276	岩手	平成25年2月	大槌第7仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	大槌第7仮設住宅住民	9名
1277	岩手	平成25年3月	大槌第5仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	大槌第5仮設住宅住民	10名
1278	岩手	平成25年3月	吉里吉里地区住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里地区住民	10名
1279	岩手	平成25年3月	小釜第15仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	小釜第15仮設住宅住民	10名
1280	岩手	平成25年3月	小釜、小釜第8仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	小釜、小釜第8仮設住宅住民	10名
1281	岩手	平成25年3月	小釜第11仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	小釜第11仮設住宅住民	11名
1282	岩手	平成25年3月	宮古市介護従事者(ヘルパー)に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	宮古市介護従事者(ヘルパー)	15名
1283	岩手	平成25年3月	小釜第13仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	小釜第13仮設住宅住民	1名
1284	岩手	平成25年3月	小釜第14仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	小釜第14仮設住宅住民	20名
1285	岩手	平成25年3月	大船渡市役所職員に対する法テラス業務説明	大船渡市役所職員に対する法テラス業務説明	2名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1286	岩手	平成25年3月	小鍬第9仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	小鍬第9仮設住宅住民	2名
1287	岩手	平成25年3月	住田町役場職員に対する法テラス業務説明	住田町役場職員	2名
1288	岩手	平成25年3月	陸前高田市役所職員に対する法テラス業務説明	陸前高田市役所職員	2名
1289	岩手	平成25年3月	小鍬第12仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	小鍬第12仮設住宅住民	4名
1290	岩手	平成25年3月	小鍬第10仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	小鍬第10仮設住宅住民	9名
1291	秋田	平成24年4月	秋田被害者支援センター養成講座における法テラス業務説明	秋田被害者支援センター職員	10名
1292	秋田	平成24年6月	秋田県都市消費者行政協議会研修会における法テラス業務説明	秋田県内各市町村役場職員	26名
1293	秋田	平成24年7月	秋田県警察官等に対する法テラス業務説明	秋田県警察官等	16名
1294	秋田	平成24年7月	秋田県被害者支援連絡協議会「性犯罪問題研究部会」における法テラス業務説明	保護観察官、女性相談所、児童相談所、医師会、犯罪被害者支援センター職員等	22名
1295	秋田	平成24年8月	個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	16名
1296	秋田	平成24年8月	県民相談に係る関係機関等連絡協議会相談ネットワーク委員会における法テラス業務説明	市役所職員等	23名
1297	秋田	平成24年8月	北秋田市地域包括支援センター研修会における法テラス業務説明	介護支援専門員、介護職員	85名
1298	秋田	平成24年9月	秋田県被害者支援連絡協議会「交通事故問題研究部会」における法テラス業務説明	秋田県、東北運輸局、損害保険協会、犯罪被害者支援センター等の職員	14名
1299	秋田	平成24年11月	高齢者権利擁護事例検討会(県北地区)における法テラス業務説明	高齢者権利擁護事例検討会(県北地区)参加社会福祉士等	13名
1300	秋田	平成24年12月	高齢者権利擁護事例検討会(県央地区)における法テラス業務説明	高齢者権利擁護事例検討会(県央地区)参加社会福祉士等	11名
1301	秋田	平成24年12月	高齢者権利擁護事例検討会(県南地区)における法テラス業務説明	高齢者権利擁護事例検討会(県南地区)参加社会福祉士等	8名
1302	秋田	平成25年1月	成年後見活動事例検討及び学習会における法テラス業務説明	社会福祉士	25名
1303	秋田	平成25年1月	秋田県福祉相談センター職員に対する法テラス業務説明	秋田県福祉相談センター職員	25名
1304	秋田	平成25年1月	東日本大震災被災者交流会における法テラス業務説明	福島県からの被災者	40名
1305	秋田	平成25年2月	男鹿市社会福祉大会における法教育(講演)、法テラス業務説明	男鹿市民(民生・児童委員、老人クラブ等)	400名
1306	秋田	平成25年3月	高齢者虐待防止セミナーにおける法テラス業務説明	介護保険事業従事者	144名
1307	青森	平成24年5月	青森県警被害者支援担当警察官に対する法テラス業務説明	青森県警被害者支援担当警察官	21名
1308	青森	平成24年6月	青森地域介護支援専門員に対する法教育(講義)	青森地域介護支援専門員	40名
1309	青森	平成24年7月	あおり被害者支援センター相談員等に対する講演	あおり被害者支援センター相談員、支援員	20名
1310	青森	平成24年7月	外ヶ浜町役場総務課職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	外ヶ浜町役場総務課職員	1名
1311	青森	平成24年7月	今別町役場総務課職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	今別町役場総務課職員	1名
1312	青森	平成24年8月	つがる市市民課職員に対する法テラス業務説明	つがる市市民課職員	1名
1313	青森	平成24年8月	西目屋村役場住民課職員に対する法テラス業務説明	西目屋村役場住民課職員	1名
1314	青森	平成24年8月	東北町役場福祉課職員に対する法テラス業務説明	東北町役場福祉課職員	1名
1315	青森	平成24年8月	七戸町役場健康福祉課職員に対する法テラス業務説明	七戸町役場健康福祉課職員	1名
1316	青森	平成24年8月	十和田市生活環境課職員に対する法テラス業務説明	十和田市生活環境課職員	1名
1317	青森	平成24年8月	三沢市広報広聴課職員に対する法テラス業務説明	三沢市広報広聴課職員	1名
1318	青森	平成24年8月	田子町役場町民課職員に対する法テラス業務説明	田子町役場町民課職員	1名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1319	青森	平成24年9月	板柳町役場総務課職員に対する法テラス業務説明	板柳町役場総務課職員	1名
1320	青森	平成24年9月	田舎館村役場住民課職員に対する法テラス業務説明	田舎館村役場住民課職員	1名
1321	青森	平成24年9月	八戸市広報統計課職員に対する法テラス業務説明	八戸市広報統計課職員	1名
1322	青森	平成24年7月	青森市生活安全課職員に対する法テラス業務説明	青森市生活安全課職員	2名
1323	青森	平成24年7月	蓬田村役場住民課職員に対する法テラス業務説明	蓬田村役場住民課職員	2名
1324	青森	平成24年8月	深浦町役場町民課職員に対する法テラス業務説明	深浦町役場町民課職員	2名
1325	青森	平成24年8月	野辺地町役場総務課職員に対する法テラス業務説明	野辺地町役場総務課職員	2名
1326	青森	平成24年8月	六ヶ所村役場総務課職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	六ヶ所村役場総務課職員	2名
1327	青森	平成24年8月	六戸町役場町民福祉課職員に対する法テラス業務説明	六戸町役場町民福祉課職員	2名
1328	青森	平成24年8月	南部町役場住民生活課職員に対する法テラス業務説明	南部町役場住民生活課職員	2名
1329	青森	平成24年9月	黒石市市民環境課職員に対する法テラス業務説明	黒石市市民環境課職員	2名
1330	青森	平成24年9月	階上町役場町民課職員に対する法テラス業務説明	階上町役場町民課職員	2名
1331	青森	平成24年7月	中泊町役場総務課職員に対する法テラス業務説明	中泊町役場総務課職員	3名
1332	青森	平成24年8月	鶴田町役場町民生活課職員に対する法テラス業務説明	鶴田町役場町民生活課職員	3名
1333	青森	平成24年8月	鱒ヶ沢町役場町民生活課職員に対する法テラス業務説明	鱒ヶ沢町役場町民生活課職員	3名
1334	青森	平成24年8月	平内町役場町民課職員に対する法テラス業務説明	平内町役場町民課職員	3名
1335	青森	平成24年8月	横浜町役場健康福祉課職員に対する法テラス業務説明	横浜町役場健康福祉課職員	3名
1336	青森	平成24年8月	おいらせ町役場企画課職員に対する法テラス業務説明	おいらせ町役場企画課職員	3名
1337	青森	平成24年9月	弘前市市民との協働推進課職員に対する法テラス業務説明	弘前市市民との協働推進課職員	3名
1338	青森	平成24年7月	五所川原市市民課職員に対する法テラス業務説明	五所川原市市民課職員	4名
1339	青森	平成24年8月	三戸町役場総務課職員に対する法テラス業務説明	三戸町役場総務課職員	4名
1340	青森	平成24年8月	五戸町役場住民課職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	五戸町役場住民課職員	4名
1341	青森	平成24年8月	新郷村役場総務課職員に対する法テラス業務説明	新郷村役場総務課職員	5名
1342	青森	平成24年9月	藤崎町役場住民課職員に対する法テラス業務説明	藤崎町役場住民課職員	5名
1343	青森	平成24年9月	大鰐町役場住民生活課職員に対する法テラス業務説明	大鰐町役場住民生活課職員	5名
1344	青森	平成24年9月	平川市市民生活部職員に対する法テラス業務説明	平川市市民生活部職員	6名
1345	青森	平成24年9月	弘前大学生に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	弘前大学大学生(裁判法ゼミナール)	27名
1346	青森	平成24年10月	青森地方務局管内人権擁護委員に対する法テラス業務説明	青森地方務局管内人権擁護委員	20名
1347	青森	平成24年11月	青森県立青森高校生に対する法テラス業務説明	青森県立青森高等学校生徒	30名
1348	青森	平成25年3月	青森県消費者トラブルネットワーク構成員に対する法テラス業務説明	青森県消費者トラブルネットワーク構成員	40名
1349	札幌	平成24年6月	保健福祉関係機関職員に対する法テラス業務説明	保健福祉関係機関職員	25名
1350	札幌	平成24年6月	北海道労働局総合労働相談員に対する法テラス業務説明	北海道労働局総合労働相談員	50名
1351	札幌	平成24年6月	札幌管内厚生保護担当者等に対する法テラス業務説明	札幌管内厚生保護担当者、主要な経済団体担当者等	82名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1352	札幌	平成24年7月	北海道被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	北海道被害者支援連絡協議会参加者	59名
1353	札幌	平成24年9月	札幌市中央区生活保護課全体研修における法テラス業務説明	札幌市中央区生活保護課職員	32名
1354	札幌	平成24年10月	手稲区家庭生活カウニンググループ研修における法テラス業務説明	家庭生活カウンセラー	15名
1355	札幌	平成24年10月	労働相談関係機関職員に対する法テラス業務説明	労働相談関係機関職員	19名
1356	札幌	平成24年10月	ほっとけない・ゲートキーパー研修会における講演、法テラス業務説明	自殺対策におけるゲートキーパー、札幌市民	250名
1357	札幌	平成24年10月	北海道札幌手稲高校生に対する法教育(職場体験学習受入れ)	北海道札幌手稲高等学校生徒	6名
1358	札幌	平成24年11月	札幌市立中の島中学生に対する法教育(職場体験学習受入れ)	札幌市立中の島中学校生徒	2名
1359	札幌	平成24年11月	札幌中央被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	札幌中央被害者支援連絡協議会参加者	33名
1360	札幌	平成24年12月	札幌市DVセンター、各区母子・婦人相談員に対する法テラス業務説明	札幌市DVセンター相談員、各区母子・婦人相談員	30名
1361	札幌	平成25年1月	貸金業におけるトラブル解決にあたる団体職員に対する法テラス業務説明	貸金業におけるトラブル解決に携わる関係機関職員	15名
1362	札幌	平成25年1月	札幌法務局管内人権擁護委員に対する法テラス業務説明	札幌法務局管内人権擁護委員	22名
1363	札幌	平成25年2月	DVIに関する相談業務等職員研修会における法テラス業務説明	登別市役所職員	19名
1364	札幌	平成25年2月	配偶者暴力被害者保護関係機関職員に対する法テラス業務説明	配偶者暴力被害者保護関係機関職員	21名
1365	札幌	平成25年2月	女性への暴力被害者保護関係機関職員に対する法テラス業務説明	女性への暴力被害者保護関係機関職員	32名
1366	札幌	平成25年2月	保健福祉関係機関職員に対する法テラス業務説明	保健福祉関係機関団体職員	43名
1367	札幌	平成25年2月	江別市第3回安全で安心なまちづくり懇談会における法テラス業務説明	江別市民	50名
1368	札幌	平成25年3月	地域福祉サービス関係機関職員に対する法テラス業務説明	地域福祉サービス関係機関職員	20名
1369	札幌	平成25年3月	遺言・相続に関するイベントにおける法教育(講演)	札幌市近郊の市民	210名
1370	札幌	平成25年3月	北海道多重債務者対策協議会における法テラス業務説明	多重債務者問題関係機関職員	27名
1371	函館	平成24年6月	犯罪被害者支援担当者会議における法テラス業務説明	犯罪被害者支援担当者会議参加者	30名
1372	函館	平成24年7月	檜山地域包括支援センター連絡会議における法教育(講義)、法テラス業務説明	檜山地域包括支援センター職員	30名
1373	函館	平成24年8月	函館市女性に対する暴力対策関係機関会議における法テラス業務説明	函館市女性に対する暴力対策関係機関会議参加者	20名
1374	函館	平成24年9月	函館地方法務局八雲支局管内人権擁護委員研修会における講義	函館地方法務局八雲支局管内人権擁護委員	20名
1375	函館	平成24年9月	函館地方法務局管内人権擁護委員第二次研修における講義、法テラス業務説明	函館地方法務局管内人権擁護委員	20名
1376	函館	平成24年9月	渡島保健所管内自殺予防対策地域連絡会議における法テラス業務説明	渡島保健所管内自殺予防対策地域連絡会議参加者	20名
1377	函館	平成24年9月	うつ・自殺対策講演会における法テラス業務説明	今金町民、民生・児童委員等	20名
1378	函館	平成24年10月	家庭生活カウニング研修3級講座における講義、法テラス業務説明	家庭生活カウニング研修3級講座受講生	120名
1379	函館	平成24年10月	函館地方法務局管内人権擁護委員第三次研修における講義	函館地方法務局管内人権擁護委員	20名
1380	函館	平成24年10月	成年後見制度入門講座における講義	成年後見制度入門講座受講生、江差町民	30名
1381	函館	平成24年10月	コンシューマーサークル勉強会における講義、法テラス業務説明	コンシューマーサークル勉強会受講生	30名
1382	函館	平成24年11月	道南地域要保護児童対策・配偶者暴力防止対策連絡協議会における法テラス業務説明	道南地域要保護児童対策・配偶者暴力防止対策連絡協議会参加者	20名
1383	函館	平成24年11月	不当要求防止責任者講習における講演、法テラス業務説明	不当要求防止責任者講習参加者	30名
1384	函館	平成25年1月	南檜山自殺対策連絡会議における法テラス業務説明	南檜山自殺対策連絡会議参加者	30名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1385	函館	平成25年2月	北海道貸金業関係連絡会函館拡大幹事会における法テラス業務説明	北海道貸金業関係連絡会函館拡大幹事会参加者	20名
1386	函館	平成25年2月	函館市配偶者等からの暴力対策関係機関協議会第一回実務者会議における法テラス業務説明	函館市配偶者等からの暴力対策関係機関協議会第一回実務者会議参加者	20名
1387	函館	平成25年2月	函館市地域包括支援センターとの研修会における法テラス業務説明	函館市地域包括支援センター職員	30名
1388	函館	平成25年2月	南檜山自殺対策連絡会議「こころの健康と法律に関する合同相談会」における法テラス業務説明	南檜山自殺対策連絡会議参加者	30名
1389	函館	平成25年2月	八雲町民生・児童委員研修における講義	八雲町民生・児童委員	30名
1390	函館	平成25年2月	家庭生活カウンセラークラブ研修会における法テラス業務説明	家庭生活カウンセラークラブ研修会参加者	30名
1391	函館	平成25年2月	南檜山地域精神障がい者家族会(かもめ会)学習会における法テラス業務説明	南檜山地域精神障がい者家族会(かもめ会)学習会参加者、関係者	30名
1392	旭川	平成24年6月	旭川地域生活福祉・就労支援協議会における法テラス業務説明	旭川市、旭川市社会福祉協議会、富良野市等職員	16名
1393	旭川	平成24年7月	相談窓口意見交換会における法テラス業務説明	旭川市市民相談センター、旭川市消費生活センター、旭川社会福祉協議会、旭川労働基準監督署等職員	19名
1394	旭川	平成24年12月	北海道貸金業関係連絡会・旭川拡大幹事会における法テラス業務説明	上川総合振興局、北海道警察旭川方面本部等職員	12名
1395	旭川	平成24年12月	旭川市自殺対策ネットワーク会議における法テラス業務説明	旭川市、旭川市教育委員会、旭川市内警察署職員等	19名
1396	釧路	平成24年4月	鶴居村役場職員等に対する法テラス業務説明	鶴居村役場職員、社会福祉協議会職員等	8名
1397	釧路	平成24年4月	白糠町役場職員等に対する法テラス業務説明	白糠町役場職員、地域包括支援センター職員等	9名
1398	釧路	平成24年5月	釧路市消費者被害防止ネットワーク定例会議における法テラス業務説明	釧路市消費者被害防止ネットワーク定例会議参加者	29名
1399	釧路	平成24年5月	釧路市消費生活相談員勉強会相談事例検討会における法教育(講義)	釧路市消費生活相談室相談員	4名
1400	釧路	平成24年5月	浜中町高齢者見守りネットワーク会議における講演、法テラス業務説明	自治会長、民生・児童委員、介護事業所職員等	50名
1401	釧路	平成24年7月	犯罪被害者支援担当者会議における法テラス業務説明	犯罪被害者支援担当者会議参加者	16名
1402	釧路	平成24年7月	大空町地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	大空町地域包括支援センター職員	1名
1403	釧路	平成24年7月	北見市保健福祉部保護課生活保護担当職員に対する法テラス業務説明	北見市保健福祉部保護課生活保護担当職員	1名
1404	釧路	平成24年7月	北見市消費者相談室職員等に対する法テラス業務説明	北見市市民環境部市民の声を聞く課職員、北見市消費者相談室相談員	2名
1405	釧路	平成24年7月	釧路市消費生活相談員勉強会相談事例検討会における法教育(講義)	釧路市消費生活相談室相談員	4名
1406	釧路	平成24年7月	大空町ことぶき大学(東葉琴校)における法教育(講演)	大空町ことぶき大学学生(高齢者)	50名
1407	釧路	平成24年8月	オホーツク被害者等支援連絡協議会総会における法テラス業務説明	オホーツク被害者等支援連絡協議会総会参加者	38名
1408	釧路	平成24年8月	釧根地区行政相談員及び市町村行政相談担当者合同会議における講演	釧根地区行政相談員、市町村行政相談担当職員	40名
1409	釧路	平成24年8月	釧路市消費生活相談員勉強会相談事例検討会における法教育(講義)	釧路市消費生活相談室相談員	4名
1410	釧路	平成24年9月	釧路調停委員勉強会における法テラス業務説明	釧路調停委員	25名
1411	釧路	平成24年9月	生命保険意見交換会における法テラス業務説明	生命保険意見交換会参加者	30名
1412	釧路	平成24年9月	釧根地域要保護児童対策連絡協議会定例会議における法テラス業務説明	釧根地域要保護児童対策連絡協議会定例会議参加者	35名
1413	釧路	平成24年9月	十勝地区行政相談員及び市町村行政相談担当者合同会議における講演	十勝地区行政相談員、市町村行政相談担当職員	44名
1414	釧路	平成24年10月	釧路市連合町内会長に対する法テラス業務説明	釧路市連合町内会長	1名
1415	釧路	平成24年10月	北海道看護協会釧路支部会員懇談会における講演	保健師、助産師、看護師	20名
1416	釧路	平成24年10月	釧路市立東雲小生に対する法教育(授業)	釧路市立東雲小学校児童	22名
1417	釧路	平成24年10月	釧路地方務局管内人権擁護委員研修における法テラス業務説明	釧路地方務局管内人権擁護委員	30名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1418	釧路	平成24年10月	釧路市消費生活相談員勉強会相談事例検討会における法教育(講義)	釧路市消費生活相談室相談員	4名
1419	釧路	平成24年11月	根室地域自殺対策推進連絡会議における法テラス業務説明	根室地域自殺対策推進連絡会議参加者	18名
1420	釧路	平成24年11月	根室地域における配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に係る関係機関連絡会議における法テラス業務説明	根室地域における配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に係る関係機関連絡会議参加者	25名
1421	釧路	平成24年11月	釧路市立釧路総合病院「市民医学講座」における(法教育)講演	一般市民、釧路総合病院職員及び患者、市内医療従事者	40名
1422	釧路	平成24年11月	釧路市消費生活相談員勉強会相談事例検討会における法教育(講義)	釧路市消費生活相談室相談員	4名
1423	釧路	平成24年12月	釧路地区地域福祉生活支援センター「生活支援員研修会」における法テラス業務説明	生活支援員、市町村社会福祉協議会役員	20名
1424	釧路	平成24年12月	釧路地域DV防止関係機関連絡会議における法テラス業務説明	釧路地域DV防止関係機関連絡会議参加者	34名
1425	釧路	平成24年12月	釧路市消費生活相談員勉強会相談事例検討会における法教育(講演)	釧路市消費生活相談室相談員	4名
1426	釧路	平成24年12月	中標津保健センター自殺予防ゲートキーパー研修における講演	中標津保健所管内各団体職員、中標津町民	80名
1427	釧路	平成24年12月	釧路社会人学級における講演	一般市民	8名
1428	釧路	平成25年1月	地域生活定着支援事業推進会議in道東における法テラス業務説明	地域生活定着支援事業推進会議in道東参加者	48名
1429	釧路	平成25年1月	釧路市消費生活相談員勉強会相談事例検討会における法教育(講演)	釧路市消費生活相談室相談員	4名
1430	釧路	平成25年2月	厚岸町消費者被害防止情報連絡会議における法テラス業務説明	厚岸町消費者被害防止情報連絡会議参加者	15名
1431	釧路	平成25年2月	根室市役所職員研修における講演	根室市役所職員	30名
1432	釧路	平成25年2月	釧路地域うつ・自殺予防対策ネットワーク会議における法テラス業務説明	釧路地域うつ・自殺予防対策ネットワーク会議参加者	32名
1433	釧路	平成25年2月	帯広市立広野小学生に対する法教育(授業)	帯広市立広野小学校児童	43名
1434	釧路	平成25年2月	釧路方面被害者支援連絡協議会総会における法テラス業務説明	釧路方面被害者支援連絡協議会総会参加者	45名
1435	釧路	平成25年2月	釧路市消費生活相談員勉強会相談事例検討会における法教育(講義)	釧路市消費生活相談室相談員	4名
1436	釧路	平成25年2月	施設・事業所における高齢者虐待防止研修会における講演	施設・事業所における高齢者虐待防止研修会参加者	53名
1437	釧路	平成25年2月	北海道弟子屈高校生に対する法教育(授業)	北海道弟子屈高等学校生徒	60名
1438	釧路	平成25年3月	北海道貸金業関係連絡会北見拡大幹事会における法テラス業務説明	北海道貸金業関係連絡会北見拡大幹事会参加者	11名
1439	釧路	平成25年3月	北海道貸金業関係連絡会帯広拡大幹事会における法テラス業務説明	北海道貸金業関係連絡会帯広拡大幹事会参加者	11名
1440	釧路	平成25年3月	北海道貸金業関係連絡会釧路拡大幹事会における法テラス業務説明	北海道貸金業関係連絡会釧路拡大幹事会参加者	14名
1441	香川	平成24年4月	香川県警司法記者クラブ会員に対する法テラス業務説明	香川県警司法記者クラブ会員	3名
1442	香川	平成24年7月	高松市内関係機関職員に対する法テラス業務説明	高松市福祉事務所、香川県社会福祉協議会、子ども女性センター、地域包括支援センター職員	20名
1443	香川	平成24年7月	西讃地区関係機関職員に対する法テラス業務説明	坂出・宇多津・丸亀社会福祉協議会、地域包括支援センター、市役所担当職員	21名
1444	香川	平成24年7月	西讃地区関係諸団体職員に対する法テラス業務説明	観音寺・三豊・多度津社会福祉協議会、市役所担当職員	22名
1445	香川	平成24年7月	直島町内関係諸団体職員に対する法テラス業務説明	直島町住民福祉課、社会福祉協議会、地域包括支援センター職員	4名
1446	香川	平成24年8月	小豆島内関係機関職員に対する法テラス	小豆島内社会福祉協議会、地域包括支援センター等担当職員	10名
1447	香川	平成24年8月	西讃・中讃地区関係機関職員に対する法テラス業務説明	綾川・まんのう・琴平・善通寺社会福祉協議会、地域包括支援センター等担当職員	14名
1448	香川	平成24年8月	東讃地区関係機関職員に対する法テラス業務説明	東かがわ市・さぬき市・三木町社会福祉協議会、地域包括支援センター等担当職員	18名
1449	香川	平成24年11月	高松市立古高松中学校卒業生等に対する法テラス業務説明	高松市立古高松中学校卒業生、保護者、生徒、教員等	10名
1450	香川	平成24年11月	香川県子ども女性相談センター職員に対する法テラス業務説明	香川県子ども女性相談センター職員	8名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1451	香川	平成24年12月	企画調整保護司に対する法テラス業務説明	企画調整保護司	28名
1452	香川	平成25年1月	高松市精神保健福祉センター職員に対する講演、法テラス業務説明	高松市精神保健福祉センター職員	25名
1453	香川	平成25年1月	高松地区保護司会及び更生保護女性会研修における講演、法テラス業務説明	高松地区保護司会、更生保護女性会会員	25名
1454	香川	平成25年2月	建築士事務所管理研修会における講義	建築士事務所管理研修会参加者	48名
1455	香川	平成25年3月	犯罪被害者支援センターかがわ職員等に対する法教育(講義)	犯罪被害者支援センターかがわ職員等	50名
1456	徳島	平成24年4月	徳島"あい"ランド推進協議会職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島"あい"ランド推進協議会職員	3名
1457	徳島	平成24年4月	徳島労働局職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島労働局職員	3名
1458	徳島	平成24年4月	徳島労働基準監督署職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島労働基準監督署職員	3名
1459	徳島	平成24年4月	徳島市女性センター職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島市女性センター職員	3名
1460	徳島	平成24年4月	徳島県男女共同参画センター職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島県男女共同参画センター職員	3名
1461	徳島	平成24年4月	徳島市さわやか相談窓口職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島市さわやか相談窓口職員	3名
1462	徳島	平成24年4月	徳島県消費者情報センター職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島県消費者情報センター職員	3名
1463	徳島	平成24年4月	徳島県教育委員会職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島県教育委員会職員	3名
1464	徳島	平成24年4月	徳島市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島市地域包括支援センター職員	3名
1465	徳島	平成24年5月	徳島市教育委員会職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島市教育委員会職員	3名
1466	徳島	平成24年5月	徳島県認知症コールセンター職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島県認知症コールセンター職員	3名
1467	徳島	平成24年5月	小松島市社会福祉協議会における法テラス業務説明、連携依頼	小松島市社会福祉協議会職員	1～3名
1468	徳島	平成24年5月	阿南市社会福祉協議会における法テラス業務説明、連携依頼	阿南市社会福祉協議会職員	1～3名
1469	徳島	平成24年5月	勝浦町社会福祉協議会における法テラス業務説明、連携依頼	勝浦町社会福祉協議会職員	1～3名
1470	徳島	平成24年5月	南部こども女性相談センター職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	南部こども女性相談センター職員	3名
1471	徳島	平成24年5月	小松島地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	小松島地域包括支援センター職員	3名
1472	徳島	平成24年5月	阿南市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	阿南市地域包括支援センター職員	3名
1473	徳島	平成24年5月	勝浦地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	勝浦地域包括支援センター職員	3名
1474	徳島	平成24年5月	徳島市立中学校校長会会長に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島市立中学校校長会会長	1名
1475	徳島	平成24年6月	南部こども女性相談センター職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	南部こども女性相談センター職員	3名
1476	徳島	平成24年6月	鳴門市社会福祉協議会における法テラス業務説明、連携依頼	鳴門市社会福祉協議会職員	1～3名
1477	徳島	平成24年6月	徳島県警察学校における法テラス業務説明	徳島県警察官	15名
1478	徳島	平成24年6月	徳島市立中学校校長会における法テラス業務説明	徳島市立中学校校長会参加者	18名
1479	徳島	平成24年7月	神山町社会福祉協議会における法テラス業務説明、連携依頼	神山町社会福祉協議会職員	1～3名
1480	徳島	平成24年7月	板野町消費生活相談所職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	板野町消費生活相談所職員	3名
1481	徳島	平成24年7月	犯罪被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	犯罪被害者支援連絡協議会参加者	1～3名
1482	徳島	平成24年9月	徳島県社会福祉政策課職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島県社会福祉政策課職員	3名
1483	徳島	平成24年9月	牟岐町社会福祉協議会における法テラス業務説明、連携依頼	牟岐町社会福祉協議会職員	1～3名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1484	徳島	平成24年9月	牟岐町役場職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	牟岐町役場職員	3名
1485	徳島	平成24年9月	牟岐町地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	牟岐町地域包括支援センター職員	3名
1486	徳島	平成24年9月	牟岐調停協会職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	牟岐調停協会職員	3名
1487	徳島	平成24年9月	海陽町役場総務課職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	海陽町役場総務課職員	3名
1488	徳島	平成24年9月	海陽町役場人権相談(大里)職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	海陽町役場人権相談(大里)職員	3名
1489	徳島	平成24年9月	阿南北部第1高齢者お世話センター職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	阿南北部第1高齢者お世話センター職員	3名
1490	徳島	平成24年9月	徳島県社会福祉協議会地域福祉会職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島県社会福祉協議会地域福祉会職員	3名
1491	徳島	平成24年9月	阿南北部第2高齢者お世話センター職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	阿南北部第2高齢者お世話センター職員	3名
1492	徳島	平成24年9月	海陽町社会福祉協議会総合相談担当職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	海陽町社会福祉協議会総合相談担当職員	3名
1493	徳島	平成24年9月	海陽町社会福祉協議会日常生活自立支援相談センター職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	海陽町社会福祉協議会日常生活自立支援相談センター職員	3名
1494	徳島	平成24年9月	海陽町社会福祉協議会における法テラス業務説明、連携依頼	海陽町社会福祉協議会職員	1～3名
1495	徳島	平成24年9月	海陽町社会福祉協議会介護相談職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	海陽町社会福祉協議会介護相談職員	3名
1496	徳島	平成24年9月	海陽町地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	海陽町地域包括支援センター職員	3名
1497	徳島	平成24年9月	美波町社会福祉協議会における法テラス業務説明、連携依頼	美波町社会福祉協議会職員	1～3名
1498	徳島	平成24年9月	徳島県南部総合県民局保健福祉環境部職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島県南部総合県民局保健福祉環境部職員	3名
1499	徳島	平成24年9月	美波町役場職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	美波町役場職員	3名
1500	徳島	平成24年9月	美波町地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	美波町地域包括支援センター職員	3名
1501	徳島	平成24年9月	三好市社会福祉協議会における法テラス業務説明、連携依頼	三好市社会福祉協議会職員	1～3名
1502	徳島	平成24年9月	三好市役所職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	三好市役所職員	3名
1503	徳島	平成24年9月	徳島県西部総合県民局保健福祉環境部企画地域支援担当職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島県西部総合県民局保健福祉環境部企画地域支援担当職員	3名
1504	徳島	平成24年9月	徳島県西部総合県民局保健福祉環境部生活福祉担当職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島県西部総合県民局保健福祉環境部生活福祉担当職員	3名
1505	徳島	平成24年9月	徳島池田調停協会職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島池田調停協会職員	3名
1506	徳島	平成24年9月	みよし地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	みよし地域包括支援センター職員	3名
1507	徳島	平成24年9月	DV被害者支援ネットワーク会議における法テラス業務説明	DV被害者支援ネットワーク会議参加者	52名
1508	徳島	平成24年10月	県南部総合県民局(県労働委員会)職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	県南部総合県民局(県労働委員会)職員	3名
1509	徳島	平成24年10月	鳴門調停協会職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	鳴門調停協会職員	3名
1510	徳島	平成24年10月	鳴門公民館職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	鳴門公民館職員	3名
1511	徳島	平成24年10月	県中央こども女性相談センター職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	県中央こども女性相談センター職員	3名
1512	徳島	平成24年10月	徳島労働局職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島労働局職員	3名
1513	徳島	平成24年10月	内科病院職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	内科病院職員	3名
1514	徳島	平成24年10月	徳島県労働者福祉協議会職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島県労働者福祉協議会職員	3名
1515	徳島	平成24年10月	絆ネット会議における法テラス業務説明	絆ネット会議参加者	15名
1516	徳島	平成24年10月	徳島県漁連職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島県漁連職員	40名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1517	徳島	平成24年10月	社会福祉法人由岐福祉会勉強会における講演、法テラス業務説明	社会福祉法人由岐福祉会職員	55名
1518	徳島	平成24年10月	徳島県民向け法律講座における法テラス業務説明	徳島県民	7名
1519	徳島	平成24年11月	吉野川市社会福祉協議会における法テラス業務説明、連携依頼	吉野川市社会福祉協議会職員	1～3名
1520	徳島	平成24年11月	阿南労働基準監督署職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	阿南労働基準監督署職員	3名
1521	徳島	平成24年11月	犯罪被害者支援センター職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	犯罪被害者支援センター職員	3名
1522	徳島	平成24年11月	中央ライフサポートセンター等職員に対する法テラス業務説明	中央ライフサポートセンター職員、パーソナルサポートセンター職員	10名
1523	徳島	平成24年11月	海陽町役場職員に対する講演、法テラス業務説明	海陽町役場職員	30名
1524	徳島	平成24年11月	徳島県民向け法律講座における法テラス業務説明	徳島県民	5名
1525	徳島	平成24年12月	徳島市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島市地域包括支援センター職員	3名
1526	徳島	平成24年12月	美馬市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	美馬市消費生活センター職員	3名
1527	徳島	平成24年12月	士業ネットワーク推進協議会職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	士業ネットワーク推進協議会職員	3名
1528	徳島	平成24年12月	阿南西部高齢者お世話センター職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	阿南西部高齢者お世話センター職員	3名
1529	徳島	平成24年12月	徳島県南メディアネットワーク職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島県南メディアネットワーク職員	3名
1530	徳島	平成24年12月	ケーブルテレビあなん職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	ケーブルテレビあなん職員	3名
1531	徳島	平成24年12月	徳島調停協会職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島調停協会職員	3名
1532	徳島	平成24年12月	鳴門調停協会職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	鳴門調停協会職員	3名
1533	徳島	平成24年12月	吉野川調停協会職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	吉野川調停協会職員	3名
1534	徳島	平成24年12月	阿南調停協会職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	阿南調停協会職員	3名
1535	徳島	平成24年12月	牟岐調停協会職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	牟岐調停協会職員	3名
1536	徳島	平成24年12月	美馬調停協会職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	美馬調停協会職員	3名
1537	徳島	平成24年12月	池田調停協会職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	池田調停協会職員	3名
1538	徳島	平成24年12月	三好市人権擁護委員に対する法テラス業務説明	三好市人権擁護委員	25名
1539	徳島	平成24年12月	海部町民生・児童委員に対する法テラス業務説明	海部町民生・児童委員	50名
1540	徳島	平成24年12月	徳島県民向け法律講座における法テラス業務説明	徳島県民	9名
1541	徳島	平成25年1月	鳴門市役所職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	鳴門市役所職員	3名
1542	徳島	平成25年1月	鳴門教育大学職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	鳴門教育大学職員	3名
1543	徳島	平成25年1月	四国大学職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	四国大学職員	3名
1544	徳島	平成25年1月	NTT西日本徳島支店担当者に対する法テラス業務説明、連携依頼	NTT西日本徳島支店担当者	3名
1545	徳島	平成25年1月	徳島県医師会職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島県医師会職員	3名
1546	徳島	平成25年1月	自動車事故対策機構徳島支所職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	自動車事故対策機構徳島支所職員	3名
1547	徳島	平成25年1月	徳島県危機管理部県民くらし安全局くらし安全課職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島県危機管理部県民くらし安全局くらし安全課職員	3名
1548	徳島	平成25年1月	徳島県保健福祉部保健福祉政策課職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島県保健福祉部保健福祉政策課職員	3名
1549	徳島	平成25年1月	徳島県立総合教育センター職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島県立総合教育センター職員	3名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1550	徳島	平成25年1月	徳島県交通安全協会職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島県交通安全協会職員	3名
1551	徳島	平成25年1月	徳島県商工会議所連合会職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島県商工会議所連合会職員	3名
1552	徳島	平成25年1月	犯罪被害者支援連絡協議会事務局職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島県犯罪被害者支援連絡協議会事務局職員	3名
1553	徳島	平成25年1月	徳島県西部こども女性センター職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島県西部こども女性センター職員	3名
1554	徳島	平成25年1月	徳島県犯罪被害者支援センター職員に対する連携依頼	徳島県犯罪被害者支援センター職員	3名
1555	徳島	平成25年1月	鳴門教育大学教育臨床講座内徳島県臨床心理士会職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	鳴門教育大学教育臨床講座内徳島県臨床心理士会職員	3名
1556	徳島	平成25年1月	徳島大学職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島大学職員	3名
1557	徳島	平成25年1月	徳島文理大学職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島文理大学職員	3名
1558	徳島	平成25年1月	徳島県県民環境部男女参画青少年課職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島県県民環境部男女参画青少年課職員	3名
1559	徳島	平成25年1月	徳島県南部こども女性相談センター職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島県南部こども女性相談センター職員	3名
1560	徳島	平成25年1月	徳島県商工労働部観光国際総局国際戦略課職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島県商工労働部観光国際総局国際戦略課職員	3名
1561	徳島	平成25年1月	徳島県中央こども女性相談センター職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島県中央こども女性相談センター職員	3名
1562	徳島	平成25年1月	徳島県防犯協会職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島県防犯協会職員	3名
1563	徳島	平成25年1月	徳島県暴力追放県民センター職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島県暴力追放県民センター職員	3名
1564	徳島	平成25年1月	徳島県医師会職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島県医師会職員	3名
1565	徳島	平成25年1月	徳島県精神保健福祉センター職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島県精神保健福祉センター職員	3名
1566	徳島	平成25年1月	徳島県カウンセリング研究会職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島県カウンセリング研究会職員	3名
1567	徳島	平成25年1月	徳島県保健福祉部こども未来課職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島県保健福祉部こども未来課職員	3名
1568	徳島	平成25年1月	徳島県民向け法教育(法律講座)、法テラス業務説明	徳島県民	15名
1569	徳島	平成25年1月	徳島県地方務局管内人権擁護委員委嘱時研修における法テラス業務説明	徳島県地方務局管内人権擁護委員	15名
1570	徳島	平成25年1月	徳島文理大学生に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	徳島文理大学大学生	30名
1571	徳島	平成25年2月	吉野川市総務課職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	吉野川市総務課職員	3名
1572	徳島	平成25年2月	吉野川市市民生活課職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	吉野川市市民生活課職員	3名
1573	徳島	平成25年2月	吉野川市人権課職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	吉野川市人権課職員	3名
1574	徳島	平成25年2月	吉野川市福祉総務課職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	吉野川市福祉総務課職員	3名
1575	徳島	平成25年2月	吉野川市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	吉野川市地域包括支援センター職員	3名
1576	徳島	平成25年2月	吉野川調停協会職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	吉野川調停協会職員	3名
1577	徳島	平成25年2月	佐那河内村地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	佐那河内村地域包括支援センター職員	3名
1578	徳島	平成25年2月	徳島中央テレビ(ケーブルテレビ)職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島中央テレビ(ケーブルテレビ)職員	3名
1579	徳島	平成25年2月	徳島県保健福祉部職員に対する法テラス業務説明、連携依頼	徳島県保健福祉部職員	3名
1580	徳島	平成25年2月	県中央こども女性相談センター職員等に対する法テラス業務説明	県中央こども女性相談センター職員等	13名
1581	徳島	平成25年2月	徳島県地方務局管内人権擁護委員第一次研修における法テラス業務説明	徳島県地方務局管内人権擁護委員	18名
1582	徳島	平成25年2月	徳島市民生・児童委員リーダー研修における講演、法テラス業務説明	徳島市民生・児童委員	30名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1583	徳島	平成25年2月	徳島市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	徳島市民生・児童委員	509名
1584	徳島	平成25年2月	三好市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	三好市民生・児童委員	60名
1585	徳島	平成25年3月	徳島県民向け法教育(法律講座)、法テラス業務説明	徳島県民	10名
1586	高知	平成24年5月	社会福祉士に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	社会福祉士	50名
1587	高知	平成24年5月	高知県社会福祉協議会における法テラス業務説明	民生・児童委員	550名
1588	高知	平成24年6月	高知県女性保護対策協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	民生・児童委員、配偶者暴力相談支援員	100名
1589	高知	平成24年6月	高知県警被害者支援担当警察官に対する法教育講義	高知県警被害者支援担当警察官	16名
1590	高知	平成24年6月	高知県警警察署相談員に対する法テラス業務説明	高知県警警察署相談員	40名
1591	高知	平成24年7月	NPOこうち被害者支援センター登録のボランティア被害者支援相談員研修会における法テラス業務説明、連携依頼	NPOこうち被害者支援センター登録のボランティア被害者支援相談員	30名
1592	高知	平成24年8月	調停委員に対する法テラス業務説明	調停委員	45名
1593	高知	平成24年11月	高知県内銀行支店長に対する法テラス業務説明	高知県内銀行支店長	20名
1594	高知	平成24年12月	高知市立愛宕中学生に対する法教育授業	高知市立愛宕中学校3年生	40名
1595	高知	平成25年2月	受刑者に対する法教育(講演)	受刑者	281名
1596	高知	平成25年3月	病院職員及び系列機関職員に対する法教育(講演)	病院職員及び系列機関職員	70名
1597	高知	平成25年3月	佐川町立佐川中学生に対する法教育授業	佐川町立佐川中学校2年生	93名
1598	愛媛	平成24年7月	消費生活相談員スキルアップ研修における法テラス業務説明	県及び市町担当課職員、消費生活相談センター相談員	30名
1599	愛媛	平成24年8月	松山市内高校生に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	松山市内にある高等学校生徒	7名
1600	愛媛	平成24年10月	愛媛県警犯罪被害者支援担当警察官に対する法テラス業務説明	愛媛県警犯罪被害者支援担当警察官	20名
1601	愛媛	平成24年10月	西条市ボランティア講座受講市民に対する法テラス業務説明	西条市ボランティア講座受講市民	40名
1602	愛媛	平成24年11月	貧困者支援ボランティア団体職員に対する法テラス業務説明	貧困者支援ボランティア団体職員	25名
1603	愛媛	平成24年12月	犯罪被害者支援ボランティア職員に対する法テラス業務説明	犯罪被害者支援ボランティア職員	25名

平成24年度

法教育シンポジウム in 京都

「法教育」とは、子どもたちに法律や司法制度を[暗記させる]ことが目的ではありません。法やルールの考え方、司法制度の機能や意義についての[理解をうながす]もの。つまり、子どもたちに[考える力]や[公正な判断力]を身に付けてもらうことを目指すものです。考える力が重視されている今、法教育の意義と実践のあり方を考えるため、学校現場における法教育の実践報告を軸としたシンポジウムを開催します。

日時 平成24年10月14日(日)
[開場]12:30 [開会]13:00 [閉会]16:30 (予定)

参加無料

定員
200名

●パネルディスカッション



北澤 豪氏
(サッカー元日本代表、公益財団法人日本サッカー協会理事)

会場 龍谷大学アバンティ響都ホール
京都市南区東九条西山王町31 アバンティ9階

『みんなで考える力』を育てる法教育



平成24年度 法教育シンポジウム in 京都

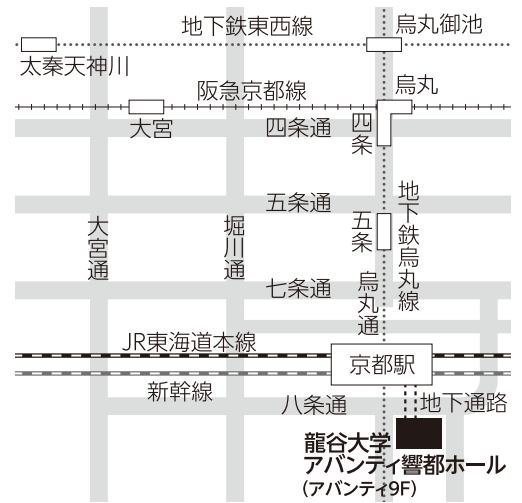
プログラム

13:00▶	開会・主催者挨拶	梶谷 剛 (日本司法支援センター理事長)
13:10▶	基調講演	「京都法教育推進プロジェクトの成果と今後の展望」 笠井 正俊氏 (京都大学大学院法学研究科教授)
13:40▶	法教育実践報告	「京都法教育推進プロジェクトにおける実践報告」 三浦 清孝氏 (京都市立紫竹小学校教諭) 上畑 直久氏 (京都市立京都御池中学校教諭) 福田 博天氏 (京都市立京都御池中学校教諭) 松宮 研二氏 (京都府立嵯峨野高等学校教諭)
14:40▶	休憩 (15分)	
14:55▶	パネルディスカッション	「法教育の普及に向けて」 (パネリスト) 北澤 豪氏 (サッカー元日本代表、公益財団法人日本サッカー協会理事) 三浦 清孝氏 (京都市立紫竹小学校教諭) 上畑 直久氏 (京都市立京都御池中学校教諭) 金井 健作 (京都弁護士会、弁護士) 中川 深雪氏 (内閣官房内閣参事官) (コーディネーター) 丸山 嘉代 (法務省大臣官房付)
16:15▶	法テラス業務説明	三浦 正毅 (法テラス京都地方事務所長、弁護士)
16:25▶	閉会・挨拶	吉田 雄大 (京都弁護士会副会長)



北澤 豪氏

会場案内図



- 交通アクセス
JR京都駅八条東口より徒歩約1分
(会場へは公共交通機関をご利用ください)
- ホールへは、アバンティ地下正面入口より
左手奥の東エレベーターをご利用ください

お申込み方法

参加をご希望の方は、郵便番号・住所・名前・職業・電話番号・年齢・性別のほか、法教育に関するご意見・ご質問がございましたらご記入の上、10月4日(木)までに、ホームページ、携帯サイト、ハガキ、FAX、Eメールにてご応募ください。

※応募者多数の場合は抽選となります。

※参加者には開催日5日前までに「参加証」を送付致します。当日ご入場の際には、参加証をご持参ください。(当日に受付が可能な場合もございます。)

※応募に関する個人情報は、当シンポジウムの事務のみに使用し、シンポジウムの終了後は主催者の規定に則ってすべて消去します。

●お申込み先 京都新聞COM「法教育シンポジウム」B係

ホームページ [法教育シンポジウム](http://www.houkyouiku-shinpo.jp/) 検索

<http://www.houkyouiku-shinpo.jp/>



携帯サイト

※SSL未対応の機種は、ご利用できません。

Eメール keikaku@mb.kyoto-np.co.jp

ハガキ 〒604-8567 (住所不要)

FAX用参加申込書

FAX:075-222-2200 (24時間受付)

京都新聞COM「法教育シンポジウム」B係

お一人目

住所 〒 _____

氏名 ふりがな _____ 職業 _____ 電話番号 _____ () _____

年齢 _____ 性別 男 女

法教育に関して、登壇者に伝えたいご意見・ご質問等がございましたら簡潔にご記入ください。会場にてご紹介させていただく場合もございます。

お二人目

住所 〒 _____

氏名 ふりがな _____ 職業 _____ 電話番号 _____ () _____

年齢 _____ 性別 男 女

法教育に関して、登壇者に伝えたいご意見・ご質問等がございましたら簡潔にご記入ください。会場にてご紹介させていただく場合もございます。

【資料50】 契約弁護士・司法書士への研修実施状況

地方事務所	開催日	参加人数合計	内容
東京	H24.6.4	234	契約弁護士を対象に、民事法律扶助制度について説明。
	H24.6.6	165	契約弁護士を対象に、民事法律扶助制度について説明。
	H24.6.8	23	契約弁護士・審査委員を対象に、民事法律扶助制度について説明。
神奈川	H25.1.15	50	新規登録弁護士等を対象に、民事法律扶助制度について説明。
埼玉	H25.2.27	59	①新規登録弁護士・新規登録司法書士等を対象に、民事法律扶助事件に関する基本的な手続や注意事項等について説明。 ②審査委員を対象に、実際の審査における問題点、不服申立ての事案など、具体的事例に基づく講義、講演を実施。
千葉	H24.12.25	50	新規登録弁護士を対象に、民事法律扶助手続全般について説明。
茨城	H24.4.12	16	茨城県弁護士会土浦支部の弁護士を対象に、震災法律援助制度について説明。
	H24.4.18	5	司法書士を対象に、震災法律援助制度について説明。
	H24.4.20	20	茨城県弁護士会下妻支部の弁護士を対象に、震災法律援助制度について説明。
	H24.5.19	78	司法書士を対象に、民事法律扶助制度について説明。
	H25.1.24	12	新規登録弁護士を対象に、民事法律扶助制度について説明。
	H25.3.16	10	新規登録司法書士を対象に、民事法律扶助制度及び震災法律援助制度について説明。
栃木	H25.2.4	11	新規登録弁護士を対象に、民事法律扶助制度について説明。
群馬	H24.6.16	37	司法書士を対象に、民事法律扶助制度について説明。
	H24.12.15	20	新規登録司法書士を対象に、民事法律扶助制度について説明。
静岡	H25.2.20	28	新規登録弁護士を対象に、民事法律扶助制度の概要、審査基準等について説明。
	H24.6.9	30	司法書士を対象に、民事法律扶助制度の概要について説明。
山梨	H25.1.21	10	新規登録弁護士を対象に、民事法律扶助制度の概要について説明。
	H25.1.20	10	新規登録弁護士を対象に、民事法律扶助制度の手続について説明。
長野	H25.1.20	10	新規登録弁護士を対象に、民事法律扶助制度の手続について説明。
新潟	H25.2.13	54	契約弁護士・契約司法書士事務所の事務員を対象に、民事法律扶助業務について説明(国選弁護も併せて説明。)
大阪	H24.7.10	30	契約弁護士を対象に、民事法律扶助制度について説明。
	H24.7.12	80	法律事務所の事務員を対象に、民事法律扶助制度利用研修を実施。
	H24.11.28	70	司法書士を対象に、民事法律扶助申込みの要点について説明。
	H25.2.13	200	新規登録弁護士等を対象に、民事法律扶助制度について説明。
	H24.7.10	30	契約弁護士を対象に、民事法律扶助制度について説明。
	H24.7.12	80	法律事務所の事務員を対象に、民事法律扶助制度利用研修を実施。
	H24.11.28	70	司法書士を対象に、民事法律扶助申込みの要点について説明。
	H25.2.13	200	新規登録弁護士を対象に、民事法律扶助制度について説明。
京都	H24.9.6	13	新規登録弁護士を対象に、支援センターの概要(民事法律扶助制度と扶助審査)について説明。
	H24.11.1	50	契約司法書士を対象に、民事法律扶助制度の概要と援助申込書の注意点について説明。
	H24.12.1	20	契約司法書士を対象に、民事法律扶助制度の概要と援助申込書の注意点について説明。
	H25.1.28	45	新規登録弁護士を対象に、支援センターの概要(民事法律扶助制度と扶助審査)について説明。
兵庫	-	-	必要な事項は協議会の席上で説明を行った。書面の送付による周知も行った。
奈良	H24.12.11	20	司法書士を対象に、「一から学ぶ民事法律扶助の利用」について説明。
	H25.1.24	7	新規登録弁護士を対象に、新規登録弁護士研修「民事法律扶助集合研修」を実施。
滋賀	H24.12.20	3	新規登録弁護士を対象に、民事法律扶助制度について説明(国選弁護、犯罪被害者支援についても併せて説明。)
	H25.1.8	5	新規登録弁護士を対象に、民事法律扶助制度について説明(国選弁護、犯罪被害者支援についても併せて説明。)
和歌山	H25.2.5	10	新規登録弁護士を対象に、民事法律扶助業務全般(支援センターの利用方法等)について説明。

地方事務所	開催日	参加人数合計	内容
愛知	H24.9.7	50	法律事務所の職員を対象に、支援センターの業務について説明。
	H25.3.28	80	新規登録弁護士を対象に、支援センターの業務について説明。
	H25.2.15	15	契約弁護士を対象に、民事法律扶助・刑事国選弁護事件の概要、利用の際の注意点について説明し、協力依頼。
三重	H25.1.15	12	新規登録弁護士を対象に、支援センター業務について説明。
岐阜	H25.1~2	10	新規登録弁護士を対象に、支援センターの業務について説明及び契約を案内。
福井	H25.1.7	5	新規登録弁護士を対象に、民事法律扶助制度全般について説明。
石川	-	-	新規登録弁護士を対象に、民事法律扶助業務の解説(平成23年度版)を配布し、書面で契約を案内。 また、金沢弁護士会総会で担当副所長から支援センターの連絡事項として、①着手報告書未提出について、②援助申込書の記載及び相談援助の実施について、③未成年者からの援助申込についてなどの説明を行った。
富山	-	-	契約弁護士・契約司法書士がさほど多くないため、研修は実施していない。制度の変更等については書面により契約弁護士・契約司法書士に周知した。また、新規契約弁護士を対象に、契約(震災法律援助契約を含む。)案内を文書で行った。
広島	H25.1.30	30	新規登録弁護士を対象に、民事法律扶助制度全般について説明。
山口	H24.10.27	30	司法書士を対象に、支援センターの業務(主に民事法律扶助業務)を説明。
	H25.1.11	100	司法書士を対象に、支援センターの業務(主に民事法律扶助業務)を説明。
	H25.2.1	20	新規登録弁護士を対象に、業務全般、契約の促進・民事法律扶助制度利用の促進について説明。
	H25.3.11	10	新規登録司法書士を対象に、支援センター業務(主に民事法律扶助業務)を説明。
岡山	H24.9.12	80	契約弁護士を対象に、岡山地方事務所業務説明会を実施。
	H24.11.14	40	契約司法書士を対象に、岡山地方事務所業務説明会を実施。
	H25.1.29	40	新規登録弁護士を対象に、新規登録弁護士向けの岡山地方事務所業務説明会を実施。
鳥取	-	-	契約弁護士・契約司法書士が少ないため、文書等で周知した。
島根	H25.1.15	10	新規登録弁護士を対象に、扶助業務全般について説明。
福岡	H25.1.18	50	法律事務所の事務員を対象に、民事法律扶助業務における諸手続の流れについて説明(国選弁護について併せて説明。)
	H25.2.8	25	契約弁護士・契約司法書士(新規登録者を含む。)を対象に、①業務概要、②審査回付と必要書類について、③個別事件における注意事項(DV案件や保全事件等)について説明し、④質疑応答を実施。
長崎	H24.4.19	37	契約弁護士・契約司法書士を対象に、離婚事件について研修を実施。
	H24.5.24	47	契約弁護士・契約司法書士を対象に、交通事故について研修を実施。
	H24.6.29	22	契約弁護士・契約司法書士を対象に、少年事件について研修を実施。
	H24.7.30	42	契約弁護士・契約司法書士を対象に、遺産分割について研修を実施。
	H24.8.30	37	契約弁護士・契約司法書士を対象に、判決等による登記について研修を実施。
	H24.9.24	17	契約弁護士・契約司法書士を対象に、刑事弁護について研修を実施。
	H24.10.11	36	契約弁護士・契約司法書士を対象に、生活保護の基礎知識について研修を実施。
	H24.11.13	23	契約弁護士・契約司法書士を対象に、家族法に絡む税務について研修を実施。
	H24.12.17	32	契約弁護士・契約司法書士を対象に、保全・執行について研修を実施。
	H25.1.19~20	12	新規に契約した弁護士・司法書士を対象に、民・刑・家事事件について講義、支援センターの業務について説明。
	H25.1.24	30	契約弁護士・契約司法書士を対象に、労働法について研修を実施。
H25.2.14	16	契約弁護士・契約司法書士を対象に、刑事関係について研修を実施。	
H25.3.18	32	契約弁護士・契約司法書士を対象に、債務整理について研修を実施。	
大分	H24.7.21	73	司法書士を対象に、民事法律扶助業務(扶助の趣旨、資力、法律相談、申込方法から援助の流れ)について説明。
	H24.9.7	42	弁護士及び事務所の事務員を対象に、民事法律扶助業務(資力、申込方法、報告方法、報酬、免除)について説明。
	H25.1.7	4	新規登録弁護士を対象に、民事法律扶助制度について説明及び登録案内。
	H25.3.9	5	新規登録司法書士を対象に、民事法律扶助制度について説明及び登録案内。

地方事務所	開催日	参加人数合計	内容
熊本	H25.1.22	12	新規登録弁護士を対象に、民事法律扶助制度について説明。
鹿児島	H25.2.25	47	弁護士を対象に、民事法律扶助業務の流れ等について説明(犯罪被害者支援について併せて説明。)
	H25.3.16	86	司法書士を対象に、鹿児島県司法書士会主催の民事法律扶助研修で業務説明。
宮崎	H24.11.5	37	弁護士及び事務所の事務員を対象に、民事法律扶助について説明。
	H24.11.8	43	弁護士及び事務所の事務員を対象に、民事法律扶助について説明。
沖縄	-	-	制度変更等については文書にて周知を行っており、また、分からない事項については、その都度、問合せをいただいている。 また、新規登録弁護士を対象に、副所長から支援センターの業務説明等を行い、契約を呼びかけている。
宮城	H24.7.18	30	契約弁護士を対象に、震災法律援助制度及び民事法律扶助制度について説明。
	H25.1.9	24	新規登録弁護士を対象に、震災法律援助制度及び民事法律扶助制度について説明。
福島	H24.5.11	-	契約弁護士・契約司法書士を対象に、震災法律援助に当たっての留意事項について文書配布。
	H24.6.20	-	契約弁護士・契約司法書士を対象に、法律相談援助(震災法律援助を含む。)の取扱方針について周知。
	H24.6.20	-	契約弁護士・契約司法書士を対象に、震災法律援助に当たっての留意事項について文書配布。
山形	H24.7.15	24	契約司法書士を対象に、民事法律扶助業務の概要と手続の流れ、資力基準、震災法律援助について説明。
	H25.2.14	8	新規登録弁護士を対象に、民事法律扶助制度の概要と手続の流れ、資力基準について説明。
岩手	H25.2.14	15	新規登録弁護士等を対象に、民事法律扶助及び震災法律援助の実務について説明。
秋田	H24.5.29	30	契約弁護士等を対象に、民事法律扶助制度の内容及びその手続等について説明。
青森	H25.3.2	8	新規登録弁護士を対象に、扶助制度について説明。併せて、契約案内を実施。
札幌	H24.11.13	200	弁護士及び事務所の事務員を対象に、準生活保護要件該当者の立替金償還免除手続・多重債務事件において回収した過払金を他の債権者への弁済に充てる場合の取扱い等について説明。
	H25.2.7	40	新規登録弁護士等を対象に、民事法律扶助、札幌地方事務所からの事務処理体制等について説明。
函館	-	-	研修は実施していないが、必要事項は文書により周知している。
旭川	H25.1.25	7	新規登録弁護士・新規に契約した弁護士を対象に、相談援助・代理(書類作成)援助申込等の説明(配点方法や必要書類等)、契約手続の説明、良くある問合せについて、準生活保護該当者の免除申請について説明を実施。
釧路	H25.2.20	31	契約弁護士を対象に、援助申込時の注意点について説明。
香川	-	-	説明会は開催していないが、代わりに年一回、法テラスの手引きを配布。 また、弁護士・司法書士からの個別の質問については、その都度、丁寧に説明。
徳島	H24.10.10	8	契約司法書士及び事務所の事務員を対象に、民事法律扶助業務について説明。
	H25.2.14	11	契約弁護士・契約司法書士及び事務所の事務員を対象に、民事法律扶助業務について説明。
高知	-	-	弁護士会・司法書士会と連携して周知したほか、個々の質疑に対しては個別に対応。
愛媛	H24.6.16	30	司法書士を対象に、民事法律扶助制度の活用について説明。
	H25.3.6	6	新規登録弁護士を対象に、愛媛地方事務所業務説明会を実施。

【資料51】被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況（平成25年3月末現在）

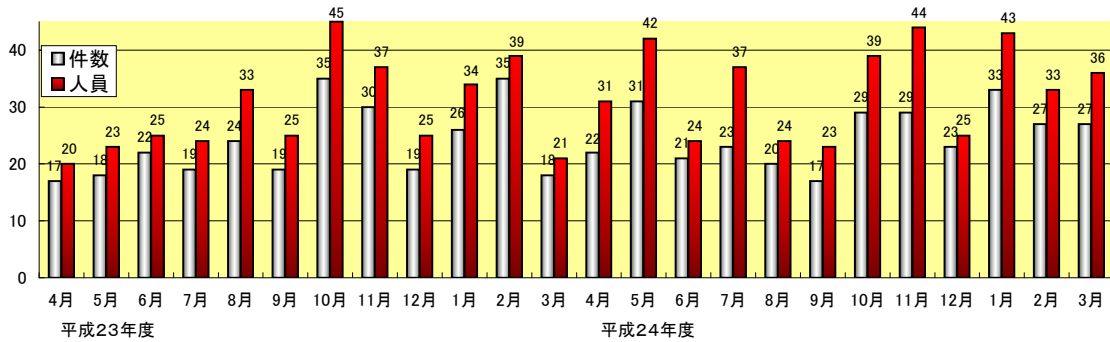
1 国選被害者参加弁護士の選定請求受付件数及び人員 1,048件 1,321名（平成20年度～平成24年度）

年度	平成20年度 合計	平成21年度 合計	平成22年度 合計	平成20～22年度 合計		
件数	29	204	231	464		
人員	32	238	299	569		

年度	平成23年度												平成23年度 合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
件数	17	18	22	19	24	19	35	30	19	26	35	18	282
人員	20	23	25	24	33	25	45	37	25	34	39	21	351

年度	平成24年度												平成24年度 合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
件数	22	31	21	23	20	17	29	29	23	33	27	27	302
人員	31	42	24	37	24	23	39	44	25	43	33	36	401

2 件数の推移（平成23年4月～平成24年3月）



3 罪名内訳

罪名	選定請求件数					
	累計	(割合)	平成20～22年度 (28か月)	平成23年度 (12か月)	平成24年度 (12か月)	
殺人(殺人未遂)	208	(19.8%)	96	45	67	
傷害	159	(15.2%)	64	53	42	
傷害致死	75	(7.2%)	28	25	22	
強姦・強制わいせつ等	351	(33.5%)	151	91	109	
危険運転致死傷	13	(1.2%)	6	2	5	
過失致死傷	業務上	5	(0.5%)	4	1	0
	重過失	3	(0.3%)	3	0	0
	自動車運転	146	(13.9%)	67	40	39
逮捕・監禁等	13	(1.2%)	6	3	4	
略取・誘拐等	5	(0.5%)	3	1	1	
人身売買	0	(0.0%)	0	0	0	
強盗致死傷・強盗強姦等	64	(6.1%)	32	19	13	
その他刑法犯	5	(0.5%)	3	2	0	
特別法犯	1	(0.1%)	1	0	0	
合計	1,048	(100.0%)	464	282	302	

【資料52】平成24年度 被疑者国選事件指名通知状況

	指名通知件数	翌日回し件数	
		翌日回し件数	24時間超過件数
東京	7,236	162	5
(多摩)	1,975	24	5
神奈川	3,128	2,555	5
(川崎)	606	418	2
(小田原)	650	550	1
埼玉	3,608	503	0
(川越)	649	55	0
千葉	3,322	1,549	21
(松戸)	672	13	0
茨城	1,383	29	1
栃木	1,315	26	1
群馬	1,393	41	2
静岡	698	9	1
(沼津)	809	25	0
(浜松)	739	4	0
山梨	439	12	1
長野	815	51	0
新潟	824	36	3
大阪	6,766	247	60
京都	1,810	58	0
兵庫	1,704	11	1
(阪神)	709	2	0
(姫路)	801	4	0
奈良	853	20	3
滋賀	926	11	9
和歌山	622	5	0
愛知	3,177	2,456	116
(三河)	1,064	382	41
三重	944	43	3
岐阜	770	21	3
福井	372	21	4
石川	516	51	4
富山	297	75	3
広島	1,841	35	8
山口	732	11	0
岡山	1,327	288	11
鳥取	301	1	0
島根	296	9	0
福岡	2,628	596	29
(北九州)	1,017	18	2
佐賀	567	92	0
長崎	542	80	6
大分	462	16	3
熊本	1,028	22	6
鹿児島	623	15	0
宮崎	658	32	4
沖縄	1,108	39	10
宮城	1,202	337	6
福島	948	193	16
山形	446	117	0
岩手	496	19	1
秋田	401	65	0
青森	485	78	4
札幌	1,749	21	0
函館	312	2	0
旭川	314	4	0
釧路	449	25	0
香川	704	1	0
徳島	323	6	2
高知	382	7	0
愛媛	744	91	3
合計	73,677	11,689	406

【資料53】 立替金残高表

(単位:円)

	金額
期首立替金残高	35,812,184,336
新規立替額	15,615,952,715
償還額	△ 9,982,361,203
償還免除額	△ 4,499,507,066
みなし消滅額	△ 70,006,758
期末立替金残高	36,876,262,024

※金額は、民事法律扶助及び震災法律援助の合計である。

【資料54】 法律相談費

(単位:円)

地方事務所	法律相談援助				
	センター相談	事務所相談	相談件数計	簡易援助	金額
	件数	件数		件数	
東京	33,085	7,622	40,707	138	204,473,500
神奈川	10,416	6,798	17,214	51	86,213,950
埼玉	5,572	5,492	11,064	93	51,390,150
千葉	6,040	4,221	10,261	47	49,450,800
茨城	1,187	5,415	6,602	17	27,377,700
栃木	875	3,006	3,881	21	19,675,950
群馬	1,251	1,027	2,278	5	9,328,200
静岡	4,362	2,263	6,625	64	24,672,900
山梨	1,625	1,150	2,775	4	13,495,650
長野	400	2,467	2,867	30	14,336,700
新潟	1,799	2,960	4,759	32	23,522,100
大阪	15,695	7,957	23,652	42	121,243,160
京都	4,525	2,357	6,882	33	32,022,040
兵庫	5,568	5,480	11,048	84	56,134,050
奈良	974	2,455	3,429	19	15,219,750
滋賀	914	1,629	2,543	17	10,461,150
和歌山	946	817	1,763	2	8,655,150
愛知	5,598	2,226	7,824	78	36,127,850
三重	1,163	1,583	2,746	15	14,991,900
岐阜	2,031	814	2,845	18	7,541,100
福井	612	798	1,410	1	6,913,200
石川	794	1,292	2,086	3	11,199,300
富山	665	570	1,235	3	4,758,600
広島	2,866	4,365	7,231	28	33,638,720
山口	1,239	1,968	3,207	13	14,348,250
岡山	1,311	1,384	2,695	21	13,657,350
鳥取	844	1,070	1,914	14	7,406,700
島根	1,033	750	1,783	13	6,285,300
福岡	6,985	7,045	14,030	44	64,588,650
佐賀	751	1,522	2,273	20	10,648,050
長崎	1,777	3,021	4,798	69	19,150,950
大分	2,205	2,080	4,285	26	19,816,650
熊本	1,335	3,795	5,130	39	22,228,500
鹿児島	992	3,623	4,615	39	20,852,650
宮崎	1,229	3,883	5,112	68	23,552,550
沖縄	2,334	3,215	5,549	26	25,071,790
宮城	12,605	8,195	20,800	10	110,979,930
福島	4,033	6,394	10,427	27	61,146,918
山形	626	1,984	2,610	6	13,055,700
岩手	2,916	5,568	8,484	50	41,943,780
秋田	1,099	1,916	3,015	14	14,877,450
青森	2,482	1,618	4,100	48	13,364,400
札幌	37	10,354	10,391	57	54,392,670
函館	1,176	364	1,540	8	4,384,830
旭川	582	1,761	2,343	12	11,914,980
釧路	598	2,804	3,402	36	16,294,950
香川	887	1,203	2,090	11	7,929,600
徳島	1,098	1,031	2,129	9	9,990,750
高知	1,069	1,020	2,089	33	7,892,850
愛媛	1,011	986	1,997	11	7,794,150
合計	161,217	153,318	314,535	1,569	1,506,413,918

※ 民事法律扶助及び震災法律援助の合計。

※ 相談件数には常勤弁護士によるものを含んでいるが、金額には含まない。

※ センター相談件数には、指定相談場所での相談及び出張・巡回相談の件数を含む。

【資料55】 代理援助立替金実績

(単位:円)

地方事務所	実費	着手金	報酬	保証金	合計
東京	498,843,101	1,701,584,579	137,412,069	△ 20,000	2,337,819,749
神奈川	219,293,168	721,052,110	89,006,210	3,000	1,029,354,488
埼玉	120,759,643	461,902,301	48,066,535	80,000	630,808,479
千葉	90,836,358	375,639,769	33,008,407	0	499,484,534
茨城	39,945,020	166,247,874	13,375,155	△ 18,000	219,550,049
栃木	32,265,463	132,924,895	14,259,864	0	179,450,222
群馬	31,127,457	127,955,400	25,876,826	0	184,959,683
静岡	53,953,661	246,442,451	28,294,809	0	328,690,921
山梨	17,509,146	73,006,500	9,749,601	0	100,265,247
長野	24,820,771	107,767,100	18,972,605	0	151,560,476
新潟	37,600,459	169,127,750	27,275,162	0	234,003,371
大阪	239,606,304	997,346,695	113,099,605	0	1,350,052,604
京都	70,258,431	290,860,985	36,121,982	0	397,241,398
兵庫	103,734,986	433,158,830	49,745,822	0	586,639,638
奈良	39,247,005	155,358,825	17,288,370	△ 20,000	211,874,200
滋賀	20,211,159	81,825,145	10,745,647	0	112,781,951
和歌山	19,079,304	75,792,249	6,838,512	0	101,710,065
愛知	99,710,227	380,888,550	55,268,726	0	535,867,503
三重	22,032,603	91,081,850	15,207,696	0	128,322,149
岐阜	20,975,504	89,715,363	8,010,708	0	118,701,575
福井	12,801,751	53,169,100	4,852,970	0	70,823,821
石川	24,136,889	100,748,000	14,080,624	0	138,965,513
富山	11,475,796	47,089,450	5,526,150	0	64,091,396
広島	59,407,905	215,922,103	16,163,557	0	291,493,565
山口	19,730,778	82,957,200	11,650,137	0	114,338,115
岡山	31,775,742	133,760,250	11,898,018	0	177,434,010
鳥取	13,860,920	56,113,837	7,302,114	0	77,276,871
島根	13,802,343	53,908,528	9,567,331	0	77,278,202
福岡	149,324,181	630,086,335	71,509,223	0	850,919,739
佐賀	16,754,368	76,051,450	6,442,908	0	99,248,726
長崎	32,888,719	135,692,820	14,529,682	0	183,111,221
大分	28,773,386	118,452,925	11,971,446	0	159,197,757
熊本	40,321,896	166,835,300	19,911,505	0	227,068,701
鹿児島	33,495,803	145,682,105	18,024,474	0	197,202,382
宮崎	45,040,875	167,554,425	14,134,891	0	226,730,191
沖縄	27,782,200	117,319,700	20,729,240	0	165,831,140
宮城	72,843,467	292,652,598	49,547,661	0	415,043,726
福島	23,086,536	95,370,651	10,545,437	0	129,002,624
山形	25,058,115	115,926,375	15,368,551	0	156,353,041
岩手	26,766,347	113,830,900	12,241,022	0	152,838,269
秋田	19,943,838	88,764,262	7,655,254	0	116,363,354
青森	24,255,770	106,522,450	6,735,381	0	137,513,601
札幌	138,785,793	519,530,575	48,441,647	0	706,758,015
函館	15,223,570	75,226,950	5,375,974	0	95,826,494
旭川	28,481,363	105,219,209	17,106,893	0	150,807,465
釧路	33,738,560	130,294,640	21,206,469	0	185,239,669
香川	11,080,256	48,085,600	7,258,971	0	66,424,827
徳島	13,699,749	55,025,669	4,065,086	35,000	72,825,504
高知	12,058,293	49,319,250	6,035,378	0	67,412,921
愛媛	15,752,660	71,259,345	4,788,043	0	91,800,048
合計	2,823,957,639	11,048,051,223	1,232,290,348	60,000	15,104,359,210

※実費、着手金及び報酬の金額は、いずれも民事法律扶助及び震災法律援助の合計額である。

※実費、着手金及び報酬の金額は、いずれも立替金と代理援助負担金(常勤弁護士の場合)の合計額である。

【資料56】書類作成援助立替金実績

(単位:円)

地方事務所	実費	報酬	合計
東京	3,557,190	13,677,700	17,234,890
神奈川	6,009,880	19,388,250	25,398,130
埼玉	4,400,380	14,744,625	19,145,005
千葉	2,532,750	9,391,500	11,924,250
茨城	475,740	2,042,250	2,517,990
栃木	946,950	1,821,750	2,768,700
群馬	988,610	3,465,000	4,453,610
静岡	4,209,500	15,932,750	20,142,250
山梨	355,350	1,123,500	1,478,850
長野	1,596,510	6,688,500	8,285,010
新潟	2,448,745	9,379,125	11,827,870
大阪	10,851,080	38,367,700	49,218,780
京都	3,719,750	11,586,175	15,305,925
兵庫	8,516,650	30,069,875	38,586,525
奈良	1,814,410	4,436,250	6,250,660
滋賀	1,021,300	4,000,500	5,021,800
和歌山	844,480	3,717,000	4,561,480
愛知	3,704,040	12,616,500	16,320,540
三重	2,434,345	8,851,500	11,285,845
岐阜	773,450	3,386,250	4,159,700
福井	235,290	1,097,250	1,332,540
石川	890,600	2,677,500	3,568,100
富山	485,160	2,220,750	2,705,910
広島	3,449,960	10,574,000	14,023,960
山口	929,510	3,546,375	4,475,885
岡山	1,487,220	5,271,000	6,758,220
鳥取	352,290	1,344,000	1,696,290
島根	390,470	1,554,000	1,944,470
福岡	10,891,400	39,708,250	50,599,650
佐賀	1,594,120	4,840,500	6,434,620
長崎	1,222,510	4,137,000	5,359,510
大分	701,030	2,021,250	2,722,280
熊本	3,699,510	9,908,750	13,608,260
鹿児島	3,957,560	13,193,250	17,150,810
宮崎	668,160	2,667,000	3,335,160
沖縄	6,226,290	25,585,750	31,812,040
宮城	507,320	2,100,000	2,607,320
福島	761,610	2,462,250	3,223,860
山形	348,580	1,517,250	1,865,830
岩手	571,870	2,593,500	3,165,370
秋田	1,078,830	3,123,750	4,202,580
青森	1,974,050	7,623,000	9,597,050
札幌	3,774,670	10,480,250	14,254,920
函館	429,870	1,942,500	2,372,370
旭川	443,030	1,753,500	2,196,530
釧路	426,450	1,724,250	2,150,700
香川	210,870	866,250	1,077,120
徳島	482,370	1,848,000	2,330,370
高知	3,328,790	11,607,750	14,936,540
愛媛	1,045,180	3,152,250	4,197,430
合計	113,765,680	397,827,825	511,593,505

※ 実費及び報酬の金額は、いずれも民事法律扶助及び震災法律扶助の合計額である。

※ 実費及び報酬の金額は、いずれも立替金と書類作成援助負担金(常勤弁護士の場合)の合計額である。

【資料57】平成23年度委託援助事業統計表(申込総受理件数)

	H23.4.1 ~ H24.3.31									
	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	子ども	外国人	精神障害者等	高齢者等	合計	法律相談(内数)
東京	1,961	968	104	394	51	480	12	423	4,393	486
神奈川	235	685	55	3	20	35	2	35	1,070	8
埼玉	366	474	24	0	1	11	0	113	989	9
千葉	143	456	24	15	5	30	0	55	728	24
茨城	25	63	4	1	2	28	0	10	133	14
栃木	7	137	2	0	0	4	0	6	156	0
群馬	21	133	5	3	0	6	1	18	187	0
静岡	148	174	14	0	0	3	1	17	357	3
山梨	17	56	1	0	0	0	5	4	83	4
長野	20	100	3	0	0	2	0	1	126	0
新潟	73	121	6	0	0	3	0	5	208	4
大阪	910	698	49	44	5	142	13	166	2,027	123
京都	206	299	24	1	3	5	9	24	571	9
兵庫	83	284	12	6	0	15	5	53	458	4
奈良	34	87	12	0	0	1	1	19	154	2
滋賀	23	67	8	0	3	1	0	8	110	4
和歌山	17	79	1	0	1	0	2	3	103	0
愛知	306	636	42	17	15	112	13	78	1,219	71
三重	37	104	2	0	1	2	0	17	163	0
岐阜	43	103	2	0	0	1	0	21	170	0
福井	31	37	5	0	0	0	0	13	86	0
石川	31	36	6	0	1	0	0	15	89	0
富山	17	23	3	0	0	0	0	5	48	2
広島	132	234	23	0	12	3	18	24	446	19
山口	56	77	2	0	0	0	0	3	138	0
岡山	164	152	12	0	14	1	4	15	362	1
鳥取	16	27	4	0	0	0	0	4	51	1
島根	13	36	5	0	0	3	2	1	60	5
福岡	530	664	37	0	4	4	349	145	1,733	320
佐賀	55	102	5	0	0	0	16	13	191	12
長崎	46	61	9	0	3	1	1	6	127	1
大分	52	46	19	0	0	0	2	3	122	11
熊本	50	125	15	0	0	0	0	2	192	0
鹿児島	23	78	18	0	3	4	10	8	144	11
宮崎	98	97	2	0	0	0	1	4	202	0
沖縄	104	210	9	0	1	1	0	1	326	3
宮城	167	169	15	0	0	1	4	18	374	4
福島	29	87	1	0	0	0	0	8	125	0
山形	50	42	4	0	2	0	0	8	106	4
岩手	90	19	4	0	0	1	7	0	121	6
秋田	23	18	1	0	1	2	0	0	45	0
青森	40	41	2	0	0	0	4	2	89	3
札幌	330	208	17	0	0	1	6	9	571	1
函館	35	49	10	0	0	0	2	1	97	8
旭川	29	40	2	0	0	0	0	0	71	0
釧路	31	24	0	0	0	0	0	2	57	0
香川	28	112	9	0	0	1	0	21	171	5
徳島	4	52	3	0	4	7	0	4	74	0
高知	4	71	20	0	2	0	0	7	104	14
愛媛	8	81	1	0	0	0	1	8	99	2
合計	6,961	8,742	657	484	154	911	491	1,426	19,826	1,198
予定件数	5,900	9,100	718 (138)	678 (408)	162 (2)	1,238 (468)	590 (340)	1,834 (144)	20,220 (1,500)	1,500

注) 予定件数の()内は、各援助項目件数内の法律相談の予定件数

	申込総件数	予定件数	1日平均申込件数	
			実績	予定
被疑者・少年援助件数	15,703	15,000	42.90	41.10
その他	4,123	5,220	11.27	14.30
合計	19,826	20,220	54.17	55.40
中国残留孤児基金援助	10	10	-	-

	申込総件数	予定件数	1日平均申込件数	
			実績	予定
被疑者	6,961	5,900	19.02	16.16
少年	8,742	9,100	23.89	24.93
犯罪被害者	657	718	1.80	1.97
難民	484	678	1.32	1.86
子ども	154	162	0.42	0.44
外国人	911	1,238	2.49	3.39
精神障害者等	491	590	1.34	1.62
高齢者等	1,426	1,834	3.90	5.02
合計	19,826	20,220	54.17	55.40

月 別 統 計

	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	子ども	外国人	精神障害者等	高齢者等	合計	(参考)H22	(参考)H21
4月	499	562	56	67	12	61	56	119	1,432	1,299	2,044
5月	598	648	36	44	13	65	50	125	1,579	1,327	2,025
6月	667	809	45	61	8	78	37	149	1,854	1,685	1,612
7月	565	807	53	41	11	55	37	124	1,693	1,622	1,587
8月	585	797	66	36	16	72	52	114	1,738	1,468	1,338
9月	529	721	61	31	16	72	31	109	1,570	1,480	1,352
10月	671	829	38	37	8	79	31	105	1,798	1,581	1,490
11月	616	875	55	33	19	51	33	110	1,792	1,614	1,480
12月	463	773	55	22	12	95	34	119	1,573	1,375	1,314
1月	518	527	59	21	14	101	30	113	1,383	1,218	1,052
2月	608	685	58	50	10	82	47	113	1,653	1,370	1,342
3月	642	709	75	41	15	100	53	126	1,761	1,548	1,528
合計	6,961	8,742	657	484	154	911	491	1,426	19,826	17,587	18,164

(参考:月平均)	580	729	55	40	13	76	41	119	1,652		
----------	-----	-----	----	----	----	----	----	-----	-------	--	--

【資料58】 業務別セグメント情報

(単位:円)

	情報提供	民事法律扶助	国選弁護	司法過疎対策	犯罪被害者支援	受託	法人共通	合計
事業費用	473,451,947	6,251,417,532	15,854,498,090	330,461,062	90,170,095	2,059,545,186	8,260,842,779	32,812,825,956
事業収益	473,451,947	6,251,417,532	15,852,391,591	330,461,062	90,158,113	2,059,545,186	8,244,944,198	32,794,808,894
総損益	0	0	△ 2,106,499	0	△ 11,982	0	△ 15,898,581	△ 18,017,062
総資産	114,206,743	10,455,115,307	2,924,014,515	99,205,160	15,212,775	315,704,356	7,982,477,885	21,905,936,741

(注) 1 セグメント区分の方法

総合法律支援法第30条に掲げる業務に基づき、6つに区分しています。

2 各セグメントの業務内容

- ① 情報提供業務
- ② 民事法律扶助業務
- ③ 国選弁護等関連業務(被疑者・被告人)
- ④ 司法過疎対策業務(有償受任事件)
- ⑤ 犯罪被害者支援業務(国選被害者参加人)
- ⑥ 受託業務(日本弁護士連合会委託援助・中国残留孤児援護基金委託援助)

3 法人共通には管理部門経費等、セグメント配賦が不能なものを計上しています。

4 事業費用、事業収益の合計金額は、勘定間取引を相殺しています。